2017

学生便覧

埼玉工業大学
工　学　部

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
FACULTY OF ENGINEERING

埼玉工業大学歌

作詩　林　昌次
作曲　一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

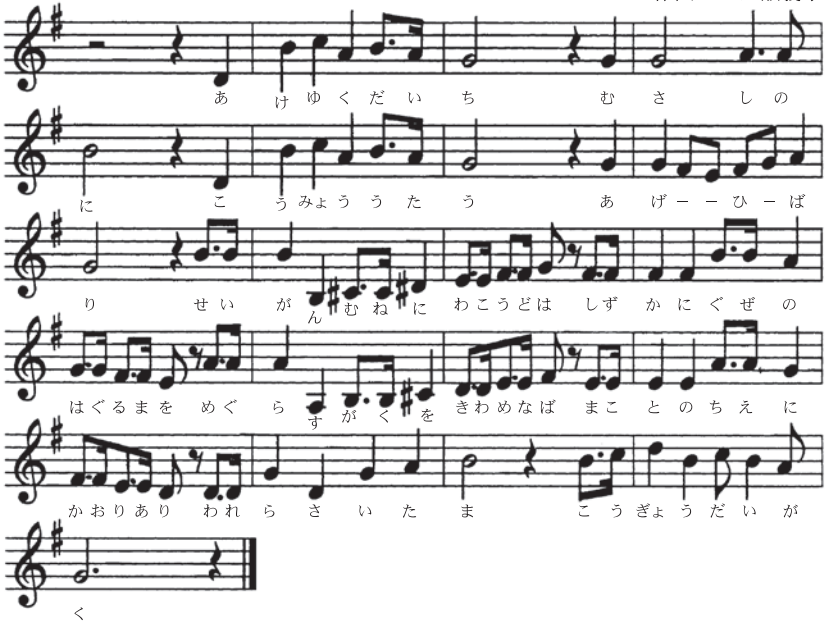

一、あけゆく大地　武蔵野に
光明うたう　揚雲雀
誓願胸に　若人は
しずかに救世の　歯車を
めぐらす学を　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

二、緑のもゆる　秩父嶺に
電光はしる　青嵐
信念胸に　若人は
世上に阿修羅　おごるとも
ただしき道を　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

三、ゆたかに澄める　大利根に
葵がいだく　金の花
浄心胸に　若人は
諸行に常の　あらざれど
久遠のいのち　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

建 学 の 精 神

本学創建の仏教精神に基づいて

１．科学の真理を窮め，
　それを世のために役立てるよう
決意することによって，
　若き日に**使命感**を養え。

２．深く科学を学び，
豊かな技術を身につけることによって，
　若き日に正しい**人生観**を養え。

３．学生，教職員及び父兄が一体となり，
学園の理想発展をめざすことによって，
　若き日に**連帯感**を養え。

（校　章）

工学部の３つの方針

【アドミッション・ポリシー】（ＡＰ）：入学者受入方針
　工学部は機械，生命環境，情報システムの分野で科学技術に対する勉学を志し，自ら積極的に学んだ知識を用いて社会の発展に貢献する希望と意欲をもつ学生を受け入れる。

【カリキュラム・ポリシー】（ＣＰ）：教育課程編成，実施方針
　21 世紀のキーテクノロジーである，機械・ロボット，バイオ・環境，応用化学，IT・電子情報などのスペシャリストを育成するため，それぞれの分野で教養科目と専門科目，および講義科目と実験・実習・演習などの体験型科目といった科目間のバランスを配慮したカリキュラム体系の下，基礎から応用にいたるまで十分な知識を教授する。

【ディプロマ・ポリシー】（ＤＰ）：学位授与，学習評価方針
　将来，それぞれの専門分野において活躍する上でベースとなる知識を修得し，さらに，問題解決力，プレゼンテーション力，探究心，倫理観など社会で要求される力を身に付けた学生に対し，工学士の学位を授与する。

各学科の３つの方針

機械工学科

【アドミッション・ポリシー】（ＡＰ）
　機械工学科では，建学の精神である使命感・人生観・連帯感の涵養を礎として，機械工学の方面で社会に貢献できる人材の育成を目的としている。
　本学科では，機械工学を学ぶ基礎学力を有し，機械技術者になることへの夢を抱いて，常に自分を磨くことを考えながら社会に貢献する意欲のある人材を受け入れる。

【カリキュラム・ポリシー】（ＣＰ）
　（1）自然の原理や法則（プリンシプル），（2）機械の機構や動作のしくみ（メカニズム），（3）技術と技能（テクニック）に関する講義・演習・実験実習をバランス良く配置して，機械工学の基礎を修得し，新しい分野を開拓することのできる応用力を養うことを目指す。
　基幹科目については講義に対して演習科目を設け，理解を促進し，実力を養成するよう配慮されている。実験実習科目を重視し，講義で学んだことを実際に体験し確認する。コンピュータの基本的な使い方を習得し，講義や実験実習でも使えるようにする。卒業研究は，それまでに学んだことの集大成と位置づけられ，未解決の問題に取り組み，結果を卒業論文としてまとめ，内容を発表するプレゼンテーション能力を養う。

【ディプロマ・ポリシー】（ＤＰ）
　次のような要件を満たしていることが，学位授与の条件となる。
（１）学科の科目内容を修得し，「ものづくり」を達成する総合的基礎学力を身につけた。
（２）未解決の問題に取り組む応用力とプレゼンテーション能力を養った。
この要件は所定の単位修得によって認定される。

生命環境化学科
　生命環境化学科は，自然科学を基盤として，化学および生物にわたる生命環境化学分野の基礎を幅広く教育し，高度な専門知識のみならず，急速な技術革新と社会環境の変化に的確に対応できる柔軟性と応用力を有し，創造性豊かで，国際性と主体性を併せ持つ有能な人材を養成することを目指している。
　上記の理念に基づき，本学科では，生命科学並びに環境科学の各領域に複合的に特化した「バイオ・環境科学専攻」，および化学系領域を基軸とした「応用化学専攻」の二専攻を設置し，基礎・専門知識のみならず，21 世紀の産業を担う新技術の開発に不可欠な豊かな創造力と，柔軟かつ論理的な思考能力を育てる体系的な教育を実施している。

【アドミッション・ポリシー】（ＡＰ）
　いずれの専攻においても，化学，生物学，数学，英語などの基礎学力の向上のみならず，自然科学の幅広い総合的な知識並びに実験科学等の実学に対して深い興味と素質を持ち，生命科学・環境科学・材料科学分野の発展に貢献しうる問題解決能力と実践的応用力を潜在的に併せ持つ入学生を選抜している。
具体的には，次のような学生像が本学科に適合すると考える。
（１）自然科学に深い興味や関心をもち，以下に例示するテーマを基盤として積極的に取り組む意欲のある人。
　・生物や生命の仕組みの探求と機能解明，および工学的応用
　・環境の保全（地域的・地球的視野のいずれでも）とその環境浄化技術の開発、および新エネルギー開発
　・物質や材料の機能の解明や創製，および新素材，新規機能材料の開発
（２）いわゆる「実験」が好きで，技術力，実践力を実社会で大いに発揮したい人。
（３）好奇心が旺盛で，失敗を恐れず積極的にチャレンジする挑戦心に富む人。
（４）自らの興味に沿った活動を積極的に展開し，世界を開拓したいパイオニア精神を持つ人。
（５）身につけた科学的知識や技術などの多彩な経験を，専門職業人として生かす意欲のある人。

【カリキュラム・ポリシー】（ＣＰ）
　生命環境化学科では，学際的・技術的・実践的な視点における自然科学の複合体系をベースとした教育研究を基礎理念に据え，「バイオ・環境科学専攻」「応用化学専攻」の２つの専

攻を設置している。

「バイオ・環境科学専攻」は，生命科学，環境科学の基礎となる化学・生物分野を複合的に網羅した実践的カリキュラムにより，バイオテクノロジーのさらなる進展や地球環境問題の解決に貢献しうる専門技術者・職業人の育成を目指す。

「応用化学専攻」は，化学領域の基礎から専門分野を総合的に網羅した体系的カリキュラムにより，人に優しく環境に調和した新素材や新材料の開発に「化学」の力で貢献しうる専門技術者・職業人の育成を目指す。

いずれの専攻も，化学および生物学の分野を基幹としつつも多方面の科学的要素との融合，とりわけ生命科学・環境科学・材料科学を大きな柱とした発展的な教育体系が整備されている。

１年次には化学・生物分野を基盤とする徹底した基礎教育と実験実習の基礎を学ぶ。２年次以降は各専攻の方向性に沿ったカリキュラムにより，生命科学・環境科学・材料科学各分野の専門知識を体系的に習得するとともに，論理的な思考能力の向上を目指す。いずれの専攻のカリキュラムも，実験科目を豊富に含み，基礎から応用まで多彩な実験を習得できる点が特長である。

４年次の卒業研究Ⅰ・Ⅱでは，１年間にわたり指導教員とマンツーマンで先端的かつ独創的な研究を行う。これにより，未知の現象に対する探究心や，問題解決能力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力，応用実践能力を育むことを目標としている。

【ディプロマ・ポリシー】（ＤＰ）

「バイオ・環境科学専攻」および「応用化学専攻」，いずれの専攻においても，化学や生物学を基軸とした体系的な教育体制の中で学修を深め，個々の専門性を高めつつ技術力を磨き，その後の卒業研究での実践力評価を経て，下記の素養を有する人物に学位を授与し，教育プログラムの完遂とする。

（１）専門知識や技術を幅広い方面に生かし，種々の課題とその解決に応用する能力を有する人物。

（２）諸問題に対して継続的に取り組み，計画的な活動を行うための専門的知識及び技術を併せ持つ人物。

（３）論理的な記述・発表・討論を行うための，高い技術や能力を有する人物。

（４）倫理観をもち，修得した専門知識や技術を，社会の発展や地球環境の保全に適切に生かすことができる人物。

上記の方針に基づき，これまで，民間企業のほか，公務員，教員をはじめ，専門的研究者・技術者として社会で活躍する多彩な職業人を輩出している。

情報システム学科

【アドミッション・ポリシー】（ＡＰ）

これからの高度情報化社会（情報通信，電気自動車，情報家電，物流など）を支える ICT（情

報通信技術；Information and Communication Technology)技術者が強く求められている。ソフトウェア，ハードウェアに精通して総合力を発揮し情報システムを構築できる ICT 技術者の養成を教育の理念としている。このため，本学科ではソフトウェアに重点を置いた情報システム技術(コンピュータ，ネットワーク，ソフトウェア，プログラミング，CG 等)と，電子工学に重点を置いた電子情報技術(電子デバイス，電子回路，通信，ディジタル情報など)を教育しており，以下の適性を持つ学生を入学試験で求めている。

(１)情報システム学の学習に必要な基礎学力とコミュニケーション能力を有する人
(２)コンピュータ，情報通信の分野に強い興味と関心を持つ人
(３)電子工学に関する高度な専門知識を身につけ社会でニーズの高い電子技術者を目指したい人
(４)好奇心が旺盛で，何事にも積極的かつ自主的に取り組む人
(５)ものづくりに興味があり，自分の手で新しいものを創り出すことに興味のある人

【カリキュラム・ポリシー】（ＣＰ）

本学科では，コンピュータ・情報・ネットワークに関するソフトウェア系の学問を学ぶ IT(情報技術)専攻と電子回路・通信システム・デバイスに関するハードウェア系の学問を学ぶ電子情報専攻を設けている。各専攻では，専攻の必修科目だけでなく，必要に応じて双方の授業を受講できるカリキュラムを設定している。２年次への進級時に学生の希望により「IT 専攻」または「電子情報専攻」を選択させ，専門性を高める教育・研究指導を行う。

１～２年次には，専門分野の基礎となる物理や数学のほかにも，国際性，文化や人間，社会など人間性を養う教養科目を用意している。教育効果を高めるため，１年次，２年次の専門科目（コンピュータ実習，プログラミング言語など）は３～４クラスによる少人数授業を実施する。３年次に卒業研究の担当教員の下で少人数ゼミを行い，卒業研究に必要な専門知識を教育する。また，キャリア教育により職業観を身につけさせる。４年次の卒業研究では，各学生に研究テーマを与え，未知の問題解決へのアプローチを指導する。１年間の卒業研究を通して，思考力，問題解決力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を養成する。

【ディプロマ・ポリシー】（ＤＰ）

次の要件を満たした人材に学位を授与します。要件の確認は卒業研究と所定の単位の取得により行います。

(１)情報システム学(情報工学と電子工学)の基礎と応用を理解している。
(２)情報システムを設計・構築できる能力を有している。
(３)社会の変化に対応できる教養・判断力・倫理観を身につけており，
未知のテーマに取り組む際に自ら考え工夫し問題を解決できる。

《目　　次》

大学校歌
建学の精神
工学部の３つの方針

1 大学の概要

1　埼玉工業大学の概要 …… １０
　１．１　校章の由来
　１．２　大学の沿革
　１．３　大学の構成
　１．４　事務局の主な取扱事項
　１．５　学生の書類提出先
　１．６　証明書類の申込先
2　学籍 …… １６
　２．１　学生証
　２．２　学籍番号
　２．３　学籍の異動
3　学費 …… １８
　３．１　学費の納入方法
　３．２　学費の納入期限
　３．３　学費の延納願い
　３．４　学費未納者の除籍
4　学生への連絡及び通知 …… １８
5　学事予定表 …… ２０
6　新入生オリエンテーション・ウィーク日程表 ‥ ２２
7　学年暦 …… ２３

2 履修要項

1　授業科目 …… ２６
　１．１　単位
　１．２　履修の必修と選択
　１．３　開講期間
　１．４　履修学年
　１．５　授業時間割表
2　単位の認定 …… ２８
　２．１　履修計画
　２．２　履修登録
　２．３　履修届未提出者の除籍
3　授業 …… ３０
　３．１　授業への出席
　【出欠端末利用について】
　３．２　レポート等の提出期限を守ること
　３．３　交通機関の運休等に伴う休講措置について
4　試験 …… ３３
　４．１　定期試験
　４．２　追試験
　４．３　再試験
　４．４　定期試験等における不正行為について
5　成績 …… ３５
　５．１　成績評価の表示方法
　５．２　成績の発表
　５．３　成績通知書の送付
6　再履修 …… ３６
7　インターネットを利用した履修登録方法 …… ３７

3 進級・卒業の要項

【機械工学科】
　１　授業科目一覧 ……４２
　２　授業科目配当表 ……４６

【生命環境化学科】
　１　授業科目一覧 ……５０
　２　授業科目配当表 ……５４

【情報システム学科】
　１　授業科目一覧 ……５８
　２　授業科目配当表 ……６０

4 学生生活（Ⅰ）

《これだけは知っておきたい》

1　学籍の確認 ……６４
　１．１　学生証（身分証明書）
　１．２　学生証の交付と更新
　１．３　学生証の再発行
　１．４　学生証の返還
　１．５　身上の異動・身上申告書の訂正
2　傷害保険・損害賠償保険について ……６４
　２．１　学生教育研究災害傷害保険・
　　学研災付帯賠償責任保険（全員加入保険）
　２．２　傷病見舞金制度
　２．３　学研災付帯学生生活総合保険（任意加入保険）
3　緊急災害対応について ……６６

《学生生活を送るうえでの注意》

1　ガイダンス ……６８
2　大学からの連絡 ……６８
3　通学定期乗車券 ……６８
4　学割証（学生旅客運賃割引証） ……６８
　４．１　学割証の発行条件
　４．２　学割証の発行
　４．３　学割証利用の有効期間
5　通学の方法 ……６９
　５．１　スクールバスの利用
　５．２　自動車・オートバイによる車両通学
　５．３　車両登録の方法等について
　５．４　学生駐車場
　５．５　安全運転のポイント
6　学生食堂 ……７１
　６．１　大食堂
　６．２　エスパース・ヴェール（食堂）
　６．３　カフェ・ロータス（軽食堂）
7　購買部 ……７２
8　セブンイレブン埼玉工業大学店 ……７２
9　大学構内における喫煙・飲酒
　及び美化衛生について（遵守事項） ……７２
10　学生活動に関する願出・届出の提出について …７２
　10．１　団体
　10．２　集会
　10．３　掲示
　10．４　大学の施設・設備等を借用する場合
　10．５　学生活動の注意事項
11　遺失物・拾得物について ……７４

5 学生生活（Ⅱ）

《学生生活充実のために》

1　悩みごとなどの相談 …… ７６
　１．１　学生相談室
　１．２　学生委員について（学生相談）
　１．３　セクシュアル・ハラスメント及び
　　アカデミック・ハラスメントの防止について

2　学習支援センター …… ７７
　２．１　学習支援センターとは
　２．２　利用できるもの
　２．３　担当教員
　２．４　開館時間

3　健康相談 …… ７８
　３．１　保健室の利用
　３．２　定期健康診断
　３．３　健康診断証明書の発行
　３．４　健康診断結果報告書の発行
　３．５　保険証の携帯
　３．６　飲酒の恐ろしさ
　３．７　エイズに関する基礎知識
　３．８　禁煙運動について
　３．９　大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について
　３．10　若年女性に急増中の子宮頸がんついて
　３．11　大学周辺の主な医療機関

4　奨学金制度 …… ８３
　４．１　学校法人智香寺学園特別奨学金制度
　４．２　埼玉工業大学後援会奨学金制度
　４．３　浄土宗 宗立・宗門校奨学金制度
　４．４　日本学生支援機構奨学金
　４．５　留学生関係の奨学金制度
　４．６　その他の奨学金制度
　４．７　教育ローン
　４．８　提携教育ローン
　４．９　学費貸付制度

5　生活相談 …… ８７
　５．１　アパートの紹介
　５．２　アルバイトの紹介
　５．３　国民年金の加入
　５．４　悪徳商法

6　厚生施設 …… ９０
　６．１　契約施設について
　６．２　温水プール施設「パティオ」について

7　日本学生支援機構について …… ９１

8　オフィス・アワー（相談時間）について …… ９２

9　個別指導（個別面談と補習授業）について …… ９５

6 資格の取得

1　資格の取得について …… ９７

2　資格の概要 …… ９７
　２．１　機械関係
　２．２　環境関係
　２．３　情報関係

7 教職課程

1　本学で取得できる教員免許状の種類と教科 …１００
　１．１　工学部

2　教職課程の登録方法 ……１００
　２．１　在学生
　２．２　編入学生
　２．３　教職課程科目等履修生

3　教員免許状取得に必要な単位の修得方法 ……１０１
　３．１　教員免許状取得に必要な科目の単位数
　３．２　教員免許状取得に必要な科目の単位数の内訳詳細

4　履修カルテの作成（必須） ……１０４

5　教職課程の離脱について ……１０４

6　教員免許状の申請 ……１０５

7　教員採用試験 ……１０５

8　模擬試験・資格試験・教職学生ボランティア １０５

9　教職センターの利用（相談・支援） ……１０５

8 就職 ……１０８

9 図書館・情報基盤センター・先端科学研究所

1　図書館 …… １１０

2　情報基盤センター …… １１２

3　先端科学研究所 ……１１３

10 学則・諸規程

１　埼玉工業大学学則 …… １１６
１－１　学長裁定 …… １３３
２　埼玉工業大学工学部規程 …… １３４
３　埼玉工業大学工学部規程別表 …… １３９
埼玉工業大学工学部規程別表Ⅱ …… １４０
埼玉工業大学工学部規程別表Ⅲ …… １４６
埼玉工業大学工学部規程別表Ⅳ …… １４７
３－１　工学部履修細則 …… １５７
３－２　他学科及び他学部の科目履修に関する内規 …… １６２
他学科他学部科目履修許可願
３－３　定期試験等における不正行為者処分規程 …… １６７
４　工学部単位認定規程 …… １６８
５　埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程 …… １６９
６　埼玉工業大学工学部再入学規程 …… １７０
７　埼玉工業大学工学部転入学・編入学規程 …… １７２
８　埼玉工業大学転学部規程 …… １７３
９　工学部転学科細則 …… １７４
10　埼玉工業大学外部研究生の取扱い規程 …… １７５
11　研究生規程 …… １７８
12　科目等履修生規程 …… １８０
13　教職課程科目等履修生規程 …… １８２
14　学生の諸活動に関する規程 …… １８４
15　学生の諸活動に関する規程細則 …… １８６
16　大乗殿利用心得 …… １８８
17　部室使用細則 …… １８９
18　休学者の学費に関する細則 …… １９０
19　埼玉工業大学学費納付細則 …… １９１
20　学校法人智香寺学園特別奨学金制度規程 …… １９４
21　外国人留学生規程 …… １９６
22　私費外国人留学生の学費減免に関する規程 …… １９８
23　埼玉工業大学奨学生規程 …… ２００
24　埼玉工業大学後援会奨学金制度規程 …… ２０２
25　埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程 …… ２０４
26　埼玉工業大学学部生の学会発表にかかる旅費の取扱要項 …… ２０５

11 大学の校舎配置

１　施設案内図 …… ２０８

２　建物の各階平面図

１号館 …… ２１０
２号館 …… ２１１
５号館，７号館 …… ２１２
６号館 …… ２１３
８号館，９号館 …… ２１４
１０号館 …… ２１５
１９号館 …… ２１６
２１号館 …… ２１７
２２号館 …… ２１８
２３号館 …… ２２０
２４号館 …… ２２１
２６号館 …… ２２２
２７号館 …… ２２５
２９号館 …… ２２８
３０号館 …… ２２９
３１号館 …… ２３２
３２号館 …… ２３３
３３号館 …… ２３４
臨床心理センター …… ２３５

大 学 の 概 要

1　埼玉工業大学の概要

1．1　校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は，徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合せたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は，当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康公のご生母「於大の方」に縁りの寺院（茶毘の地）であり，その法名が「伝通院殿蓉誉光岳智香大禅定尼」であったためである。

なお，「三つ葉葵」の三つの葉には，それぞれに，本学の建学の精神である使命感，人生観，連帯感の三つの理想があらわされている。

1．2　大学の沿革

明治36年２月　東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正５年６月　実業学校に類する各種学校と認定（東京府）
大正11年４月　東京市神田駿河台３丁目２番地に移転
昭和10年４月　東京高等商工学校と改称
昭和13年４月　商業科を廃止，３ヵ年制の高等工学科を新設し，聖橋高等工学校と改称
昭和19年４月　財団法人聖橋学園設立し，聖橋工業学校（４年制）に昇格
昭和22年４月　新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年４月　新学制により聖橋高等学校開設（普通科・機械科）
昭和25年４月　聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年３月　財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年９月　東京都荒川区尾久町５丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年４月　定時制に商業科併設
昭和36年４月　埼玉県大里郡岡部町大字普済寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校（機械科）を開設
昭和37年３月　聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年４月　埼玉県大里郡岡部町普済寺1690番地に聖橋工業高等専門学校（５年制）開設
昭和46年３月　荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校（全日制・定時制）を閉校
昭和48年12月　学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称

昭和51年４月　埼玉工業大学に工学部を開設　初代学長に工学博士永井芳男就任
（入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名）
昭和53年４月　埼玉工業大学工学部教職課程の設置（免許教科「高一種工業」）
昭和54年３月　聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年４月　埼玉工業大学工学部の学生定員を変更
（入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名）
昭和58年４月　埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年４月　埼玉工業大学専門学校（情報処理学科・ビジネス学科）開設
平成２年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　環境工学科　電子工学科　入学定員各100名）
平成３年４月　埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
埼玉工業大学科学技術研究所を設置
平成４年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　環境工学科　電子工学科　入学定員各160名）
平成７年７月　埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成10年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設
（入学定員　システム工学専攻10名　物質科学工学専攻10名）
平成11年４月　埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し，ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年４月　埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月　埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成11年11月　韓国全北大学校工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成12年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し，同時に同修士課程を博士前期課程に変更
（博士後期課程入学定員　システム工学専攻２名　物質科学工学専攻２名）
（博士前期課程入学定員　システム工学専攻10名　物質科学工学専攻10名）
平成12年４月　埼玉工業大学工学部学生定員変更
（入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名）

平成12年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各152名）
平成12年６月　中国鞍山科技大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成12年12月　学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併
平成13年３月　埼玉工業大学専門学校閉校
平成13年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各144名）
平成13年４月　工学部応用化学科の教職免許教科を変更（免許教科「高一種理科」）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部情報工学科を開設（入学定員　80名）
平成14年４月　埼玉工業大学人間社会学部を開設
（情報社会学科　入学定員120名　編入学定員　（２年次）５名（３年次）20名）
（心理学科　　入学定員 80名　編入学定員　（２年次）５名（３年次）10名）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部学生定員変更
（機械工学科80名　応用化学科80名　電子工学科80名）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
（機械工学科　応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名）
平成15年４月　埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
平成15年４月　埼玉工業大学工学部情報工学科に教職課程認定
（免許教科「高一種数学」「高一種情報」）
平成15年４月　埼玉工業大学人間社会学部情報社会学科に教職課程認定
（免許教科「高一種公民」「高一種情報」）
平成15年４月　埼玉工業大学人間社会学部心理学科に教職課程認定
（免許教科「高一種公民」）
平成15年４月　埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各88名）
平成15年４月　埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称
平成16年４月　ポーランド日本情報工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年５月　アルマティ工業大学（カザフスタン）と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年５月　埼玉工業大学臨床心理センターを設置
平成18年４月　埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設
（入学定員　情報社会専攻10名　心理学専攻15名）
平成19年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組
（入学定員　システム工学専攻６名　電子工学専攻７名　応用化学専攻７名）
埼玉工業大学工学部を改組
（入学定員　機械工学科 60 名　生命環境化学科 80 名　情報システム学科 120 名
ヒューマン・ロボット学科 60 名）
平成20年４月　埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更
（入学定員　情報社会学科120名　心理学科80名）
平成21年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　　情報システム学科　110名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科　　110名）
平成22年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組
（入学定員　システム工学専攻２名　電子工学専攻２名　応用化学専攻２名）
平成23年４月　埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任
平成23年４月　埼玉工業大学埼玉工業大学工学部を改組
（入学定員　機械工学科 110 名　生命環境化学科 80 名　情報システム学科 120 名）
平成24年４月　埼玉工業大学に学習支援センター，キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置
平成25年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　機械工学科110名　生命環境化学科100名　情報システム学科130名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科100名　心理学科60名）
埼玉工業大学にものづくり支援センターを設置
平成27年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　機械工学科115名　生命環境化学科110名　情報システム学科135名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科90名　心理学科50名）
平成28年４月　埼玉工業大学にものづくり研究センターを設置
埼玉工業大学に教職センターを設置

１．３　大学の構成

埼玉工業大学（ Saitama Institute of Technology ）

１）大学院工学研究科（ Graduate School of Engineering ）

【博士前期課程】

システム工学専攻（ Department of System Engineering ）
電子工学専攻（ Department of Electronic Engineering ）
応用化学専攻（ Department of Applied Chemistry ）

【博士後期課程】

システム工学専攻（ Department of System Engineering ）
電子工学専攻（ Department of Electronic Engineering ）
応用化学専攻（ Department of Applied Chemistry ）

２）大学院人間社会研究科（ Graduate School of Human and Social Studies ）

【修士課程】

情報社会専攻（ Department of Informational Society Studies ）
心理学専攻　（ Department of Psychology ）

３）工学部（ Faculty of Engineering ）

機械工学科（ Department of Mechanical Engineering ）
生命環境化学科（ Department of Life Science and Green Chemistry ）
情報システム学科（ Department of Information Systems ）

４）人間社会学部（ Faculty of Human and Social Studies ）

情報社会学科（ Department of Informational Society Studies ）
心理学科　　（ Department of Psychology ）

５）基礎教育センター（ Foundation Study Center ）

６）先端科学研究所（ Advanced Science Research Laboratory ）

ハイテク・リサーチ・センター（ High Technology Research Center ）
臨床心理センター（ Training and Research Center of Clinical Psychology ）
国際交流研究センター（ Research Center for International Exchange ）
科学と仏教思想研究センター（ Center for Research into Science and Buddhist Thought ）
産学官交流センター（ Collaboration Center for Industry, Academia and Government ）
ものづくり研究センター（ Manufacturing Research Center ）

７）図書館（ Library ）

８）情報基盤センター（ Information Technology Center ）

９）学習支援センター（ Learning Support Center ）

１０）キャリア支援センター（ Career Support Center ）

１１）留学生支援センター（ International Students’ Support Center ）

１２）ものづくり支援センター（ Manufacturing Support Center ）

１３）教職センター（ Center for Teaching Profession ）
　　教職課程（ Course for Teaching Profession ）

１４）事務局（ Administration Office ）
　　法人本部　　（ 管財課　会計課 ）
　　総務部　　（ 総務課 ）
　　教学部　　（ 学生課　教務課　就職課 ）
　　教育研究協力部（ 教育研究協力課　情報技術課　学術情報課 ）

１．４　事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間
　月曜日～金曜日　　９：００～１７：００
　土曜日　　９：００～１３：００（ ※ 第２及び第４土曜日は休業日です）

事務局の主な取扱事項
① 法人本部
　管財課（26 号館８Ｆ）
　・施設・設備の管理　　・構内の整備・清掃
　・スクール・バスの運行
　会計課（26 号館８Ｆ）
　・学費振込票の交付　　・学費の収納・督促
　・学生会・後援会等諸会費の受託収納　　・証明書等手数料収納
② 総務部
　総務課（26 号館８Ｆ）
　・学則・諸規程に関すること
③ 教学部
　学生課（26 号館１Ｆ）
　・学生（留学生、障害を持つ学生等を含む）の相談と健康管理に関すること
　・各種奨学金と就学貸付等に関すること
　・学費の延納申請等に関すること　　・学生の車両通学に関すること
　・学生食堂及び学内売店に関すること　　・入学式・卒業式等の行事に関すること
　・遺失物・拾得物に関すること　　・学生傷害保険に関する事務取扱
　・厚生施設・運動施設の利用事務取扱　　・国家試験及び資格のアドバイスと情報提供
　・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
　・学生証・学生割引証・在学証明・通学証明・卒業証明・卒業見込証明・健康診断書の発行
　・後援会に関すること

　教務課（26 号館１Ｆ・30 号館１Ｆ）
　・授業日程・時間割・試験に関すること　　・履修登録に関すること
　・成績及び進級・卒業に関すること　　・教職課程及び教員免許状に関すること
　・科目等履修生・研究生に関すること　　・休学・退学・除籍等の学籍に関すること
　・成績証明書の発行

就職課（26 号館１Ｆ）
・就職指導及び相談　　・就職の紹介・斡旋

④　教育研究協力部

教育研究協力課（29 号館１Ｆ）
・　先端科学研究所に関すること

情報技術課（23 号館１Ｆ）
・情報基盤センターに関すること　　・パソコン実習室（23 号館）の管理に関すること
・メールアドレス及びユーザーアカウントの管理に関すること

学術情報課（21 号館１Ｆ）
・図書館に関すること

１．５　学生の書類提出先

①　次の書類は，学生課へ提出して下さい。（ ※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓約書	入学時	
身上申告書	入学時	様式１
欠席届	当該日の前後１週間以内	様式２
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式３
保証人変更届	速やかに	様式４
改姓届(学生・保証人)	速やかに，改姓を証明できる書類を添付	様式５
本籍変更届(学生・保証人)	速やかに	様式５
合宿届	１週間前までに提出，名簿・計画表を添付	様式６
大会・行事等参加届	１週間前までに提出，名簿を添付	様式７
施設・設備使用許可願	３日前までに提出（平日，時間外，休日）	様式８
学内物品使用許可願	１週間前までに提出	様式９
学外研修届	１週間前までに提出，名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	１週間前までに提出,規約:名簿:年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後１週間以内に提出，理由書を添付	様式12
学内集会届	３日前までに提出	様式13
学生団体規約変更届	１週間前までに提出，新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	１週間前までに提出，加盟団体規約を添付	様式15
掲示許可願	前日までに提出，掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日までに提出，掲示物を添付	様式17
車両通学許可願	速やかに，保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨得物届	速やかに	様式20
合宿所施設使用許可願	３日前までに提出	様式21
事故報告書	１週間以内	様式22
学外練習届	３日前までに提出	様式23

② 次の書類は，教務課へ提出して下さい。（ ※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
履修登録訂正願	履修の登録期限を過ぎた場合の訂正に使用する	
成績質問カード	指定された成績発表日に提出する	
欠席届	１週間以上欠席，診断書及び理由書を添付	
休学願	２か月以上欠席，診断書及び理由書を添付	
復学願		
退学願	学生証の返却	
転学部又は転学科願		
他大学受験願		
再試験受験願	受験許可者のみ，再試験料１科目3,000円	
追試験受験願	診断書又は事故の証明書等を添付	
他学科他学部科目履修許可願		

１．６　証明書類の申込先

学生の各種証明書類は，学生課又は教務課へ申込んで下さい。

証　明　書　類	手数料	申込先	発行日
学生証（再発行の場合）	2,000円	学生課	翌日発行
在学証明書	300円	自動発行機	即日発行
卒業見込証明書	300円	自動発行機	即日発行
成績証明書（日本語版）	500円	自動発行機	即日発行
成績証明書（英語版）	1,000円	学生課	１週間後
学位取得証明書（日本語版）	300円	学生課	翌日発行
学位取得証明書（英語版）	500円	学生課	１週間後
ＪＡＢＥＥ修了証明書	300円	学生課	翌日発行
在籍証明書	300円	学生課	翌日発行
健康診断書	300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書	300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書	300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証（学割）	無料	自動発行機	即日発行
通学証明書	無料	学生課	即日発行
仮学生証	無料	自動発行機	即日発行
車両通学許可証	無料	学生課	即日発行
大学院進学等証明書（調査書）	500円	教務課	５日後
大学院進学等証明書（推薦書）	500円	教務課	５日後
教員免許状関係の証明書	無料	教務課	翌日発行

４年生の進学又は就職活動に関する証明書	卒業見込証明書	100円	自動発行機	即日発行
	成績証明書	100円	自動発行機	即日発行
	健康診断書	100円	自動発行機	即日発行

※　26 号館１Ｆに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は，学生証が必要です。

２．学　籍

入学して本学の学生としての身分を取得し，卒業でその身分を終了することになります。
学籍は，本学の在学者としての身分をもっていることを意味しています。
学籍を取得するための要件としては，①入試合格，②入学手続の完了，③入学式への出席等があります。
入学手続は，定められた期間内に，①学費の納入，②誓約書，身上申告書，高等学校の卒業証明書等必要書類の提出を行うことです。

２．１　学生証

学生証は，本学の学籍取得を証明する証書（身分証明書）であり，学籍番号，所属する学部・学科，氏名，生年月日，発行日が記載され，学生の写真を貼付しています。
学生は，毎年度始めに在籍確認を行います。
学生証を紛失，汚損の場合は学生課にて再交付を受け，常に携帯して下さい。
退学等により学籍を失ったとき，また，卒業により有効期限を経過したときは，ただちに学生課に返還して下さい。

２．２　学籍番号

学籍番号は，本学の学生として身分を取得したものにつけられた学籍照合の番号であり，学生証に７桁の数字で記載されます。
修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。
学籍番号のしくみはつぎの通りです。

【平成 29（2017）年度以降の入学者に適用する学籍番号】

17　0　1　001 ①　②　③　④	①　入学年度（西暦下２桁 2017 年度入学） ②　学部コード（0＝工学部） ③　所属学科コード １＝機械工学科 ２＝生命環境化学科 ３＝情報システム学科 ④　所属学科内の個人番号

２．３　学籍の異動

入学，退学，転学，休学，除籍，卒業など，在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。
学籍異動に関する相談及び手続きは，教務課で受け付けます。

【入　学】
入学の種類には，通常の１年次への入学の他，再入学，転入学，編入学などがあります。
入学時期は，毎年４月を原則としています。
①再入学
本学を中途退学した者が，願い出により，再び同じ学部・学科の相当学年に入学することをいいます。
②転入学
他の大学から本学に入学を志願し，入学許可に伴って現に在学中の大学を退学することにより入学することをいいます。
③編入学
大学を卒業又は中途退学した者及び短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が，工学部教育課程の２学年又は３学年に入学することをいいます。
【転　学】
本学在学中の学生が，大学の許可を得て他の大学へ入学することをいいます。
【転学部】
工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部へ専攻する学部を変更することをいいます。
【転学科】
本学の学部内で専攻する学科を変更することをいいます。
【休　学】
病気その他やむを得ない理由で引き続き２か月以上就学しないことをいいます。
休学できる期間は，許可を受けた学年を基準として１年以下ですが，特別の事情があると認められた場合は，再休学を許可することがあります。
休学中の学生は在籍しているが就学していない状態なので，休学期間は卒業に必要な在学年数（４年）には算入されません。
休学者については休学期間等に応じて学費を一部免除することがあります。
【復　学】
休学期間の満了又は休学の解除・中断によって再び就学することをいいます。
復学の手続きは，９月上旬又は３月上旬までに教務課へ申し出て下さい。
復学する学年は，原則として，休学した時点の学年となります。
【退　学】
退学には，願い出による退学と懲戒処分による退学があります。
病気その他本人の都合により退学を願い出るときは，退学願（学生証添付）を教務課に提出し，学長の許可を得て下さい。なお，退学者は，卒業前に大学を退くのですからすべて中途退学（中退）となります。
【除　籍】
除籍は，一定事由の発生により，自動的に学生の学籍を抹消する処置をいいます。
次のいずれかに該当する者は，在学契約上の義務不履行者として除籍となります。
①正当の事由なく，所定の納付金の納付を怠った者
②正当の事由なく，履修届を提出しない者
③規定の在学年数を超えた者
④死亡又は行方不明の届け出があった者
【卒　業】
卒業は，本学の学生としての身分が終了することであり，工学部を卒業した学生には，学士（工学）の学位が授与されます。本学を卒業するためには，４年以上在学し，学則及び附属規程の定めに基づいて，所定の授業科目から 124 単位以上修得することが必要です。なお，本学に３年以上在学し，卒業単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には，早期卒業を認めることがあります。

【留　年】

留年は，進級に必要な単位が不足しているので上級学年に進級できないこと，又は休学したことや単位不足などの理由により卒業できないで所定の修業年限を超えて在学することをいいます。

３　学　費

入学金以外の学費には，授業料と設備費，実験実習費，卒業研究費があります。
その金額については，入学年度又は学年により違いがありますので，学費納入の通知書にて確認して下さい。

３．１　学費の納入方法

学費は，本学指定の学費振込用紙により，郵便局を除く金融機関から振込んで下さい。
学費振込用紙は，毎年４月上旬に会計課から保証人（父母）宛に，①年額記載の振込用紙と，②分納前期額記載の振込用紙の２枚を郵送します。
新入生，編入生を含め２回払い（分納）の学生については，③分納後期額記載の振込用紙を８月下旬に郵送します。
保証人の住所・氏名等は，入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので，その後変更があった場合は，必ず変更届を学生課に提出して下さい。
なお，学費振込用紙が届かないとき，紛失してしまったときは，会計課又は学生課に連絡して下さい。

３．２　学費の納入期限

学費の納入期限は，次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	学　　費	納入期限
年額一括納入	①	１年分	４月末日
年２回払い	②	分納前期分	４月末日
	③	分納後期分	９月末日

３．３　学費の延納願い

特別な理由により，学費が期限内に納入できず延納を希望する場合は，その納入期限（４月末日，９月末日）前に，本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出して下さい。
学生納付金延納願は，その理由を具体的に記載して本人及び保証人（父母）が連署して提出して下さい。
延納を許可される期間は，前期・後期とも正規の納入期限から起算して３か月以内です。

３．４　学費未納者の除籍

学費が所定の手続きを経ないで未納の場合は，学則により，除籍処分となります。

４　学生への連絡及び通知

工学部学生への連絡及び通知は，ネットの「LiveCampus」，26 号館１Ｆロビーの「電子掲示板」，紙による「掲示板」を通じておこないます。
学生の呼び出し，休講情報や教室変更などを案内します。登校前や登校後には必ず各種案内を確認して下さい。
案内を見落としたために生じる不都合は，すべて諸君自身に帰することになりますので注意して下さい。
学生からの電話による問い合せには応じられませんので，必要に応じて事務局（教務課・学生課）の窓口に来て下さい。

緊急かつ止むを得ない場合は，下記の連絡先を利用して下さい。

学生課（直通）048(585)6812
教務課（直通）048(585)6813

学生と直接関係のある学生課，教務課及び就職課の掲示場所（概略図）は，以下の通りです。

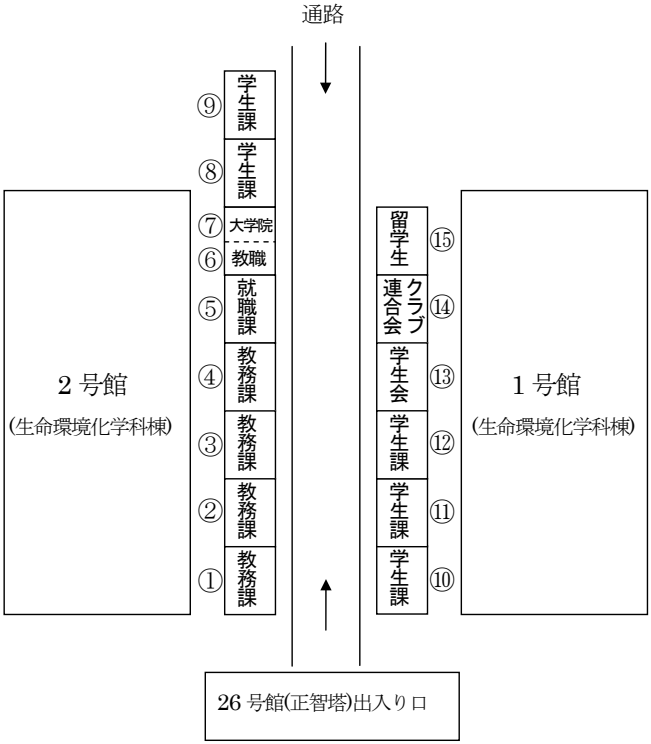

【主な掲示物】

①～④	教　務　課	[試験日程　進級卒業発表　授業の休講　時間割変更]
⑤	就　職　課	[就職情報　ガイダンス・セミナー]
⑥	教職課程	※30号館１Ｆにも掲示板があります。
⑦	大学院生	
⑧～⑫	学　生　課	[各種奨学金の手続き　健康診断日程　行事日程]
⑬	学　生　会	[学生会行事]
⑭	クラブ連合会	[勧誘ポスター・クラブ連合会行事]
⑮	留　学　生	[工学部学生課・工学部教務課・就職課]

平成29年度(2017) 工学部学事予定表 (4月～8月)

	月	火	水	木	金	土	日
4月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
6月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
7月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
8月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

4/1 入学式，新入生入学手続き，各種奨学金説明会，後援会総会

【新入生】 4/3～8 新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ期間
4/3 新入生基礎学力確認テスト，4/5 履修登録
4/6 健康診断，4/7･8 ﾌﾚｯｼｭﾏﾝｷｬﾝﾌﾟ，ほか各種ガイダンス
4/10 前期授業開始，4/21～28 履修訂正期間

【在学生】 4/6 前期ガイダンス，4/10 前期授業開始
4/6～18 履修登録期間，4/21～28 履修訂正期間

5/6･13･20･27 前期補講日
5/2 全学休講日(授業は行いません)
5/5 祝日授業日 ※国民の祝日ですが，金曜日授業を行います。
5/12 学生総会(1･2限は通常授業。3限以降休講)
5/26 1･2限休講(3限以降は通常授業)

6/3･10･17･24 前期補講日

7/1･8･15･22 前期補講日

7/24～29 前期補講期間
7/31～8/5 前期末定期試験期間

8/7～9/12 インターンシップ･短期留学推奨期間
8/7～9/12 夏期休業期間

8/24～25 前期末成績発表，成績質問受付，追試・再試手続き
8/30～9/1 前期追試･再試期間

● 国民の祝日
○ 大学行事等に伴う休講日
□ 祝日授業日

平成29年度(2017) 工学部学事予定表 (9月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日	
9月					1	2	3	8/30～9/1 前期追試・再試期間 9/12 前期授業終了，9/13 後期ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ
	4	5	6	7	8	9	10	9/14 後期授業開始，9/13～27 履修訂正期間
	11	12	13	14	15	16	17	9/16 AO入試1期
	18	19	20	21	22	23	24	9/18 祝日授業日 ※国民の祝日ですが，月曜日授業を行います。 9/23 祝日授業日 ※国民の祝日ですが，土曜日授業を行います。
	25	26	27	28	29	30		
10月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	10/6～9 学園祭期間(授業休講) 【10/7・8 学園祭】
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	10/14 AO入試2期・附属高校推薦・スポーツ1期・特別選抜
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
11月			1	2	3	4	5	11/4・11・18・25 後期補講日
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	11/19 公募推薦・指定校推薦 11/25 AO入試3期・スポーツ2期・特別選抜
	27	28	29	30				
12月					1	2	3	12/2・9・16 後期補講日
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	12/16 奨学生・AO入試4期
	18	19	20	21	22	23	24	12/25 授業終了，12/26～1/4 冬期休業期間
	25	26	27	28	29	30	31	
1月	1	2	3	4	5	6	7	1/5 授業再開，1/10 大学創立記念日(授業実施)
	8	9	10	11	12	13	14	1/9～12・15～16 後期補講期間，1/13～14 大学入試センター試験
	15	16	17	18	19	20	21	1/17～23 学年末定期試験期間
	22	23	24	25	26	27	28	1/26～27 一般入試A日程
	29	30	31					
2月				1	2	3	4	2/5～6 学年末成績発表，成績質問受付，追試・再試手続き 2/5 学年末基礎学力確認テスト(新入生対象)
	5	6	7	8	9	10	11	2/9 AO入試5期・スポーツ3期・特別選抜
	12	13	14	15	16	17	18	2/9・13～15 後期追試・再試期間
	19	20	21	22	23	24	25	2/16～17 卒業研究発表，2/21 一般入試B日程
	26	27	28					2/28 各学科別判定会議
3月				1	2	3	4	3/1 判定会議，3/5 進級・卒業判定発表
	5	6	7	8	9	10	11	3/6 AO入試6期，3/15 AO入試7期
	12	13	14	15	16	17	18	3/16 後期授業終了，3/17 学位記授与式
	19	20	21	22	23	24	25	3/18～3/31 春期休業期間
	26	27	28	29	30	31		

● 国民の祝日
○ 大学行事等に伴う休講日
□ 祝日授業日

《 平成２９年度 》　工学部　新入生オリエンテーションウィーク　日程表

4月1日(土)	**■大学入学式**　10:00 開式　　場所:大乗殿 ※後援会総会（時間:式典終了後 ／ 対象:保護者の方）	**■学科別入学手続き**（入学式終了後～） 機械工学科 － 2622教室 生命環境化学科 － 2631教室 情報システム学科 － 2632教室 **■留学生ガイダンス**（入学式終了後～） 留学生(全学科) － 2312教室	昼休み	**■新入生** **各種奨学金説明会**　13:20～ ☆集合 13:20　　場所:大乗殿 **■保護者** **後援会懇親会**（後援会総会終了後～） 場所:22号館　1階　学生食堂	
4月2日(日)					
4月3日(月)	**■基礎学力確認テスト**　集合 9:00　　試験開始 9:10　　場所:26号館 機械工学科 － 2622教室　＜英語･数学･物理＞ 生命環境化学科 － 2631教室　＜英語･化学･生物＞ 情報システム学科 － 2632教室　＜英語･数学･物理･情報＞ ※　実施時間は当日掲示します。		昼休み	**■大学生基礎力検査** ☆集合 13:10　　場所:30号館 「大学生基礎力検査」　13:20 ～ 14:50 **＊機械工学科・生命環境化学科 － ３０１１教室** **＊情報システム学科 － ３０１２教室**	**■ネットワーク利用免許講習会**（15:00～17:00） 機械工学科 － 2622教室 生命環境化学科 － 2631教室 情報システム学科 － 2632教室
4月4日(火)	**■学生部ガイダンス**　　場所:大乗殿　（9:10～10:30） **■学生相談室ガイダンス**　（10:40～10:50） **■図書館ガイダンス**　（10:50～11:00） **■就職ガイダンス**　（11:00～11:20） **■学習支援センターガイダンス**　（11:20～11:40）		昼休み	**■教務部ガイダンス**（13:30～14:30） ☆集合 13:30 ○**工学部**　場所:大乗殿 ○**人間社会学部**　場所:3012教室	**■教職ガイダンス**（教員志望者のみ） 15:00～16:20　場所:3012教室
4月5日(水)	**■学科別履修ガイダンス及び履修登録**　　**注）集合時間・場所は学科により異なります。**				

	機械工学科		生命環境化学科		情報システム学科	
	時　間	場 所	時　間	場 所	時　間	場 所
履修ガイダンス	9:30 ～ 10:40	2622	10:50 ～ 12:00	2631	13:00 ～ 14:10	2632
履　修　登　録	10:50 ～ 12:00	2312･2322	13:00 ～ 14:10	2312･2322	14:20 ～ 15:30	2312･2322

4月6日(木)	**■健康診断**　場所:大乗殿 9:00～9:50　全学科＜女子＞ 9:50～11:00　人間社会学部＜男子＞　11:00～12:10　機械工学科＜男子＞　13:20～14:40　生命環境化学科＜男子＞　14:40～16:10　情報システム学科＜男子＞
4月7日(金) ～4月8日(土)	**■フレッシュマンキャンプ**　1泊2日　大学出発 9:10　大学帰着予定 16:30
4月9日(日)	
4月10日(月)	**■前期授業開始**（通常授業）

平成29年度工学部学年暦

1年	2年	3年	4年	学　　事	平成29年度
●				入学式	平成29年 4月1日(土)
●				新入生入学手続き	4月1日(土)
●				新入生オリエンテーション期間	4月3日(月)～8日(土)
●				新入生基礎学力確認テスト	4月3日(月)
	●	●	●	前期ガイダンス(在学生)	4月6日(木)
●	●	●	●	前期授業開始	4月10日(月)
●	●	●	●	全学休講日(授業なし)	5月2日(火)
●	●	●	●	祝日授業日①(授業実施)	5月5日(金)
●	●	●	●	学生総会(3限以降休講)	5月12日(金)
●	●	●	●	1･2限授業休講，3限以降は通常授業	5月26日(金)
●	●	●	●	前期補講日①	5月6日(土)･13日(土)･20日(土)･27日(土)
●	●	●	●	前期補講日②	6月3日(土)･10日(土)･17日(土)･24日(土)
●	●	●	●	前期補講日③	7月1日(土)･ 8 日(土)･15日(土)･22日(土)
●	●	●	●	前期補講期間	7月24日(月)～29日(土)
●	●	●	●	前期末定期試験期間	7月31日(月)～8月5日(土)
●	●	●	●	夏期休業期間	8月7日(月)～9月12日(火)
◑	◑	●	●	インターンシップ･短期留学推奨期間	8月7日(月)～9月12日(火)
●	●	●	●	前期末成績発表	8月24日(木)～25日(金)
●	●	●	●	前期追試･再試期間	8月30日(水)～9月1日(金)
●	●	●	●	前期授業終了	9月12日(火)
●	●	●	●	後期ガイダンス	9月13日(水)
●	●	●	●	後期授業開始	9月14日(木)
●	●	●	●	祝日授業日②(授業実施)	9月18日(月)
●	●	●	●	祝日授業日③(授業実施)	9月23日(土)
●	●	●	●	学園祭期間【学園祭】	10月6日(金)～9日(月)【10月7日･8日】
●	●	●	●	後期補講日①	11月4日(土)･11日(土)･18日(土)･25日(土)
●	●	●	●	後期補講日②	12月2日(土)･9日(土)･16日(土)
●	●	●	●	冬期休業期間	12月26日(火)～平成30年1月4日(木)
●	●	●	●	授業再開	平成30年 1月5日(金)
●	●	●	●	大学創立記念日(授業実施)	1月10日(水)
●	●	●	●	後期補講期間	1月9日(火)～12日(金)･15日(月)～16日(火)
●	●	●	●	学年末定期試験期間	1月17日(水)～23日(火)
●	●	●	●	学年末成績発表	2月5日(月)～6日(火)
●				学年末基礎学力確認テスト(新入生対象)	2月5日(月)
●	●	●	●	後期追試･再試期間	2月9日(金)･13日(火)～15日(木)
			●	卒業研究発表	2月16日(金)～17日(土)
●	●	●	●	後期授業終了	3月16日(金)
			●	学位記授与式	3月17日(土)
●	●	●	●	春期休業期間	3月18日(日)～31日(土)

履　修　要　項

1　授業科目

工学部の教育課程は，各授業科目を必修科目，選択必修科目，選択科目及び自由単位科目に分け，これを各学年に配当して編成しています。

平成 14 年４月以降，授業科目は，①一般共通科目，②共通基礎科目，③専門科目及び④教職科目に大別し，次のように区分しています。

① 一般共通科目は，一般教養科目，外国語科目及びキャリア・デザイン科目の科目群に区分しています。
② 共通基礎科目は，数学系科目と理学系科目の科目群に区分しています。
③ 専門科目は，各学科に開設されています。
④ 教職科目は，教員免許法に基づき，教職に関する科目と教科に関する科目に区分されています。

これらの授業科目は段階的に履修する学年を定め，学年ごとに修得すべき単位数の内容を定めて上級学年への進級要件としています。

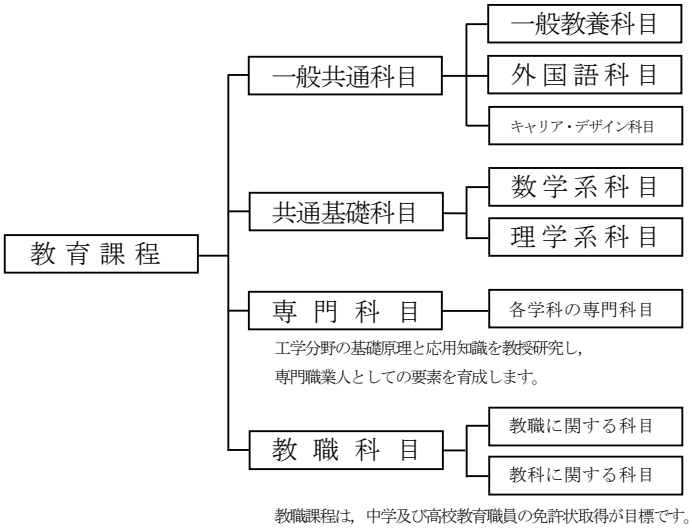

1．1　単　位

授業科目の１単位は，45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。

各授業科目の単位数は，その授業方法や，授業時間外に必要な学修を考慮し，次の基準により計算します。

① 講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
② 実験，実習，実技については，30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
③ 卒業研究は，学修の成果を評価して単位を授与することとし，それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

なお，１単位は 45 時間の学修を標準としていますので，残りの時間は，自ら授業時間外に学修（自習）することになります。

1．2　履修の必修と選択

授業科目は，履修方法により，次のように区分されます。

① 必修科目　　必ず履修し単位を修得しなければならない授業科目です。
② 選択必修科目　　一定の単位を修得するため，特定された授業科目です。

③　選択科目　　各人の志向に応じて選択履修する授業科目です。
④　自由単位科目　　修得した単位が卒業の所要単位数には算入されない科目です。
所属学科の進級・卒業要件は，これらの授業科目から修得することが必要な単位数を定めています。

１．３　開講期間

授業科目は，開講される期間により，次のように区分されます。

①　通年科目

１年間（前期・後期）にわたって開講される授業科目であり，原則として前期・後期末における２回の定期試験により単位の認定が行われます。

②　半期科目

学年の前期又は後期に開講される授業科目であり，前期科目又は後期科目といいます。各々学期末におこなわれる定期試験により単位の認定が行われます。

③　集中講義科目

集中講義期間又は休業期間中の一定期間に，連日集中して開講される授業科目であり，期末の試験により単位認定が行われます。

１．４　履修学年

授業科目は，体系的に関連づけられ，あらかじめ履修すべき学年が定められています。

学生は，在籍する学年に配当された授業科目を履修することになります。ただし，再履修の場合は，下級学年に配当されている授業科目を優先して履修することになります。

上級学年に配当されている授業科目は，留年生に関する特別の場合を除き，履修することができません。

１．５　授業時間割表

授業時間割表は，学科ごとにあり，曜日，時限，履修学年，組（クラス），講義番号，必修・選択の区分，授業科目名，担当教員名，講義室番号が記載されています。

授業は学年を単位として行われますが，授業科目によっては複数のクラスに分割して授業を行います。クラス分けについては，前期・後期の履修ガイダンスや，教務課および各学科の掲示板などで連絡を行いますので，必ず各自で確認して下さい。

授業の年間スケジュールは該当年度の「工学部学年暦」を参照して下さい。

2　単位の認定

学修は，どの授業科目を履修するかを登録することから始まります。
学生は，学期始めに履修する科目を登録し，授業に出席し，学期末に定期試験を受けます。
その試験に合格した場合に，所定の単位を修得したことが認定されます。
試験が不合格の場合は，再試験の受験，又は翌年度に同じ科目を再履修することになります。
単位認定に関する流れは，次のとおりです。

【履修登録から単位認定の流れ】

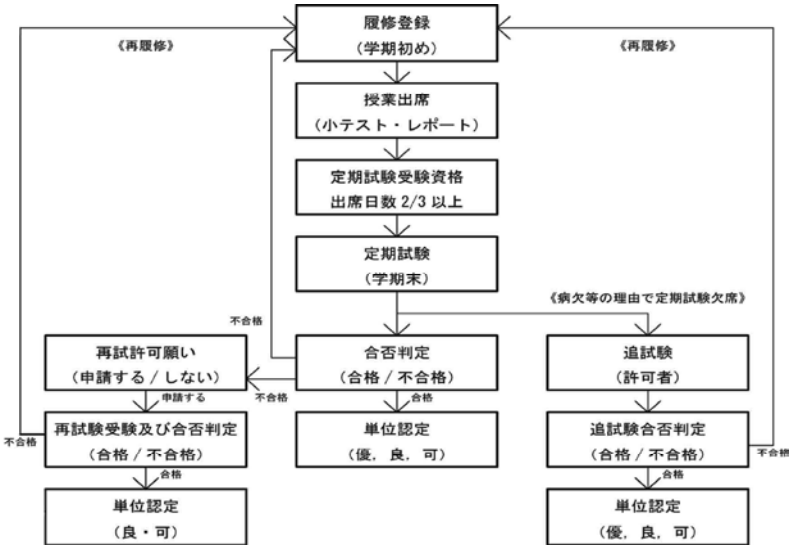

※　出席日数 2/3 以上　＝　10 回以上出席

2．1　履修計画

授業科目を履修するには，各自の履修計画にしたがい，学期始めの定められた期間内に履修登録をしなければなりません。履修登録はコンピュータを使用して，「LiveCampus」システムから行います。

１年間に，どの授業科目を，どのように履修するかの計画は，次の点を考慮して下さい。

① 学生便覧に掲載されている「授業科目配当表」，個々の授業科目の手引きである「シラバス（授業計画）」を参照し，どの科目を履修するか検討すること。「シラバス（授業計画）」は「LiveCampus」で参照します。
② 必修科目は最優先して履修すること。
③ 選択必修科目及び選択科目については，「シラバス（授業計画）」を参考にして，各自の志向に応じて履修すること。
④ 在籍する学年に配当された授業科目を履修すること（上級学年の授業科目は履修できません）。
⑤ 上級学年に進んでから単位不足にならないよう，進級・卒業要件を考慮し，１年間の修得単位数は 40 単位程度を見込んで計画すること。

２．２　履修登録

履修登録は，次のように行います。

①　履修科目の登録の上限について

学生が各学年で適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として修得すべき単位数については，１年間に履修科目として登録できる単位数の上限を 49 単位としています。

ただし，以下の授業科目は履修上限 49 単位に含みませんので注意して下さい。

教職に関する科目

自由単位の科目

②　履修登録の方法

各学科の学年別履修ガイダンス，授業時間割表及び「シラバス（授業計画）」などを参照し，履修しようとする授業科目の計画を立て，登録期間内に「LiveCampus」から履修登録を行います。

履修登録を行う際には，必ず登録内容の「控え」をつくり，いつでも自分の履修内容を確認できるようにして下さい。

登録・訂正期間内であれば，「LiveCampus」から，登録内容を繰り返し修正することができます。

他学科及び他学部の科目履修に関しては，他学科及び他学部の科目履修に関する内規を参照の上，教務課に「他学科他学部科目履修許可願」を提出して下さい。

内規及び許可願については，別頁を参照して下さい。

③　登録内容の確認及び訂正

「LiveCampus」で登録した内容は，各学期に設けている訂正期間の最終日をもって確定となりますので，漏れなきよう各自で必ず確認をして下さい。

なお，特別な事情により訂正期日経過後に訂正等が必要な場合は，教務課に相談して下さい。

④　履修登録上の注意点

時間割上の同一時限における２科目以上の重複登録は認められません。

また，登録していない科目の授業を受けることや，定期試験を受験することは認められず，単位の認定も行なわれません。

２．３　履修届未提出者の除籍

正当な理由なく履修登録を行わなかった学生については，学則により除籍処分となります。

３　授　　業

授業は，１時限（１コマ）＝100 分で行われます。
授業時間割の時限と時間は次のとおりです。

時　限	時　　間
１時限	９：１０～１０：５０
２時限	１０：５５～１２：３５
昼休み	１２：３５～１３：２０
３時限	１３：２０～１５：００
４時限	１５：０５～１６：４５
５時限	１６：５０～１８：３０

（学期初めのガイダンス期間は「時間」が変更になりますので注意して下さい。）

３．１　授業への出席

履修登録した授業科目は毎回出席することが必要です。出欠状況は，成績評価の重要な要件になります。
授業に欠席する，又は欠席した理由を知らせる必要があるときは，個々に欠席届を担当教員に提出して下さい。欠席届の用紙は，教務課又は学生課の窓口にあります。
正当な理由がなく，授業の２／３以上出席していない学生については，成績評価を行わない場合がありますので注意して下さい。
実験・実習及び実技などの授業，演習（ゼミ）の授業，複数の教員が担当する授業などでは，授業開始の第１週にガイダンスが行われます。ガイダンスに出席しないと，以後の履修に支障をきたすことになりますので必ず出席して下さい。

【休　講】
担当教員の都合により授業が中止になる場合は，その都度，教務課掲示板に案内します。
授業開始から 30 分程度経過しても，担当教員が出講して来ないときは，休講扱いとなります。教務課で確認して下さい。

【補　講】
休講等により予定の授業が終了しなかったときは，担当教員の判断により，臨時に授業を行います。
主に補講期間に実施され，時間割等は教務課掲示板に案内します。

【授業時間割の変更】
授業時間割表の曜時限・講義室等に変更があった場合は，その都度，教務課掲示板に案内します。

【出欠端末利用について】

講義室に設置している出欠端末に学生証をタッチして出欠登録を行ってください。出欠情報は講義終了後に「LiveCampus」に自動登録されます。

① 出欠の登録方法

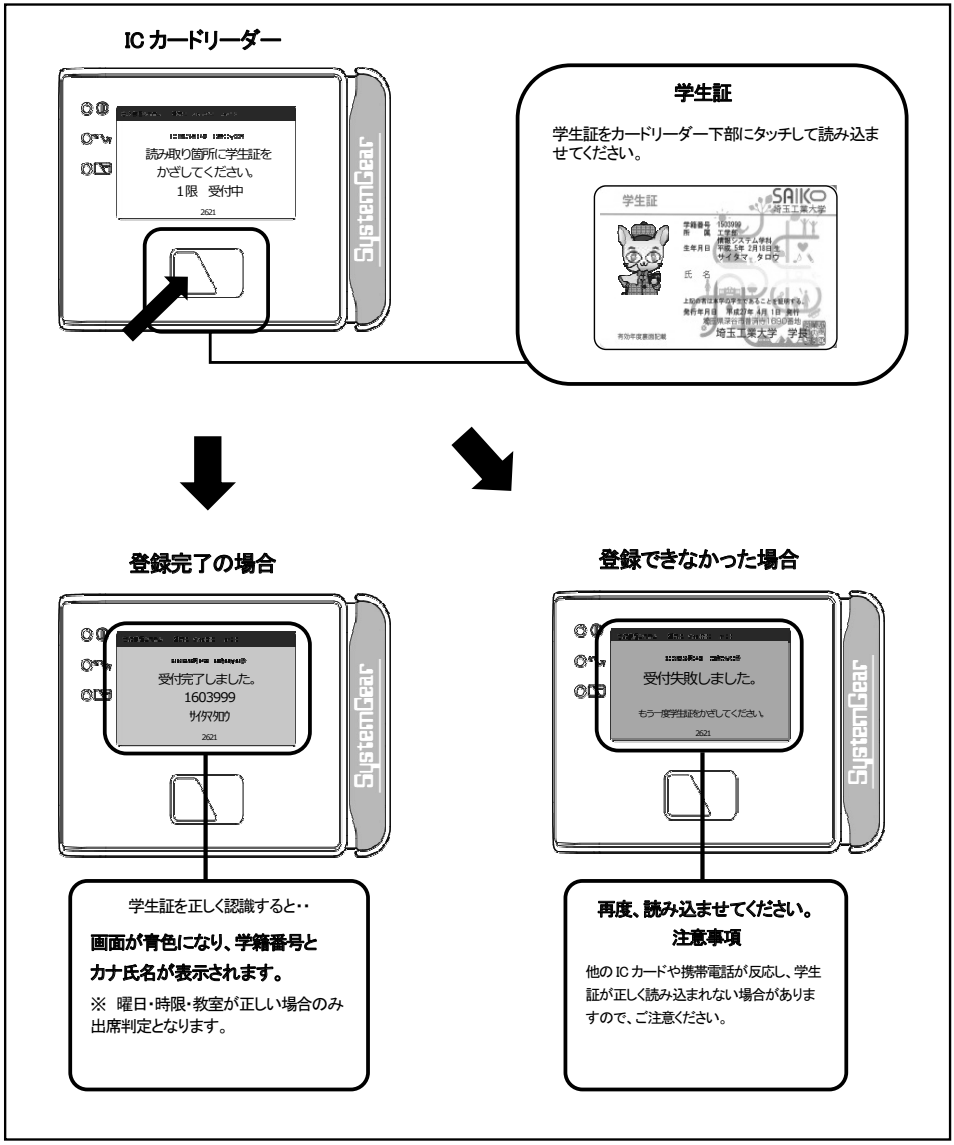

② 受付時間について
必ず各時限の受付時間内にタッチしてください。受付時間外にタッチすると，欠席判定となります。

時　限	講　義　時　間	受　付　時　間
１時限	９：１０～１０：５０	**９：００**～１０：５０
２時限	１０：５５～１２：３５	**１０：５０**～１２：３５
３時限	１３：２０～１５：００	**１３：１０**～１５：００
４時限	１５：０５～１６：４５	**１５：００**～１６：４５
５時限	１６：５０～１８：３０	**１６：４５**～１８：３０

※ 曜日・時限・教室が正しい場合のみ出席判定となります。
※ 学生証の読み込みができない場合は教務課に申し出てください。
※ 学生証を忘れた場合は講義担当者に申し出てください。

③ 出欠情報の確認方法について
自分の出欠情報については，「LiveCampus」より確認してください。
「LiveCampus」→「授業サポート」→「出欠管理」

３．２　レポート等の提出期限を守ること

レポートや課題等，担当教員から学生に提出物を求められたときは，提出場所及び提出期限を厳守して下さい。提出期限を過ぎた提出物は，原則として受け付けることが出来ませんので注意して下さい。

３．３　交通機関の運休等に伴う休講措置について

ストライキや突発的事故，自然災害等，ＪＲ高崎線で運休が見込まれる場合，以下の措置となります。

ＪＲ高崎線が
・午前 ７時の時点で運転見合わせの時　……　１・２限休講
・午前 10 時の時点で運転見合わせの時　……　全時限休講

なお，授業中については学生に休講の措置を掲示します（構内放送をする場合もあります）。
また，ＪＲ高崎線遅延等による休講については本学ホームページにて案内いたします。
（ http://www.sit.ac.jp ）
「LiveCampus」でも確認ができます。
交通機関の運行情報については，ＮＨＫニュースなどで確認して下さい。

４　試　　験

履修科目の学修状況を評価し，単位認定するための判定資料として試験が行われます。
試験は筆記試験を原則としますが，科目によってはレポートや平常点などの方法によることもあります。
なお，受験にあたっては次の事項を確認しておくことが必要です。
① 受験する授業科目を履修登録していること。
② 受験する授業科目の授業に２／３以上（＝10 回以上）出席していること。
③ その学期までの学費が納入されていること。

４．１　定期試験

定期試験は，前期末及び学年末の一定期間に試験時間割を編成し実施します。
定期試験の時間割の時限と時間は，試験期間の３週間前までに掲示板に発表します。
定期試験は授業のクラスごとに実施しますが，通常の授業とは時間や教室が変わりますので注意して下さい。
なお，科目によっては通常の授業時限に定期試験を行うこともあります。

定期試験の受験にあたっては次の事項に注意して下さい。
① 試験時間割（試験日・試験時間・試験教室）を掲示板で必ず確認する。
② 受験するときは必ず学生証を呈示する。
（忘れた場合は，自動発行機にて仮学生証（当日限り有効）を発行すること。）
③ 試験開始から 30 分以上遅刻した者には，受験を許可しない。
④ 試験室からの退室は，試験開始から 30 分以上経過した後とする。
試験時間の途中で棄権する場合は，答案用紙には学籍番号・氏名を記入し提出する。
⑤ 試験室では，すべて，監督者の指示にしたがう。
⑥ 持込み物は，予め許可されているものだけとする。
⑦ カンニングなど不正行為をした場合は，その試験期における全ての履修科目を無効とすることがある。

定期試験時間割の時限と時間は次のとおりです。

時　限	時　　間
１時限	９：２０～１０：３５
２時限	１１：０５～１２：２０
昼休み	１２：２０～１３：３０
３時限	１３：３０～１４：４５
４時限	１５：１５～１６：３０
５時限	１７：００～１８：１５

４．２　追試験

病気・事故・忌引などやむを得ない事情のため定期試験を欠席した学生に対しては，担当教員の判断により，追試験が行われることがあります。

当該試験が行われた日から７日以内に，診断書又は事故等の証明書類を添付した欠席届を教務課窓口へ提出し，追試験受験願にて担当教員の許可を得ることが条件となります。

追試験の受験許可者や実施時期などについては，掲示にて連絡します。

なお，試験時間割の見間違い，「寝坊」などはやむを得ない事情とは認められません。進級や卒業に影響することもありますので，必ず定期試験を受験して下さい。

４．３　再試験

再試験は，各履修科目の担当教員が必要と認めた場合に行われます。

受験者は，定期試験の結果，不合格（不可）の判定をうけた学生のうち，担当教員が許可した者に限定されます。

再試験の受験許可者・受験手続き・時間割については，掲示板に発表します。

再試験を許可された学生は，再試験受験願に再試験受験料（１科目につき 3,000 円）を添えて教務課に提出して下さい。

なお，再試験による成績の評定は，良・可又は不可となります。

４．４　定期試験等における不正行為について

定期試験，レポート等における不正行為を行った学生については，その試験期における全ての履修科目の単位を無効とすることがあります。

【不正行為とは】

① 代人受験（依頼した者・受験した者）
② 答案交換および複製
③ カンニングをすること
　・他の受験者の答案を見ること
　・他の人から答えを教わること
　・カンニングペーパー等の使用
　・使用が許可されていない参考書・電子機器，その他の物品の使用
　・ほか
④ カンニングを手助けすること
⑤ インターネットサイト等の盗用・剽窃行為
⑥ 本人以外が作成したファイル，あるいは文章等の複製使用
⑦ その他，試験等にあたって公正を損なう様々な行為

5　成　　績

授業科目を履修した学生に対し試験を行い，合格基準を満たした学生に対しては，その授業科目に定められている単位が与えられます。これを担当教員からみて単位認定，学生からみて単位修得（取得）といいます。

単位認定は，授業科目の履修が終わった時点で行われます。

いちど単位認定された授業科目については，再度の履修はできません。

5．1　成績評価の表示方法

学業成績の評定は，優，良及び可の成績を合格とし，不可の成績を不合格として行われます。

評定は下表のとおり，「S」「A」「B」「C」「D」「F」などの記号におきかえられ，成績通知書に表示されます。

【平成 19 年度（2007 年度）以降の入学者に適用する成績評価の表示方法】

合　否	評　定	記　号	説　　明
合　格 （単位修得）	優	S，A	「S」評価は，生命環境化学科及び情報システム学科の学生を対象とする。
	良	B	
	可	C	
不合格 （単位未修得）	不　可	D	再試験の可否は担当教員の判断による
	不　可	F	履修放棄，試験未受験を示す。
単位修得	認　定	N	認　定。
単位修得	認　定	G	入学前の既修得単位が認定されたことを示す。

成績評価は，100 点満点として，80 点以上を優（A＝80～100 点），70 点以上を良（B＝70～79 点），60 点以上を可（C＝60～69 点），60 点未満を不可（D）とし，可（C）以上を合格としています。

なお，生命環境化学科と情報システム学科における優の成績表示は，80～89 点を「A」，90 点以上を「S」と表示します。

5．2　成績の発表

前期末成績の発表は８月の下旬，学年末成績の発表は２月中旬に行います。成績発表の期日についてはあらかじめ掲示します。

なお，２～４年への進級・卒業判定の発表は３月上旬に掲示して発表します。

成績に関する学生の質問は，指定された成績発表日に限り認めています。

担当教員宛に「成績質問カード」を記入の上，教務課へ提出して下さい。

５．３　成績通知書の送付

学生個々の成績通知書は，教務課から保証人（父母など）宛に送付します。
前期末までの成績通知書は９月の下旬，学年末までの成績通知書は３月下旬に送付します。
学生は，常に緊張感をもって学習に取り組んで下さい。
なお，成績通知書の送付時に，インターネットを利用して成績を閲覧する方法もあわせて案内しています。
また，「個人情報保護法に基づく意思表示書」の提出がない場合には，成績通知書は送付できません。

６　再履修

履修した授業科目の単位を取得できなかったときは，その科目の履修をもう一度はじめからやり直すことになります。これを再履修といいます。再履修科目の履修登録や試験などは，新規履修の場合と同じです。

再履修にあたっては，次の点に注意して下さい。

① 必修科目の単位を取得できなかったときは，必ず再履修して下さい。
② 選択必修科目，選択科目の単位を取得できなかったときの再履修科目は，各自の選択によりますが，進級や卒業に必要な単位数を修得できるよう選定して下さい。
③ 再履修科目の開講については，各学期始めの学科別履修ガイダンスのときに対応する授業科目又は再履修の方法を指示します。必ず履修ガイダンスに出席して下さい。
④ 下級学年の授業科目を履修する場合は，入学年度によりカリキュラムが異なるので，必ず大学ホームページ内の在学生向けページで案内している「再履修に関する授業科目読替対応表」を参照して下さい。

7　インターネットを利用した履修登録方法

履修科目を登録する期間及び場所

履修科目を登録する期間

前期

〔履修登録期間〕　　平成29年4月　5日（水）～4月18日（火）
〔履修訂正期間〕　　平成29年4月21日（金）～4月28日（金）

後期

〔履修訂正期間〕　　平成29年9月13日（水）～9月27日（水）

場所

- 23号館　パソコン実習室
- 学内の無線LANアクセスポイント。
- 自宅のパソコンからインターネットを利用して接続

履修登録の時間

パソコン実習室を利用する場合
- 履修登録期間中は1時限～5時限まで利用が可能ですが，教室ごとの利用可能時間帯は，教務課掲示板にて確認して下さい。

学内常設のパソコンを利用する場合
- いつでも利用できますが，18時以降翌朝までは利用できません。

自宅からインターネットを利用する場合
- いつでも利用できますが，履修登録最終日の18時が締切り時刻です。ご注意下さい。

※深夜はシステムのメンテナンスを行うことがありますのでご注意下さい。

履修登録方法　＃1

パソコンからインターネットを利用できる閲覧用ソフト（Internet Explorerなど）を用い，埼玉工業大学ホームページに設置してある「LiveCampus」ページのの履修登録画面から履修登録を行います。

- 大学ホームページ
- URL　：
  http://www.sit.ac.jp
- 「在学生の皆様へ」のリンク先に移動

履修登録方法　＃2

- 「履修登録について」ページに移動して，注意事項や変更点などをよく読んでから履修登録を行ってください。
- 「LiveCampus」のリンク先に移動します。

履修登録画面　＃1

- 「ログインはこちら」ボタンを押します。

履修登録画面　＃2

・「ログイン画面」

ID欄にアカウント，パスワード欄にパスワードを入力します。

※ アカウント及びパスワードは，情報基盤センター発行のネットワーク利用承認書に記載のものです。

※ 正しくログイン出来ない場合は教務課までお問い合わせ下さい。

履修登録画面　＃3

・「システム連携リンク」

「教務（履修・成績等）」を押します。

・「教務システムメニュー」

「一般講義履修登録」を押します。

履修登録画面　＃4

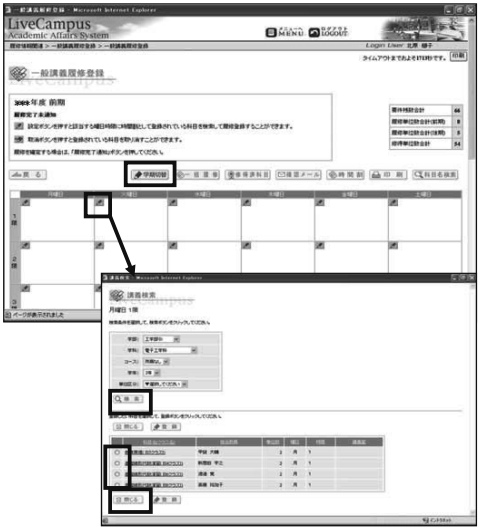

- 「一般講義履修登録」
  履修登録したい時間割コマの
  鉛筆マークを押します。
- 「講義検索」
  学部，学科，コース，学年を
  確認し，「検索」ボタンを
  押します。
- 「登録」
  登録したい科目を選び，
  「登録」ボタンを押します。
- 「取り消し」
  取り消しをしたい時間割コマの
  消しゴムマークを押します。
- 「学期切替」
  前期履修登録時に，必ず，
  後期分も含めて履修登録を
  して下さい。

履修登録画面　＃5

- 「履修完了通知」
  履修登録が終わったら，
  「履修完了通知」を
  押して下さい。
- 「履修完了取消」
  完了通知後に登録内容を
  修正したい場合は，
  「履修完了取消」を押してから，
  修正を行って下さい。

  ※修正後は再度「履修完了通知」を
  押して下さい。

進級・卒業の要項

【 単位制と学年制 】

工学教育は，その性質上，基礎から専門へ積み重ねて履修していくことが必要です。

そのため，授業科目は，順序立てて履修できるように各学年に配置されています。

在籍する学年に配当された授業科目のなかから，各学年に定められた進級・卒業要件に必要な単位を修得できるように履修してください。

本学は，授業と自習により授業科目を履修し，試験に合格することによって単位を取得する単位制と，各学年から上級学年への進級要件を定め，その要件を満たさないときは旧の学年に留年する学年制を併用しています。

機械工学科
1.授業科目一覧表

【機械工学科（機械工学専攻）平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
一般共通科目	一般教養科目		中国の言語と文化	2	前	●			
			ドイツの言語と文化	2	前	●			
			フランスの言語と文化	2	後	●			
			体育実技Ⅰ	1	前	●			
			文化論	2	前	●			
			歴史	2	前	●			
			ボランティアの研究	2	前	●			
			仏教精神Ⅰ	2	前	●			
			地域学	2	前	●			
			経営学	2	前	●			
			経済学	2	後	●			
			国際関係論	2	後	●			
			社会学	2	後	●			
			体育実技Ⅱ	1	後	●			
			仏教精神Ⅱ	2	後	●			
			教育と社会	2	後	●			
			心理学	2	前		●		
			日本国憲法	2	前		●		
			スポーツ文化論	2	後		●		
			哲学	2	後		●		
			思想と宗教	2	後			●	
			科学技術史	2	前				●
			小計（22科目）	42					
			日本語Ⅰ ※1	2	前	●			
			日本事情Ⅰ ※1	2	前	●			
			日本語Ⅱ ※1	2	後	●			
			日本事情Ⅱ ※1	2	後	●			
			小計（4科目）	8					
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	前	●			
		◎	発展英語Ⅰ	1	前	●			
		◎	英語Ⅱ	1	後	●			
		◎	発展英語Ⅱ	1	後	●			
		◎	英語Ⅲ	1	前		●		
		◎	発展英語Ⅲ	1	前		●		
		◎	英語Ⅳ	1	後		●		
		◎	発展英語Ⅳ	1	後		●		
			小計（8科目）	8					
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	前	●			
			キャリア・デザイン入門	2	前	●			
		◎	キャリア・デザインⅡ	1	前		●		
		◎	キャリア・デザインⅢ	1	前			●	
		◎	プレゼンテーション技法	2	後				●
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	前			●	
			働くことの科学と実践Ⅱ	2	後			●	
			インターンシップⅠ	2	前			●	
		△	インターンシップⅡ	2	後			●	
		△	TOEIC初級Ⅰ	1	前			●	
		△	TOEIC初級Ⅱ	1	後			●	
		△	TOEIC中級Ⅰ	1	前				●
		△	TOEIC中級Ⅱ	1	後				●
			小計（13科目）	20					
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2	前	●			
		◎	基礎線形代数演習	2	前	●			
		○	微分学	2	前	●			
		○	微分学演習	2	前	●			
		○	応用線形代数	2	後	●			
		○	応用線形代数演習	2	後	●			
		○	積分学	2	後	●			
		○	積分学演習	2	後	●			
		○	微分方程式	2	前		●		
			確率統計学	2	前		●		
			複素関数論	2	前		●		
			ベクトル解析	2	後		●		
			小計（12科目）	24					
	理学系科目	◎	基礎物理実験	2	前後	●			
		◎	物理学Ⅰ	2	前	●			
		◎	物理学Ⅱ	2	後	●			
		○	物理学演習Ⅰ	2	前	●			
		○	物理学演習Ⅱ	2	後	●			
			化学Ⅰ	2	前	●			
			栽培 ※2	2	前	●			
			化学Ⅱ	2	後	●			
			地球科学	2	前		●		
			電磁気学	2	後		●		
			生物学	2	前			●	
			量子力学	2	後			●	
			小計（12科目）	24					

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
機械工学専門科目	◎	コンピュータ・プログラミング	2	後	●			
	◎	工業力学及び演習	2	後	●			
	◎	工学実習Ⅰ	1	前後		●		
	◎	工学実習Ⅱ	1	前後		●		
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	前		●		
	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	前		●		
	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	前		●		
	◎	CAD基礎製図	2	後		●		
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	前			●	
	◎	工学実験Ⅰ	1	前			●	
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	前			●	
	◎	設計製図Ⅰ	2	前			●	
	◎	工学プロジェクト	2	後			●	
	◎	工学実験Ⅱ	1	後			●	
	◎	特別ゼミ ※3	2	後			●	
	◎	卒業研究Ⅰ	4	前				●
	◎	卒業研究Ⅱ	4	後				●
	○	機械工学概論	2	前	●			
	○	機械材料	2	後	●			
	○	機械工作法	2	前		●		
	○	コンピュータ図学	2	前		●		
	○	機械設計法及び演習	2	後		●		
	○	材料力学及び演習Ⅱ	2	後		●		
	○	熱力学及び演習Ⅱ	2	後		●		
	○	流体力学及び演習Ⅱ	2	後		●		
	○	機構学	2	後		●		
	○	計測工学	2	後		●		
	○	伝熱工学	2	前			●	
	○	機械力学及び演習Ⅱ	2	後			●	
	○	制御工学及び演習Ⅱ	2	後			●	
	○	設計製図Ⅱ	2	後			●	
		職業指導Ⅰ	2	前	●			
		航空宇宙工学概論	2	後	●			
		職業指導Ⅱ	2	後	●			
		情報工学	2	前		●		
		木材加工 ※2	2	前		●		
		自動車工学概論	2	後		●		
		工作機械	2	後		●		
		数値計算法	2	前			●	
		精密加工学	2	前			●	
		メカトロニクス	2	前			●	
		内燃機関	2	前			●	
		電子工作実習	2	前			●	
		空気力学	2	後			●	
		応用数値計算法	2	後			●	
		塑性加工	2	後			●	
		流体機械	2	後			●	
		環境工学	2	後			●	
		工学倫理	2	後			●	
		工業法規	2	後			●	
		システム工学	2	後			●	
		生産工学	2	後			●	
		ロボット工学	2	後			●	
	△	基礎数学演習	2	前	●			
	△	基礎物理演習	2	前	●			
	△	情報処理特講Ⅰ	2	前		●		
	△	情報処理特講Ⅱ	2	後		●		
		合計（57科目）	114					

(注記1) 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
(注記2) 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
(注記3) 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は，中学校教諭１種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記6) ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。
(注記7) 機械工学専攻の学生は上の表に記載されていないロボティクス専攻の授業科目一覧表内の科目を履修することができる。
修得した選択必修科目，及び選択科目の単位は選択科目の単位として卒業要件単位に含まれる。

◇機械工学科(機械工学専攻)における進級及び卒業の要件は，次のとおりです。

【機械工学専攻 平成29年度(2017年度)入学者用】

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>2年への進級</th><th>3年への進級</th><th colspan="2">4年への進級</th><th colspan="2">卒業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般共通科目</td><td>◎ 必　修</td><td rowspan="7">2年生に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，34単位以上修得していなければなりません。</td><td rowspan="7">3年生に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，69単位以上修得していなければなりません。</td><td colspan="2">12単位</td><td colspan="2">14単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td colspan="2">18単位</td><td colspan="2">18単位</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">30単位</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共通基礎科目</td><td>◎ 必　修</td><td colspan="2">10単位</td><td colspan="2">10単位</td></tr>
<tr><td>○ 選択必修</td><td>14単位</td><td rowspan="2">18単位</td><td>14単位</td><td rowspan="2">18単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">28単位</td><td colspan="2">28単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門科目</td><td>◎ 必　修</td><td colspan="2">24単位</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td>○ 選択必修</td><td>12単位</td><td rowspan="2">22単位</td><td>12単位</td><td rowspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">46単位</td><td colspan="2">64単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>34単位</td><td>69単位</td><td colspan="2">104単位</td><td colspan="2">124単位</td></tr>
</table>

＜注意＞

◇ 上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり，修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。
進級時の修得単位数が，進級要件単位数と同じくらいの数値の場合，将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

＜履修上限について＞

◇ １年間に履修できる単位数の上限は，49単位とする。

但し，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

＜自由単位について＞

◇ 各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には，自由単位を含めることができない。
自由単位は，次のとおり，各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
①一般共通科目選択科目において，18単位を超えて修得した単位。
②共通基礎科目において，必修単位10単位及び選択必修単位14単位を含め，28単位を超えて修得した単位。
③専門科目において，必修単位32単位及び選択必修単位12単位を含め，64単位を超えて修得した単位。
但し，４年への進級判定時には専門科目において，必修単位24単位及び選択必修単位12単位を含め，46単位を超えて修得した単位も自由単位とみなす。
④自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

＜進級及び卒業判定について＞

原則として，
◇ ２年への進級は，休学期間を除き，１年以上在籍している１年の学生を対象とする。
◇ ３年への進級は，休学期間を除き，２年以上在籍している２年の学生を対象とする。
◇ ４年への進級は，休学期間を除き，３年以上在籍している３年の学生を対象とする。
◇ 卒業は，休学期間を除いて４年以上(８年以内)在籍し，卒業研究を修了している４年の学生を対象とする。
卒業には，所定の学費を全納していなければならない。

＜早期卒業について＞

◇ 早期卒業については，早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

＜留年生の復級について＞

◇ 留年した学生が留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

【機械工学科（ロボティクス専攻）平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
一般共通科目	一般教養科目		中国の言語と文化	2	前		●			
			ドイツの言語と文化	2	前		●			
			フランスの言語と文化	2		後	●			
			体育実技Ⅰ	1	前		●			
			文化論	2	前		●			
			歴史	2	前		●			
			ボランティアの研究	2	前		●			
			仏教精神Ⅰ	2	前		●			
			地域学	2	前		●			
			経営学	2	前		●			
			経済学	2		後	●			
			国際関係論	2		後	●			
			社会学	2		後	●			
			体育実技Ⅱ	1		後	●			
			仏教精神Ⅱ	2		後	●			
			教育と社会	2		後	●			
			心理学	2	前			●		
			日本国憲法	2	前			●		
			スポーツ文化論	2		後		●		
			哲学	2		後		●		
			思想と宗教	2		後			●	
			科学技術史	2	前					●
			小計（22科目）	42						
			日本語Ⅰ ※1	2	前		●			
			日本事情Ⅰ ※1	2	前		●			
			日本語Ⅱ ※1	2		後	●			
			日本事情Ⅱ ※1	2		後	●			
			小計（4科目）	8						
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	発展英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	発展英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	発展英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	英語Ⅳ	1		後		●		
		◎	発展英語Ⅳ	1		後		●		
			小計（8科目）	8						
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	前		●			
			キャリア・デザイン入門	2	前		●			
		◎	キャリア・デザインⅡ	1	前			●		
		◎	キャリア・デザインⅢ	1	前				●	
		◎	プレゼンテーション技法	2		後				●
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	前				●	
			働くことの科学と実践Ⅱ	2		後			●	
			インターンシップⅠ	2	前				●	
		△	インターンシップⅡ	2		後			●	
		△	TOEIC初級Ⅰ	1	前				●	
		△	TOEIC初級Ⅱ	1		後			●	
		△	TOEIC中級Ⅰ	1	前					●
		△	TOEIC中級Ⅱ	1		後				●
			小計（13科目）	20						
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2	前		●			
		◎	基礎線形代数演習	2	前		●			
		○	微分学	2	前		●			
		○	微分学演習	2	前		●			
		○	応用線形代数	2		後	●			
		○	応用線形代数演習	2		後	●			
		○	積分学	2		後	●			
		○	積分学演習	2		後	●			
		○	微分方程式	2	前			●		
			確率統計学	2	前			●		
			複素関数論	2	前			●		
			ベクトル解析	2		後		●		
			小計（12科目）	24						
	理学系科目	◎	物理学Ⅰ	2	前		●			
		◎	基礎物理実験	2		後	●			
		◎	物理学Ⅱ	2		後	●			
		○	物理学演習Ⅰ	2	前		●			
		○	物理学演習Ⅱ	2		後	●			
			化学Ⅰ	2	前		●			
			栽培 ※2	2	前		●			
			化学Ⅱ	2		後	●			
			地球科学	2	前			●		
			電磁気学	2		後		●		
			生物学	2	前				●	
			量子力学	2		後			●	
			小計（12科目）	24						

区分	必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
機械工学専門科目	◎	コンピュータ・プログラミング	2		後	●			
	◎	工業力学及び演習	2		後	●			
	◎	工学実習Ⅰ	1	前	後		●		
	◎	工学実習Ⅱ	1	前	後		●		
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	前			●		
	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	前			●		
	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	前			●		
	◎	CAD基礎製図	2		後		●		
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	前				●	
	◎	工学実験Ⅰ	1	前				●	
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	前				●	
	◎	設計製図Ⅰ	2	前				●	
	◎	工学プロジェクト	2		後			●	
	◎	工学実験Ⅱ	1		後			●	
	◎	特別ゼミ ※3	2		後			●	
	◎	卒業研究Ⅰ	4	前					●
	◎	卒業研究Ⅱ	4		後				●
	○	機械工学概論	2	前		●			
	○	ロボット学概論	2	前		●			
	○	ロボット製作法	2		後	●			
	○	ロボット製作演習	2		後	●			
	○	Cプログラミング及び演習Ⅰ	1	前			●		
	○	Cプログラミング及び演習Ⅱ	1		後		●		
	○	機構学	2		後		●		
	○	計測工学	2		後		●		
	○	メカトロニクス	2	前				●	
	○	設計製図Ⅱ	2		後			●	
	○	ロボット工学	2		後			●	
		職業指導Ⅰ	2	前		●			
		機械材料	2		後	●			
		職業指導Ⅱ	2		後	●			
		機械工作法	2	前			●		
		コンピュータ図学	2	前			●		
		情報工学	2	前			●		
		木材加工 ※2	2	前			●		
		機械設計法及び演習	2		後		●		
		材料力学及び演習Ⅱ	2		後		●		
		工作機械	2		後		●		
		移動ロボット・プロジェクト	2	前				●	
		数値計算法	2	前				●	
		電子工作実習	2	前				●	
		機械力学及び演習Ⅱ	2		後			●	
		制御工学及び演習Ⅱ	2		後			●	
		応用数値計算法	2		後			●	
		環境工学	2		後			●	
		工学倫理	2		後			●	
		工業法規	2		後			●	
	△	基礎数学演習	2	前		●			
	△	基礎物理演習	2	前		●			
		合計（49科目）	96						

(注記1) 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
(注記2) 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
(注記3) 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は，中学校教諭１種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記6) ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。
(注記7) ロボティクス専攻の学生は上の表に記載されていない機械工学専攻の授業科目一覧表内の科目を履修することができる。
修得した選択必修科目，及び選択科目の単位は選択科目の単位として卒業要件単位に含まれる。

◇機械工学科(ロボティクス専攻)における進級及び卒業の要件は，次のとおりです。

【ロボティクス専攻 平成29年度(2017年度)入学者用】

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>2年への進級</th><th>3年への進級</th><th colspan="2">4年への進級</th><th colspan="2">卒業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般共通科目</td><td>◎ 必　修</td><td rowspan="9">2年生に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，34単位以上修得していなければなりません。</td><td rowspan="9">3年生に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，69単位以上修得していなければなりません。</td><td colspan="2">12単位</td><td colspan="2">14単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td colspan="2">18単位</td><td colspan="2">18単位</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">30単位</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共通基礎科目</td><td>◎ 必　修</td><td colspan="2">10単位</td><td colspan="2">10単位</td></tr>
<tr><td>○ 選択必修</td><td>14単位</td><td rowspan="2">18単位</td><td>14単位</td><td rowspan="2">18単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">28単位</td><td colspan="2">28単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門科目</td><td>◎ 必　修</td><td colspan="2">24単位</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td>○ 選択必修</td><td>10単位</td><td rowspan="2">22単位</td><td>10単位</td><td rowspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td colspan="2">46単位</td><td colspan="2">64単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>34単位</td><td>69単位</td><td colspan="2">104単位</td><td colspan="2">124単位</td></tr>
</table>

＜注意＞

◇ 上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり，修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。
進級時の修得単位数が，進級要件単位数と同じくらいの数値の場合，将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

＜履修上限について＞

◇ １年間に履修できる単位数の上限は，49単位とする。
但し，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

＜自由単位について＞

◇ 各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には，自由単位を含めることができない。
自由単位は，次のとおり，各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
①一般共通科目選択科目において，18単位を超えて修得した単位。
②共通基礎科目において，必修単位10単位及び選択必修単位14単位を含め，28単位を超えて修得した単位。
③専門科目において，必修単位32単位及び選択必修単位10単位を含め，64単位を超えて修得した単位。
但し，４年への進級判定時には専門科目において，必修単位24単位及び選択必修単位10単位を含め，46単位を超えて修得した単位も自由単位とみなす。
④自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

＜進級及び卒業判定について＞

原則として，
◇ ２年への進級は，休学期間を除き，１年以上在籍している１年の学生を対象とする。
◇ ３年への進級は，休学期間を除き，２年以上在籍している２年の学生を対象とする。
◇ ４年への進級は，休学期間を除き，３年以上在籍している３年の学生を対象とする。
◇ 卒業は，休学期間を除いて４年以上(８年以内)在籍し，卒業研究を修了している４年の学生を対象とする。
卒業には，所定の学費を全納していなければならない。

＜早期卒業について＞

◇ 早期卒業については，早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

＜留年生の復級について＞

◇ 留年した学生が留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

2. 授業科目配当表

【機械工学科＜機械工学専攻＞ 平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		1学年（平成29年度開講科目）						2学年（平成30年度開講科目）					
		前期			後期			前期			後期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		中国の言語と文化	2		フランスの言語と文化	2		心理学	2		スポーツ文化論	2
			ドイツの言語と文化	2		経済学	2		日本国憲法	2		哲学	2
			体育実技Ⅰ	1		国際関係論	2						
			文化論	2		社会学	2						
			歴史	2		体育実技Ⅱ	1						
			ボランティアの研究	2		仏教精神Ⅱ	2						
			仏教精神Ⅰ	2		教育と社会	2						
			地域学	2									
			経営学	2									
		計		17	計		13	計		4	計		4
			日本語Ⅰ ※1	2		日本語Ⅱ ※1	2						
			日本事情Ⅰ ※1	2		日本事情Ⅱ ※1	2						
		計		4	計		4	計		0	計		0
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	◎	英語Ⅱ	1	◎	英語Ⅲ	1	◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1	◎	発展英語Ⅱ	1	◎	発展英語Ⅲ	1	◎	発展英語Ⅳ	1
		計		2	計		2	計		2	計		2
	キャリアデザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2				◎	キャリア・デザインⅡ	1			
			キャリア・デザイン入門	2									
		計		4	計		0	計		1	計		0
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2	○	応用線形代数	2	○	微分方程式	2		ベクトル解析	2
		◎	基礎線形代数演習	2	○	応用線形代数演習	2		確率統計学	2			
		○	微分学	2	○	積分学	2		複素関数論	2			
		○	微分学演習	2	○	積分学演習	2						
		計		8	計		8	計		6	計		2
	理学系科目	◎	基礎物理実験	2	◎	基礎物理実験	2		地球科学	2		電磁気学	2
		◎	物理学Ⅰ	2	◎	物理学Ⅱ	2						
		○	物理学演習Ⅰ	2	○	物理学演習Ⅱ	2						
			化学Ⅰ	2		化学Ⅱ	2						
			栽培 ※2	2									
		計		10	計		8	計		2	計		2
機械工学専門科目	専門科目	○	機械工学概論	2	◎	コンピュータ・プログラミング	2	◎	工学実習Ⅰ	1	◎	工学実習Ⅰ	1
			職業指導Ⅰ	2	◎	工業力学及び演習	2	◎	工学実習Ⅱ	1	◎	工学実習Ⅱ	1
					○	機械材料	2	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	◎	CAD基礎製図	2
						航空宇宙工学概論	2	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	○	機械設計法及び演習	2
						職業指導Ⅱ	2	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	○	材料力学及び演習Ⅱ	2
								○	機械工作法	2	○	熱力学及び演習Ⅱ	2
								○	コンピュータ図学	2	○	流体力学及び演習Ⅱ	2
									情報工学	2	○	機構学	2
									木材加工 ※2	2	○	計測工学	2
												自動車工学概論	2
												工作機械	2
		計		4	計		10	計		16	計		20
	その他	△	基礎数学演習	2				△	情報処理特講Ⅰ（資格試験対策科目）	2	△	情報処理特講Ⅱ（資格試験対策科目）	2
		△	基礎物理演習	2									
		計		4	計		0	計		2	計		2

(注記1) 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
(注記2) 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
(注記3) 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は，中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記6) ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

区分		3学年（平成31年度開講科目）						4学年（平成32年度開講科目）					
		前期			後期			前期			後期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目					思想と宗教	2		科学技術史	2			
			計	0		計	2		計	2		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
	外国語科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	キャリアデザイン科目	◎	キャリア・デザインⅢ	1		働くことの科学と実践Ⅱ	2	△	TOEIC中級Ⅰ	1	◎	プレゼンテーション技法	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	△	インターンシップⅡ	2				△	TOEIC中級Ⅱ	1
			インターンシップⅠ	2	△	TOEIC初級Ⅱ	1						
		△	TOEIC初級Ⅰ	1									
			計	6		計	5		計	1		計	3
共通基礎科目	数学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	理学系科目		生物学	2		量子力学	2						
			計	2		計	2		計	0		計	0
機械工学専門科目	専門科目	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	◎	工学プロジェクト	2	◎	卒業研究Ⅰ	4	◎	卒業研究Ⅱ	4
		◎	工学実験Ⅰ	1	◎	工学実験Ⅱ	1						
		◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	○	機械力学及び演習Ⅱ	2						
		◎	設計製図Ⅰ	2	○	制御工学及び演習Ⅱ	2						
		○	伝熱工学	2	○	設計製図Ⅱ	2						
			数値計算法	2		空気力学	2						
			精密加工学	2		応用数値計算法	2						
			メカトロニクス	2		塑性加工	2						
			内燃機関	2		流体機械	2						
			電子工作実習	2		環境工学	2						
						工学倫理	2						
						工業法規	2						
						システム工学	2						
						生産工学	2						
						ロボット工学	2						
			計	19		計	29		計	4		計	4
	その他				◎	特別ゼミ　※3	2						
			計	0		計	2		計	0		計	0

《平成29年度学生便覧》

◇開講単位数

区分			1年		2年		3年		4年		総合計		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	合計
一般共通	◎	必修	4	2	3	2	1	0	0	2	8	6	14
	○	選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選択	21	17	4	4	4	4	2	0	31	25	56
	△	その他	0	0	0	0	1	3	1	1	2	4	6
共通基礎	◎	必修	8	4	0	0	0	0	0	0	8	4	12
	○	選択必修	6	10	2	0	0	0	0	0	8	10	18
		選択	4	2	6	4	2	2	0	0	12	8	20
	△	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門科目	◎	必修	0	4	8	4	7	3	4	4	19	15	34
	○	選択必修	2	2	4	12	2	6	0	0	8	20	28
		選択	2	4	4	4	10	20	0	0	16	28	44
	△	その他	4	0	2	2	0	2	0	0	6	4	10
必修			12	10	11	6	8	3	4	6	35	25	60
選択必修			8	12	6	12	2	6	0	0	16	30	46
選択			27	23	14	12	16	26	2	0	59	61	120
その他			4	0	2	2	1	5	1	1	8	8	16
学期合計			51	45	33	32	27	40	7	7	118	124	242
年合計			96		65		67		14				

機械工学科＜ロボティクス専攻＞ 平成29年度(2017年度)入学者用

区分		1学年（平成29年度開講科目）						2学年（平成30年度開講科目）					
		前期			後期			前期			後期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		中国の言語と文化	2		フランスの言語と文化	2		心理学	2		スポーツ文化論	2
			ドイツの言語と文化	2		経済学	2		日本国憲法	2		哲学	2
			体育実技Ⅰ	1		国際関係論	2						
			文化論	2		社会学	2						
			歴史	2		体育実技Ⅱ	1						
			ボランティアの研究	2		仏教精神Ⅱ	2						
			仏教精神Ⅰ	2		教育と社会	2						
			地域学	2									
			経営学	2									
			計	17		計	13		計	4		計	4
			日本語Ⅰ ※1	2		日本語Ⅱ ※1	2						
			日本事情Ⅰ ※1	2		日本事情Ⅱ ※1	2						
			計	4		計	4		計	0		計	0
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	◎	英語Ⅱ	1	◎	英語Ⅲ	1	◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1	◎	発展英語Ⅱ	1	◎	発展英語Ⅲ	1	◎	発展英語Ⅳ	1
			計	2		計	2		計	2		計	2
	キャリアデザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2				◎	キャリア・デザインⅡ	1			
			キャリア・デザイン入門	2									
			計	4		計	0		計	1		計	0
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2	○	応用線形代数	2	○	微分方程式	2		ベクトル解析	2
		◎	基礎線形代数演習	2	○	応用線形代数演習	2		確率統計学	2			
		○	微分学	2	○	積分学	2		複素関数論	2			
		○	微分学演習	2	○	積分学演習	2						
			計	8		計	8		計	6		計	2
	理学系科目	◎	物理学Ⅰ	2	◎	基礎物理実験	2		地球科学	2		電磁気学	2
		○	物理学演習Ⅰ	2	◎	物理学Ⅱ	2						
			化学Ⅰ	2	○	物理学演習Ⅱ	2						
			栽培 ※2	2		化学Ⅱ	2						
			計	8		計	8		計	2		計	2
機械工学専門科目	専門科目	○	機械工学概論	2	◎	コンピュータ・プログラミング	2	◎	工学実習Ⅰ	1	◎	工学実習Ⅰ	1
		○	ロボット学概論	2	◎	工業力学及び演習	2	◎	工学実習Ⅱ	1	◎	工学実習Ⅱ	1
			職業指導Ⅰ	2	○	ロボット製作法	2	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	◎	CAD基礎製図	2
					○	ロボット製作演習	2	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	○	Cプログラミング及び演習Ⅱ	1
						機械材料	2	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	○	機構学	2
						職業指導Ⅱ	2	○	Cプログラミング及び演習Ⅰ	1	○	計測工学	2
									機械工作法	2		機械設計法及び演習	2
									コンピュータ図学	2		材料力学及び演習Ⅱ	2
									情報工学	2		工作機械	2
									木材加工 ※2	2			
			計	6		計	12		計	17		計	15
	その他	△	基礎数学演習	2									
		△	基礎物理演習	2									
			計	4		計	0		計	0		計	0

(注記1) 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
(注記2) 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
(注記3) 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は，中学校教諭1種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。
(注記6) ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

区分		3学年（平成31年度開講科目）						4学年（平成32年度開講科目）					
		前期			後期			前期			後期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目					思想と宗教	2		科学技術史	2			
			計	0		計	2		計	2		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
	外国語科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	キャリアデザインⅢ	◎	キャリア・デザインⅢ	1		働くことの科学と実践Ⅱ	2	△	TOEIC中級Ⅰ	1	◎	プレゼンテーション技法	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	△	インターンシップⅡ	2				△	TOEIC中級Ⅱ	1
			インターンシップⅠ	2	△	TOEIC初級Ⅱ	1						
		△	TOEIC初級Ⅰ	1									
			計	6		計	5		計	1		計	3
共通基礎科目	数学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	理学系科目		生物学	2		量子力学	2						
			計	2		計	2		計	0		計	0
機械工学専門科目	専門科目	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	◎	工学プロジェクト	2	◎	卒業研究Ⅰ	4	◎	卒業研究Ⅱ	4
		◎	工学実験Ⅰ	1	◎	工学実験Ⅱ	1						
		◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	○	設計製図Ⅱ	2						
		◎	設計製図Ⅰ	2	○	ロボット工学	2						
		○	メカトロニクス	2		機械力学及び演習Ⅱ	2						
			移動ロボット・プロジェクト	2		制御工学及び演習Ⅱ	2						
			数値計算法	2		応用数値計算法	2						
			電子工作実習	2		環境工学	2						
						工学倫理	2						
						工業法規	2						
			計	15		計	19		計	4		計	4
	その他				◎	特別ゼミ　※3	2						
			計	0		計	2		計	0		計	0

《平成29年度学生便覧》

◇開講単位数

区分			1年		2年		3年		4年		総合計		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	合計
一般共通	◎	必修	4	2	3	2	1	0	0	2	8	6	14
	○	選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選択	21	17	4	4	4	4	2	0	31	25	56
	△	その他	0	0	0	0	1	3	1	1	2	4	6
共通基礎	◎	必修	6	4	0	0	0	0	0	0	6	4	10
	○	選択必修	6	10	2	0	0	0	0	0	8	10	18
		選択	4	2	6	4	2	2	0	0	12	8	20
	△	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門科目	◎	必修	0	4	8	4	7	3	4	4	19	15	34
	○	選択必修	4	4	1	5	2	4	0	0	7	13	20
		選択	2	4	8	6	6	12	0	0	16	22	38
	△	その他	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
必修			10	10	11	6	8	3	4	6	33	25	58
選択必修			10	14	3	5	2	4	0	0	15	23	38
選択			27	23	18	14	12	18	2	0	59	55	114
その他			4	0	0	0	1	3	1	1	6	4	10
学期合計			51	47	32	25	23	28	7	7	113	107	220
年合計			98		57		51		14				

生命環境化学科

1．授業科目一覧表

【生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻）平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
一般共通科目	一般教養科目		思想と宗教	2		後		●		
			哲学	2	前			●		
			社会学	2	前		●			
			国際関係論	2		後	●			
			歴史	2		後	●			
			文化論	2	前		●			
			中国の言語と文化	2	前		●			
			ドイツの言語と文化	2	前		●			
			フランスの言語と文化	2		後	●			
			教育と社会	2	前		●			
			ボランティアの研究	2	前		●			
			仏教精神Ⅰ	2	前		●			
			仏教精神Ⅱ	2		後	●			
			スポーツ文化論	2		後		●		
			心理学	2	前			●		
			日本国憲法	2		後		●		
			経済学	2		後		●		
			経営学	2	前		●			
			体育実技Ⅰ	1	前		●			
			体育実技Ⅱ	1		後	●			
			地域学	2	前		●			
			小計（21科目）	40						
			日本事情Ⅰ　※1	2	前		●			
			日本事情Ⅱ　※1	2		後	●			
			日本語Ⅰ　※1	2	前		●			
			日本語Ⅱ　※1	2		後	●			
			小計（4科目）	8						
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	英語Ⅳ	1		後		●		
		◎	発展英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	発展英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	発展英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	発展英語Ⅳ	1		後		●		
			小計（8科目）	8						
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	前		●			
		◎	キャリア・デザインⅡ	2	前		●			
		◎	キャリア・デザインⅢ	2	前				●	
		◎	キャリア・デザインⅣ　※3	2	前				●	●
			情報処理Ⅰ	2	前			●		
			情報処理Ⅱ	2		後		●		
			TOEIC初級Ⅰ	1	前			●		
			TOEIC初級Ⅱ	1		後		●		
			TOEIC中級Ⅰ	1	前				●	
			TOEIC中級Ⅱ	1		後			●	
			インターンシップ	2	前	後			●	
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	前				●	
			働くことの科学と実践Ⅱ	2		後			●	
			小計（13科目）	22						
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2	前		●			
			線形代数	2		後	●			
			微分学	2	前		●			
			積分学	2		後	●			
			確率統計学	2	前			●		
			微分方程式	2		後		●		
			小計（6科目）	12						
	理学系科目	◎	基礎化学実験	2		後	●			
		◎	基礎化学	2	前		●			
		◎	展開化学	2		後	●			
			基礎物理実験	2	前		●			
		◎	生物学実験	2	前		●			
		◎	基礎科学計算	2	前		●			
		○	生活の科学　※2	2	前		●			
		○	生命の科学　※2	2		後	●			
		○	環境の科学　※2	2		後	●			
		◎	基礎生物学	2	前		●			
			生物学	2		後	●			
			物理学Ⅰ	2	前		●			
			物理学Ⅱ	2		後	●			
			地学	2		後	●			
			地学実験	2	前	後	●			
			地球科学	2	前			●		
			小計（16科目）	32						

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎	生命環境化学特論	2	前		●			
		◎	コンピュータ・プログラミング	2		後	●			
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2	前			●		
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2		後		●		
		◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2	前				●	
		◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2		後			●	
		◎	生命環境化学ゼミ	2		後			●	
		◎	卒業研究Ⅰ　※3	2	前				●	●
		◎	卒業研究Ⅱ　※3	4		後			●	●
			生態環境科学	2	前			●		
		○	分析化学　※4	2	前			●		
			機器分析	2	前				●	
			安全工学	2	前				●	
		△	生命環境化学特別演習	2	前				●	
			小計（14科目）	30						
	バイオ・環境科学系科目	○	生化学Ⅰ　※4	2	前			●		
		○	生化学Ⅱ　※4	2		後		●		
		○	生化学Ⅲ　※4	2	前				●	
		○	細胞生物学　※4	2	前			●		
			食品科学	2		後		●		
		○	免疫学　※4	2		後		●		
		○	タンパク質科学　※4	2	前				●	
		○	バイオテクノロジー　※4	2		後			●	
			生体機能学	2	前				●	
			神経生物学	2	前				●	
			微生物・ウイルス学	2		後			●	
			植物生理学	2		後			●	
		○	環境計測Ⅰ　※4	2	前			●		
		○	環境計測Ⅱ　※4	2		後		●		
		○	環境計量Ⅰ　※4	2	前				●	
		○	環境計量Ⅱ　※4	2		後			●	
		○	環境化学　※4	2	前				●	
		○	資源ｴﾈﾙｷﾞｰ化学　※4	2	前				●	
			環境関係法規	2		後			●	
		○	環境分析　※4	2	前				●	
			小計（20科目）	40						
	応用化学系科目		有機化学Ⅰ	2	前			●		
			有機化学Ⅱ	2		後		●		
			有機化学Ⅲ	2	前				●	
			物理化学Ⅰ	2	前			●		
			物理化学Ⅱ	2		後		●		
			物理化学Ⅲ	2	前				●	
			無機化学Ⅰ	2	前			●		
			無機化学Ⅱ	2		後		●		
			無機化学Ⅲ	2	前				●	
			化学工学	2		後		●		
			電気化学	2		後			●	
			コンピュータ化学	2	前				●	
			無機材料化学	2		後			●	
			有機材料化学	2		後			●	
			高分子化学	2		後			●	
			小計（15科目）	30						

（注記１）　必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）　必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）　必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）　※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）　※２の選択必修科目のうち，計４単位の取得を必修とする。
（注記６）　早期卒業見込み者はキャリア・デザインⅣ（※３）卒業研究Ⅰ（※３）及び卒業研究Ⅱ（※３）を３学年の必修とする。
（注記７）　バイオ・環境科学専攻の学生は，※４の専門科目の選択必修科目30単位のうち，12単位の取得を必修とする。

◇生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻）における進級及び卒業の要件は，次のとおりです。

【バイオ・環境科学専攻　平成29年度（2017年度）入学者用】

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>2年への進級</th><th>3年への進級</th><th>4年への進級</th><th colspan="2">卒　　業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般共通科目</td><td>◎　必　修</td><td rowspan="12">2学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，30単位以上を取得していなければなりません。</td><td rowspan="12">3学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，68単位以上を取得していなければなりません。</td><td rowspan="12">4学年に進級するためには，実験科目の必修12単位および生命環境化学ゼミの必修2単位を含め，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，104単位以上を取得していなければなりません。</td><td colspan="2">16単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td colspan="2">16単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共通基礎科目</td><td>◎　必　修</td><td colspan="2">12単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td>4単位</td><td rowspan="2">14単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td colspan="2">26単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門科目</td><td>◎　必　修</td><td colspan="2">20単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td>12単位</td><td rowspan="2">46単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td colspan="2">66単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>30単位</td><td>68単位</td><td>104単位</td><td colspan="2">124単位</td></tr>
</table>

＜注意＞

◇上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり，
修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。
進級時の修得単位数が，進級要件単位数と同じくらいの数値の場合，将来的に留年する可能性が高くなるので注意すること。

＜履修上限について＞

◇1年間に履修できる単位数の上限は，49単位とする。
但し，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

＜**自由単位**について＞

◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には，自由単位を含めることができない。
自由単位は，次のとおり，各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
①一般共通科目において，必修16単位を含め，32単位を超えて修得した単位。
②共通基礎科目において，必修12単位，選択必修4単位を含め，26単位を超えて修得した単位。
③自由単位科目（△印の科目）及び教職科目にて修得した単位。

＜進級及び卒業判定について＞

原則として，
◇2年への進級は，休学期間を除き，1年以上在籍している1年の学生を対象とする。
◇3年への進級は，休学期間を除き，2年以上在籍している2年の学生を対象とする。
◇4年への進級は，休学期間を除き，3年以上在籍している3年の学生を対象とする。
◇卒業は，休学期間を除いて4年以上（8年以内）在籍し，卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。
卒業には，所定の学費を全納していなければならない。

＜留年生の進級・復級について＞

◇留年した学生が留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の審議を経て該当学年への進級を認める。

＜早期卒業について＞

◇早期卒業については，早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

【生命環境化学科（応用化学専攻）平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
一般共通科目	一般教養科目		思想と宗教	2		後		●		
			哲学	2	前			●		
			社会学	2	前		●			
			国際関係論	2		後	●			
			歴史	2		後	●			
			文化論	2	前		●			
			中国の言語と文化	2	前		●			
			ドイツの言語と文化	2	前		●			
			フランスの言語と文化	2		後	●			
			教育と社会	2	前		●			
			ボランティアの研究	2	前		●			
			仏教精神Ⅰ	2	前		●			
			仏教精神Ⅱ	2		後	●			
			スポーツ文化論	2		後		●		
			心理学	2	前			●		
			日本国憲法	2		後		●		
			経済学	2		後		●		
			経営学	2	前		●			
			体育実技Ⅰ	1	前		●			
			体育実技Ⅱ	1		後	●			
			地域学	2	前		●			
			小計（21科目）	40						
			日本事情Ⅰ　※1	2	前		●			
			日本事情Ⅱ　※1	2		後	●			
			日本語Ⅰ　※1	2	前		●			
			日本語Ⅱ　※1	2		後	●			
			小計（4科目）	8						
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	英語Ⅳ	1		後		●		
		◎	発展英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	発展英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	発展英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	発展英語Ⅳ	1		後		●		
			小計（8科目）	8						
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	前		●			
		◎	キャリア・デザインⅡ	2	前		●			
		◎	キャリア・デザインⅢ	2	前				●	
		◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2	前				●	●
			情報処理Ⅰ	2	前			●		
			情報処理Ⅱ	2		後		●		
			TOEIC初級Ⅰ	1	前			●		
			TOEIC初級Ⅱ	1		後		●		
			TOEIC中級Ⅰ	1	前				●	
			TOEIC中級Ⅱ	1		後			●	
			インターンシップ	2	前	後			●	
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	前				●	
			働くことの科学と実践Ⅱ	2		後			●	
			小計（13科目）	22						
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2	前		●			
			線形代数	2		後	●			
			微分学	2	前		●			
			積分学	2		後	●			
			確率統計学	2	前			●		
			微分方程式	2		後		●		
			小計（6科目）	12						
	理学系科目	◎	基礎化学実験	2		後	●			
		◎	基礎化学	2	前		●			
		◎	展開化学	2		後	●			
			基礎物理実験	2	前		●			
		◎	生物学実験	2	前		●			
		◎	基礎科学計算	2	前		●			
		○	生活の科学　※2	2	前		●			
		○	生命の科学　※2	2		後	●			
		○	環境の科学　※2	2		後	●			
		◎	基礎生物学	2	前		●			
			生物学	2		後	●			
			物理学Ⅰ	2	前		●			
			物理学Ⅱ	2		後	●			
			地学	2		後	●			
			地学実験	2	前	後	●			
			地球科学	2	前			●		
			小計（16科目）	32						

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎	生命環境化学特論	2	前		●			
		◎	コンピュータ・プログラミング	2		後	●			
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2	前			●		
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2		後		●		
		◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2	前				●	
		◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2		後			●	
		◎	生命環境化学ゼミ	2		後			●	
		◎	卒業研究Ⅰ　※3	2	前				●	●
		◎	卒業研究Ⅱ　※3	4		後			●	●
			生態環境科学	2	前			●		
		○	分析化学　※4　※5	2	前			●		
			機器分析	2	前				●	
			安全工学	2	前				●	
		△	生命環境化学特別演習	2	前				●	
			小計（14科目）	30						
	バイオ・環境科学系科目		生化学Ⅰ	2	前			●		
			生化学Ⅱ	2		後		●		
			生化学Ⅲ	2	前				●	
			細胞生物学	2	前			●		
			食品科学	2		後		●		
			免疫学	2		後		●		
			タンパク質科学	2	前				●	
			バイオテクノロジー	2		後			●	
			生体機能学	2	前				●	
			神経生物学	2	前				●	
			微生物・ウイルス学	2		後			●	
			植物生理学	2		後			●	
			環境計測Ⅰ	2	前			●		
			環境計測Ⅱ	2		後		●		
			環境計量Ⅰ	2	前				●	
			環境計量Ⅱ	2		後			●	
			環境化学	2	前				●	
			資源ｴﾈﾙｷﾞｰ化学	2	前				●	
			環境関係法規	2		後			●	
			環境分析	2	前				●	
			小計（20科目）	40						
	応用化学系科目	○	有機化学Ⅰ　※4　※5	2	前			●		
		○	有機化学Ⅱ　※4	2		後		●		
		○	有機化学Ⅲ　※4	2	前				●	
		○	物理化学Ⅰ　※4　※5	2	前			●		
		○	物理化学Ⅱ　※4	2		後		●		
		○	物理化学Ⅲ　※4	2	前				●	
		○	無機化学Ⅰ　※4　※5	2	前			●		
		○	無機化学Ⅱ　※4	2		後		●		
		○	無機化学Ⅲ　※4	2	前				●	
		○	化学工学　※4　※5	2		後		●		
		○	電気化学　※4	2		後			●	
		○	コンピュータ化学　※4	2	前				●	
		○	無機材料化学　※4	2		後			●	
		○	有機材料化学　※4	2		後			●	
			高分子化学	2		後			●	
			小計（15科目）	30						

（注記１）　必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）　必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）　必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）　※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）　※２の選択必修科目のうち，計４単位の取得を必修とする。
（注記６）　早期卒業見込み者はキャリア・デザインⅣ（※３）卒業研究Ⅰ（※３）及び卒業研究Ⅱ（※３）を３学年の必修とする。
（注記７）　応用化学専攻の学生は，※４の専門科目の選択必修科目30単位のうち，※５の４単位を含む12単位の取得を必修とする。

◇生命環境化学科(応用化学専攻)における進級及び卒業の要件は，次のとおりです。

【応用化学専攻　平成29年度(2017年度)入学者用】

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>2年への進級</th><th>3年への進級</th><th>4年への進級</th><th colspan="2">卒　　業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般共通科目</td><td>◎　必　修</td><td rowspan="12">2学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，30単位以上を取得していなければなりません。</td><td rowspan="12">3学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，68単位以上を取得していなければなりません。</td><td rowspan="12">4学年に進級するためには，実験科目の必修12単位および生命環境化学ゼミの必修2単位を含め，一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して，自由単位を除き，104単位以上を取得していなければなりません。</td><td colspan="2">16単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td colspan="2">16単位</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">32単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共通基礎科目</td><td>◎　必　修</td><td colspan="2">12単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td>4単位</td><td rowspan="2">14単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">26単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門科目</td><td>◎　必　修</td><td colspan="2">20単位</td></tr>
<tr><td>○　選択必修</td><td>12単位</td><td rowspan="2">46単位</td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小　計</td><td colspan="2">66単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>30単位</td><td>68単位</td><td>104単位</td><td colspan="2">124単位</td></tr>
</table>

＜注意＞

◇上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり，修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。
進級時の修得単位数が，進級要件単位数と同じくらいの数値の場合，将来的に留年する可能性が高くなるので注意すること。

＜履修上限について＞

◇1年間に履修できる単位数の上限は，49単位とする。
但し，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

＜**自由単位**について＞

◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には，自由単位を含めることができない。
自由単位は，次のとおり，各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。

①一般共通科目において，必修16単位を含め，32単位を超えて修得した単位。
②共通基礎科目において，必修12単位，選択必修4単位を含め，26単位を超えて修得した単位。
③自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

＜進級及び卒業判定について＞

原則として，
◇2年への進級は，休学期間を除き，1年以上在籍している1年の学生を対象とする。
◇3年への進級は，休学期間を除き，2年以上在籍している2年の学生を対象とする。
◇4年への進級は，休学期間を除き，3年以上在籍している3年の学生を対象とする。
◇卒業は，休学期間を除いて4年以上(8年以内)在籍し，卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。
卒業には，所定の学費を全納していなければならない。

＜留年生の進級・復級について＞

◇留年した学生が留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の審議を経て該当学年への進級を認める。

＜早期卒業について＞

◇早期卒業については，早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

２．授業科目配当表

【生命環境化学科＜バイオ・環境科学専攻＞ 平成29年度（2017年度）入学者用】

区分		1学年（平成２９年度開講科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位	2学年（平成３０年度開講予定科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		社会学	2		国際関係論	2		哲学	2		思想と宗教	2
			文化論	2		歴史	2		心理学	2		スポーツ文化論	2
			中国の言語と文化	2		体育実技Ⅱ	1					日本国憲法	2
			ドイツの言語と文化	2		仏教精神Ⅱ	2					経済学	2
			教育と社会	2		フランスの言語と文化	2						
			ボランティアの研究	2									
			体育実技Ⅰ	1									
			仏教精神Ⅰ	2									
			地域学	2									
			経営学	2									
			計	19		計	9		計	4		計	8
			日本事情Ⅰ ※1	2		日本事情Ⅱ ※1	2						
			日本語Ⅰ ※1	2		日本語Ⅱ ※1	2						
			計	4		計	4		計	0		計	0
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	◎	英語Ⅱ	1	◎	英語Ⅲ	1	◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1	◎	発展英語Ⅱ	1	◎	発展英語Ⅲ	1	◎	発展英語Ⅳ	1
			計	2		計	2		計	2		計	2
	キャリアデザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2					情報処理Ⅰ	2		情報処理Ⅱ	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	2					TOEIC初級Ⅰ	1		TOEIC初級Ⅱ	1
			計	4		計	0		計	3		計	3
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2		線形代数	2		確率統計学	2		微分方程式	2
			微分学	2		積分学	2						
			計	4		計	4		計	2		計	2
	理学系科目	◎	生物学実験	2	◎	基礎化学実験	2		地球科学	2			
			基礎物理実験	2	◎	展開化学	2						
		◎	基礎化学	2	○	環境の科学 ※2	2						
		◎	基礎科学計算	2	○	生命の科学 ※2	2						
		○	生活の科学 ※2	2		生物学	2						
		◎	基礎生物学	2		物理学Ⅱ	2						
			物理学Ⅰ	2		地学	2						
			地学実験	2		地学実験	2						
			計	16		計	16		計	2		計	0
生命環境化学専門科目	専門科目共通	◎	生命環境化学特論	2	◎	コンピュータ・プログラミング	2	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
								○	分析化学 ※4	2			
									生態環境科学	2			
			計	2		計	2		計	6		計	2
	バイオ・環境科学系科目							○	生化学Ⅰ ※4	2	○	生化学Ⅱ ※4	2
								○	細胞生物学 ※4	2	○	免疫学 ※4	2
								○	環境計測Ⅰ ※4	2	○	環境計測Ⅱ ※4	2
												食品科学	2
			計	0		計	0		計	6		計	8
	応用化学系科目								有機化学Ⅰ	2		有機化学Ⅱ	2
									物理化学Ⅰ	2		物理化学Ⅱ	2
									無機化学Ⅰ	2		無機化学Ⅱ	2
												化学工学	2
			計	0		計	0		計	6		計	8
	その他												
			計	0		計	0		計	0		計	0

（注記１）必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）※２の選択必修科目のうち，計４単位以上の取得を必修とする。
（注記６）早期卒業の場合は，キャリア・デザインⅣ(※３)，卒業研究Ⅰ(※３)及び卒業研究Ⅱ(※３)
　を３学年の必修とする。
（注記７）バイオ・環境科学専攻の学生は，※４の専門科目の選択必修科目30単位のうち，
　12単位の取得を必修とする。

区分		3学年（平成31年度開講予定科目）				4学年（平成32年度開講予定科目）			
		前期		後期		前期		後期	
		必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	外国語科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	キャリア・デザイン科目	◎ キャリア・デザインⅢ	2			◎ キャリア・デザインⅣ ※3	2		
		TOEIC中級Ⅰ	1	TOEIC中級Ⅱ	1				
		インターンシップ	2	インターンシップ	2				
		働くことの科学と実践Ⅰ	2	働くことの科学と実践Ⅱ	2				
		計	7	計	5	計	2	計	0
共通基礎科目	数学系科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	理学系科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎ 生命環境化学専門実験Ⅰ	2	◎ 生命環境化学専門実験Ⅱ	2	◎ 卒業研究Ⅰ ※3	2	◎ 卒業研究Ⅱ ※3	4
		機器分析	2	◎ 生命環境化学ゼミ	2				
		安全工学	2						
		計	6	計	4	計	2	計	4
	バイオ・環境科学系科目	○ 生化学Ⅲ ※4	2	○ バイオテクノロジー ※4	2				
		○ タンパク質科学 ※4	2						
		○ 環境計量Ⅰ ※4	2	微生物・ウイルス学	2				
		○ 環境分析 ※4	2	植物生理学	2				
		○ 資源エネルギー化学 ※4	2	○ 環境計量Ⅱ ※4	2				
		神経生物学	2	環境関係法規	2				
		○ 環境化学 ※4	2						
		生体機能学	2						
		計	16	計	10	計	0	計	0
	応用化学系科目	有機化学Ⅲ	2	有機材料化学	2				
		物理化学Ⅲ	2	無機材料化学	2				
		無機化学Ⅲ	2	電気化学	2				
		コンピュータ化学	2	高分子化学	2				
		計	8	計	8	計	0	計	0
	その他	△ 生命環境化学特別演習	2						
		計	2	計	0	計	0	計	0

《平成２９年度版学生便覧》

◇開講単位数

区分		1年		2年		3年		4年		総合計		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	合計
一般共通	◎ 必修	6	2	2	2	2	0	2	0	12	4	16
	○ 選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選択	23	13	7	11	5	5	0	0	35	29	64
	△その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共通基礎	◎ 必修	8	4	0	0	0	0	0	0	8	4	12
	○ 選択必修	2	4	0	0	0	0	0	0	2	4	6
	選択	10	12	4	2	0	0	0	0	14	14	28
専門科目	◎ 必修	2	2	2	2	2	4	2	4	8	12	20
	○ 選択必修	0	0	8	6	12	4	0	0	20	10	30
	選択	0	0	8	10	16	14	0	0	24	24	48
	△その他	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
◎必修		16	8	4	4	4	4	4	4	28	20	48
○選択必修		2	4	8	6	12	4	0	0	22	14	36
選択		35	23	19	23	21	19	0	0	75	65	140
○・△その他		0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
学期合計		53	35	31	33	39	27	4	4	127	99	226
年合計		88		64		66		8				

２．授業科目配当表

【生命環境化学科＜応用化学専攻＞ 平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		1学年（平成２９年度開講科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位	2学年（平成３０年度開講予定科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		社会学	2		国際関係論	2		哲学	2		思想と宗教	2
			文化論	2		歴史	2		心理学	2		スポーツ文化論	2
			中国の言語と文化	2		体育実技Ⅱ	1					日本国憲法	2
			ドイツの言語と文化	2		仏教精神Ⅱ	2					経済学	2
			教育と社会	2		フランスの言語と文化	2						
			ボランティアの研究	2									
			体育実技Ⅰ	2									
			仏教精神Ⅰ	1									
			地域学	2									
			経営学	2									
			計	19		計	9		計	4		計	8
			日本事情Ⅰ ※1	2		日本事情Ⅱ ※1	2						
			日本語Ⅰ ※1	2		日本語Ⅱ ※1	2						
			計	4		計	4		計	0		計	0
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	◎	英語Ⅱ	1	◎	英語Ⅲ	1	◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1	◎	発展英語Ⅱ	1	◎	発展英語Ⅲ	1	◎	発展英語Ⅳ	1
			計	2		計	2		計	2		計	2
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2					情報処理Ⅰ	2		情報処理Ⅱ	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	2					TOEIC初級Ⅰ	1		TOEIC初級Ⅱ	1
			計	4		計	0		計	3		計	3
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2		線形代数	2		確率統計学	2		微分方程式	2
			微分学	2		積分学	2						
			計	4		計	4		計	2		計	2
	理学系科目	◎	生物学実験	2	◎	基礎化学実験	2		地球科学	2			
			基礎物理実験	2	◎	展開化学	2						
		◎	基礎化学	2	○	環境の科学 ※2	2						
		◎	基礎科学計算	2	○	生命の科学 ※2	2						
		○	生活の科学 ※2	2		生物学	2						
		◎	基礎生物学	2		物理学Ⅱ	2						
			物理学Ⅰ	2		地学	2						
			地学実験	2		地学実験	2						
			計	16		計	16		計	2		計	0
生命環境化学専門科目	専門科目共通	◎	生命環境化学特論	2	◎	コンピュータ・プログラミング	2	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
								○	分析化学 ※4 ※5	2			
									生態環境科学	2			
			計	2		計	2		計	6		計	2
	バイオ・環境科学系科目								生化学Ⅰ	2		生化学Ⅱ	2
									細胞生物学	2		免疫学	2
									環境計測Ⅰ	2		環境計測Ⅱ	2
												食品科学	2
			計	0		計	0		計	6		計	8
	応用化学系科目							○	有機化学Ⅰ ※4 ※5	2	○	有機化学Ⅱ ※4	2
								○	物理化学Ⅰ ※4 ※5	2	○	物理化学Ⅱ ※4	2
								○	無機化学Ⅰ ※4 ※5	2	○	無機化学Ⅱ ※4	2
											○	化学工学 ※4 ※5	2
			計	0		計	0		計	6		計	8
	その他												
			計	0		計	0		計	0		計	0

（注記１）必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）※２の選択必修科目のうち，計４単位以上の取得を必修とする。
（注記６）早期卒業の場合は，キャリア・デザインⅣ(※３)，卒業研究Ⅰ(※３)及び
　卒業研究Ⅱ(※３)を３学年の必修とする。
（注記７）応用化学専攻の学生は，※４の専門科目の選択必修科目30単位のうち，
　※５の４単位を含む12単位の取得を必修とする。

区分		3学年（平成３１年度開講予定科目）				4学年（平成３２年度開講予定科目）			
		前期		後期		前期		後期	
		必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位	必選　授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	外国語科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	キャリア・デザイン科目	◎　キャリア・デザインⅢ	2			◎　キャリア・デザインⅣ　※3	2		
		TOEIC中級Ⅰ	1	TOEIC中級Ⅱ	1				
		インターンシップ	2	インターンシップ	2				
		働くことの科学と実践Ⅰ	2	働くことの科学と実践Ⅱ	2				
		計	7	計	5	計	2	計	0
共通基礎科目	数学系科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
	理学系科目								
		計	0	計	0	計	0	計	0
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎　生命環境化学専門実験Ⅰ	2	◎　生命環境化学専門実験Ⅱ	2	◎　卒業研究Ⅰ　※3	2	◎　卒業研究Ⅱ　※3	4
		機器分析	2	◎　生命環境化学ゼミ	2				
		安全工学	2						
		計	6	計	4	計	2	計	4
	バイオ・環境科学系科目	生化学Ⅲ	2	バイオテクノロジー	2				
		タンパク質科学	2						
		環境計量Ⅰ	2	微生物・ウイルス学	2				
		環境分析	2	植物生理学	2				
		資源エネルギー化学	2	環境計量Ⅱ	2				
		神経生物学	2	環境関係法規	2				
		環境化学	2						
		生体機能学	2						
		計	16	計	10	計	0	計	0
	応用化学系科目	○　有機化学Ⅲ　※4	2	○　有機材料化学　※4	2				
		○　物理化学Ⅲ　※4	2	○　無機材料化学　※4	2				
		○　無機化学Ⅲ　※4	2	○　電気化学　※4	2				
		○　コンピュータ化学　※4	2	高分子化学	2				
		計	8	計	8	計	0	計	0
	その他	△　生命環境化学特別演習	2						
		計	2	計	0	計	0	計	0

《平成２９年度版学生便覧》

◇開講単位数

区分		1年		2年		3年		4年		総合計		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	合計
一般共通	◎必修	6	2	2	2	2	0	2	0	12	4	16
	○選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選択	23	13	7	11	5	5	0	0	35	29	64
	○・△その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共通基礎	◎必修	8	4	0	0	0	0	0	0	8	4	12
	○選択必修	2	4	0	0	0	0	0	0	2	4	6
	選択	10	12	4	2	0	0	0	0	14	14	28
専門科目	◎必修	2	2	2	2	2	4	2	4	8	12	20
	○選択必修	0	0	8	8	8	6	0	0	16	14	30
	選択	0	0	8	8	20	12	0	0	28	20	48
	○・△その他	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
◎必修		16	8	4	4	4	4	4	4	28	20	48
○選択必修		2	4	8	8	8	6	0	0	18	18	36
選択		35	23	19	21	25	17	0	0	79	61	140
○・△その他		0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
学期合計		53	35	31	33	39	27	4	4	127	99	226
年合計		88		64		66		8				

情報システム学科

1．授業科目一覧表

【情報システム学科　平成29年度(2017年度)入学者用】

区分		必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
一般共通科目	一般教養科目		文化論	2	前		●			
			社会学	2	前		●			
			国際関係論	2		後	●			
			歴史	2		後	●			
			中国の言語と文化	2	前		●			
			ドイツの言語と文化	2	前		●			
			フランスの言語と文化	2		後	●			
			教育と社会	2		後	●			
			ボランティアの研究	2		後	●			
			スポーツ文化論	2	前			●		
			日本国憲法	2	前			●		
			思想と宗教	2	前			●		
			心理学	2		後		●		
			哲学	2		後		●		
			科学技術史	2	前				●	
			経営学	2		後	●			
			経済学	2		後	●			
			体育実技Ⅰ	1	前		●			
			体育実技Ⅱ	1		後	●			
			仏教精神Ⅰ	2	前		●			
			仏教精神Ⅱ	2		後	●			
			地域学	2	前		●			
			小計（ 22 科目）	42						
			日本事情Ⅰ ※1	2	前		●			
			日本事情Ⅱ ※1	2		後	●			
			日本語Ⅰ ※1	2	前		●			
			日本語Ⅱ ※1	2		後	●			
			小計（ 4 科目）	8						
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	英語Ⅱ	1		後	●			
			英語Ⅲ	1	前			●		
			英語Ⅳ	1		後		●		
		◎	発展英語Ⅰ	1	前		●			
		◎	発展英語Ⅱ	1		後	●			
		◎	発展英語Ⅲ	1	前			●		
		◎	発展英語Ⅳ	1		後		●		
			小計（ 8 科目）	8						
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	前		●			
			情報と職業	2	前		●			
			情報処理特講Ⅰ	2		後	●			
			情報処理特講Ⅱ	2	前			●		
			電気技術特講Ⅰ	2	前			●		
			電気技術特講Ⅱ	2		後		●		
		◎	キャリア・デザインⅡ	2	前				●	
			インターンシップⅠ	2	前				●	
		△	インターンシップⅡ	2		後			●	
			プレゼンテーション技法	2	前				●	
			働くことの科学と実践Ⅰ	2	前				●	
			働くことの科学と実践Ⅱ	2		後			●	
		△	TOEIC初級Ⅰ	1	前				●	
		△	TOEIC初級Ⅱ	1		後			●	
		△	TOEIC中級Ⅰ	1	前					●
		△	TOEIC中級Ⅱ	1		後				●
			小計（ 16 科目）	28						
共通基礎科目	数学系科目	○	基礎数学および演習Ⅰ	2	前		●			
		○	基礎数学および演習Ⅱ	2	前		●			
		○	微積分および演習Ⅰ	2		後	●			
		○	微積分および演習Ⅱ	2	前			●		
		○	微積分およびコンピュータ演習	2	前			●		
			線形代数および演習Ⅰ	2	前		●			
			線形代数および演習Ⅱ	2		後	●			
			線形代数およびコンピュータ演習	2		後	●			
			統計処理Ⅰ	2	前			●		
			統計処理Ⅱ	2		後		●		
			電気数学	2	前			●		
			数理解析	2	前			●		
			複素関数論	2	前			●		
			ベクトル解析	2		後		●		
			微分方程式	2		後		●		
			応用数学	2	前			●		
			小計（ 16 科目）	32						
	理学系科目		物理学Ⅰ	2	前		●			
			物理学Ⅱ	2		後	●			
			化学Ⅰ	2	前		●			
			化学Ⅱ	2		後	●			
			地球科学	2	前		●			
			工業力学	2		後	●			
			基礎生物学	2	前		●			
			生物学	2		後	●			
			地学	2		後	●			
			地球と環境	2		後	●			
			栽培 ※2	2	前		●			
			量子力学	2		後		●		
			小計（ 12 科目）	24						

区分	必選	科目名	単位数	開講期		1年	2年	3年	4年
情報システム学科専門科目	◎両	情報システム概論Ⅰ	2	前		●			
	◎両	情報システム概論Ⅱ	2		後	●			
	◎両	コンピュータ実習Ⅰ	2	前		●			
	◎両	コンピュータ実習Ⅱ	2		後	●			
	◎両	プログラム入門	2		後	●			
	◎両	情報システム実習	2	前			●		
	◎両	情報システムゼミ	2		後			●	
	◎両	特別情報システム実験 ※3	2		後			●	
	◎両	特別情報システムゼミ ※3	2		後			●	
	◎両	卒業研究Ⅰ	4	前					●
	◎両	卒業研究Ⅱ	4		後				●
	◎IT	基礎プログラム言語	2	前			●		
	◎IT	基礎プログラミング演習	2	前			●		
	◎IT	展開プログラム言語	2		後		●		
	◎IT	展開プログラミング演習	2		後		●		
	◎IT	応用プログラム言語	2	前				●	
	◎IT	応用プログラミング演習	2	前				●	
	◎IT	情報工学実験Ⅰ	2		後		●		
	◎IT	情報工学実験Ⅱ	2	前				●	
	◎IT	情報工学実験Ⅲ	2		後			●	
	◎電	電気回路Ⅰ	2	前			●		
	◎電	電気回路演習Ⅰ	2	前			●		
	◎電	電磁気学Ⅰ	2	前			●		
	◎電	電磁気学演習Ⅰ	2	前			●		
	◎電	電子回路Ⅰ	2		後		●		
	◎電	電子回路演習	2		後		●		
	◎電	電気電子基礎実験	2		後		●		
	◎電	電気電子専門実験Ⅰ	2	前				●	
	◎電	電気電子専門実験Ⅱ	2		後			●	
		コンピュータアーキテクチャ	2		後	●			
		ネットワーク概論	2	前			●		
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2	前			●		
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2		後		●		
		暗号の代数学	2	前			●		
		離散数学	2		後		●		
		数値計算法	2		後		●		
		材料科学概論	2	前			●		
		ソフトウェア設計	2		後		●		
		データベース	2		後		●		
		人工知能	2	前			●		
		情報とエネルギー	2	前			●		
		電気回路Ⅱ	2		後		●		
		電気回路演習Ⅱ	2		後		●		
		電磁気学Ⅱ	2		後		●		
		電磁気学演習Ⅱ	2		後		●		
		ネットワーク構築と管理	2		後		●		
		計測工学	2	前				●	
		システム工学	2		後			●	
		シミュレーション工学	2	前				●	
		制御工学	2	前				●	
		メカトロニクス	2	前				●	
		知能ロボット	2		後			●	
		ディジタル回路	2	前				●	
		データ通信	2	前				●	
		伝送システム理論	2	前				●	
		電子回路Ⅱ	2	前				●	
		電子物性	2	前				●	
		ＬＳＩ工学	2	前				●	
		ディジタル信号解析	2	前				●	
		ディジタル信号処理	2		後			●	
		知的財産権	2	前			●		
		工学実習Ⅰ ※2	1	前	後		●		
		工学実習Ⅱ ※2	1	前	後		●		
		木材加工 ※2	2	前			●		
		職業指導Ⅰ	2	前		●			
		職業指導Ⅱ	2		後	●			
		回路概論	2	前		●			
		視覚の幾何学	2		後		●		
		オペレーティングシステム	2		後		●		
		分散処理システム	2	前			●		
		画像工学	2	前				●	
		ＣＡＤ／ＣＡＭ	2	前				●	
		インテリジェントマテリアル	2		後			●	
		電気機器学	2	前			●		
		電気材料	2	前				●	
		電磁波工学	2		後			●	
		MATLABプログラミング	2		後		●		
		生体信号処理	2	前				●	
		情報セキュリティ概論	2		後	●			
		コンピュータビジョン	2	前				●	
		半導体工学	2	前			●		
		情報・符号理論	2	前				●	
		コンピュータグラフィックスと可視化	2		後		●		
		フィジカルコンピューティング	2	前				●	
		ネットワークコンピューティング	2		後		●		
		電気法規および電気施設管理	2	前			●		
		発変電工学	2		後		●		
		送配電工学	2	前				●	
		高電圧・放電工学	2	前				●	
		電気電子設計製図	2		後			●	
		小計（ 90 科目）	182						

(注記1)必選欄の◎印は必修科目を示し、○印は選択必修を示す。
(注記2)必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記3)※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記4)※2は，中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記5)※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎両印は，IT専攻と電気電子情報専攻の両専攻において必修科目を示す。
◎IT印は，IT専攻でのみ必修科目，電気電子情報専攻では選択科目を示す。
◎電印は，電気電子情報専攻でのみ必修科目，IT専攻の場合は選択科目を示す。

◇情報システム学科における進級及び卒業の要件は，次のとおりです。

【平成29年度（2017年度）入学者用】

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>2年への進級</th><th>3年への進級</th><th>4年への進級</th><th>卒　　業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般共通科目</td><td>◎ 必　　修</td><td rowspan="9">2学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，30単位以上を修得していなければなりません。</td><td rowspan="9">3学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，66単位以上を修得していなければなりません。</td><td rowspan="9">4学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，98単位以上を修得していなければなりません。ただしこのうち必修科目が40単位以上含まれなければなりません。</td><td>10 単位</td></tr>
<tr><td>選　　択</td><td>16 単位</td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>26 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共通基礎科目</td><td>○ 選択必修</td><td>4 単位</td></tr>
<tr><td>選　　択</td><td>18 単位</td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>22 単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門科目</td><td>◎ 必　　修</td><td>40 単位</td></tr>
<tr><td>選　　択</td><td>36 単位</td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>76 単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>30 単位</td><td>66 単位</td><td>98 単位</td><td>124 単位</td></tr>
</table>

＜注意＞

◇上の表で進級に必要と記載されている単位数についてはあくまで最低限のものであり，修得単位数がこの数値をかなり上回るような履修計画を立てることが重要である。
進級時の修得単位数が，進級要件単位数と同じぐらいの数値の場合，将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

＜履修上限について＞

◇1年間に履修できる単位数の上限は，49単位とする。
但し，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

＜自由単位について＞

◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数のなかには，自由単位を含めることができない。
自由単位は，次のとおり，各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
①一般共通科目において，必修10単位を含め，26単位を超えて修得した単位。
②共通基礎科目において，選択必修4単位を含め，22単位を超えて修得した単位。
③教職科目にて修得した単位。

＜進級及び卒業判定について＞

原則として，
◇2年への進級は，休学期間を除き，1年以上在籍している1年の学生を対象とする。
◇3年への進級は，休学期間を除き，2年以上在籍している2年の学生を対象とする。
◇4年への進級は，休学期間を除き，3年以上在籍している3年の学生を対象とする。
◇卒業は，休学期間を除いて4年以上（8年以内）在籍し，卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。
卒業には，所定の学費を全納していなければならない。

＜早期卒業について＞

◇早期卒業については，早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

＜留年生の復級について＞

◇留年した学生が留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

２．授業科目配当表

【情報システム学科　平成29年度(2017年度)　入学者用】

区分		1 学 年（平成２９年度開講科目）						2 学 年（平成３０年度開講予定科目）					
		前　期			後　期			前　期			後　期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		文化論	2		国際関係論	2		スポーツ文化論	2		心理学	2
			社会学	2		歴史	2		日本国憲法	2		哲学	2
			中国の言語と文化	2		フランスの言語と文化	2		思想と宗教	2			
			ドイツの言語と文化	2									
			体育実技Ⅰ	1		教育と社会	2						
			仏教精神Ⅰ	2		ボランティアの研究	2						
			地域学	2		体育実技Ⅱ	1						
						仏教精神Ⅱ	2						
						経営学	2						
						経済学	2						
			計	13		計	17		計	6		計	4
			日本事情Ⅰ　※1	2		日本事情Ⅱ　※1	2						
			日本語Ⅰ　※1	2		日本語Ⅱ　※1	2						
			計	4		計	4		計	0		計	0
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1	◎	英語Ⅱ	1		英語Ⅲ	1		英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1	◎	発展英語Ⅱ	1	◎	発展英語Ⅲ	1	◎	発展英語Ⅳ	1
			計	2		計	2		計	2		計	2
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2		情報処理特講Ⅰ	2		情報処理特講Ⅱ	2			
			情報と職業	2					電気技術特講Ⅰ	2		電気技術特講Ⅱ	2
			計	4		計	2		計	4		計	2
共通基礎科目	数学系科目	○	基礎数学および演習Ⅰ	2	○	微積分および演習Ⅰ	2	○	微積分および演習Ⅱ	2		ベクトル解析	2
		○	基礎数学および演習Ⅱ	2		線形代数および演習Ⅱ	2	○	微積分およびコンピュータ演習	2		微分方程式	2
			線形代数および演習Ⅰ	2		線形代数およびコンピュータ演習	2		統計処理Ⅰ	2		統計処理Ⅱ	2
									電気数学	2			
									数理解析	2			
									複素関数論	2			
									応用数学	2			
			計	6		計	6		計	14		計	6
	理学系科目		物理学Ⅰ	2		物理学Ⅱ	2					量子力学	2
			化学Ⅰ	2		化学Ⅱ	2						
			地球科学	2		工業力学	2						
			基礎生物学	2		生物学	2						
			栽培　※2	2		地学	2						
						地球と環境	2						
			計	10		計	12		計	0		計	2
情報システム専門科目	専門科目	◎両	情報システム概論Ⅰ	2	◎両	情報システム概論Ⅱ	2	◎両	情報システム実習	2	◎IT	情報工学実験Ⅰ	2
		◎両	コンピュータ実習Ⅰ	2	◎両	コンピュータ実習Ⅱ	2	◎IT	基礎プログラム言語	2	◎IT	展開プログラム言語	2
			職業指導Ⅰ	2		職業指導Ⅱ	2	◎IT	基礎プログラミング演習	2	◎IT	展開プログラミング演習	2
			回路概論	2	◎両	プログラム入門	2	◎電	電気回路Ⅰ	2	◎電	電子回路Ⅰ	2
						コンピュータアーキテクチャ	2	◎電	電気回路演習Ⅰ	2	◎電	電子回路演習	2
						情報セキュリティ概論	2	◎電	電磁気学Ⅰ	2	◎電	電気電子基礎実験	2
								◎電	電磁気学演習Ⅰ	2		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
									ネットワーク概論	2		離散数学	2
									アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2		数値計算法	2
									暗号の代数学	2		ソフトウェア設計	2
									材料科学概論	2		データベース	2
									人工知能	2		電気回路Ⅱ	2
									情報とエネルギー	2		電気回路演習Ⅱ	2
									知的財産権	2		電磁気学Ⅱ	2
									木材加工	2		電磁気学演習Ⅱ	2
									分散処理システム	2		ネットワーク構築と管理	2
									電気機器学	2		オペレーティングシステム	2
									半導体工学	2		視覚の幾何学	2
									電気法規および電気施設管理	2		コンピュータグラフィックスと可視化	2
												MATLABプログラミング	2
												ネットワークコンピューティング	2
												発変電工学	2
									工学実習Ⅰ	1		工学実習Ⅰ	1
									工学実習Ⅱ	1		工学実習Ⅱ	1
			計	8		計	12		計	40		計	46
	その他												
			計	0		計	0		計	0		計	0

（注記１）必選欄の◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。
（注記２）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記３）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記４）※２は，中学校教諭１種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。
（注記５）※３は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎両印は，IT専攻と電気電子情報専攻の両専攻において必修科目を示す。
◎IT印は，IT専攻でのみ必修科目，電気電子情報専攻では選択科目を示す。
◎電印は，電気電子情報専攻でのみ必修科目，IT専攻の場合は選択科目を示す。

区分		3学年（平成31年度開講予定科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位	4学年（平成32年度開講予定科目） 前期 必選	授業科目	単位	後期 必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		科学技術史	2									
			計	2		計	0		計	0		計	0
	外国語科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	キャリア・デザイン科目	△	TOEIC初級Ⅰ	1	△	TOEIC初級Ⅱ	1	△	TOEIC中級Ⅰ	1	△	TOEIC中級Ⅱ	1
		◎	キャリア・デザインⅡ	2									
			インターンシップⅠ	2	△	インターンシップⅡ	2						
			プレゼンテーション技法	2									
			働くことの科学と実践Ⅰ	2		働くことの科学と実践Ⅱ	2						
			計	9		計	5		計	1		計	1
共通基礎科目	数学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	理学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
情報システム専門科目	専門科目	◎IT	応用プログラム言語	2	◎両	情報システムゼミ	2	◎両	卒業研究Ⅰ ※4	4	◎両	卒業研究Ⅱ ※4	4
		◎IT	応用プログラミング演習	2									
		◎IT	情報工学実験Ⅱ	2	◎IT	情報工学実験Ⅲ	2						
		◎電	電気電子専門実験Ⅰ	2	◎電	電気電子専門実験Ⅱ	2						
			計測工学	2		システム工学	2						
			シミュレーション工学	2		知能ロボット	2						
			制御工学	2		ディジタル信号処理	2						
			メカトロニクス	2		電磁波工学	2						
			ディジタル回路	2		インテリジェントマテリアル	2						
			データ通信	2		電気電子設計製図	2						
			伝送システム理論	2									
			電子回路Ⅱ	2									
			電子物性	2									
			ＬＳＩ工学	2									
			ディジタル信号解析	2									
			ＣＡＤ/ＣＡＭ	2									
			生体信号処理	2									
			情報・符号理論	2									
			画像工学	2									
			送配電工学	2									
			高電圧・放電工学	2									
			電気材料	2									
			コンピュータビジョン	2									
			フィジカルコンピューティング	2									
			計	48		計	18		計	4		計	4
	その他				◎両	特別情報システム実験 ※3	2						
					◎両	特別情報システムゼミ ※3	2						
			計	0		計	4		計	0		計	0

《平成29年度版学生便覧》

◇開講単位数

区分		1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	総合計 前期	総合計 後期	総合計 合計
一般共通	◎ 必修	4	2	1	1	2	0	0	0	7	3	10
	選択	15	19	11	7	8	2	0	0	34	28	62
	△ その他	0	0	0	0	1	3	1	1	2	4	6
共通基礎	○ 選択必修	4	2	4	0	0	0	0	0	8	2	10
	選択	12	16	10	8	0	0	0	0	22	24	46
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門科目	◎ 必修（IT）	4	6	6	6	6	4	4	4	20	20	40
	◎ 必修（電気電子情報）	4	6	10	6	2	4	4	4	20	20	40
	選択（IT）	4	6	34	40	42	14	0	0	80	60	140
	選択（電気電子情報）	4	6	30	40	46	14	0	0	80	60	140
	その他	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
◎必修（IT）		8	8	7	7	8	4	4	4	27	23	50
◎必修（電気電子情報）		8	8	11	7	4	4	4	4	27	23	50
○選択必修		4	2	4	0	0	0	0	0	8	2	10
選択（IT）		31	41	55	55	50	16	0	0	136	112	248
選択（電気電子情報）		31	41	51	55	54	16	0	0	136	112	248
その他		0	0	0	0	1	7	1	1	2	8	10
学期合計（IT）		43	51	66	62	59	27	5	5	173	145	318
年合計（IT）		94		128		86		10				
学期合計（電気電子情報）		43	51	66	62	59	27	5	5	173	145	318
年合計（電気電子情報）		94		128		86		10				

学　生　生　活　（Ⅰ）

これだけは知っておきたい

１．学籍の確認

１．１　学生証（身分証明書）

学生証は，埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。
学生証は，常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりませんが，忘れた場合には，26 号館 1 階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。
「仮学生証」は発行日に限り有効です。

１．２　学生証の交付と更新

新入生の学生証は，入学式終了後の「入学手続時」に交付しています。
在学生は，毎年４月初めのオリエンテーション・ウィーク期間内に必ず更新手続きをしてください。

１．３　学生証の再発行

学生証を遺失又は汚損してしまったときは，直ちに再発行の手続き（再発行料：2,000 円）をしてください。
再発行後，古い学生証が見つかった場合は，学生課に必ず返納してください。

１．４　学生証の返還

退学，除籍，又は卒業する場合は，学生証を直ちに学生課に返納してください。

１．５　身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は，保証人・学生への通知や連絡，及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類なので，学生本人又はその保証人の身上に変更（保証人の変更・住所変更・改姓）などが生じた場合は，速やかに学生課にて手続きを行ってください。
大学からの文書による通知等は，すべて現在届け出てある住所宛に送付しますので，変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

２．傷害保険・損害賠償保険について

２．１　学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（財団法人日本国際教育支援協会）

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて，学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。
事故が発生したら，必ず１週間以内に学生課に連絡し，事故報告書を提出してください。
なお，入院・通院の場合は，領収書を必ず保存しておいてください。

1）保険金が支払われる場合
① 正課中
講義，実験，実習，演習または実技による授業を受けている間，指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。
② 学校行事中
入学式，オリエンテーション，学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故。
③ キャンパス内にいる間の傷害事故。

④　課外活動中
⑤　大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故。
⑥　教育実習中の傷害事故。
⑦　インターンシップ中の傷害事故。
⑧　外部卒研中の傷害事故。
⑨　ボランティア活動や外部団体等のイベント協力中の傷害事故。
※④・⑥・⑦・⑧・⑨は，所定の書類の提出が必要となります。関係する各課によって手続を行ってください。

2）保険金が支払われない場合
故意，自殺，犯罪行為，疾病（急性アルコール中毒を含む），地震，噴火，津波，無資格・酒気帯び運転，大学が禁じた行為・時間・場所の他，山岳登はん，スカイダイビング等これらに類する危険度の高い課外活動。

3）保険金の種類と保障額

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>学生教育研究災害傷害保険</th><th>損害賠償責任保険</th></tr>
<tr><td rowspan="5">担保日数</td><td colspan="2">正課・学校行事中</td><td>通院　1日目から補償</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">課外活動・キャンパス内休憩中</td><td rowspan="3">通院　14日以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育実習・インターンシップ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボランティア活動</td></tr>
<tr><td colspan="2">通学途中・学校施設間の移動中</td><td>通院　4日以上</td></tr>
<tr><td rowspan="13">内容</td><td rowspan="4">正課・学校行事中</td><td>死　亡</td><td>2,000万円</td><td rowspan="13">対人賠償と対物賠償を合わせて，1事故につき1億円限度
（免責金額 0円）

日本国内外の事故を担保</td></tr>
<tr><td>後遺障害</td><td>120万円～3,000万円</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>3,000円～30万円</td></tr>
<tr><td>入　院</td><td>1日　4,000円
（180日限度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">キャンパス内休憩中他課外活動</td><td>死　亡</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td>後遺障害</td><td>60万円～1,500万円</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>3万円～30万円</td></tr>
<tr><td>入　院</td><td>1日　4,000円
（180日限度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大学施設等相互間移動中</td><td>死　亡</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td>後遺障害</td><td>60万円～1,500万円</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>6,000円～30万円</td></tr>
<tr><td>入　院</td><td>1日　4,000円
（180日限度）</td></tr>
</table>

２．２　傷病見舞金制度

学内及びその関係施設内において発生した正課中，クラブ活動中の事故及びこれらに準ずる事故のため，学生が医師の診断を受けたときは，次により見舞金を贈ります。

事故等が発生した場合は，必ず１週間以内に学生課に連絡し，事故報告書を提出してください。

入院又は通院する場合は，治療費の領収書を必ず保存しておいてください。

１）正課・学校行事中

①　通院・入院連続　30日以上　　10,000円

２）１）以外で学校施設内にいる間，及び課外活動中

①　通院・入院連続　４日以上７日まで　　5,000円
②　通院・入院連続　８日以上13日まで　　10,000円
③　通院・入院連続　14日以上　　15,000円

２．３　学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

本学では，正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら，この「学生教育研究災害傷害保険」では，学内外における怪我や病気，他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので，保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入（任意）を奨励しています。

本保険は（財）日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので，全国の大学の多くが加盟しており，通常料金の３０パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

１）補償内容

①賠償責任（学生本人が他人に怪我をさせたり，他人の物を壊した場合など。）
②学生本人の怪我（学生本人が１日以上の通院又は入院を要する怪我や死亡又は後遺障害を被った場合。）
③学生本人の病気（学生本人が１日以上の通院又は入院を要する病気を被った場合。）
④救済者費用等（学生本人が入院したり，搭乗した航空機や船舶が遭難した場合。）
⑤育英・学資費用補償（扶養者が死亡したり，重度後遺障害を被った場合。又疾病により死亡。）
⑥生活用資産（学生の生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合。）
⑦借家人賠償責任（家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。）

２）補償の請求場所

①問い合わせ先　：　保険屋さん24　TEL0495-34-3737　FAX0495-34-3838
②引受保険会社　：　東京海上日動火災保険（株）　ＴＥＬ048-521-4519　FAX048-521-4593

３）保険料

①自宅生プラン　　３９，８００円 ～（４年間）
②一人暮らし学生用　４５，７９０円 ～（４年間）

※全部で６種類のプランがあります。加入する際には必ず各プランの詳細を確認してください。
※入学後に加入する場合，保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

３．緊急災害対応について

１）地震発生時の対応

①授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら，すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら，非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し，中に閉じ込められるおそれがあるので，使用しないでください。

避難時には，建物からの落下物に注意し立ち止まらず，カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

②在宅中や通学途中の場合

自宅では，第一に安全な場所に隠れましょう。また，まくらやクッション等で頭を守ってください。

バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら，急停車に備え，手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また，停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり，窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても，あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。

揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し，車道の左側か空き地に停車してください。車を離れる時はキーをつけたまま下車し，ドアはロックしないでください。

＜大規模地震の発生が予想される時の処置について＞　関東・東海・甲信越向け

・大規模地震の発生が予想される時は，『地震防災対策強化地域判定会』が招集され，「警戒宣言」が発令された時点で全時限休講とします。「警戒宣言」の情報等は，テレビ・ラジオ等で確認し，安全な場所を確保するよう努めてください。
・授業中や学内の場合は，構内放送により「警戒宣言」が発令されたことをお知らせします。
・地震発生が数時間以内に予想される場合は，職員の指示に従い，直ちにグラウンドへ避難しましょう。
・自宅や学外の場合，「警戒宣言」が解除されるまで休講とします。「警戒宣言」が解除された時は，通常授業を実施します。

２）火災発生時の対応

・普段から，非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
・火災を発見したら非常ベルを押し，初期消火に努めてください。
・非常時の場合は，構内放送にしたがってください。
・放送のない場合，あわてず安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時，エレベーターは使用しないでください。

災害安否確認通知システムについて

本学は，災害安否確認通知システムを導入しています。
このシステムは，災害発生時にメールを送信し，学生の被災状況を確認できます。地震が発生した際は，震度が５強以上の場合のみ，メールが自動送信されますので，必ず設問に回答し安否をお知らせください。その他災害については，事務局で判断し確認させていただく場合もあります。
なお，災害発生時以外の学内連絡にも使用します。学内連絡を受信した際も，既読報告にご協力をお願いします。
当通知メールは，タイトルが【埼玉工業大学 一斉通知確認】で送信されます。受信した際は必ず確認し，既読報告をしてください。
この通知は， Live Campus に登録していただいたメールアドレスに送信しますので，受信しやすいメールアドレスに更新してください。
安否確認メールのアドレスは，「anpi@mob-connect.com」です。
メールの受信制限をしている場合は，安否確認メールのアドレスを受信許可に設定してください。

学生生活を送るうえでの注意

１．　ガイダンス

ガイダンスには，前・後期の履修に関するもの，就職に関するもの，ゼミナールに関するもの，教職課程に関するものなどがあります。いずれも重要なものなので，掲示による期日などの案内に注意し，必ず出席してください。

２．　大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は,掲示板またはインターネットのホームページで行います。
掲示により公開された事項は，すべて伝達されたものとします。

電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は，直接，学生課窓口に来てください。

万一，緊急で連絡する場合は，次の電話番号を使用してください。

学生課（26号館1階）	TEL 048(585)6812	FAX 048(585)5939
工学部教務課（26号館1階）	TEL 048(585)6813	FAX 048(585)5939
人間社会学部教務課（30号館1階）	TEL 048(585)6301	FAX 048(585)6302

災害等による緊急時には，必ず大学に連絡し，所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

３．　通学定期乗車券

JR 線の通学定期券を購入する場合は，発行された学生証と JR 各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し，各自購入してください。なお，学生証が通学証明書となりますので，あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。JR 線以外の私鉄・都電・都バス・私バス等で，別途，通学証明書が必要な場合は，学生課で発行しますので申し出てください。
４年生になって学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は，学生課に「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。
各鉄道会社に申請し認可されるまで2週間程度かかりますので，早めに学生課に相談してください。

通学定期券の不正購入や不正使用は，たいへんな罰則を受けます。
大学生として品位のある使い方をしてください。

４．学割証（学生旅客運賃割引証）

４．１　学割証の発行条件

正課活動，課外活動，就職活動，帰省等のために遠距離で乗り物を利用する場合，その乗車区間が片道 100km を超えるときに学割証（学生旅客運賃割引証）を利用することができます。

４．２　学割証の発行

26 号館学生課前の証明書自動発行機で学割証の発行をしてください。

４．３　学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は，発行日から３ヶ月間です。

５．通学の方法

５．１　スクールバスの利用

本学では，下記の各駅と大学間においてスクールバスを運行しています。乗車賃は無料です。運行時刻については，各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に時刻表を掲示します。また，本学のホームページでも確認ができます。

なお，運行時刻に変更・追加等が生じた場合は，その都度ホームページ上で掲示します。

※土曜日のスクールバス運行は，平日運行時刻と異なりますので注意してください。

（１）岡部駅（ＪＲ高崎線）　⇔　大学（約５分）
（２）寄居駅（ＪＲ八高線・秩父鉄道・東武東上線）　⇔　大学（約２５分）
（３）森林公園駅（東武東上線）　⇔　大学（約５０分）
（４）伊勢崎駅（ＪＲ両毛線・東武伊勢崎線）　⇔　大学（約５０分）
（５）新伊勢崎駅（東武伊勢崎線）　⇔　大学（約４０分）
（６）世良田駅（東武伊勢崎線）　⇔　大学（約３０分）
（７）太田駅（東武伊勢崎線・桐生線・小泉線）　⇔　大学（約５０分）

５．２　自動車・オートバイによる車両通学

自動車・オートバイ等による通学を希望する学生については，車両登録を行っていることを条件として，車両通学許可証（タグ）を発行し，学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には，車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は，次の条件を満たした場合に，車両登録を行うことができます。

（１）学内開催の交通安全講習会を受講していること。
（２）原則として，公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり，通学距離が片道４km 以上であること。
（３）対人保険金額が 8,000 万円以上，対物保険金額が 1,000 万円以上，搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上の任意自動車保険に加入していること。
（４）使用目的が「通学使用」で契約していること。

なお，未登録の車両で通学している学生については，学則による処分（懲戒）を行うことがあります。

車両登録を行い，車両による通学を許可された学生は，安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず，万一，誤って事故を起こした場合は，直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

５．３　車両登録の方法等について

（１）新入生は，オリエンテーション期間内に交通安全講習会を実施します。
　入学手続き時に書類作成が済まされている方については，オリエンテーション期間終了後，掲示にて，「車両通学許可のタグ」の配布時期を案内いたします。
オリエンテーションを欠席された車両通学希望者には，後日，交通安全講習会の日程を掲示します。
（２）オリエンテーション欠席者で以降開催される交通安全講習会の受講修了者は，交通安全講習会当日に設置された「回収箱」に受講印が押された受講カードを投函し，後日，「車両通学許可願」と「任意自動車保険の契約書の写し（コピー)」を添えて，学生課に提出してください。申請者には審査のうえ，「車両通学許可のタグ」を発行します。
（３）「車両通学許可のタグ」の有効期限は，登録時より卒業までを原則とします。
（４）車種や保険など車両登録してある内容に変更がある場合は，直ちに学生課に申し出て訂正をしてください。
（５）「車両通学許可のタグ」は，ルームミラーに掛け外から確認できるようにしてください。

※注意

車両登録を行っていない学生には，万一，車両での通学途中で交通事故を起こしても，保険申請に必要な通学認定を行いません。

交通事故に伴う，当事者及び周りの人達（特に両親）の精神的・肉体的・経済的な負担は想像以上に多大なものです。交通安全講習会は毎年開催しますので，未だ車両登録を行っていない学生のみならず，過去に車両登録が済んでいる学生であってもできるだけ出席し，交通安全への認識を高めるようにしてください。

５．４　学生駐車場

本学には，工学部学生用（北門)，人間社会学部学生用（西門）に自動車約 500 台，オートバイ・自転車約 300 台収容の学生駐車場・学生駐輪場があります。以下のルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては，必ず，次の学内ルールを守ってください。
（１）学生車両は、正門からの進入を禁止します。
（２）学内においては，徐行運転を厳守してください。
（３）大乗殿前は緊急車両の駐車スペースとなっています。学生は駐車禁止です。
（４）21 号館（図書館棟）前及び２６号館（正智塔）北の駐車場は外来者・教職員専用であり，学生の駐車は禁止します。
（５）自転車・オートバイにて通学する学生は，北門及び 21 号館（図書館棟）南及びテニスコート北の学生駐輪場を利用してください。

※　学内の駐車場や構内で盗難及び事故が発生した場合，大学は一切の責任を負いませんので，利用する学生各自が注意をしてください。

５．５　安全運転のポイント

【もしも交通事故にあったとき】

普段，事故にあわないと思っていても，いつその状況に直面するかわかりません。些細な事故でも必ず**学生課**〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

接触事故が発生した場合は，その場における当事者間の解決をさけ，必ず警察に事故発生を連絡し警察立ち会いのもとに交渉するか，相手側と一緒に警察署に出頭し「事故届」を提出してください。

また，人身事故の場合は，状況に応じて 119 番通報をし，人命の救助を第一に行ってください。深夜で辺りに人がいないときや，携帯電話を所持していないとき，近くに電話がないときは，近隣にお住まいの方に応援を求める必要があります。

「いざ」というときのために，事故が起こったときの対応方法について紹介します。

（1）事故現場での対応ポイント

① 相手の免許証で，氏名・住所の確認。
② 相手の加入保険会社の証券もチェック。
③ 事故現場で金銭の受渡しは絶対にしないこと。また，名刺メモ書きなどを無理やり書かされないように注意しましょう。
④ 夜間の事故のときは，道路上の危険防止措置だからといって車を移動させ，そのまま逃げる悪質ドライバーもいますので，車のナンバー・車種・特徴・目に付いたことは素早くメモしておくことが大切です。
⑤ 事故当事者となった場合は，気が動転して慌ててしまいます。警察に必ず連絡し通行人に協力を求めるようにしましょう。
⑥ 事故現場での示談・口約束・金銭の受渡しは禁物です。
⑦ 事故の経過をメモに取る。

（2）事故が起きたときの対応

① 負傷者を救護し，119 番へ通報する。
② 警察署に通報〔110 番〕する。
③ 通行人に協力を求める。
④ 事故状況をメモする。
⑤ 保険代理店又は保険会社へ連絡する。
⑥ 学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕し，「事故報告書」を提出する。

（3）メモのチェックポイント

① いつ　〔月／日／時間〕
② どこで　〔場所〕
③ だれと　〔相手／氏名／電話番号／勤務先／車種／ナンバー／型／色〕
④ どうした〔事故状況〕
⑤ 警察は　〔届出警察／警察官名／事故証明書発行／事故届〕
⑥ それから〔目撃者の氏名／勤務先〕

●詳細は，以下の「**安全運転アドバイス**」のホームページを確認ください。
http://www.unyuroren.or.jp/home/safety/anzen.htm

６．学生食堂

※掲載している営業時間は，通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので，詳しくは毎月掲示される「食堂・購買部営業予定表」を確認してください。

６．１　大食堂　営業時間　10 時 00 分～14 時 30 分

大食堂は，22 号館 1 階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・スパゲッティ・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが市価より安く提供されています。

６．２　エスパース・ヴェール　営業時間　8 時 30 分～14 時 30 分

エスパース・ヴェールは，９号館の学生ホール内で営業しています。
朝定食（100 円～※数量限定）をはじめ各種定食，スパゲッティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。コンビニコーナーでは、100 円ピラフをはじめ各種弁当・おにぎり・パン・スナック・飲物類を販売しています。
また，合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は，前もって連絡をしておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は，学生課窓口に「施設設備使用許可願」を提出してください。

６．３　カフェ・ロータス　営業時間　11 時 00 分～15 時 00 分

カフェ・ロータスは，３１号館で営業しています。スパゲッティ・ロコモコ・ホットドッグ・スパゲッティ・ピラフ・オムライス・各種カレーのほかドリンクが用意されています。１階は 76 席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも 20 席あります。
２階は女性専用のフロアーになっています。28 席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

７．購買部　営業時間 9 時 00 分～15 時 00 分

購買部は，９号館（学生ホール棟）で営業しています。
教科書・参考書・学用品・日用品，また,就職活動に必須の履歴書などを販売しています。

８．セブン・イレブン埼玉工業大学店　営業時間 8 時 00 分～19 時 00 分

セブン・イレブンは，２２号館（情報システム学科棟）１階にあります。各種劇場等のチケットの購入や ATM，コピー機等，学生生活を応援する機能が整っています。

９．大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）

（１）学内では指定された場所以外では絶対に喫煙をしないこと。
（２）学内では飲酒をしないこと。
（３）火の元には十分注意すること。
（４）構内は清潔に保つよう心掛けること。

10．学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は，それぞれ願出や届出をし，許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」の頁を参考にし，諸手続きを行ってください。詳細については，学生課へお問い合わせください。

10．１　団　　体

（１）学生が，学内で団体を設立しようとするときは,「学生団体結成願」を作成し，クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は,「学生団体解散届」の提出が必要です。

（２）許可された団体は,毎年度５月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。
　届出のない団体は解散したものとみなされます。
（３）上記団体が学外団体に参加又は学外団体の行事に参加しようとするときは，許可を得なければなりません。（一週間前までに大会・行事・練習試合参加届を学生課に提出すること）

10．２　集　　会

（１）学生が，学内外において集会を行うときは，許可を得なければなりません。
（２）学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。
（３）学生が集会のために本学の建物，施設，物品を使用するときは**施設設備使用許可願**や**学内物品使用願**を学生課へ提出し，許可を得なければなりません。
　使用する者はその保全に十分留意し，万一，破損・汚損したときは速やかに届出てその責任を負うことになります。

10．３　掲　　示

（１）学生が学内外でビラ，ポスター，パンフレット，新聞などを掲示，又は配布しようとするときは，学生課の窓口に願い出て，許可を得てください。
（２）許可されたビラ，ポスターなどは，許可された期間のみ，指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

10．４　大学の施設・設備等を借用する場合

本学の施設・設備又は物品等を借用するときは，使用する一週間前までに学生課の窓口に願い出て，許可を得てください。借用したものは，必ず期限までに返却してください。

10．５　学生活動の注意事項

（１）放　送
　いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。
特別な許可が必要な場合は，学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り，許可する場合があります。

（２）金銭を伴う行為
　学内外を問わず，学生が，募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは，原則として認められません。

（３）学生の政治活動，暴力行為等について
　学生又は学生団体が，学内において政治活動を行うことは，いかなる場合においても認められません。また，暴力行為や教育を妨げるような行為，その他学生の本分に反する行為を許すことはできません。

11. 遺失物・拾得物について

最近，学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機，関数電卓など精密で高価なもの，財布や通学定期，自宅の鍵や自転車の鍵，自動車の鍵などが多くなっています。また，スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って遺失してしまった，また拾得物があった場合には，直ちに学生課へ届出てください。遺失物は，学生課で保管しています。貴重品以外は，26 号館学生課入り口に棚を用意して陳列していますので，諦めずに確認してください。

※学生課での遺失物保管期限は，次のとおりです。なお，保管期間が過ぎた物は処分します。

品　　物	保管期間	処　分
身分証明書	直ちに本人へ連絡	
財布	開封して本人確認後連絡	
現金	６ケ月	赤十字へ寄付
飲み物（ペットボトル）お菓子等	３日	廃　棄
弁当箱	３日	廃　棄
スマートホン	３ケ月	廃　棄
関数電卓	３ケ月	バザー
電子辞書・携帯音楽プレイヤー・時計		
ゲーム機	３ケ月	バザー
ＵＳＢメモリー	本人確認後連絡又は３ケ月保管後廃棄	
傘　（ビニール系）	３ケ月	再利用
傘　（ビニール系以外）	３ケ月	バザー
衣類・靴等	３ケ月	バザー
鍵	３ケ月	廃　棄
ペンケース・ノート・教科書	本人確認後連絡又は３ケ月保管後廃棄	
メガネ・イヤホン等	３ケ月	バザー
自転車	６ケ月	バザー
その他個人が特定できないもの	３ケ月	バザー

バザーとは，３ケ月を経過した後に開催される学園祭においてバザーを開催して売り上げは，赤十字に寄付するものです。

学　生　生　活　（Ⅱ）

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

１．　１　学生相談室

（１）　学生相談室とは

学生相談室では，専門の相談員が学生の皆さんからの相談に応じています。

相談内容は，学生生活全般，家庭生活，人間関係，勉強，サークル活動，進路，将来のことなど，どんなことでもかまいません。何か心配なことや不安なこと，悩んでいることがありましたら，気楽に相談室を訪れてください。相談員がお話を伺い，今後のことなどについてご一緒に考えていきます。プライバシーは守られます。必要に応じて学内又は学外の機関をご紹介します。保護者，ご家族の皆様からのご相談も随時お受けします。相談室の利用に料金はかかりません。

（２）学生相談室の利用方法

開設時間中はいつでも相談に応じます。ただし，相談実施中の場合（相談実施中は相談室入口に「面談中」という掲示をします），希望の曜日・時間帯に先約の相談が入っている場合，相談室に来室できない場合などは，予約をしていただくことになります。

電話又メールにて，相談予約ができますので，ご利用ください。

なお，相談実施中は電話に出られないこともあります。その際は，おかけ直しいただくか，E-mail でご用件をお知らせください。

●場　　所　：　26 号館６階　2662 室
●開設時間　：　午前９時３０分～午前１１時３０分
　　午後１２時３０分～午後４時００分（土日・祝日はお休み）
●電話番号　：　048-585-6879（学生相談室直通）
●E-mail　　：　soudanshitsu@sit.ac.jp

メール予約について：メールで相談予約をする場合は，本文に①学籍番号，②氏名，③所属（学部・学科），④学年，⑤相談希望日程（日にち，時間）をご記入ください。相談内容については，記入は任意です。

１．２　学生委員について（学生相談）

学内には学部・学科ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル，苦情等も随時受け付けていますので，気軽に相談してください。

また，「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

学生相談をする場合は，学科事務室を通し研究室に出向くか，メールアドレスなどで相談内容などを書き込み，合わせて面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●工学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス　/　（ ）は研究室
機械工学科	上月　陽一	M	048-585-6907	kohzuki@sit.ac.jp（6 号館 2 階）
生命環境化学科	熊澤　隆	M	048-585-6845	kumazawa@sit.ac.jp（2 号館 2 階）
情報システム学科	井上　聡	M	048-585-6405	inoue@sit.ac.jp（22 号館 3 階）
基礎礎教育センター	高橋　俊典	M	048-585-6881	ttoshi@sit.ac.jp（26 号館 6 階）

●人間社会学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス　/　（ ）は研究室
情報社会学科	宮崎　　洋	M	048-585-6345	h-miya@sit.ac.jp(30 号館 5 階)
情報社会学科	河井理穂子	F	048-585-6318	rkawai@sit.ac.jp（30 号館 3 階）
心理学科	小野　広明	M	048-585-6352	ono@sit.ac.jp　（30 号館 6 階）

１．３　セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは，「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指します。
セクハラには，次のように２つのタイプがあります。
① 対価型セクハラ　「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し，下位にある者に対する性的言動や行為を行う（強要する）こと」
② 環境型セクハラ　「性的な嫌がらせ」
アカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」という。）とは，「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。
学生に対するアカハラの例としては，指導教員からの退学・留年勧奨，指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。
もし，セクハラやアカハラにあったときは，1 人で思い悩んだりせずに，次の大学相談員に相談してください。また，カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

●工学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス　/　（ ）は研究室
機械工学科	石原　敦	M	048-585-6835	ishihara@sit.ac.jp (6 号館 2 階)
生命環境化学科	秦田　勇二	M	048-585-6868	hatada@sit.ac.jp　(27 号館 3 階)
情報システム学科	関口　久美子	F	048-585-6397	gucci@sit.ac.jp (22 号館 2 階)
基礎教育センター	田中　正一	M	048-585-6343	s.tanaka@sit.ac.jp (26 号館 7 階)

●人間社会学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス　/　（ ）は研究室
情報社会学科	佐藤　由美	F	048-585-6860	satoyumi@sit.ac.jp (30 号館 7 階)
心理学科	河原　哲雄	M	048-585-6307	kawahara@sit.ac.jp (30 号館 2 階)

※　相談をする場合は，相談員にメールアドレスなどで相談内容などを書き込み，合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

２．学習支援センター

２．１　学習支援センターとは

学習支援センターは，みなさんの学習活動を支援するため，21 号館（図書館棟）内に設けられた施設であり，学習相談や支援セミナー，ワークショップなどを実施しています。学習相談では，語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のＴＡ）が，みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは，主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり，スケジュールに従って単元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。
ワークショップでは，学ぶことの楽しさを知ってもらうために，さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき，普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき，レポートを書いていて聞きたいことがあるとき，空いた時間に自習したいとき，どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから，自習にも最適です。

２．２　利用できるもの

学習支援センターには，勉強に必要なさまざまなもの，たとえば，授業に使う教科書や，辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので，自習するには便利でしょう。さらに，ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

２．３　担当教員

学習支援センターには，チューター及びティーチングアシスタントが在室しており，学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学･哲学までと大変に幅広く，さまざま相談に対応することができます。語学のこと，数学，物理，化学，情報，教職など，知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても，基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは，担当曜日・時間を確認して尋ねてみましょう。もちろん，そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また，支援センターから各科目の先生に連絡をとり，相談することも可能です。

２．４　開館時間

月・水・木・金曜日は 10 時から 18 時まで，火曜日は 12 時 15 分から 13 時 10 分と 16 時 20 分から 17 時 20 分まで開館しています。

詳細は，埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

http://www.sit.ac.jp/lsc/

３.健康相談

心身が健康であってこそ，学生生活を楽しむことができます。

病に倒れてしまっては何もできません。身体的疾病を解決することにより，精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

３．１　保健室の利用

授業中や課外活動中など学内で体調不良や，思わぬケガをしたときは，すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

●場　所 ： 21 号館（図書館）1 階

※開室時間は，学生掲示板にてお知らせいたします。

３．２　定期健康診断

学生課では，全学生を対象にして，毎年定期健康診断を実施しています。

新入生の定期健康診断は，毎年 4 月のオリエンテーション期間内，2 年生から 4 年生は毎年 2 月上旬に行っています。

定期健康診断は，学生の皆さんの健康維持，疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は，次の通りです。

Ｘ線間接撮影，尿検査，血圧，視力，色覚，内科検診，身体計測（身長，体重）

定期健康診断の実施日は，学生課の掲示板に掲示します。

健康診断に無関心でいると，取り返しのつかない事態になったり，日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

３．３　健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には，健康診断書を発行します。
４年生は，就職活動に必要な書類ですから，必ず受診してください。
健康診断書の発行は，26 号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。
手数料は１通 300 円です。なお，４年生が就職活動に使用する場合は１通 100 円です。

３．４　健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には，４月に学生課で健康診断結果報告書を発行します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして，「検査を要する」との判定には，医師の再検査を至急受けるようにしてください。

３．５　保険証の携帯

自宅外通学の学生は，保険証を取り寄せておき，思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

３．６　飲酒の恐ろしさ

「イッキ飲み」の禁止

「イッキ，イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは，体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。
肝臓での代謝が追いつかず，アルコールの血中濃度が急速に高まって，呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。
時には脳の麻痺が進み，意識が混濁，呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。
酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』，そんな意図がなくても，相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』，一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち，そのまま放置したら『保護責任者遺棄』，さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等など法的な処分が科せられます。
この問題は他人ごとではなく，本学でもここ数年，新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内のコンパ等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。
お酒は適量飲めばストレスも取れたり，場の雰囲気が盛り上がり，時には楽しいものです。
しかし，誤った飲み方をした場合には，どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。
大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は，考えや認識を改める必要があります。

飲酒の心得５ヶ条

（１）「イッキ」飲みは決してしない，させない。
（２）飲めない人にはすすめない。
（３）体調が悪い日，風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは，飲まない。
（４）食べながら，ゆっくり飲む。
（５）飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

「未成年者飲酒」の禁止

日本では「未成年者飲酒禁止法」によって，20 歳未満の飲酒が禁じられていますが，その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。
人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため，脳細胞への悪影響，性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど，未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが，お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく，視野は狭くなってしまいます。

末梢神経の反射運動能力が損なわれ，集中力が落ち，スピードの出しすぎ，ブレーキの踏み遅れやハンドル，アクセル，クラッチの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転，酒酔い運転は，一歩間違えば本人だけでなく，関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。

道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは，こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない，運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

●詳細は，以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。
http://www.arukenkyo.or.jp/

３．７　エイズに関する基礎知識

エイズ（AIDS）は，Acquired Immuno Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので，日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスは HIV（ヒト免疫不全ウイルス）といい，一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

外から感染したエイズ・ウイルスによって，からだの免疫機能が破壊され，さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し，延命できる人も増えてきましたが，まだ治すことが難しい病気です。また，だれでもかかりうる病気です。

感染経路は性行為・血液・母子感染の３つです。急増しているのは性行為感染です。

正しい予防をしなければ，だれでも HIV に感染する危険性はあります。

日常生活（握手・入浴・食べ物を分け合う・プール）では感染しません。

予防策ははっきりしています。

HIV に汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで充分に予防できます。

現在のところ，性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

ためらわないでエイズ検査を受けよう。

一応の目安として，自分が感染したかもしれないと思われる最後の心当たりから，12 週間たってから後の検査をお勧めします。

●詳細は，以下の「財団法人エイズ予防財団」のホームページを確認してください。
http://www.jfap.or.jp/

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120－177－812（携帯電話 03－5259－1183）

機関ではプライバシーが守られるように，きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談又は検査が受けられます。費用は原則的に無料です。

３．８　禁煙運動について

タバコはなぜよくないか（百害あって一利なし）

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に 4 倍以上。

また喫煙は動脈硬化を促進したり，ビタミンＣが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙（本人が吸ったタバコの煙）よりも副流煙（間接喫煙：他人が吸ったタバコの煙）のほうが強いため，家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから埼玉工業大学も学生諸君の健康を守るため，また，快適な空間を維持するため禁煙運動を推進することになりました。

キャンパス内では，お互い気持ちよく快適な環境で勉学できるよう以下の喫煙マナーを厳守してください。

（１）喫煙場所（指定場所）以外での喫煙禁止
（２）歩行喫煙（くわえタバコ）禁止
（３）吸い殻のポイ捨て禁止

３．９　大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について

★たった一度の使用が人生を台無しに！★

昨今，マスコミ等で報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻等違法薬物や危険ドラッグは，その使用ばかりでなく，所持・栽培・製造・売買等も，法律で厳しく罰せられます。

これまでは，「飲酒の恐ろしさ」について，注意を喚起してきましたが，違法な薬物の使用は，自身の健康と精神を破壊し，悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生の皆さんは，違法薬物や危険ドラッグの所持，使用の危険性を充分認識し，本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

●詳細は，以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

３．１０　若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年，子宮頸がんは 20 歳代の若年層で，急激に増えています。子宮頸がんの原因は，「ヒト・パピローマウィルス（HPV：Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており，HPV は性交経験があれば誰にでも感染しうる，ごくありふれたウィルスで，女性の約 8 割が 50 歳までに感染を経験すると言われています。検診により，HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で，初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ，治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に，定期的な検診を受けましょう。

●詳細は，以下のホームページを確認してください。
国立がんセンターがん対策情報センター　http://www.ncc.go.jp/jp/cis/
特定非営利活動法人　子宮頸がんを考える市民の会　Orange Clover
http://www.orangeclover.org/
女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」http://www.shikyu-keigan.com/

３．１１　大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために，本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【岡部地区】

益岡医院	（内，外，整，リハ）	深谷市岡部 1243 048(585)5657
吉田眼科医院	（眼）	深谷市岡 2757-3 048（585）2054
橋本歯科医院	（歯）	深谷市山河 1234－2 048（585）1101

【本庄地区】

岡病院	（内，消，循，泌）	本庄市北堀 810 0495（24）8821
上武病院	（内，精神，歯）	本庄市小島 5－6－1 0495（21）0111
田所医院	（内，外，循，放）	本庄市けや木 1－8－2 0495（22）3445

春山眼科医院	（眼）	本庄市けや木 1－5－5 0495（21）2160
服部クリニック	（眼，耳）	本庄市東台 4－1－22 0495（24）4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	（耳，気管）	本庄市駅南 2－20－3 0495（22）4852
本庄総合病院	（内，小，外，整，脳神， 眼，耳，皮，泌，肛）	本庄市北堀 1780 0495（22）6111
堀川病院	（内，外，整，形，消，肛， リハ，皮）	本庄市本庄 1－4－10 0495（22）2163
松本産婦人科医院	（婦，産，女性内科）	本庄市千代田 1－1－26 0495（24）3377
中央歯科医院	（歯，矯正）	本庄市駅南 2－15－3 0495（21）1807

【深谷地区】

佐々木病院	（内,外，胃，整，形成，脳神， 循，皮，リハ）	深谷市西島 2-16-1 048（571）0242
清水内科クリニック	（内，消，循，リハ）	深谷市人見 445－3 048（573）1197
安達皮膚科医院	（皮）	深谷市上柴町西 4－4－19 048（571）2301
今井医院	（内，小）	深谷市寿町 58 048（572）7728
上柴クリニック	（内，外，　消，循，放）	深谷市上野台 2321-2 048（574）7770
深谷整形外科医院	（整，リハ）	深谷市宿根東通 245－1 048（574）0022
あだち医院	（内，消，外，リハ）	深谷市上柴町東 5-15-14 048（551）0222
白倉医院	（内，消，小）	深谷市稲荷町 3－3－1 048（571）0169
四元医院	（内，外）	深谷市上柴町西 1-4-1 048（573）5200
新井歯科医院	（歯）	深谷市上柴町東 5-14-12 048（573）5077
大浜歯科医院	（歯）	深谷市東方町 3－19 048（573）8266
太宰歯科クリニック	（歯）	深谷市上野台 2904－14 048（573）7800
石川医院耳鼻咽喉科	（耳）	深谷市西島町 3－17－65 048（571）0038

正田眼科	（眼）	深谷市稲荷町 1－8－33 048（571）1198
桜ヶ丘病院	（内，消，呼，婦）	深谷市国済寺 408-5 048（571）1171
ふかや眼科	（眼）	深谷市西島町 3-14-8 048（572）3910
高橋眼科医院	（眼）	深谷市栄町 1-47 048（571）0318
吉田眼科医院	（眼）	深谷市岡 2757-3 048（585）2054

【熊谷地区】

熊谷総合病院	（内，外，胃，産，耳，小，眼 整，皮，泌，脳，消，ナハ，放）	熊谷市中西 4－5－1 048（521）0065
藤間病院	（内，外，消，循，整，泌，産，整）	熊谷市末広 2－137 048（522）0600
ティアラ 21 女性クリニック	（内，婦人科・女性の心と身体の悩み相談ほか）	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048（527）1122
はぎわら眼科	（眼）	熊谷市玉井 1744－1 048（533）1177

４．奨学金制度

奨学金制度は，教育の機会均等の精神に基づき，独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は，学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。奨学金関係の事務は，学生課で扱っています。

奨学金制度により，出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は，すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので，見落とすことのないよう十分注意してください。

４．１　学校法人智香寺学園特別奨学金制度（給付）

（１）目　　的　学部学生で学業・人物ともに優秀なものに，奨学金を授与し，これを奨励する。
（２）資　　格　2 年生以上で，前年次の成績が優秀かつ心身ともに健全な学生と認められた者。
（３）給 付 額　10 万円
（４）採用決定　各学科の学科長が推薦し，理事会審査を経て，毎年度始めに決定する。

４．２　埼玉工業大学後援会奨学金制度（給付）

（１）目　　的　埼玉工業大学後援会の趣旨に基づき，学生の学業成就と成績向上を助成する。
（２）資　　格　2 年生以上で，学業・人物ともに優秀で，経済的理由により学業の継続困難と認められる者。ただし，他の学内外諸団体の奨学金を受給していない者に限る。
（３）給 付 額　10 万円
（４）採用選考　希望者の申請に基づき，学生委員会が選考する。
（５）採用者数　18 名

（6）募集時期　毎年6月

4．3　浄土宗　宗立・宗門校奨学金制度（給付）

（1）資　　格　4年生で，志操堅固かつ学術優秀なる者。
（2）給 付 額　10万円
（3）採 用 者　4年生から5名（各学科1名）
（4）採用選考　学科長の推薦

4．4　日本学生支援機構奨学金（旧「日本育英会奨学金」）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は，人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で，経済的理由により修学困難な者に対して貸与されます。「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子,利率固定か利率見直しを選択）の2種類があります。奨学生の選考は，人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い，予算の範囲内で採用される仕組みです。

（1）貸与月額

第一種奨学金	金額(月額)	第二種奨学金
自宅通学者の場合	3万円または54,000円〔学生が選択〕	3・5・8・10・12万円〔学生が選択〕
自宅外通学者の場合	3万円または64,000円〔学生が選択〕	

（2）入学時特別増額貸与奨学金
・入学時特別増額貸与の対象者は，4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で，初回の月額に増額して貸与を希望する者です。
・申込みは，所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。），又は申込時の家計基準における認定所得が０(ゼロ)評価となる者の子弟に限られます。
・貸与額は，10・20・30・40・50万円から選択できます。
・奨学金の第1回目の振込時に全額が上乗せされます。
・入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

（3）出願資格
①第一種奨学金（無利子）
・大学に在籍する優れた学生で，経済的理由により著しく修学困難な者であること。
・1年生については，出身高校の評定平均値が3.5以上の者であること。
・2年生以上については，学業成績が上位1/3以内であること。
②第二種奨学金（利子付）
・大学に在籍する優れた学生で，経済的理由により修学困難な者であること。
・1年生については，出身高校の評定平均値が平均水準以上の者であること。
・2年生以上については，学業成績が平均水準以上であること。
・特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者であること。
③第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与
第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては，第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。
④外国籍の学生について
外国籍の学生については，「永住者」または「定住者」の在留資格を持つ場合にのみ，出願資格があります。学生課で確かめてから応募してください。

（4）貸与期間
採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限（4年間）です。
学則による処分，学業成績の不振，奨学金継続願の未提出，その他奨学生としての適格性を失ったときは，奨学金が停止又は取消される場合があります。

ただし，学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し，進級した場合には，願出により奨学金の貸与を復活することができます。

その際は，進級が確定した段階で，速やかに学生課に報告してください。

（5）募集時期

4月中旬に年1回の募集を行います。

状況により追加募集や二次募集（秋）を行うこともありますが，この場合は4月募集において適格者でありながら，本学への割当数の関係から，不採用になった学生が対象になります。

募集・継続の手続については，全て26号館東側及び30号館3013教室前の「奨学金関係」の掲示板で案内しますので，見落としのないよう注意してください。

家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により，家計が急変し，緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は，定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。

（6）提出書類

募集説明会を開催し，ここで詳細を説明します。

奨学金の貸与を受けるためには，連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度），又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度），どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので，募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして，奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

（7）在学中の主な手続き

12月から1月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので，継続手続の説明会に必ず出席し，スカラネットパーソナルより所定の期日までに継続願を提出してください。

（8）奨学金の返還

4年生は，11月下旬に，満期者の返還説明会がありますので，必ず出席してください。

① 返還方法は，貸与開始後に提出する「奨学金返還誓約書」によります。

② 返還は，月賦，及び月賦と半年賦併用の2つの割賦方法で行われます。
返還を怠ると延滞金が課せられます。また，延滞3ヶ月以上になった時点で，個人信用情報機関に延滞者の個人情報が登録されます。個人信用情報機関に登録されると，クレジットカードが使えなくなったり，住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には，返還の際に，上限年利3%の利息が付きます。

（9）奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は，「在学届」の提出により，その上級校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後，災害，その他やむをえない事情により返還が困難になったときは，願出により，一定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で，奨学金の貸与をとりやめる場合は，必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」を提出してください。

〈奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について〉

１．「進学届」

高等学校在学中に，大学奨学生採用候補者として採用が内定している学生は，入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「ユーザ ID･パスワード」を受取り，期限（日程は未定）までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし，「進学届」の登録を行ってください。

なお，入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」を必要とする方は同時に提出してください。

２．「在学届」

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は，大学入学後「在学届」を提出することにより，在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし，大学奨学生採用候補者については，「進学届」の前奨学生番号欄に高校時代の奨学生番号を入力することにより，「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は，「返還のてびき」に綴りこんでありますが，紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。

なお，在学届，進学届の提出については，入学時のガイダンスや学生課奨学金の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除

本人が死亡又は身障者となった場合は，相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。

４．５　留学生関係の奨学金制度

（１）財団法人日本国際教育協会奨学金
（２）財団法人ロータリー米山記念奨学金
（３）財団法人平和中島財団奨学金
（４）橋本泰彦アジア・アフリカ奨学生奨学基金
　　等に実績があります。

詳しい内容については，募集の依頼があり次第，その都度掲示します。
不明の点については，学生課に問い合わせてください。

４．６　その他の奨学金制度

都道府県教育委員会，地方公共団体，その他民間団体等の奨学金制度がありますので，募集の依頼があり次第，所定の掲示板に掲示します。

４．７　教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付　（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は，高校，短大，大学，大学院，専修学校，各種学校や外国の高校，大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

①融資額	学生･生徒 1 人あたり 350 万円以内
②利率	平成 28 年 5 月 10 日現在　年 1.9%（母子家庭は年 1.5%）
③返済期間	15 年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は 18 年以内）
④使途	入学金，授業料，教科書代，アパート・マンションの敷金・家賃など
⑤返済方法	毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）
⑥問い合わせ	教育ローンコールセンター　電話 0570-008656（ナビダイヤル） または　03-5321-8656 日本政策金融公庫ホームページ（国の教育ローン） パソコン用　http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

４．８　提携教育ローン

（１）オリエントコーポレーション学費サポートプラン（学費分納制度）

本学と提携する（株）オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し，学生の在学期間中における利子相当額について，奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は，入学金や授業料などの納付金を，Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です（来店や所得証明書は不要です）。

①申込先　　（株）オリエントコーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325（受付時間：9：30～17：30）
＊大学のホームページより申込みが可能です。

②利用対象者　本学に入学または在学する学生の保護者
＊審査結果により，このプランの利用ができない場合があることを了承ください。

③対象費用　入学金・授業料・諸会費等の学校納付金

④利用可能額　納付書記載金額（利用累計　500 万円まで）
利用金額は，（株）オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは，新入学生の場合「合格通知の写し」，「納付書の写し」，在学生の場合「学生証写し」，「納付書の写し」などです。

⑤返済方法　「通常分納」，「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
利率は，固定金利　年率 3.9%（平成 28 年 12 月 1 日現在）。

⑥利子補給　利子補給期間は在学中に限り，給付は埼玉工業大学より奨学金として，保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお，利子補給の利率の上限は年率 5%となります。また，本プラン以外の教育ローンは，利子補給の対象となりません。

⑦問合せ先　埼玉工業大学会計課　担当：井桁
電話番号：048-585-6810
（平日：9：00～17：00　第 1・3・5 土曜日　9：00～13：00）

（２）群馬銀行教育ローン

本学と提携する（株）群馬銀行の教育ローンで，金利の優遇があります。詳しくは，（株）群馬銀行のホームページ（http://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/）で学校コード（ID）:92910 を入力するか，学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし，この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

４．９　学費貸付制度

本学の独自制度としては，4 年生（卒業見込者）を対象に後援会による学費貸付制度があります。この制度を利用したい場合は，学生課に問い合わせてください。

５．生活相談

学生生活を送る上での相談，アパート情報及び休暇を利用してアルバイトを希望する場合などに，学生課が対応しています。

５．１　アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は，26 号館１Ｆ学生課にてご確認ください。

（１）住まいを借りるときの心構え

①　家主さんとのトラブルを避けるために契約内容（敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等）をよく確認してから契約してください。
また，近隣の生活環境等を確認し，必ず物件の下見をしてください。

下見をする場合,家主さんや不動産会社に日程を連絡してから伺ってください。

② 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と 2 種類あります。それぞれ契約内容が違いますので，注意してください。

※「家主さんとの直接契約の物件」は，大学近隣の家主さんからの物件で，格安なものです。多くは大学近隣の物件で，家主さんとの緊密な関係が築かれており，非常時の対応が約束されます。

※「不動産会社の物件」は，近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ違うので，充分注意してください。

③ 部屋の条件に納得できたら，賃貸契約をしてください。

④ 契約後，不都合なことがあったら，学生課に相談してください。

⑤ 入居後は，騒音などには十分な配慮をしてください。

⑥ 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん，不動産会社から情報を集め，近隣に迷惑をかけないよう心掛けてください。

⑦ あらゆるトラブルには誠心誠意あたり，それでも解決できない場合は，学生課に相談してください。

部屋が決まり，引っ越しを終えたら，いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。

予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

５．２ アルバイトの紹介

アルバイトは，学業を優先に考え，無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き,授業を犠牲にしてドロップアウトする学生も見受けられます。健康を害さないよう，学生各自が慎重に選んでください。

26 号館 1 階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあった場合は，直接求人先に連絡してください。就業する前に，条件を確認し，納得してから就業してください。

なお，不安や疑問がある場合は，遠慮なく学生課に相談してください。

５．３ 国民年金の加入

平成３年４月から,学生も満 20 歳になると国民年金への加入が義務づけられるようになりました。これまでに，国民年金に加入していなかったために，在学中に事故や病気で障害の状態になっても，障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20 歳になったら必ず国民年金に加入してください。

●詳細は,「日本年金機構」のホームページを確認してください。

（1）国民年金は，こんなリスクに備えます。

① **障害基礎年金**

国民年金の被保険者が障害を負った場合，一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

② **老齢基礎年金**

原則として 65 歳から受け取ることができる。受け取るためには，国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間（合算対象期間）と，厚生年金に加入していた期間を合算し，10 年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

③ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった 60 歳以上 65 歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に，18 歳未満の子をもつ妻や，両親のいない 18 歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や，受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし，死亡した人について保険料納付済期間（保険料免除

期間を含む）が加入期間の３分の２以上あること。

◇　国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは，所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が，将来，年金を受け取ることができなくなることや，不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に，障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため，本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は，学生課です。

５．４　悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

（１）訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ，ここ数年，訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について，代表的な実例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないよう，くれぐれも注意することが必要です。

（２）悪徳商法の実例

①　資格取得商法

特定の民間団体が，さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや，大学が承認している資格と称して，通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に，実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売るもの。

②　キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け，長時間執拗に説得されたのち，化粧品や健康食品，エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

③　アポイント商法

突然，下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「○○○賞品が当選しました」などといって誘い出し，実益のない特典をたくみに説明し，パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

④　マルチ（まがい）商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で，次から次へと会員を増やしながら会員数（集金組織）を拡大していくことにより利益を上げるもの。

（例）自動車部品，化粧品，洗剤，教材の販売等

⑤　かたり商法

消防署，保健所などの公的機関から来たとかたり（思わせ），消火器等の商品を売りつけるもの。

⑥　ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ，代金を請求してくる図々しい方法です。

代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし，送られてきたものは14日間保管する必要があります。（業者に引き取り請求した場合は７日間）

その後の処分は自由です。わけのわからないものは受け取りを拒否しましょう。

⑦　インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して，料金を支払ったにも係わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名，電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

（３）クーリング・オフ（Cooling off）

“クーリング・オフ”とは，訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき，一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込み又は締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は，契約した日から８日以内，マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に，書面で，「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。

その際は，電話でなく，必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは，念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。

なお，郵便・電話・FAX などで申込む通信販売は，クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

（４）困ったときの相談先は？

①トラブルに巻き込まれたら，直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

②（財）日本消費者協会消費者相談室　TEL　03（5282）5319
http://www.jca-home.com/sodan/index.html

③埼玉県消費生活支援センター熊谷　　TEL　048（524）0999
http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/

④最寄りの消費生活センター

（５）悪徳商法から身を守る７ヶ条

①勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。

②「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。

③知らない電話番号にかけない，メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。

④商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。

⑤契約書は，その場でしっかりと読む。契約は慎重に。

⑥クレジット１回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。

⑦1 人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

６．厚生施設

６．１　契約施設について

本学では，各地に契約施設を持ち，学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。価格は学生団体が合宿等にも利用できる安価なもので，ぜひ学生生活の良い思い出づくりに利用してください。契約施設の利用を希望する学生は，学生課で申込みの手続きをしてください。

なお，契約施設に直接申込んだ場合は，割引料金の適用がありませんので注意してください。

（１）苗場スプリングスホテル　　TEL　025（789）2804
（上越新幹線越後湯沢駅下車　バス「苗場スキー場入り口」又は「西武ヴィラ入口」下車）

（２）菅平高原温泉ホテル　　TEL　0268（74）2515
（長野新幹線上田駅下車　バス「西菅平」下車）

（３）裏磐梯ライジングサンホテル　　TEL　0241（32）2311
（磐越西線猪苗代駅下車　バス「休暇村前」下車）

（４）富士箱根ランド　　TEL　055（985）2111
（東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド入口」下車）

（５）ニュー・グリーンピア津南　TEL　025（765）4611
（上越新幹線越後湯沢駅下車　宿泊者専用バスにて約 50 分）

（６）湯沢ニューオータニホテル　　TEL　025（784）2191
（上越新幹線越後湯沢駅下車　専用バスにて約３分）

（７）草津温泉ホテルヴィレッジ　　TEL　0279(88)3232
（吾妻線長野原草津口駅下車　「草津温泉バスターミナル駅」下車　専用バス）

（８）水上ホテル聚楽　　TEL　0278(72)2521
（上越線水上駅下車　徒歩 10 分）

（９）アゼィリア飯綱　　TEL　026(239)2522
（長野駅下車　バス「いこいの村入口」下車）

６．２　温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は，年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市樫合 763，TEL：048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は，パティオの受付に学生証を提示し，利用料金 1,000 円の半額を支払い，受付台帳に学籍番号を記入してください。

●詳細は，以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。
http://www.patio.or.jp/index.php

７．日本学生支援機構について

日本学生支援機構（Japan Student Services Organization＝略称 JASSO）は，日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業，日本国際教育協会，内外学生センター，国際学友会，関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し，学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として，平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

●詳細は，「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。http://www.jasso.go.jp

8. オフィス・アワーについて

本学では，修学に関するあらゆる相談や指導に対応するためにオフィス・アワーを設けています。

相談日や時間はそれぞれの先生や学科により異なりますので，下記の時間を参考に積極的に活用してください。なお，事前に予約が必要な場合がありますので，注意してください。

相談の予約が必要な場合は，E-mail で連絡するか，各教員が所属する学科事務室に申し出てください。

＜機械工学科＞

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
小林　晋	通年	木	9:10 ～ 10:10	623A	不要	kobayasi@sit.ac.jp
小西　克享	通年	月	16:50 ～ 17:40	628B	不要	konishi@sit.ac.jp
石原　敦	通年	月・水・金	17:00 以降	628A	不要	ishihara@sit.ac.jp
長谷　亜蘭	通年	木	12:40 ～ 13:10	622B	要予約	alan_hase@sit.ac.jp
趙　希禄	通年	月	17:30 ～ 18:30	625A	要予約	zhaoxilu@sit.ac.jp
皆川　佳祐	通年	月	12:35 ～ 13:20	624B	なるべく予約	mina@sit.ac.jp
萩原　隆明	通年	月	16:50 ～ 17:50	625B	不要	t-hagiwara@sit.ac.jp
安藤　大樹	通年	月	9:10 ～ 10:40	621A	要予約	ando@sit.ac.jp
上月　陽一	通年	火	9:10 ～ 10:40	626B	不要	kohzuki@sit.ac.jp
髙坂　祐顕	通年	月	16:50 ～ 18:30	627A	不要	kosaka@sit.ac.jp
小板　丈敏	前期	金	16:50 ～ 17:30	627B	要予約	koita@sit.ac.jp
	後期	木	11:00 ～ 12:00			
福島　祥夫	通年	月	16:30 ～ 17:30	2756	不要	fuku-shio@sit.ac.jp
河田　直樹			ガイダンス時に通知予定	626A		kawada@sit.ac.jp

＜生命環境化学科＞

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
岩崎　政和	前期 後期	火・木 火・水	12：35～13：20	212B	予約が望ましい	iwasaki@sit.ac.jp

石川　正英	前期 後期	水・金 火・金	12：35～13：20	222C	なるべく予約	ishikawa@sit.ac.jp
矢嶋　龍彦	通年	月・金	12：35～13：20	221A	不要	yajima@sit.ac.jp
熊澤　隆	通年	金	12：35～13：20 16：50～18：30	222B	要予約	kumazawa@sit.ac.jp
長谷部　靖	前期 後期	火・水 木・金	12：35～13：20 12：35～13：20	221B	要予約	hasebe@sit.ac.jp
有谷 博文	通年	火～金	12:35～13:20（および講義等時間外は随時）	134	不要（事前連絡希望，メール可）	aritani@sit.ac.jp
浜名　浩	通年	月・火	12：35～13：20	145 （月曜は16：20から学習支援ｾﾝﾀｰ）	できれば要予約	hamana@sit.ac.jp
木下　基	通年	火	12：35～13：20	141	要予約	mkinoshita@sit.ac.jp
松浦　宏昭	通年	水	13：00～15：00	144	要予約	matsuura@sit.ac.jp
秋田　祐介	通年	火	13：00～16：00	2731	要予約	akita@sit.ac.jp
秦田　勇二	前期 後期	金 木	13：00～16：00 13：00～16：00	2735	要予約	hatada@sit.ac.jp
本郷　照久	通年	水～金	12：35～13：20	212C	要予約	hongo@sit.ac.jp

＜情報システム学科＞　※なるべくメールで予約して下さい

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
渡部　大志	通年	月	16：30～17：00	2243	※	dw@sit.ac.jp
曹　建庭	通年	火	12：30～13：10	1924	※	cao@sit.ac.jp
巨　東英	通年	金	12：30～13：10	2758	※	dyju@sit.ac.jp
吉澤　浩和	通年	金	11：40～13：10	1942	※	yoshiz_h@sit.ac.jp
松井　章典	通年	火，木，金	12：30～13：15	2759	※	matsui@sit.ac.jp

鯨井　政祐	通年	火	9:10～10:50	2242	※	kujipon@sit.ac.jp
井上　聡	前期 後期	水木 火木金	12:20～13:10	2237	※	inoue@sit.ac.jp
橋本　智己	通年	月	12：15～13：00	2754	※	tomomi@sit.ac.jp
古谷　清藏	通年	火	13:10～16:15	1933	※	sfuruya@sit.ac.jp
関口　久美子	前期 後期	火 火	16：50～17：50 12：35～13：20	学習支援センター 2227	※	gucci@sit.ac.jp
伊丹　史雄	通年	金	13：20～14：20	1934	※	itami@sit.ac.jp
前田　太陽	通年	金	16：50～18：30	2246	※	maedat@sit.ac.jp
青木　恭弘	通年	火～木	12：40～13：10	1941	※	y-aoki@sit.ac.jp
山﨑　隆治	通年	金	14:30～15:30	2236	※	yamazaki@sit.ac.jp
石崎　博基	通年	水，金	15:30～17:00	1921A	※	ishizaki@sit.ac.jp
佐藤　進	通年	月	12:15～13:15	1943	※	ssato@sit.ac.jp
服部　聖彦	通年		教務ガイダンスで 説明予定	2248	※	hattori@sit.ac.jp

＜基礎教育センター＞

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
田中　正一	通年	火	13:20～14:10	2673	不要	s.tanaka@sit.ac.jp
斎藤　昭二	前期 後期	水 月	13:20～14:10	2658	不要	saito@sit.ac.jp
山路　雅也	通年	火	12:35～12:55	2656	不要	yamaji@sit.ac.jp
松田　智裕	通年	水	15:05～16:00	2663	要予約	matsuda@sit.ac.jp
高橋　優	通年	月	13:20～14:10	2671	要予約	masaru@sit.ac.jp
坂梨　健史郎	通年	金	15:30～16:00	2657	不要	sakanasi@sit.ac.jp
高橋　俊典	通年	火	11:00～11:50	2667	不要	ttoshi@sit.ac.jp

9. 個別指導(個別面談と補習授業)について

工学部では，100 点法 GPA60 未満（Live Campus に表示される 3 点法 GPA1.0 未満相当）の成績不振学生および留年生に対して個別指導を行います。該当学生には担当教員が各学期のガイダンス時に個別面談を行うとともに，必要に応じて補習授業の受講を指導します。補習授業の実施方法および内容は下記のとおりです。不明な点は各学科・基礎教育センターの教務委員に確認してください。

＜機械工学科＞

数学・物理・英語に関しては，基礎教育センターと調整の上，別途掲示するので 26 号館前学生掲示板および 6 号館機械工学科棟内掲示板を確認のこと。学習支援センターのセミナーを活用する場合もあります。専門科目は機械工学科教員が下記の通り実施します。受講者は，各教員に必ず連絡し，指示に従うこと。

教員名	実施方法および内容
小林　晋	前期土曜 9:10～10:50『流体力学及び演習Ⅰ』あるいは『微分方程式』の講義内容に関して，補習授業を希望する学生に対して実施する。希望者は事前に予約を入れ，どの項目がわからないか明確にしておくこと。 後期土曜 9:10～10:50『流体力学及び演習Ⅱ』の講義内容に関して，補習授業を希望する学生に対して実施する。希望者は事前に予約を入れ，どの項目がわからないか明確にしておくこと。
小西　克享	前期月曜 17:40～18:30 電子工作実習について不明な点を解説し，実習作業の指導を行う。 後期月曜 17:40～18:30 機械設計法及び演習について演習問題の解き方を解説。設計製図Ⅱについて設計計算の不明な点を解説し，作図作業の指導を行う。
石原　敦	ロボット学概論:前期火曜 4 限，ただし，隔週。 熱力学及び演習Ⅰ:前期火曜 5 限。 熱力学及び演習Ⅱ:後期火曜 5 限。　ロボット製作法および演習:後期火曜 4 限。 それまで行った授業内容に沿った面談質問形式で受講生の弱点を補強する。
長谷　亜蘭	前後期ともに木曜 16:50～18:30 に解説等の対応を行う。
趙　希禄	前期月曜 16:30～17:30 材料力学及び演習Ⅰについて不明な点を解説します。 後期月曜 16:30～17:30 材料力学及び演習Ⅱについて不明な点を解説します。
皆川　佳祐	前期月曜 17:00～18:00:機械力学及び演習Ⅰについて不明な点を解説し，演習を行う。 前期(日時は受講生と調整):数値計算法について不明な点を解説し，演習を行う。 後期月曜 17:00～18:00:機械力学及び演習Ⅱについて不明な点を解説し，演習を行う。
萩原　隆明	前期水曜 16:50～17:30 制御工学及び演習Ⅰ。後期火曜 16:50～17:30 制御工学及び演習Ⅱ。後期:コンピュータ・プログラミング(日時は受講生と調整)。 講義内容・課題について，不明な点を解説する。
安藤　大樹	前期月曜 17:40～18:30 Cプログラミング及び演習Ⅰ，メカトロニクスについて不明な点を解説する。 後期月曜 17:40～18:30 Cプログラミング及び演習Ⅱ，ロボット工学について不明な点を解説する。
上月　陽一	前後期ともに火曜日 16:50～17:50 に 626(B)室で実施します。材料力学及び演習Ⅰ・塑性加工・機械材料・機構学について，授業で理解できなかった点や与えられた課題問題の解説を行います。
髙坂　祐顕	前期月曜 17:30～18:30 設計製図Ⅰについて設計計算の不明な点を解説し，作図作業の指導を行う。 後期月曜 17:30～18:30 伝熱工学について演習問題の解き方等の指導を行う。

小板　丈敏	前期金曜 17:30～18:30 流体力学及び演習Ⅰについて不明点を解説し，演習問題の解法を指導する。 後期木曜 17:30～18:30 応用数値計算法，空気力学，流体機械について不明点を解説し，計算法，方程式の導出および演習問題の解法を指導する。
福島　祥夫	前期水曜 16:50～17:30 システム工学の内容について不明点等の指導を実施。 後期水曜 16:50～17:30 CAD 基礎製図について操作方法を指導。
河田　直樹	掲示にて連絡予定.

＜生命環境化学科＞

生命環境化学科では，専門科目の学修の前提となる基礎科目に関する学力の向上を目的として，学習支援センターで開講されている英語・化学・生物・数学等のセミナーを補習授業として活用します。これまでに十分習得できなかった基礎科目の習熟を目指すとともに，専門科目の理解ならびに大学の講義を学ぶ意欲をより高めるための手助けとして，学習支援センターの学習相談も積極的に活用して下さい。なお，詳細については，学習支援センターのホームページを確認して下さい。

・学習支援センターホームページ URL：http://www.sit.ac.jp/lsc/index.html

＜情報システム学科＞

期末試験の成績が著しくおもわしくない学生には，補習によりフォローアップの機会を設けます。掲示または連絡等により呼び出しを受けた場合，指示に従ってください。

＜基礎教育センター＞

学科の求めに応じて補習を実施する。なお，基礎教育センターで独自に補習を設定することがある。

教員名	期間	曜日	相談時間	室番
田中正一	通年	火	14:10-15:00	2673
斎藤昭二	前期	水	14:10-15:00	2658
	後期	月		
山路雅也	通年	火	12:55-13:20	2656
松田智裕	通年	水	16:00-16:30	2663
高橋　優	通年	月	14:10-15:00	2671
坂梨健史郎	通年	金	16:00-16:30	2657
高橋　俊典	通年	火	11:50-12:40	2667

資　格　の　取　得

１．資格の取得について

資格は，個人の能力を社会に対して証明するものであり，社会的称号とも言えます。

年功序列制や終身雇用制の崩壊，企業の人事政策の転換など，現代の社会は個人の能力をますます重視する方向へと変化しています。

企業においては，採用時・在職時とも有資格者を評価する傾向が増しており，大学生にとって就職氷河期に対応するための有効な手段として，資格取得の重要性と有効性がますます増大しています。在学中に，資格を取得することを目指してください。

反面，資格社会・資格時代と言われる中で，資格取得に絡んだ悪徳商法による様々な問題やトラブルが発生しています。資格取得のための情報収集や講習会（公共の機関と紛らわしい業者名が多い）など，充分な注意が必要です。

本学に在学または本学を卒業することで取得可能な資格を２節に示します。詳しい内容や受験申込については，各資格のホームページを参照してください。学生課窓口でも情報提供や相談に応じています。

２．資格の概要

２．１　機械関係

CAD 利用技術者（本学が試験会場・団体受験）　※資格支援対策授業実施
CAD と製図の基礎知識（2 級）と CAD 操作の実技（1 級）があります。（社）コンピュータ教育振興協会が行う民間資格試験です。 ＜CAD 利用技術者試験センター　URL：http://www.acsp.jp/cad/＞

電気通信主任技術者
電気通信ネットワークの工事，維持及び運用の監督責任者で，（財）日本データ通信協会が行う国家資格試験です。 ＜電気通信国家試験センター　URL： http://www.shiken.dekyo.or.jp/＞

電気通信工事担任者
利用者が電気通信事業者のネットワークに自らのネットワークや端末設備等を接続する際に，必要な知識及び技能を持った者が工事を行い，又は実地に監督することにより，全体としての電気通信回線設備を保護し，利用者が安定した良好な電気通信サービスを受けられるようにするために設けられた国家資格制度です。 ＜電気通信国家試験センター　URL：http://www.shiken.dekyo.or.jp/＞

ガス溶接技能者
建築現場などで，可燃性ガスと酸素を用いた金属の溶接・溶断等に従事できる国家資格です。都道府県労働局に登録した教習機関が実施する「ガス溶接技能講習」を受講し，修了試験に合格することで取得できます。 ＜埼玉県溶接技能協会　URL：http://syg-k.jp/index.php＞

危険物取扱者【甲種】　（本学が試験会場）

消防法や揮発油販売業法などで「危険物」とされる物質を扱うために必要な資格です。（財）消防試験研究センターが行う国家資格試験です。

＜消防試験研究センター　URL：http://www.shoubo-shiken.or.jp/＞

ボイラー技士

空調設備・給湯など温水ボイラーを取り扱う業務に従事するために必要な資格で，（財）安全衛生技術試験協会が行う国家資格試験です。

＜安全衛生技術試験協会　URL：　http://www.exam.or.jp/＞

２．２　環境関係

毒物劇物取扱責任者

毒物，劇物の製造，輸入，販売等の業者は毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。工学部生命環境化学科（工学部応用化学科）を卒業した人（化学に関する単位を 28 単位以上修得）は，この資格取得が可能になります。

環境計量士　※資格支援対策授業実施

大気などの汚染濃度や騒音レベルなどを測定・分析する国家資格です。化学分野（濃度関係）と物理分野（騒音・振動関係）があります。

＜日本環境測定分析協会 URL：http://jemca.or.jp/＞

公害防止管理者　※資格支援対策授業実施

公害の防止を行うため原材料の検査や測定・公害物質を規制値内に管理するように企業活動を監督します。大気関係第一種，水質関係第一種など合計 10 種類に分類されます。
＜産業環境管理協会　URL：http://www.jemai.or.jp/polconman/＞

衛生管理者

労働者の健康の管理確保と快適な職場環境づくりの専門家です。常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では，衛生管理者の選任が義務づけられています。第 1 種および第 2 種があります。
＜安全衛生技術試験協会 URL：http://www.exam.or.jp/＞

作業環境測定士

労働者に害を及ぼす要因の有無を調査し，労働環境を改善するためのデータを収集・解析して労働者の健康を守る業務を行う国家資格です。第 1 種および第 2 種があります。
＜日本作業環境測定協会　URL：http://www.jawe.or.jp/＞

浄化槽管理士

浄化槽の保守点検を行い，水質汚染防止につとめるための国家資格です。浄化槽の保守点検（点検，調整，修理）を行う者は浄化槽管理士でなければなりません。
＜日本環境整備教育センター　URL：http://www.jeces.or.jp/index.html＞

２．３　情報関係

基本情報技術者（団体受験申請）　※資格支援対策授業実施
試験の対象者は，高度 IT 人材に必要な応用的知識・技能をもち，実践的な活用能力を身につけた者とされています。出題範囲は技術系のみならず，管理および戦略の分野まで幅広くカバーされています。※午前免除で受験できる制度あり ＜情報処理推進機構　URL：　http://www.ipa.go.jp/index.html＞

応用情報技術者（団体受験申請）　※資格支援対策授業実施
基本情報技術者よりさらに高度な資格で，IT エンジニアとしてのレベルアップを図ることができます。技術から管理，経営まで，幅広い知識と応用力が身に付き，スキルアップにつながります。 ＜情報処理推進機構　URL：　http://www.ipa.go.jp/index.html＞

IT パスポート　※資格支援対策授業実施
情報技術の社会への広範な普及を受け，職業人として誰もが共通に備えておくべき情報技術に関する基礎的な知識を測る試験として，平成 21 年度試験より新たに創設されました。戦略・管理・技術の 3 つの分野から基礎的な知識が幅広く出題されます。 ＜情報処理推進機構　URL：　http://www.ipa.go.jp/index.html＞

CG-ARTS 検定　（本学が試験会場・団体受験）　※資格支援対策授業実施
デジタルコンテンツを製作し表現する際の知識や技術・造形力を問う文部科学省認定の検定資格です。実践の場で力を発揮する体系的な知識と技能を，「CG クリエイター検定」「Web デザイナー検定」「CG エンジニア検定」「画像処理エンジニア検定」「マルチメディア検定」の 5 つの検定で評価されます。 ＜CG-ARTS 協会　URL：http://www.cgarts.or.jp/＞

MIDI 検定
電子音楽の標準規格である MIDI の理解力・活用力を問う認定制度です。 ＜MIDI 検定　URL：http://www.midilicense.com/＞

教職課程（学部）

１　本学で取得できる教員免許状の種類と教科

１．１　工学部

学　　部	学　　科	免許状の種類と教科
工学部	機械工学科	中学校教諭一種免許状　（技術）
		高等学校教諭一種免許状　（工業）
	生命環境化学科	中学校教諭一種免許状　（理科）
		高等学校教諭一種免許状　（理科）
	情報システム学科	中学校教諭一種免許状　（数学）
		中学校教諭一種免許状　（技術）
		高等学校教諭一種免許状　（数学）
		高等学校教諭一種免許状　（情報）
		高等学校教諭一種免許状　（工業）

※　高等学校教諭一種免許状「情報」の教科のみを取得希望の者は，情報の教科と併せて２免許以上取得するようにしてください。

２　教職課程の登録方法

２．１　在学生

教員免許状を取得するためには，本学の教職課程に登録する必要があります。教職課程の登録を行うことで「教職に関する科目」を履修することができます。

教職課程の登録は１年次から２年次後期の履修登録期間までに行ってください。３年次以降の登録では，教育実習を行う要件である，１年次から３年次までに開講されている「教職に関する科目」の単位を全て修得することが難しく，４年次に履修する「教育実習」を行うことができない可能性があります。

（1）教職ガイダンス（必須）

前期（４月）・後期（９月）に学年別の「教職ガイダンス」を実施します。教職ガイダンスでは，教員免許状取得のための重要な説明を行いますので欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には，事前に教務課教職課程まで連絡してください。

（2）教職課程の登録方法

教職課程に初めて登録する時は，「教職課程履修者登録票」と一緒に，教職課程登録料（郵便局の「払込取扱票の受領証」）を教職ガイダンスで提示する期限までに教務課教職課程へ提出してください。

1）「教職課程履修者登録票」の提出

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」の必要事項を全て記入し，写真１枚を貼付してください。

2）「教職課程登録料」の納入

教職課程登録料は，３０，０００円です。郵便局の「払込取扱票」にて納入してください。

なお，いったん納入された教職課程登録料は，返還しません。

（3）教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は，「２６号館前の掲示板」及び「３０号館１階掲示板」を通じて行います。毎日必ず，教職課程の掲示板を確認してください。

２．２　編入学生

他大学から本学の学部に編入学をした学生が教員免許状を取得するためには，前項のとおり学部在学生と同様に教職課程に登録しなければなりません。

単位修得方法などの詳細については，前期（４月）・後期（９月）に実施する学年別の教職ガイダンスに必ず出席し確認をしてください。ただし，編入学前に籍を置いていた「大学または短大以外の学校（高等専門学校・専門学校）」で修得した単位は，教員免許状取得の単位として使用できませんので，再度修得しなおす必要があります。履修登録の前に，必ず教務課教職課程で確認をしてください。

※　関係法規：教育職員免許法施行規則　第１０条の７

２．３　教職課程科目等履修生

教職課程科目等履修生は，本学の「履修要項」、「教職課程科目等履修生規程」等の定めに従ってください。

修得する単位については，出願する前に都道府県教育委員会で確認してください。「教育実習」及び「教職実践演習」の履修は，本学の卒業生に限ります。

前期（４月）・後期（９月）に教職課程科目等履修生のガイダンスを実施します。必ず出席してください。やむを得ない理由により出席できない場合には，事前に教務課教職課程まで連絡してください。

毎学期の指定期間内に，「履修登録願」にて科目の登録を行ってください。履修登録完了後、授業料の振込用紙を郵送します。納付期限は前期４月３０日、後期は９月３０日です。期限までに納入されない場合は、履修が無効となることがあります。

教職課程登録料は教職課程科目等履修生の手続き時に入学料と一緒に納入します。

教職課程に登録をした１年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録した「履修カルテ」を作成します。

次の学期に継続して教職課程科目等履修生を志望する場合は、改めて出願手続きをする必要があります。但し、入学が許可された場合は入学料及び教職課程登録料が免除されます。

詳細については，「教職課程科目等履修生規程」で確認してください。

３　教員免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得するためには，前項の「２　教職課程の登録方法」に記載している手続きの他に，次の表のとおり基礎資格を有し各学科で定める教員免許状取得に必要な単位の修得が必要となります。

また，中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は，「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成９年度法律第９０号）により，社会福祉施設等における７日間以上の介護等体験を行う必要があります。

教職課程に登録をした者は，１年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録した「履修カルテ」を作成しなければなりません。この「履修カルテ」は，教育実習終了後４年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

３．１　教員免許状取得に必要な科目の単位数

免許状の種類	基礎資格	免許法施行規則第66条の6に定める科目（別表1）	教科に関する科目（別表２）	教職に関する科目（別表３）	教科又は教職に関する科目（別表2・4）	介護等体験	合計
中学校教諭一種免許状（各教科）	学士の学位を有すること	８単位	２０単位	３３単位	８単位	小学校又は中学校の免許状を取得するためには社会福祉施設等における７日間以上の介護等体験が必要	６９単位
高等学校教諭一種免許状（各教科）	学士の学位を有すること	８単位	２０単位	２５単位	１６単位		６９単位

３．２　教員免許状取得に必要な科目の単位数の内訳詳細

（1）基礎資格

「基礎資格（学士の学位を有すること）」は，本学の学部を卒業することで充足されます。

（2）免許法施行規則第６６条の６に定める科目（８単位）

「免許法施行規則第６６条の６に定める科目」は，以下に記載している各学科で定める「免許法施行規則第６６条の６に定める科目」の単位を修得することで充足されます。これらの科目は，卒業に必要な単位に含めることができます。

［機械工学科・生命環境化学科］

区　　分	科　目　名	科目区分	単位数
日本国憲法に関する科目	日本国憲法	一般共通科目	２単位
体育に関する科目	スポーツ文化論	一般共通科目	２単位
外国語コミュニケーションに関する科目	英語Ⅲ	一般共通科目	１単位
	発展英語Ⅲ	一般共通科目	１単位
情報機器の操作に関する科目	キャリア・デザインⅠ	一般共通科目	２単位

［情報システム学科］

区　　分	科　目　名	科目区分	単位数
日本国憲法に関する科目	日本国憲法	一般共通科目	２単位
体育に関する科目	スポーツ文化論	一般共通科目	２単位
外国語コミュニケーションに関する科目	発展英語Ⅲ	一般共通科目	１単位
	発展英語Ⅳ	一般共通科目	１単位
情報機器の操作に関する科目	コンピュータ実習Ⅰ	専門科目	２単位

（3）教科に関する科目（２０単位）

「教科に関する科目」は，工学部規程別表Ⅳに記載している各学科で定める「教科に関する科目」の単位を修得することで充足されます。一部の科目は，卒業に必要な単位に含まれませんので注意してください。教員免許状取得のための必修科目は必ず修得してください。

（4）教職に関する科目（中学校３３単位・高等学校２５単位）

「教職に関する科目」は，工学部規程別表Ⅳに記載している「教職に関する科目」の単位を修得することで充足されます。「教職に関する科目」は，教職に就くうえで必要な教育理念や教育方法などを学び研究する科目です。進級・卒業に必要な単位に含まれませんので注意してください。

なお，次の「教科教育法の履修について」及び「教育実習を行う要件及び科目について」をよく読み，十分に注意して履修および単位修得をしてください。

1）教科教育法の履修について

教科教育法の履修は，所属する学科で取得できる免許教科の教科教育法の科目を履修してください。

所属する学科で取得できる免許教科の教科教育法の科目は以下のとおりです。

学部・学科	免許状の種類	教科の種類	教科数	科目名	単位数
工学部 機械工学科	中学校教諭一種免許状	技術	４教科	技術科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各２単位
	高等学校教諭一種免許状	工業	２教科	工業科教育法Ⅰ・Ⅱ	各２単位
工学部 生命環境化学科	中学校教諭一種免許状	理科	４教科	理科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各２単位
	高等学校教諭一種免許状	理科	２教科	理科教育法Ⅰ・Ⅱ	各２単位
工学部 情報システム学科	中学校教諭一種免許状	数学	４教科	数学科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各２単位
	高等学校教諭一種免許状	数学	２教科	数学科教育法Ⅰ・Ⅱ	各２単位
	中学校教諭一種免許状	技術	４教科	技術科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各２単位
	高等学校教諭一種免許状	工業	２教科	工業科教育法Ⅰ・Ⅱ	各２単位
	高等学校教諭一種免許状	情報	２教科	情報科教育法Ⅰ・Ⅱ	各２単位

2）教育実習を行う要件及び科目について

教育実習を行うためには，工学部規程別表Ⅳに記載している「教職に関する科目」で１年次から３年次までに開講されている科目の単位を全て修得しなければなりません。

時間割では，各学科の専門科目の必修と「教職に関する科目」が同時限に配置されているため１・２年次の時にしか履修できない科目があります。履修計画を立てる際には，２・３年次の時間割表も考慮して，３年次終了までに教育実習を行う要件を満たすよう単位を修得してください。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」の科目について，「教育実習Ⅰ」は，教育実習を行う者が履修します。「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭一種免許状のみを取得する者が履修します。「教育実習Ⅲ」は，中学校教諭一種免許状のみを取得する者または中学校・高等学校教諭一種免許状の両方を取得する者が履修します。教育実習終了後，「教職実践演習」を履修します。

教育実習を行う場合にかかる費用は別途個人負担となります。実習校により教育実習教材費として１０，０００円から１５，０００円を徴収される場合があります。

（5）教科又は教職に関する科目（中学校８単位・高等学校１６単位）

「教科又は教職に関する科目」は，工学部規程別表Ⅳに記載している「教科又は教職に関する科目」の単位又は各学科で定める「教科に関する科目」の最低修得単位以上修得した単位と併せて，中学校教諭一種免許状の場合は８単位以上，高等学校教諭一種免許状の場合は１６単位以上を修得することで充足されます。

（6）介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者のみ）

中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は，「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成９年度法律第９０号）により，社会福祉施設等における７日間以上の介護等体験が必要です。

介護等体験を行う要件として，以下の３つの要件を満たさなければなりません。

1）介護等体験申込み説明会に参加し，申込書･体験料納入等の所定の手続きを完了していること。

2）埼玉県社会福祉協議会が主催する「介護等体験事前セミナー」に参加し受講すること。

3）介護等体験を行うための事前指導をすべて受けること。

介護等体験の諸費用として，別途１０，０００円を納入します。

4　履修カルテの作成（必須）

「履修カルテ」は，教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し，必要に応じて不足している知識や技能等を補い更なる向上を目指すことを目的に，教職課程に登録をした１年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録するために作成します。この「履修カルテ」は，教育実習終了後４年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

履修カルテは，「Web 版」と「紙版」の２つの方法で作成します。

5　教職課程の離脱について

教職課程を離脱する場合は「教職課程離脱届」を教務課教職課程へ提出し，教職課程担当教員と面談を行わなければなりません。届出用紙は教務課教職課程にあります。

６　教員免許状の申請

教員免許状は，教育職員免許法第５条第２項により，各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教員免許法に定める単位を修得した者は，原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

教員免許状の申請には，一括申請と個人申請があります。

（1）一括申請

一括申請とは，教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために，一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に免許申請を行うことです。詳細については，教員免許状一括申請説明会で説明します。一括申請者は，卒業式終了後に開催する教員免許状授与式にて免許状が交付されます。

【一括申請の要件】

１）３月卒業見込みの者（在学中の個人の免許状申請はできません。）
２）教育職員免許法第５条別表第１の方法で単位を修得した者
３）教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している者（見込みも含む。）

（2）個人申請

個人申請とは，一括申請の要件に該当しない場合には，卒業後，各自が直接，住居する都道府県教育委員会に個人申請を行うことです。教育委員会によっては，手続き書類の様式が異なりますから，事前に申請する教育委員会に確認をしてから手続きを行うようにしてください。

７　教員採用試験

教員採用試験は４月下旬～５月上旬にかけて願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせて，願書を取りに行ってください。

教育実習先が公立学校の場合，教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので，願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は，公立学校の場合，各都道府県のホームページで確認してください。

８　模擬試験・資格試験・教職学生ボランティア

模擬試験・資格試験・教職学生ボランティアを実施する場合は，教職課程ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は，早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

９　教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは，教員を目指している学生のために，教職関係の履修指導，教職相談，教職学生ボランティア等への参加，教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。場所は２６号館７階「教職センター室」・時間は月曜日～金曜日　１１：００～１６：１０（担当が授業等でいない場合があります。）

就　職

就　　職

１．就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のＰＲ，就職先開拓のため，学内に就職課及びキャリア支援センター，就職委員会が設けられています。

就職課では，就職を希望する学生に対して，就職支援講座（各種模擬試験・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等），就職指導・相談を行っています。学生は，希望の企業に応募することはもちろん，本人の学力・能力・性格により教授名で推薦する『教授推薦』制度があります。

また，３年次に「就職ガイドブック」を就職ガイダンスにて配布しますので，必ず出席してください。

さらに，本学に寄せられた５万件以上の求人情報データは，専用ユーザＩＤ・学籍番号・パスワードにより，本学ホームページから「求人検索ＮＡＶＩ」にアクセスすることで，学内はもとより自宅のパソコンやスマートホン等からも簡単に検索出来る他，各種支援講座の申込みも出来ます。

学生の就職手続き及び就職課の事務処理などは，次の就職斡旋細則に基づいて行われています。

就職活動に於いてわからないことがありましたら，就職課へ相談してください。

２．就職斡旋細則

１．本学は職業安定法第33条の２に基づいて，本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は，本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生及び中退者についても，本細則を準用する。

２．就職希望者（自営，縁故，自由応募を含む）は，所定の登録をしなければならない。

３．求人先に対する推薦及び斡旋手続は，原則として，同一時期一箇所とする。

４．推薦を受けた希望者は，求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし，正当な理由で受験できない場合は，事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお，選考試験通知，採否（内定）通知などは，直ちに就職課に届出なければならない。

５．推薦を受け，最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って，他に応募中のところがあればその応募を辞退し，その後は就職の斡旋を行わない。

６．就職に関する連絡は，学内掲示板または求人検索ＮＡＶＩ内お知らせやメール配信にて行います。

７．就職希望者は，この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し，または中止する場合がある。

図　　書　　館

情報基盤センター

先 端 科 学 研 究 所

１．図 書 館

１．１　開館・閉館の日時

開館する日は，原則として，毎日午前９時より開館し，午後８時に閉館する。ただし，春・夏・冬期休業中などは平日の時間が変わり，又，土曜日（毎月第1・3・5週）は午前９時より午後１時までとする。

次の日は閉館とする。

① 日曜日
② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
③ 春期休業期間の一定期間
④ 夏期休業期間の一定期間
⑤ 冬期休業期間の一定期間
⑥ 毎月の第２・第４土曜日

臨時に変更のある場合は，掲示やホームページなどで予告する。

１．２　館内閲覧

図書・資料の閲覧は所定の場所で行い，無断で館外へ持ち出してはいけない。

１．３　館外貸出

① 図書・資料の貸出は，学生証で行う。
② 次の図書・資料は，館外への貸出はできない。
　(1) 禁帯出の図書・資料
　(2) 新聞
　(3) 雑誌
　(4) その他，特に指定した図書・資料
③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部１～３年生	貸出冊数	和・洋書	計５冊以内
	貸出期間	和書	２週間
		洋書	３０日間
(2) 本学の学部４年生	貸出冊数	和・洋書	計７冊以内
	貸出期間	和・洋書	３０日間
(3) 本学の大学院生　貸出冊数		和・洋書	計１０冊以内
	貸出期間	和・洋書	３０日間

　(4) 長期休業中の貸出については，その都度掲示する。
④ 図書・資料の貸出を受ける学生は，当該図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。
⑤ 貸出を受けた図書・資料は，本人が保管し，他に転貸してはいけない。
⑥ 貸出を受けた図書・資料の期間更新は，延滞図書がなく，他に予約がないときに限り，１回だけ，当該図書・資料の貸出期間中に係員に提示した上で認められる。
⑦ 館外貸出利用者は，次のいずれかに該当する場合には，貸出中の図書・資料を直ちに返却しなければならない。
　(1) 本学の学生としての資格を失ったとき。
　(2) 休学したとき。
　(3) ３ヶ月以上欠席するとき。
　(4) 館務上の理由により，返却を求められたとき。
⑧ 図書・資料を紛失したときは，直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

１．４　コピーサービス

①　館内の図書・資料は，著作権法第31条に定められる範囲内で複写することができる。その範囲は次のとおりである。

(1) 公表された著作物の一部分（半分を超えない程度）であること。
(2) 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事についてはその全部であるが，刊行後相当の期間（次号の刊行まで，あるいは刊行後３ヶ月）を経たものに限ること。
(3) コピー部数は一人につき一部であること。
(4) 調査研究のためであること。
(5) 有償・無償を問わず，再複写や頒布をしないこと。

②　複写を行う際には，所定の申込書に必要事項を記入し，係員に提出しなければならない。

１．５　館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

(1) 静粛にすること。
(2) 図書・資料は丁寧に取扱い，切取り，書込み，汚損などをしないこと。
(3) 座席の独占，携帯電話での通話等，他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
(4) 館内では喫煙をしないこと。
(5) 集会，掲示物・物品などの配布，ものを食べる等の行為をしないこと。
(6) その他，係員の指示に従うこと。

１．６　弁 償

図書・資料を汚損，紛失したものは，同一の図書・資料または相当金額を弁償しなければならない。

１．７　罰 則

貸出を受けた図書・資料を定められた期間内に返却しない学生，及び返却を求められた後も返却しない学生に対しては，当該図書・資料を返却するまでの期間，新たな貸出を行わない。

２．情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は，教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。
情報基盤センターの窓口では，学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。
窓口取扱い時間は，祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。

２．１　情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は，情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225／2231

各教室の利用可能時間は，祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。なお，教室で講義が行われている時は一切利用できません。
情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり，次の利用マナーを厳守してください。
ネットワーク利用については，情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

① 機器を大切に扱ってください。
② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお，上記教室では，卒業論文および発表資料，部活動，学生プロジェクト，学園祭等の印刷はできません。また，パワーポイント資料の印刷は控えてください。
③ コンピュータ資源，ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や，無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
⑤ ハードディスクにインストールされているソフトウェアを複写しないでください。
⑥ コンピュータウィルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや，他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは，例え研究のためであっても一切使用を認めません。
⑦ 個人の ID を第三者に使用および譲渡しないでください。
⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は，不正使用される恐れがあるので，パスワードの管理には十分注意してください。また，パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに，30 号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は，営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い，ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても，本学はその一切の責任を負いません。
⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は，定められた場所で行ってください。

これらの注意事項，埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程，担当教員及び職員の指示に従わない場合は，利用資格を剥奪し，実習室への入室，学内 PC の利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については，下記ホームページをご覧ください。
情報基盤センターURL　http://center.sit.ac.jp

３． 先端科学研究所

先端科学研究所は，平成 11 年に科学技術のイノベーション発展に促進するために設立され，またナノテクノロジーなどの先端科学技術分野を加え，これまで培ってきた産学官連携の経験を活かし，地域における技術支援にも取り組んでまいりました。

設立と共に，文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され，高度な研究を推進できる研究設備が整い，①高信頼性環境制御知能システム，②超機能先端材料の創製，③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘り行われ，多くの研究成果を得て終了しました。

この研究の中から，新しい研究が芽生え，それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し，新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。その後，平成 19 年度には，オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。

このプロジェクトでは，破壊された環境の保全，修復，改善，浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応する新エネルギーと省エネルギー技術を開発する立場から，主に環境とエネルギー関連の「基礎研究」，「応用研究」，さらにイノベーション開発にチャレンジできる「若手研究者の育成」に重点をおいて，循環型社会を支援する研究を実施しました。さらに，平成 23 年度からは私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」が認可され，21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が取り組まれています。

平成 26 年から先端科学研究所にはものづくり研究センターを設置して，ものづくり立国の立場から，自然エネルギーを利用する新規なレドックスフロー電池のイノベーション開発と，次世代自動車の技術開発として自動車の軽量化設計と製造技術および自動運転技術などの開発を展開しています。

また，先端科学研究所が設立から 17 年の間には，文部科学省の研究事業を実施するほかに，学内共同研究プロジェクト，産学連携プロジェクト研究や国際会議，また様々なテーマの研究会を企画し，実施するほか，大型研究設備・実験設備を共同利用として学内外に公開し，学内外の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

先端科学研究所の組織としては，(1) ものづくり研究センター，(2) 臨床心理センター，(3) 国際交流研究センター，(4) 科学と仏教思想研究センター，(5) 産学官交流センターが設置されています。

この他，地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や講演会の開催，共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進しています。

学 則・諸 規 程

１．埼玉工業大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　埼玉工業大学（以下「本学」という。）は，教育基本法及び学校教育法に基づき，学術を中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め，もって人類の平和と福祉に貢献し，かつ，我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

２　本学は，学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について，別に学部規程で定め，公表する。

第２章　構成

（組織）

第２条　本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程　システム工学専攻　電子工学専攻　応用化学専攻

博士後期課程　システム工学専攻　電子工学専攻　応用化学専攻

大学院人間社会研究科

修士課程　　情報社会専攻　心理学専攻

工学部

機械工学科　　生命環境化学科　　情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科　　心理学科

２　大学院については，埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第３条　入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

工学部

学　科	入学定員	収容定員
機械工学科	１１５名	４６０名
生命環境化学科	１１０名	４４０名
情報システム学科	１３５名	５４０名
計	３６０名	１，４４０名

人間社会学部

学　科	入学定員	収容定員
情報社会学科	９０名	３６０名
心理学科	５０名	２００名
計	１４０名	５６０名

第３章　修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）

第４条　修業年限は，４年とする。ただし，在学期間は，８年を超えることはできない。

第４章　学年，学期，授業期間及び休業日

（学年）

第５条　学年は４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（学期）

第６条　学年は，これを次の２学期に分ける。

前　期　　４月１日から９月30日まで

後　期　　10月１日から翌年の３月31日まで

ただし，必要があるときは，前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

（授業期間）

第７条　１年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第８条　休業日は，次のとおりとする。

一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号）に規定する日

三　創立記念日　　１月10日

四　春期休業

五　夏期休業

六　冬期休業

２　前項第４号から第６号までの休業期間は，学長が別に定める。

３　前２項の規定にかかわらず，学長が必要と認めるときは，臨時に休業し，又は休業日に授業をすることがある。

第５章　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第９条　教育課程は，各授業科目を必修科目，選択必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成する。

２　工学部又は人間社会学部（以下「学部」という。）の各学科における授業科目及び単位数は，埼玉工業大学工学部規程（以下「工学部規程」という。）又は埼玉工業大学人間社会学部規程（以下「人間社会学部規程」という。）の定めるところによる。

（授業の方法）

第10条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行うものとする。

２　工学部長又は人間社会学部長（以下「学部長」という。）は，教育上有益と認めるときは，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位）

第11条　前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で，各学部が定める時間の授業をもって１単位とする。

二　実験，実習，実技については，30時間から45時間までの範囲で，各学部が定める時間の授業をもって１単位とする。

三　卒業研究等については，学修の成果を評価して単位を授与することとし，それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

（履修の方法）
第12条　学生は，授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに，当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て，学部長の許可を受けなければならない。
２　前項の授業科目の届出は，原則として，１年を通じて50単位を超えない範囲内において，各学部が定めるものとする。ただし，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，当該学部長の許可を得て，その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることがある。
３　学生は，届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
４　本条に定めるもののほか，履修に関する事項は，別に定める。

第６章　試験及び成績

（単位の認定）
第13条　各授業科目を履修した学生に対しては，試験の上，所定の単位を与えるものとする。ただし，第11条第３号の授業科目については，学修の成果を評価して単位を与えることができる。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第14条　学部長は，教育上有益と認めるときは，学生が，他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は，学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修）
第15条　学部長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修，その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部における授業科目の履修とみなし，単位を認定することができる。
２　前項により認定することができる単位数は，前条第１項及び第２項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第16条　学部長は，教育上有益と認めるときは，学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を，入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　学部長は，教育上有益と認めるときは，学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし，単位を認定することができる。
３　前２項により修得したものとみなし，又は認定することのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第14条第１項及び第２項並びに前条第１項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（科目等履修生の単位認定）
第17条　学部長は，本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの（以下「科目等履修生」という。）に対し，単位を与えることができる。
２　科目等履修生に対する単位の認定については，第13条の規定を準用する。
（試験）
第18条　試験は，筆記試験，口述試問，論文その他とし，その方法については，各授業科目の担当教員が，これを定める。
（試験の時期）
第19条　試験は，毎学年末又は毎学期末に行う。
２　前項の定期試験のほかに，臨時に試験を行うことがある。

（追試験及び再試験）
第20条　追試験及び再試験は，次の各項に掲げる者を対象として，工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。
２　追試験は，病気その他やむを得ない事由により，定期試験に欠席した者を対象とする。
３　再試験は，試験の結果，単位を認定されなかった者を対象とする。
（成績）
第21条　試験の成績は，優，良，可及び不可の４段階とし，可以上を合格，不可を不合格とする。
２　学生が，他の大学等における授業科目の履修において修得した成績の評価は，合格又は不合格とする。ただし，評点を付すことを妨げない。

第７章　卒業及び学位

（卒業）
第22条　本学の卒業の要件は，４年以上在学し，所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。
２　前項の規定により，卒業の要件として修得すべき単位のうち，第10条第２項の授業の方法により修得した単位数は，60単位を超えないものとする。
３　卒業の認定は，当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て，学長が行う。
４　所定の学費を滞納している者は，卒業を認定しない。
５　学長は，第１項の規定にかかわらず，本学に３年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が，卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることがある。
（学位記の授与）
第23条　学長は，前条の規定により，卒業を認定された者に対し，学位記を授与する。
（学士の学位の授与）
第24条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。
２　学位には専攻分野の名称を付記するものとする。
３　前項の専攻分野の名称は，次のとおりとする。
一　工学部を卒業した者　　工学
二　人間社会学部情報社会学科を卒業した者　教養学
三　人間社会学部心理学科を卒業した者　　心理学

第８章　入学，再入学，転入学，編入学，転学，留学，休学及び退学等

（入学時期）
第25条　入学時期は，学年の始めとする。ただし，学長が特に必要と認めたときは，学期の始めに入学させることができる。
（入学資格）
第26条　本学に入学の資格ある者は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
三　文部科学大臣の指定した者
四　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
五　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
六　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
八　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学志願）

第27条　入学志願者は，指定日までに本学所定の入学願書，出身高等学校の最終３年間の学業成績等を記載した調査書に，所定の入学検定料を添えて，学長に提出しなければならない。

２　高等学校卒業者以外の入学志願者は，本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条　学長は，入学志願者に対して，入学試験を行い，合格者を決定する。

２　出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することがある。

３　外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は，それぞれの状況に応じて行う。

４　本条に定めるもののほか，入学試験に必要な事項は，その都度公示する。

（入学手続）

第29条　試験に合格した者は，指定された期日までに，別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し，入学手続を行わなければならない。

２　学長は，前項に規定する入学手続きを完了した者について，入学を許可する。

（保証人）

第30条　前条の誓約書には，保証人１名を定めるものとする。

２　保証人は，父母又はこれに準ずる者とする。

（保証人の責務）

第31条　保証人は，入学を許可された者の誓約の履行に関し，保証するものとし，学生の在学中一切の責任を負わなければならない。

（保証人の変更）

第32条　保証人が死亡し，又はその他の事由で，その責務を果し得ない場合には，新たに保証人を選定して届け出なければならない。

（保証人の異動）

第33条　保証人の住所変更その他異動があったときは，直ちにその旨を届け出なければならない。

（再入学）

第34条　学長は，退学を申し出て許可された者が，再入学を志願したときは，選考の上，これを許可することがある。ただし，第54条第４号に定める行方不明の場合を除き，懲戒により退学した者又は除籍された者については，この限りでない。

２　再入学者の在学年数は，既に履修した授業科目，単位数及び在学期間等を考慮して，これを定める。

（転入学）

第35条　学長は，他の大学から本学に転入学を志願する者に対して，選考の上，当該他大学において履修した授業科目及び単位数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し，相当の学年に転入学を許可することがある。

２　転入学に関する事項は別に定める。

（編入学）

第36条　学長は，本学に編入学を志願する者に対して，前条の第１項の規定を準用し，選考の上，本学の相当学年に編入学を許可することがある。

２　本学に編入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

一　大学，短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
二　専修学校の専門課程のうち，文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

三　高等学校の専攻科の課程（修業年限が２年以上であること，その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
四　修業年限が４年以上の大学に２年以上在籍し，本学の定める単位を修得した者
３　編入学に関する事項は別に定める。
（転学）
第37条　他の大学へ転学しようとする者は，その事由を付して保証人連署の上，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
（転学部及び転学科）
第38条　専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には，別に定めるところによりこれを許可することがある。
（留学）
第39条　外国の大学に留学しようとする者は，別に定めるところにより，学長の許可を受けて留学することができる。
２　留学した期間は，卒業要件としての在学年数に含める。
（休学）
第40条　病気その他やむを得ない事由で，引き続き２か月以上学修できない者は，その事由を記し，保証人連署で学長に願い出，休学の許可を得なければならない。
２　病気を理由とする休学願には，医師の診断書を添えなければならない。
３　学長は，健康上，学修することが不適当と認められる者に対して，休学を命ずることがある。
４　休学期間は，卒業要件としての在学年数に含めない。
５　休学期間は，１年以下とする。ただし，特別の事情があるときは，引き続き１年以内に限って，休学を許可することがある。
６　休学期間は，通算して４年を超えることができない。
（復学）
第41条　休学者の復学する時期は，毎学期初めとする。ただし，休学の事由が消滅したときは，休学期間を中断して復学することができる。
２　休学者が復学するときは，その事由を記し，保証人連署で学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
（退学）
第42条　病気その他の事由により退学しようとする者は，その事由を記し，保証人連署で学長に願い出て，その許可を受けなければならない。

第９章　入学検定料，入学金，授業料その他の納付金

（入学検定料）
第43条　本学に入学を志願する者は，別表Ｉに掲げる入学検定料を納付しなければならない。
２　既納の入学検定料は，いかなる事由によっても返還しない。
（入学金）
第44条　入学金は，別表Ｉに掲げるとおりとする。
２　既納の入学金は，別に定めるもののほか，いかなる事由によっても返還しない。
（学費）
第45条　授業料その他の学費は，別表Ｉに掲げるとおりとする。
２　既納の学費は，別に定めあるもののほか，いかなる事由によっても返還しない。
（学費の納入期日）
第46条　学費は，毎学年の所定の期日までに，その年額を納付しなければならない。
２　授業料は，願い出により２期に分納することができる。

（休学者の学費）
第47条　休学者の学費は，別に定めるところにより，その一部を免除することがある。
（退学者の学費）
第48条　退学する者は，退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
（転学者の学費）
第49条　転学する者は，転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
（停学者の学費）
第50条　停学中の学生は，その期間中といえども，授業料その他の学費を納付しなければならない。
（再試験の受験料）
第51条　再試験を受けようとする者は，所定の受験料を納付しなければならない。

第10章　賞罰

（表彰）
第52条　学長は，学生が次の各号の一に該当すると認めたときは，これを表彰することがある。
一　人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
二　善行特に顕著な者
三　本学の名声を高める行為があった者
（懲戒）
第53条　学長は，学生が本学の定める諸規定に背き，又は学生の本分に反する行為のあった者に対して，懲戒を行う。
２　懲戒は，退学，停学及び訓告とする。
３　前項の退学は，次の各号の一に該当する者に対して行う。
一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二　学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
三　正当の理由がなくて出席常でない者
四　本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者
４　前項に準ずる者で，より軽微な者は，その程度に応じ，停学又は訓告とする。
５　懲戒は，教授会の審議を経て，学長が決定する。

第11章　除籍

（除籍）
第54条　学長は，学生が次の各号の一に該当するときは，教授会の審議を経て，除籍する。
一　正当の事由なく，所定の納付金の納付を怠った者
二　正当の事由なく，履修届を提出しない者
三　規定の在学年数を超えた者
四　死亡又は行方不明の届け出があった者

第12章　職員組織

（職員）
第55条　各学部に次の職員を置く。
学部長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員，技術職員，
その他の職員
（教育職員の職務）
第56条　教育職員の職務は，学校教育法の定めるところによる。

第13章　教授会

（教授会）

第57条　各学部に，教授会を置く。

２　学部長は，教授会を招集し，その議長となる。ただし，学部長に事故あるときは，学長又は副学長が行う。この場合において，学部長の代行者がいるときは，この限りでない。

３　学部長は，教授会構成員の３分の２以上から，議題が提示され要求されたときは，要求のあった日から７日以内に教授会を招集しなければならない。

４　教授会は，構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

５　議事は，出席した教授会構成員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決すところによる。

６　前３項の規定にかかわらず，教授会構成員の３分の２以上の賛同があったときは，当該事項について，前３項の規定と異なった手続により，議事を行うことができる。

（教授会の構成）

第58条　教授会は，教授をもって構成する。

２　教授会は，准教授又は講師を加えることができる。

３　教授会は，構成員以外の者の出席を求めて，その意見を聴取することができる。

（教授会の役割）

第59条　教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり，意見を述べるものとする。

一　学生の入学及び卒業

二　学位の授与

三　前二号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

２　教授会は，前項に規定するもののほか，学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べることができる。

第14章　科目等履修生及び研究生

（科目等履修生の授業科目の履修）

第60条　学部長は，第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから，学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは，学生の修学の妨げとならない限り，選考の上，科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

２　科目等履修生に関する事項は，別に定める。

（研究生）

第61条　学長は，学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから，学部において特定の事項について研究する願い出があったときは，学生の修学の妨げとならない限り，選考の上，研究生として入学を許可する。

２　研究生に関する事項は，別に定める。

（学則の準用）

第62条　科目等履修生又は研究生に対しては，別段の定めのある場合を除き，この学則を準用する。

２　科目等履修生及び研究生の納付金は，別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章　外国人留学生

（外国人留学生）

第63条　学長は，日本国籍以外の国籍を有する者で，在留資格の「留学」を取得または取得見込みの者（以下「外国人留学生」という。）が，本学に留学を願い出たときは，入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する事項は，別に定める。

（学則の準用）
第64条　外国人留学生に対しては，別段の定めのある場合を除き，この学則を準用する。

第16章　教育職員免許状
（教育職員免許状）
第65条　教育職員免許状を取得しようとする学生は，卒業に必要な単位のほかに，教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科に関する授業科目及び教職に関する授業科目の単位を修得しなければならない。
（授業科目及び単位数）
第66条　開設する授業科目，単位数及び履修に関する事項は，各学部規程で定める。
（教職課程登録料）
第67条　教職課程登録料は，別表Ｉに示すとおりとする。
（免許状の種類）
第68条　第65条及び第66条の所要条件を満した卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は，次のとおりとする。

工学部		
機械工学科を卒業した者	中学校教諭１種免許状	技術
	高等学校教諭１種免許状	工業
生命環境化学科を卒業した者	中学校教諭１種免許状	理科
	高等学校教諭１種免許状	理科
情報システム学科を卒業した者	中学校教諭１種免許状	数学
	中学校教諭１種免許状	技術
	高等学校教諭１種免許状	数学
	高等学校教諭１種免許状	情報
	高等学校教諭１種免許状	工業
人間社会学部		
情報社会学科を卒業した者	中学校教諭１種免許状	社会
	高等学校教諭１種免許状	地歴
	高等学校教諭１種免許状	公民
	高等学校教諭１種免許状	情報
心理学科を卒業した者	高等学校教諭１種免許状	公民

第17章　学則の変更
（学則の変更）
第69条　この学則の変更は，教授会の審議を経て，理事会が決定する。

附則　この学則は，昭和51年４月１日から施行する
附則　この学則は，昭和51年11月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和52年10月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和53年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和54年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和54年12月５日から施行する。
附則　この学則は，昭和55年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和55年７月18日から施行する。
附則　この学則は，昭和56年４月１日から施行する。

ただし，第４条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりと　する。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
電子工学科	200名	240名	280名	320名
計	660名	760名	860名	960名

４年後本学則数にもどる。

附則　この学則は，昭和56年９月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和57年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和58年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和59年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和60年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和60年10月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和61年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和62年４月１日から施行する。
附則　この学則は，昭和63年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成元年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成２年４月１日から施行する。

ただし，第４条にかかわらず平成２年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100 名
環境工学科	100 名
電子工学科	100 名
計	300 名

附則　この学則は，平成３年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成３年12月９日から施行する。
附則　１．この学則は，平成４年４月１日から施行する。

ただし，第10条・第11条・第18条については，平成４年度以降の入学者に適用し，平成３年度以前の入学者は，なお従前の学則条項によるものとする。

２．平成４年度から平成11年度までの入学定員は，本学則第４条及び平成２年４月１日の附則にかかわらず，次のとおりとする。

（1）平成４年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160 名
環境工学科	160 名
電子工学科	160 名
計	480 名

（2）平成11年度の入学定員

機械工学科	140 名
環境工学科	140 名
電子工学科	140 名
計	420 名

附則　この学則は，平成５年４月１日から施行する。

附則　この学則は，平成６年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成７年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成８年４月１日から施行する。
ただし，第10条第２項の別表Ｉについては，平成８年度以降の入学者に適用し，平成７年度以前の入学者は従前のとおりとする。
附則　この学則は，平成９年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成10年４月１日から施行する。
附則　１．この学則は，平成11年４月１日から施行する。
２．平成11年度の入学定員は，本学則第４条及び平成４年４月１日の附則にかかわらず，次のとおりとする。

機械工学科	160 名
応用化学科	160 名
電子工学科	160 名
計	480 名

３．第10条第２項の別表Ｉについては，平成11年度以降の入学者に適用し，平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。
附則　１．この学則は，平成12年４月１日から施行する。
ただし，第３条にかかわらず，平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は，次のとおりとする。
入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
応用化学科	152 名	144 名	136 名	128 名
電子工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
計	456 名	432 名	408 名	384 名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
応用化学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
電子工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
計	1,896 名	1,848 名	1,776 名	1,680 名	1,584 名	1,512 名	1,464 名

２．第22条第２項については，平成12年度の入学者から適用する。

附則　この学則は，平成13年４月１日から施行する。
ただし，第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については，平成13年度以降の入学者に適用し，平成12年度以前の入学者は，教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き，従前のとおりとする。

附則　この学則は，平成14年４月１日から施行する。

ただし，第３条にかかわらず，平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は，次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96 名	88 名	80 名
応用化学科	96 名	88 名	80 名
電子工学科	96 名	88 名	80 名
情報工学科	80 名	80 名	80 名
計	368 名	344 名	320 名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
応用化学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
電子工学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
情報工学科	80 名	160 名	240 名	320 名	320 名	320 名
計	1,736 名	1,600 名	1,464 名	1,352 名	1,304 名	1,280 名

附則　この学則は，平成15年４月１日から施行する。

附則　この学則は，平成16年４月１日から施行する。

附則　この学則は，平成17年４月１日から施行する。

附則　この学則は，平成18年４月１日から施行する。

附則　１．この学則は，平成19年４月１日から施行する。

２．第68条の規定については，平成19年度以降の入学者に適用し，平成18年度以前の入学者は，従前のとおりとする。

（埼玉工業大学工学部応用化学科，電子工学科，情報工学科の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学工学部応用化学科，電子工学科，情報工学科は，平成19年３月31日に当該学科に在学する者が，当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附則　この学則は，平成20年４月１日から施行する。

ただし，第３条にかかわらず，平成20年度から平成22年度の人間社会学部の収容定員は，次のとおりとする。

収容定員

	20年度	21年度	22年度
情報社会学科	510 名	485 名	480 名
心理学科	340 名	325 名	320 名
計	850 名	810 名	800 名

附則　この学則は，平成21年４月１日から施行する。

ただし，第３条にかかわらず，平成21年度から平成24年度の収容定員は，次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260 名	240 名	240 名	240 名
生命環境化学科	240 名	320 名	320 名	320 名
情報システム学科	350 名	460 名	450 名	440 名
ﾋｭｰﾏﾝ･ﾛﾎﾞｯﾄ学科	180 名	240 名	240 名	240 名
応用化学科	80 名			
電子工学科	80 名			
情報工学科	80 名			
計	1,270 名	1,260 名	1,250 名	1,240 名

収容定員

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475 名	460 名	450 名	440 名
心理学科	325 名	320 名	320 名	320 名
計	800 名	780 名	770 名	760 名

附則　１．この学則は，平成23年４月１日から施行する。

ただし，第３条にかかわらず，平成23年度から平成26年度の収容定員は，次のとおりとする。

収容定員

工学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
機械工学科	290 名	340 名	390 名	440 名
生命環境化学科	320 名	320 名	320 名	320 名
情報システム学科	460 名	460 名	470 名	480 名
ﾋｭｰﾏﾝ･ﾛﾎﾞｯﾄ学科	180 名	120 名	60 名	
計	1,250 名	1,240 名	1,240 名	1,240 名

収容定員

人間社会学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
情報社会学科	450 名	440 名	440 名	440 名
心理学科	320 名	320 名	320 名	320 名
計	770 名	760 名	760 名	760 名

２．第22条第１項ただし書きについては，平成23年度以降の入学者に適用し，平成22年度以前の入学者は，従前のとおりとする。

３．第68条の規定については，平成23年度以降の入学者に適用し，平成22年度以前の入学者は，従前のとおりとする。

（埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は，平成23年３月31日に当該学科に在学する者が，当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附則　この学則は，平成25年４月１日から施行する。
ただし，第３条にかかわらず，平成25年度から平成28年度の収容定員は，次のとおりとする。
収容定員
工学部

	25年度	26年度	27年度	28年度
機械工学科	390 名	440 名	440 名	440 名
生命環境化学科	340 名	360 名	380 名	400 名
情報システム学科	480 名	500 名	510 名	520 名
ﾋｭｰﾏﾝ･ﾛﾎﾞｯﾄ学科	60 名			
計	1,270 名	1,300 名	1,330 名	1,360 名

収容定員
人間社会学部

	25年度	26年度	27年度	28年度
情報社会学科	430 名	420 名	410 名	400 名
心理学科	300 名	280 名	260 名	240 名
計	730 名	700 名	670 名	640 名

附則　この学則は，平成26年４月１日から施行する。

附則　この学則は，平成27年４月１日から施行する。
ただし，第３条にかかわらず，平成27年度から平成30年度の収容定員は，次のとおりとする。
収容定員
工学部

	27年度	28年度	29年度	30年度
機械工学科	445 名	450 名	455 名	460 名
生命環境化学科	390 名	420 名	430 名	440 名
情報システム学科	515 名	530 名	535 名	540 名
計	1,350 名	1,400 名	1,420 名	1,440 名

収容定員
人間社会学部

	27年度	28年度	29年度	30年度
情報社会学科	400 名	380 名	370 名	360 名
心理学科	250 名	220 名	210 名	200 名
計	650 名	600 名	580 名	560 名

附則　この学則は，平成28年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成29年４月１日から施行する。

別表Ⅰ

納　　付　　金

１．入学検定料　　金 30,000円（平成２年度入学生より適用する）
　　金 15,000円（大学入試センター試験の成績をもとに，入学を志願する者で，平成11年度入学者より適用する）
　　金 10,000円（奨学生入学試験を受験する者で，平成19年度入学者より適用する）

２．入学金及び学費（平成２８年度以降に入学した学生に適用する。）

［工学部　機械工学科，生命環境化学科，情報システム学科］

費　　目		金　額	備　　考
1	入　学　金	250,000円	入学時
2	学　費 (1)授業料	820,000円	3年時目以降在学時から 年額 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円	年額
	(3)施設設備費	320,000円	年額
	(4)卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは，半期当たり50,000円とする。

再入学者，転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は，当該再入学者，転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし，入学金の額は，新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は，当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

３年次に早期卒業科目の履修を許可された者は，３年次の学費の他に卒業研究費を納付しなければならない。

［人間社会学部　情報社会学科］

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　学　金	250,000円	入学時
2	学　　費 (1)授業料	720,000円	3年時目以降在学時から 年額 750,000円とする。
	(2)施設設備費	270,000円	年額

［人間社会学部　心理学科］

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　学　金	250,000円	入学時　平成14年度以降入学した学生に適用する。
2	学　　費 (1)授業料	720,000円	3年目以降在学時から 年額 750,000円とする。
	(2)実験実習費	50,000円	年額　2年目以降在学時から適用する。
	(3)施設設備費	270,000円	年額

再入学者，転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は，当該再入学者，転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし，入学金の額は，新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は，当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

3．教職課程登録料

費　　目	金　　額	備　　考
教職課程登録料 (両学部全学科共通)	30,000円	教職課程登録時（新規登録料）
	10,000円	中１種免登録者介護等体験申込時 （介護等体験経費）

1．本学卒業生が在籍時に教職課程登録料を納付している場合は教職課程登録料を半額の15,000円とする。
2．教育実習にかかる費用は別途個人負担とする。

別表Ⅱ

研究生納付金

１．入学検定料　　金 10,000円

２．研　究　生

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　学　料	30,000円	入　学　時
2	授　業　料	30,000円	月　　額

ただし，本学卒業生の場合は，入学料を免除し，授業料は20,000円とする。

科目等履修生納付金

１．入学検定料　　金 10,000円

２．科目等履修生

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　学　料	30,000円	入　学　時
2	授　業　料	20,000円	1　単　位

１．本学卒業生の場合は，入学料を免除し，１単位あたりの授業料は半額の10,000円とする。
２．本学大学院に在籍する学生が，研究指導教員の指示により学部授業科目を履修するときは入学検定料・入学料および授業料を免除する。
ただし，教職課程科目等履修生は除く。

１－１．学長裁定

埼玉工業大学学則第59条第１項第３号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

（平成27年3月17日学長裁定）

埼玉工業大学学則第59条第１項第３号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め，平成27年４月１日から施行する。

一　学生の身分取扱いに関する事項

二　学生の成績評価に関する事項

三　教育課程の編成に関する事項

四　教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

２．埼玉工業大学工学部規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち，埼玉工業大学工学部（以下「工学部」という。）において定めると規定されている事項及び工学部において必要と認める事項について定める。

２　工学部における教育研究上の目的，教育課程，試験，入学及び卒業等については，学則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（教育組織）

第２条　工学部に次の学科を置く。

機械工学科
生命環境化学科
情報システム学科

２　機械工学科に機械工学専攻及びロボティクス専攻を設ける。

３　生命環境化学科にバイオ・環境科学専攻及び応用化学専攻を設ける。

４　情報システム学科にＩＴ専攻及び電子情報専攻を設ける。

（教育研究上の目的）

第２条の２　工学部は，一般共通科目（一般教養科目及び外国語科目），共通基礎科目（数学系科目及び理学系科目），及び機械工学，生命環境化学，情報システム学の各専門分野に関する教育・研究を通して，自ら学び，自ら考える習慣を身につけさせ，人間性が豊かなだけでなく倫理観をも兼ね備え，より良い社会の実現に貢献できる技術者の養成を目的とする。

２　機械工学科は，学生に基礎理論から先端技術までの多くの知識を習得させることによって，自ら考え，新しい分野にも果敢に挑戦できる，応用力豊かな，社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

機械工学科の各専攻の目的は，次のとおりとする。

一　機械工学専攻は，しっかりした基礎に基づいた「ものづくり」教育を通して，創造力を発揮し，専門性を生かした安全で安心な人間らしい社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

二　ロボティクス専攻は，ロボット技術の基礎的，応用的な知識を身に付け，地球環境保護や省エネをめざしたロボットの設計・製作を通して，豊かな社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

３　生命環境化学科は，化学及び生命科学の知識と技術を身につけ，人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献できる創造性豊かな　人材の養成を目的とする。

生命環境化学科の各専攻の目的は，次のとおりとする。

一　バイオ・環境科学専攻は，21世紀の人類が直面する環境，食料，エネルギー，医療，福祉などの諸問題の解決に必要な「生命科学」および「環境科学」の専門知識と技術を総合的に教授し，バイオ・食品産業，医療，農林水産，環境保全，環境評価，リサイクルなどの幅広い分野で活躍できる実践的な人材の養成を目的とする。

二　応用化学専攻は，高度な「化学」の専門知識と技術を体系的に教授し，新素材，先端材料，ナノテクノロジー，食品，医薬品，エネルギーなどの幅広い分野における急速な技術革新や変革する社会のニーズに対して，「化学」の力で貢献できる創造性豊かで国際性と主体性を併せ持つ人材の養成を目的とする。

４　情報システム学科は，情報システム工学の基礎から応用までの知識を幅広く修得させ，ＩＴ（情報技術）社会を支える新しい情報システムの創生を通して，人間性豊かな社会の創造に参加できる人材の養成を目的とする。

情報システム学科の各専攻の目的は，次のとおりとする。

一　ＩＴ専攻は，コンピュータ，ネットワーク，ソフトウェア技術を駆使した幅広い視点からの情報システムの開発を通じて，快適で安全・安心な社会の創生をめざす人材の養成を目的とする。

二　電子情報専攻は，先端的なデバイス・材料，回路，通信，ディジタル情報技術を活かして柔軟で幅広い展開力から，高度で高信頼な社会システム基盤の確立をめざす人材の養成を目的とする。

第２条の３　工学部の機械工学科，生命環境化学科及び情報システム学科の専門教育課程のほかに，基礎教育担当部局として基礎教育センターに工学部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会は，一般共通科目及び共通基礎科目の教育を通して，人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに，教職課程の教育も行うことを目的とする。

（学科・部会の長）

第３条　各学科に学科長を，部会に主任（以下総称して「学科長」という。）を置く。

２　学科長は，学部長が学長と協議のうえ，候補者を選出する。

３　学科長は，学科又は部会の事務を処理する。

４　学科長は，学科又は部会会議を招集し，議長となる。

５　学科長の任期は２年とする。ただし，学科長が任期中に欠けたときは，新たに選出し，その任期は，その前任者の残任期間とする。

６　学科長に事故あるときは，当該学科又は部会に属する先任の教授がその事務を代行する。ただし，教授の就任時期が同一のときは，年長者とする。

７　その他学科又は部会において必要な事項は，学科又は部会会議の議を経て，工学部長（以下「学部長」という。）が定める。

（学科長会議）

第４条　学部長のもとに学科長会議を置く。

２　学科長会議は，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

３　学部長は，学科長会議を招集し，議長となる。

４　学科長会議は，別に定める学科長会議の事務を行う。

（特別委員会）

第５条　学部長のもとに，次の特別委員会を置く。

一　人事委員会

二　自己点検・評価委員会

三　ＦＤ委員会

２　特別委員会は，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

３　学部長は，特別委員会を招集し，議長となる。ただし，学部長は，人事委員会については，教授のうちから，副委員長を指名し，その事務を代行させることができる。また，自己点検・評価委員会及びＦＤ委員会については，教授のうちから，委員長を指名し，その事務を代行させることができる。

４　学部長は，前各号のほか，常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

５　特別委員会の任務並びに委員及びその任期は，学部長が定める。

６　特別委員会の規程は別に定める。

（各種委員会）

第６条　工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに，次の各種委員会を置く。

一　入学試験委員会

二　教務委員会

三　学生委員会

四　図書・紀要委員会

五　就職委員会

六　広報委員会

七　情報委員会

２　各種委員会は，別に定める委員会の任務を行うとともに，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

３　学部長は，必要に応じ，前項の委員会について，埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工業大学人間社会学部規程に定める委員会と提携して，又は工学部の代表者を当該委員会に派遣して，前項の委員会の任務を行わせることができる。

４　各種委員会の委員長は，学部長が指名する。

５　各種委員会の委員は，各学科又は部会に属する専任教員，及び専任職員のうちから互選された者をもって構成する。

６　各種委員会は，必要に応じ，委員のうちから副委員長を置き，委員長の事務を代行させることができる。

７　学部長は，前各号のほか，常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

８　各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は，学部長が定める。
９　各種委員会の議事は，構成員の過半数の出席を必要とし，委員の全員一致の賛同によって，議決されることを原則とする。ただし，採決を行うときは，出席者の３分の２をもって議決するものとする。
（任命権者）
第７条　第３条，第５条及び第６条にかかわる任命は，次の各号のとおりとする。
一　学科長については，学部長，学長の推薦に基づき，理事長が行う。
二　特別委員会及び各種委員会の委員長，副委員長及び委員については，学部長が行う。
（任期の特例）
第８条　学科長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は，後任者が任命されるまでの間，その職務を行うものとする。
（学期等）
第９条　学部長が必要と認めるときは，学則第６条ただし書きに基づき，前期及び後期の期間を変更することができる。
（授業期間及び休業日の特例）
第10条　学部長は，学則第７条に掲げる授業期間を変更し，又は同第８条第３項に掲げる臨時の休業日を設け，若しくは休業日に授業を行うときは，教授会の審議を経て，定めるものとする。
２　前項に定めるもののうち，年度ごとの学年暦については，工学部学生便覧に明示する。
（教育課程）
第11条　各学科の授業科目及びその単位は，別表Ⅱの定めるところによる。
２　各学科の授業科目の内容及び履修方法については，教授会の審議を経て，学長が別に定める。
（履修方法）
第12条　学生は，毎学期の指定する期間内に，履修しようとする授業科目を届け出て，許可を受けなければならない。
２　履修登録が可能な単位数の上限は，年間49単位とする。ただし，自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。
（教育方法の特例）
第13条　学則第10条第２項に定める教育方法の特例については，教授会の審議を経て，学部長が別に定める。
（試験及び成績評価）
第14条　授業科目の試験は，学期末又は学年末に，授業担当教員が筆記試験，口述試験又は実験報告書等により成績の評価を行う。
２　前項の成績評価は，100点満点とし，80点以上を優，70点以上を良，60点以上を可，60点未満を不可とし，可以上を合格とする。ただし，優，良，可を，必要に応じ，それぞれＡ，Ｂ，Ｃその他の表示を行うことができる。
３　生命環境化学科，情報システム学科においては，前項の優の成績表示を，Ａのほかに90点以上をＳとして表示を行うことができる。
４　前２項の試験及び成績評価において，授業担当教員に事故あるときは，学部長が指名する教員が行う。
（追試験）
第15条　学生が，病気その他やむを得ない事由により，定期試験を　受験できないときは，診断書その他の証明書等を添付のうえ，学部長に追試験を願い出ることができる。
２　学部長は，前項の願い出があったときは，教授会の審議を経て，追試験を行うものとする。
（再試験）
第16条　学生は，定期試験において，単位認定に必要な評価点に達しなかった科目について，学部長に再試験を願い出ることができる。
（卒業の要件）
第17条　工学部の卒業の要件は，４年以上在学し，所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。
２　卒業の認定は，教授会の審議を経て，学長が行う。

３　学長は，第１項の規定にかかわらず，本学に３年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が，卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，教授会の審議を経て，その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることがある。
４　前項に定める早期卒業の認定の基準は，別表Ⅲのとおりとする。ただし，国公私立大学の大学院に入学を許可された者は，教授会の審議を経て，早期卒業を認めることがある。
５　所定の学費を滞納している者は，卒業を認定しない。

（入学志願）

第18条　入学志願者は，学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第19条　入学志願者の選考は，学則第28条の定めるところにより，学長が行う。

（再入学）

第20条　学長は，学則第34条の規定により，退学を願い出て許可された者又は同第54条第４号の行方不明の規定により除籍された者で，在学年限に達しないものが，再入学を志願したときは，再入学を許可することがある。
２　再入学者は，退学前に所属した学科に所属するものとする。
３　再入学を許可された者は，退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし，進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは，この限りでない。
４　再入学者の在学期間は，学部において既に履修した授業科目，修得した単位数及び在学年数等を考慮して，学長が定める。
５　再入学の手続きについては，学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（転入学）

第21条　学長は，学則第35条の規定により，他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては，選考の上，転入学を許可することがある。
２　転入学を許可された者の転入学年は，他大学において既に履修した授業科目，修得した単位数及び在学年数等を考慮して，学長が定める。
３　転入学者の在学期間は，他大学において既に在籍した期間と合わせて８年を超えることができない。
４　転入学の手続きについては，学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（編入学）

第22条　学長は，学則第36条の規定により，本学に編入学を志願した者に対しては，選考の上，編入学を許可することがある。
２　編入学を許可された者の編入学年は，他大学において既に履修した授業科目，修得した単位数及び在学年数等を考慮して，学長が定める。
３　編入学者の在学期間は，２年次編入者は６年，３年次編入者は４年を超えることができない。
４　編入学の手続きについては，学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（転学）

第23条　学長は，他の大学へ転学を願い出た者に対しては，学則第37条の規定により，退学を許可することがある。

（転学部及び転学科）

第24条　学部長は，学則第38条の規定により，転学部又は転学科を願い出た者に対しては，教育上支障のない限りにおいて，願い出のあった学科において選考の上，教授会の審議を経て，転学部又は転学科を許可することがある。

（留学）

第25条　学則第39条の規定は，留学のために休学することを妨げない。ただし，休学の期間は，学則第40条の定めるところによる。
２　学則第39条第１項の規定にかかわらず，学部長が教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し修得した単位を，工学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項により修得したものとみなすことができる単位数は，学則第14条の定めるところによる。

（休学）

第26条　学長は，学則第40条の規定により，休学を願い出た者に対しては，これを許可する。

（復学）

第27条　学長は，学則第41条の規定により，復学を願い出た者に対しては，これを許可する。

（退学）

第28条　学長は，学則第42条の規定により，退学を願い出た者に対しては，これを許可する。

（科目等履修生）

第29条　学部長は，学則第60条の規定により，科目等履修生を志願した者に対しては，学生の修学の妨げとならない限り，選考の上，教授会の審議を経て，授業科目の履修を許可することがある。

（研究生）

第30条　学長は，学則第61条の規定により，研究生を志願した者に対しては，学生の修学の妨げとならない限り，選考の上，教授会の審議を経て，入学を許可することがある。

（外国人留学生）

第31条　学長は，学則第63条の規定により，外国人留学生として入学を志願した者に対しては，選考の上，許可することがある。

（教職課程授業科目）

第32条　教職課程の授業科目及びその単位については，別表Ⅳの定めるところによる。ただし，授業科目の内容及び履修方法については，教授会の審議を経て，学長が別に定める。

（工学部規程の変更）

第33条　この規程の変更は，教授会の審議を経て，常務理事会が決定する。

附則　１．この規程は，平成12年４月１日から施行し，平成12年６月１日から適用する。
　　２．第17条第２項及び第３項については，平成12年度入学者から適用する。

附則　この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成14年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成16年７月17日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

附則　この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成26年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成28年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成29年４月１日から施行する。

工学部規程の別表

別表Ⅱ

平成29年度(2017年度)以降の入学者に適用
機械工学科（機械工学専攻）授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		文化論	2
			社会学	2
			国際関係論	2
			歴史	2
			中国の言語と文化	2
			ドイツの言語と文化	2
			フランスの言語と文化	2
			教育と社会	2
			ボランティアの研究	2
			体育実技Ⅰ	1
			体育実技Ⅱ	1
			経済学	2
			スポーツ文化論	2
			日本国憲法	2
			心理学	2
			哲学	2
			思想と宗教	2
			経営学	2
			科学技術史	2
			仏教精神Ⅰ	2
			仏教精神Ⅱ	2
			地域学	2
			計（22科目）	42
			日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
			日本語Ⅰ ※1	2
			日本語Ⅱ ※1	2
			計（4科目）	8
	計（26科目）			50
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
		◎	発展英語Ⅱ	1
		◎	英語Ⅲ	1
		◎	発展英語Ⅲ	1
		◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅳ	1
			計（8科目）	8
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
			キャリア・デザイン入門	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	1
		◎	キャリア・デザインⅢ	1
		◎	プレゼンテーション技法	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2
			働くことの科学と実践Ⅱ	2
			インターンシップⅠ	2
		△	インターンシップⅡ	2
		△	TOEIC初級Ⅰ	1
		△	TOEIC初級Ⅱ	1
		△	TOEIC中級Ⅰ	1
		△	TOEIC中級Ⅱ	1
			計（13科目）	20
計（47科目）				78
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2
		◎	基礎線形代数演習	2
		○	微分学	2
		○	微分学演習	2
		○	応用線形代数	2
		○	応用線形代数演習	2
		○	積分学	2
		○	積分学演習	2
		○	微分方程式	2
			確率統計学	2
			複素関数論	2
			ベクトル解析	2
			計（12科目）	24
	理学系科目	◎	基礎物理実験	2
		◎	物理学Ⅰ	2
		◎	物理学Ⅱ	2
		○	物理学演習Ⅰ	2
		○	物理学演習Ⅱ	2
			化学Ⅰ	2
			栽培 ※2	2
			化学Ⅱ	2
			地球科学	2
			電磁気学	2
			生物学	2
			量子力学	2
			計（12科目）	24
合計（24科目）				48

区分	必選	授業科目	単位
機械工学専門科目	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	工業力学及び演習	2
	◎	工学実習Ⅰ	1
	◎	工学実習Ⅱ	1
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2
	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2
	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2
	◎	工学実験Ⅰ	1
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2
	◎	設計製図Ⅰ	2
	◎	工学プロジェクト	2
	◎	工学実験Ⅱ	1
	◎	特別ゼミ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅰ	4
	◎	卒業研究Ⅱ	4
	○	機械工学概論	2
	○	機械材料	2
	○	機械工作法	2
	○	コンピュータ図学	2
	○	機械設計法及び演習	2
	○	計測工学	2
	○	材料力学及び演習Ⅱ	2
	○	熱力学及び演習Ⅱ	2
	○	流体力学及び演習Ⅱ	2
	○	機構学	2
	○	伝熱工学	2
	○	機械力学及び演習Ⅱ	2
	○	制御工学及び演習Ⅱ	2
	○	設計製図Ⅱ	2
		職業指導Ⅰ	2
		航空宇宙工学概論	2
		職業指導Ⅱ	2
		情報工学	2
		木材加工 ※2	2
		自動車工学概論	2
		工作機械	2
		数値計算法	2
		精密加工学	2
		電子工作実習	2
		メカトロニクス	2
		内燃機関	2
		空気力学	2
		応用数値計算法	2
		塑性加工	2
		流体機械	2
		環境工学	2
		工学倫理	2
		工業法規	2
		システム工学	2
		生産工学	2
		ロボット工学	2
	△	基礎数学演習	2
	△	基礎物理演習	2
	△	情報処理特講Ⅰ	2
	△	情報処理特講Ⅱ	2
合計（57科目）			114

(注記1) 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
(注記2) 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
(注記3) 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は，留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は，中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記6) 共通基礎科目選択必修科目の内，計14単位取得を必修とする。
(注記7) ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。
(注記8) 機械工学専門科目選択必修科目の内，計12単位取得を必修とする。

別表Ⅱ

平成29年度(2017年度)以降の入学者に適用
機械工学科（ロボティクス専攻）授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		文化論	2
			社会学	2
			国際関係論	2
			歴史	2
			中国の言語と文化	2
			ドイツの言語と文化	2
			フランスの言語と文化	2
			教育と社会	2
			ボランティアの研究	2
			体育実技Ⅰ	1
			体育実技Ⅱ	1
			経済学	2
			スポーツ文化論	2
			日本国憲法	2
			心理学	2
			哲学	2
			思想と宗教	2
			経営学	2
			科学技術史	2
			仏教精神Ⅰ	2
			仏教精神Ⅱ	2
			地域学	2
			計（22科目）	42
			日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
			日本語Ⅰ ※1	2
			日本語Ⅱ ※1	2
			計（4科目）	8
			計（26科目）	50
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
		◎	発展英語Ⅱ	1
		◎	英語Ⅲ	1
		◎	発展英語Ⅲ	1
		◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅳ	1
			計（8科目）	8
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
			キャリア・デザイン入門	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	1
		◎	キャリア・デザインⅢ	1
		◎	プレゼンテーション技法	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2
			働くことの科学と実践Ⅱ	2
			インターンシップⅠ	2
		△	インターンシップⅡ	2
		△	TOEIC初級Ⅰ	1
		△	TOEIC初級Ⅱ	1
		△	TOEIC中級Ⅰ	1
		△	TOEIC中級Ⅱ	1
			計（13科目）	20
			計（47科目）	78
共通基礎科目	数学系科目	◎	基礎線形代数	2
		◎	基礎線形代数演習	2
		○	微分学	2
		○	微分学演習	2
		○	応用線形代数	2
		○	応用線形代数演習	2
		○	積分学	2
		○	積分学演習	2
		○	微分方程式	2
			確率統計学	2
			複素関数論	2
			ベクトル解析	2
			計（12科目）	24
	理学系科目	◎	基礎物理実験	2
		◎	物理学Ⅰ	2
		◎	物理学Ⅱ	2
		○	物理学演習Ⅰ	2
		○	物理学演習Ⅱ	2
			化学Ⅰ	2
			栽培 ※2	2
			化学Ⅱ	2
			地球科学	2
			電磁気学	2
			生物学	2
			量子力学	2
			計（12科目）	24
			合計（24科目）	48

区分	必選	授業科目	単位
機械工学専門科目	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	工業力学及び演習	2
	◎	工学実習Ⅰ	1
	◎	工学実習Ⅱ	1
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2
	◎	熱力学及び演習Ⅰ	2
	◎	流体力学及び演習Ⅰ	2
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2
	◎	工学実験Ⅰ	1
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2
	◎	設計製図Ⅰ	2
	◎	工学プロジェクト	2
	◎	工学実験Ⅱ	1
	◎	特別ゼミ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅰ	4
	◎	卒業研究Ⅱ	4
	○	機械工学概論	2
	○	ロボット学概論	2
	○	ロボット製作演習	2
	○	ロボット製作法	2
	○	Cプログラミング及び演習Ⅰ	1
	○	Cプログラミング及び演習Ⅱ	1
	○	機構学	2
	○	計測工学	2
	○	メカトロニクス	2
	○	設計製図Ⅱ	2
	○	ロボット工学	2
		職業指導Ⅰ	2
		機械材料	2
		職業指導Ⅱ	2
		機械工作法	2
		コンピュータ図学	2
		情報工学	2
		木材加工 ※2	2
		機械設計法及び演習	2
		材料力学及び演習Ⅱ	2
		工作機械	2
		移動ロボット・プロジェクト	2
		電子工作実習	2
		数値計算法	2
		機械力学及び演習Ⅱ	2
		制御工学及び演習Ⅱ	2
		応用数値計算法	2
		環境工学	2
		工学倫理	2
		工業法規	2
	△	基礎数学演習	2
	△	基礎物理演習	2
		合計（49科目）	96

（注記1） 必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記2） 必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記3） 必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記4） ※1は，留学生の履修科目を示す。
（注記5） ※2は，中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
（注記6） 共通基礎科目選択必修科目の内，計14単位取得を必修とする。
（注記7） ※3は，早期卒業見込者の履修科目を示す。
（注記8） 機械工学専門科目選択必修科目の内，計10単位取得を必修とする。

別表Ⅱ

平成29年度(2017年度)以降の入学者に適用
生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻）授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		思想と宗教	2
			哲学	2
			社会学	2
			国際関係論	2
			歴史	2
			文化論	2
			中国の言語と文化	2
			ドイツの言語と文化	2
			フランスの言語と文化	2
			教育と社会	2
			ボランティアの研究	2
			仏教精神Ⅰ	2
			仏教精神Ⅱ	2
			スポーツ文化論	2
			心理学	2
			日本国憲法	2
			経済学	2
			経営学	2
			体育実技Ⅰ	1
			体育実技Ⅱ	1
			地域学	2
		計（21科目）		40
			日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
			日本語Ⅰ ※1	2
			日本語Ⅱ ※1	2
		計（4科目）		8
	計（25科目）			48
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
		◎	英語Ⅲ	1
		◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1
		◎	発展英語Ⅱ	1
		◎	発展英語Ⅲ	1
		◎	発展英語Ⅳ	1
	計（8科目）			8
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	2
		◎	キャリア・デザインⅢ	2
		◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2
			情報処理Ⅰ	2
			情報処理Ⅱ	2
			TOEIC初級Ⅰ	1
			TOEIC初級Ⅱ	1
			TOEIC中級Ⅰ	1
			TOEIC中級Ⅱ	1
			インターンシップ	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2
			働くことの科学と実践Ⅱ	2
	計（13科目）			22
合　計（46科目）				78
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2
			線形代数	2
			微分学	2
			積分学	2
			確率統計学	2
			微分方程式	2
	計（6科目）			12
	理学系科目	◎	基礎化学実験	2
		◎	基礎化学	2
		◎	展開化学	2
			基礎物理実験	2
		◎	生物学実験	2
		◎	基礎科学計算	2
		○	生活の科学 ※2	2
		○	生命の科学 ※2	2
		○	環境の科学 ※2	2
		◎	基礎生物学	2
			生物学	2
			物理学Ⅰ	2
			物理学Ⅱ	2
			地学	2
			地学実験	2
			地球科学	2
	計（16科目）			32
合　計(22科目)				44

区分		必選	授業科目	単位
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎	生命環境化学特論	2
		◎	コンピュータ・プログラミング	2
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
		◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
		◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
		◎	生命環境化学ゼミ	2
		◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
		◎	卒業研究Ⅱ ※3	4
			生態環境科学	2
		○	分析化学	2
			機器分析	2
			安全工学	2
		△	生命環境化学特別演習	2
	計（14科目）			30
	バイオ・環境科学系科目	○	生化学Ⅰ	2
		○	生化学Ⅱ	2
		○	生化学Ⅲ	2
		○	タンパク質科学	2
			食品科学	2
		○	免疫学	2
		○	細胞生物学	2
		○	バイオテクノロジー	2
			生体機能学	2
			神経生物学	2
			微生物・ウイルス学	2
			植物生理学	2
		○	環境計測Ⅰ	2
		○	環境計測Ⅱ	2
		○	環境計量Ⅰ	2
		○	環境計量Ⅱ	2
		○	環境化学	2
		○	資源ｴﾈﾙｷﾞｰ化学	2
			環境関係法規	2
		○	環境分析	2
	計（20科目）			40
生命環境化学専門科目	応用化学系科目		有機化学Ⅰ	2
			有機化学Ⅱ	2
			有機化学Ⅲ	2
			物理化学Ⅰ	2
			物理化学Ⅱ	2
			物理化学Ⅲ	2
			無機化学Ⅰ	2
			無機化学Ⅱ	2
			無機化学Ⅲ	2
			化学工学	2
			電気化学	2
			コンピュータ化学	2
			無機材料化学	2
			有機材料化学	2
			高分子化学	2
	計（15科目）			30
合　計（49科目）				100

（注記１）必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）※２の選択必修科目のうち，計４単位の取得を必修とする。
（注記６）早期卒業見込み者は，キャリア・デザインⅣ（※３），卒業研究Ⅰ（※３）及び卒業研究Ⅱ（※３）を３学年の必修とする。
（注記７）バイオ・環境科学専攻の学生は，分析化学２単位およびバイオ・環境科学系の選択必修２８単位のうち１２単位の取得を必修とする。

別表Ⅱ

平成29年度(2017年度)以降の入学者に適用
生命環境化学科（応用化学専攻）授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		思想と宗教	2
			哲学	2
			社会学	2
			国際関係論	2
			歴史	2
			文化論	2
			中国の言語と文化	2
			ドイツの言語と文化	2
			フランスの言語と文化	2
			教育と社会	2
			ボランティアの研究	2
			仏教精神Ⅰ	2
			仏教精神Ⅱ	2
			スポーツ文化論	2
			心理学	2
			日本国憲法	2
			経済学	2
			経営学	2
			体育実技Ⅰ	1
			体育実技Ⅱ	1
			地域学	2
			計（21科目）	40
			日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
			日本語Ⅰ ※1	2
			日本語Ⅱ ※1	2
			計（4科目）	8
	計（25科目）			48
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
		◎	英語Ⅲ	1
		◎	英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1
		◎	発展英語Ⅱ	1
		◎	発展英語Ⅲ	1
		◎	発展英語Ⅳ	1
	計（8科目）			8
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	2
		◎	キャリア・デザインⅢ	2
		◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2
			情報処理Ⅰ	2
			情報処理Ⅱ	2
			TOEIC初級Ⅰ	1
			TOEIC初級Ⅱ	1
			TOEIC中級Ⅰ	1
			TOEIC中級Ⅱ	1
			インターンシップ	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2
			働くことの科学と実践Ⅱ	2
	計（13科目）			22
合　計(46科目)				78
共通基礎科目	数学系科目		基礎数学	2
			線形代数	2
			微分学	2
			積分学	2
			確率統計学	2
			微分方程式	2
	計（6科目）			12
	理学系科目	◎	基礎化学実験	2
		◎	基礎化学	2
		◎	展開化学	2
			基礎物理実験	2
		◎	生物学実験	2
		◎	基礎科学計算	2
		○	生活の科学 ※2	2
		○	生命の科学 ※2	2
		○	環境の科学 ※2	2
		◎	基礎生物学	2
			生物学	2
			物理学Ⅰ	2
			物理学Ⅱ	2
			地学	2
			地学実験	2
			地球科学	2
	計（16科目）			32
合　計(22科目)				44

区分		必選	授業科目	単位
生命環境化学専門科目	専門共通科目	◎	生命環境化学特論	2
		◎	コンピュータ・プログラミング	2
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
		◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
		◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
		◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
		◎	生命環境化学ゼミ	2
		◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
		◎	卒業研究Ⅱ ※3	4
			生態環境科学	2
		○	分析化学 ※4	2
			機器分析	2
			安全工学	2
		△	生命環境化学特別演習	2
	計（14科目）			30
	バイオ・環境科学系科目		生化学Ⅰ	2
			生化学Ⅱ	2
			生化学Ⅲ	2
			タンパク質科学	2
			食品科学	2
			免疫学	2
			細胞生物学	2
			バイオテクノロジー	2
			生体機能学	2
			神経生物学	2
			微生物・ウイルス学	2
			植物生理学	2
			環境計測Ⅰ	2
			環境計測Ⅱ	2
			環境計量Ⅰ	2
			環境計量Ⅱ	2
			環境化学	2
			資源ｴﾈﾙｷﾞｰ化学	2
			環境関係法規	2
			環境分析	2
	計（20科目）			40
生命環境化学専門科目	応用化学系科目	○	有機化学Ⅰ ※4	2
		○	有機化学Ⅱ	2
		○	有機化学Ⅲ	2
		○	物理化学Ⅰ ※4	2
		○	物理化学Ⅱ	2
		○	物理化学Ⅲ	2
		○	無機化学Ⅰ ※4	2
		○	無機化学Ⅱ	2
		○	無機化学Ⅲ	2
		○	化学工学 ※4	2
		○	電気化学	2
		○	コンピュータ化学	2
		○	無機材料化学	2
		○	有機材料化学	2
			高分子化学	2
	計（15科目）			30
合　計（49科目）				100

（注記１）必選欄の◎印は，必修科目を示す。
（注記２）必選欄の○印は，選択必修科目を示す。
（注記３）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記４）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記５）※２の選択必修科目のうち，計４単位の取得を必修とする。
（注記６）早期卒業見込み者は，キャリア・デザインⅣ（※３），卒業研究Ⅰ（※３）及び卒業研究Ⅱ（※３）を３学年の必修とする。
（注記７）応用化学専攻の学生は，※４の選択必修１０単位から４単位の取得を必修とし，かつ,専門科目の選択必修３０単位のうち，※４の４単位を含む１２単位の取得を必修とする。

別表Ⅱ

平成29年度(2017)以降の入学者に適用
情報システム学科（ＩＴ専攻，電気電子情報専攻）授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目		文化論	2
			社会学	2
			国際関係論	2
			歴史	2
			中国の言語と文化	2
			ドイツの言語と文化	2
			フランスの言語と文化	2
			教育と社会	2
			ボランティアの研究	2
			スポーツ文化論	2
			日本国憲法	2
			思想と宗教	2
			心理学	2
			哲学	2
			経済学	2
			経営学	2
			科学技術史	2
			体育実技Ⅰ	1
			体育実技Ⅱ	1
			仏教精神Ⅰ	2
			仏教精神Ⅱ	2
			地域学	2
			計（22科目）	42
			日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
			日本語Ⅰ ※1	2
			日本語Ⅱ ※1	2
			計（4科目）	8
	計(26科目)			50
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
			英語Ⅲ	1
			英語Ⅳ	1
		◎	発展英語Ⅰ	1
		◎	発展英語Ⅱ	1
		◎	発展英語Ⅲ	1
		◎	発展英語Ⅳ	1
	計（8科目）			8
	キャリア・デザイン科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
		◎	キャリア・デザインⅡ	2
			情報と職業	2
			電気技術特講Ⅰ	2
			電気技術特講Ⅱ	2
			情報処理特講Ⅰ	2
			情報処理特講Ⅱ	2
			インターンシップⅠ	2
		△	インターンシップⅡ	2
			プレゼンテーション技法	2
			働くことの科学と実践Ⅰ	2
			働くことの科学と実践Ⅱ	2
		△	TOEIC初級Ⅰ	1
		△	TOEIC初級Ⅱ	1
		△	TOEIC中級Ⅰ	1
		△	TOEIC中級Ⅱ	1
	計（16科目）			28
合　計（50科目）				86

区分		必選	授業科目	単位
共通基礎科目	数学系科目	○	基礎数学および演習Ⅰ	2
		○	基礎数学および演習Ⅱ	2
		○	微積分および演習Ⅰ	2
		○	微積分および演習Ⅱ	2
		○	微積分およびコンピュータ演習	2
			線形代数および演習Ⅰ	2
			線形代数および演習Ⅱ	2
			線形代数およびコンピュータ演習	2
			統計処理Ⅰ	2
			統計処理Ⅱ	2
			電気数学	2
			数理解析	2
			複素関数論	2
			ベクトル解析	2
			微分方程式	2
			応用数学	2
	計（16科目）			32
	理学系科目		物理学Ⅰ	2
			物理学Ⅱ	2
			工業力学	2
			化学Ⅰ	2
			化学Ⅱ	2
			地球科学	2
			地球と環境	2
			基礎生物学	2
			生物学	2
			地学	2
			栽培 ※2	2
			量子力学	2
	計（12科目）			24
合　計（28科目）				56

（注記１）必選欄の◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。
（注記２）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記３）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記４）※２は，中学校教諭１種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。
（注記５）※３は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位
情報システム専門科目	◎両	情報システム概論Ⅰ	2
	◎両	情報システム概論Ⅱ	2
	◎両	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎両	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎両	プログラム入門	2
	◎両	情報システム実習	2
	◎両	情報システムゼミ	2
	◎両	特別情報システム実験 ※3	2
	◎両	特別情報システムゼミ ※3	2
	◎両	卒業研究Ⅰ	4
	◎両	卒業研究Ⅱ	4
	◎IT	基礎プログラム言語	2
	◎IT	基礎プログラミング演習	2
	◎IT	展開プログラム言語	2
	◎IT	展開プログラミング演習	2
	◎IT	応用プログラム言語	2
	◎IT	応用プログラミング演習	2
	◎IT	情報工学実験Ⅰ	2
	◎IT	情報工学実験Ⅱ	2
	◎IT	情報工学実験Ⅲ	2
	◎電	電気回路Ⅰ	2
	◎電	電気回路演習Ⅰ	2
	◎電	電磁気学Ⅰ	2
	◎電	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎電	電子回路Ⅰ	2
	◎電	電子回路演習	2
	◎電	電気電子基礎実験	2
	◎電	電気電子専門実験Ⅰ	2
	◎電	電気電子専門実験Ⅱ	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ネットワーク概論	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		暗号の代数学	2
		離散数学	2
		数値計算法	2
		材料科学概論	2
		ソフトウェア設計	2
		データベース	2
		人工知能	2
		情報とエネルギー	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		ネットワーク構築と管理	2
		計測工学	2
		システム工学	2
		シミュレーション工学	2
		制御工学	2
		メカトロニクス	2
		知能ロボット	2
		ディジタル回路	2
		データ通信	2
		伝送システム理論	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子物性	2
		ＬＳＩ工学	2
		ディジタル信号解析	2
		ディジタル信号処理	2
		知的財産権	2
		工学実習Ⅰ ※2	1
		工学実習Ⅱ ※2	1
		木材加工 ※2	2
		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
		回路概論	2
		視覚の幾何学	2
		オペレーティングシステム	2
		分散処理システム	2
		画像工学	2
		ＣＡＤ/ＣＡＭ	2
		インテリジェントマテリアル	2

区分	必選	授業科目	単位
情報システム専門科目		電気機器学	2
		電磁波工学	2
		MATLABプログラミング	2
		生体信号処理	2
		情報セキュリティ概論	2
		コンピュータビジョン	2
		半導体工学	2
		情報・符号理論	2
		コンピュータグラフィックスと可視化	2
		フィジカルコンピューティング	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気材料	2
		電気法規および電気施設管理	2
		発変電工学	2
		送配電工学	2
		高電圧・放電工学	2
		電気電子設計製図	2
合　計（90科目）			182

（注記１）必選欄の◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。
（注記２）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。
（注記３）※１は，留学生の履修科目を示す。
（注記４）※２は，中学校教諭１種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。
（注記５）※３は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎両印は，IT専攻と電気電子情報専攻の両専攻において必修科目を示す。
◎IT印は，IT専攻でのみ必修科目，電気電子情報専攻では選択科目を示す。
◎電印は，電気電子情報専攻でのみ必修科目，IT専攻の場合は選択科目を示す。

別表Ⅲ

【平成 28 年度（2016）以降の入学者に適用】

早期卒業の認定基準

【機械工学科】機械工学専攻

３年間で卒業要件の 124 単位以上を修得し，下記の要件をすべて満たすこと。

1) ３年次前期末までに 100 単位以上修得すること。
2) ３年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で，特別ゼミを履修し，「優」評価を取得すること。
3) ３年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
4) ３年次後期末までの専門選択必修科目の 22 単位以上で「優」評価を取得すること。
5) ３年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち，34 単位以上で「優」評価を取得すること。
6) ３年次後期末までに，専門必修科目 26 単位，専門選択必修科目と専門選択科目から 40 単位以上を取得すること。

【機械工学科】ロボティクス専攻

３年間で卒業要件の 124 単位以上を修得し，下記の要件をすべて満たすこと。

1) ３年次前期末までに 100 単位以上修得すること。
2) ３年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で，特別ゼミを履修し，「優」評価を取得すること。
3) ３年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
4) ３年次後期末までの専門選択必修科目の 16 単位以上で「優」評価を取得すること。
5) ３年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち，34 単位以上で「優」評価を取得すること。
6) ３年次後期末までに，専門必修科目 26 単位，専門選択必修科目と専門選択科目から 40 単位以上を取得すること。

【生命環境化学科】

３年間で卒業要件の 124 単位以上を修得し，下記の要件すべてを満たすこと。

１）３年次前期末までに自由単位を除き，100 単位以上を修得すること。
２）３年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
３）３年次前期末までに自由単位を除き，共通基礎科目の選択必修科目 4 単位と専門科目の選択必修科目 8 単位を含む選択必修科目と選択科目合わせて 60 単位以上で「優」評価を取得すること。

以上１）～３）の要件をすべて満たした時に，３年次後期に「キャリア・デザインⅣ」，「卒業研究Ⅰ」，「卒業研究Ⅱ」を受講することができる。

４）３年次後期のすべての必修科目で「優」評価を取得し，かつ３年次後期末までに選択必修科目と選択科目合わせて 70 単位以上で「優」評価を取得すること。

【情報システム学科】

３年間で 124 単位以上を修得し，下記の要件をすべて満たすこと。

１）３年次前期末までの必修科目 38 単位と選択必修 4 単位の計 42 単位について，すべて「優」の評価を取得すること。
２）１）の条件を満たしたときは，３年次後期に「特別情報システム実験」と「特別情報システムゼミ」を履修し，「優」の評価を取得すること。
３）３年次後期末までの選択科目 48 単位以上で「優」の評価を取得すること。
４）３年次後期末までに，専門科目の必修科目 36 単位，専門科目の選択科目 36 単位以上を取得すること。なお，専門科目の必修科目 36 単位とは，通常の卒業要件である 40 単位から，卒業研究Ⅰ(4 単位)と卒業研究Ⅱ(4 単位)を減じ，特別情報システム実験(2 単位)と特別情報システムゼミ(2 単位)を追加した単位数のことである。

別表Ⅳ

教職課程授業科目表【平成29年度（2017）の入学者に適用】

（教科に関する科目）
●中学校教諭１種免許状（技術）
対象学科：機械工学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工（製図及び実習を含む。）	◎	木材加工	2
金属加工（製図及び実習を含む。）	◎	工学実習Ⅰ	1
機械（実習を含む。）	◎	工学実習Ⅱ	1
	◎	工学実験Ⅰ	1
	◎	工学実験Ⅱ	1
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2
	◎	工業力学及び演習	2
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2
		コンピュータ図学	2
		メカトロニクス	2
		ロボット工学	2
		機械工作法	2
		機械設計法及び演習	2
		機械力学及び演習Ⅱ	2
		機構学	2
		制御工学及び演習Ⅱ	2
		設計製図Ⅰ	2
		設計製図Ⅱ	2
		伝熱工学	2
		熱力学及び演習Ⅰ	2
		流体力学及び演習Ⅰ	2
電気（実習を含む。）	◎	電子工作実習	2
栽培（実習を含む。）	◎	栽培	2
情報とコンピュータ（実習を含む。）	◎	キャリア・デザインⅠ	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
合計（27科目）			50

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）
●高等学校教諭１種免許状（工業）
対象学科：機械工学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
工業の関係科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	工学実習Ⅰ	1
	◎	工学実習Ⅱ	1
	◎	工学実験Ⅰ	1
	◎	工学実験Ⅱ	1
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2
	◎	工業力学及び演習	2
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2
		コンピュータ図学	2
		メカトロニクス	2
		ロボット工学	2
		機械工作法	2
		機械設計法及び演習	2
		機械力学及び演習Ⅱ	2
		機構学	2
		制御工学及び演習Ⅱ	2
		設計製図Ⅰ	2
		設計製図Ⅱ	2
		伝熱工学	2
		熱力学及び演習Ⅰ	2
		流体力学及び演習Ⅰ	2
		電子工作実習	2
職業指導	◎	職業指導Ⅰ	2
	◎	職業指導Ⅱ	2
合計（27科目）			50

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）
●中学校教諭１種免許状（理科）
対象学科：生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎	基礎物理実験	2
化学	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		コンピュータ化学	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		高分子化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		資源エネルギー化学	2
		生活の科学	2
		生態環境科学	2
		環境分析	2
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
生物学		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		生化学Ⅲ	2
		タンパク質科学	2
		細胞生物学	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
生物学		バイオテクノロジー	2
		生体機能学	2
		神経生物学	2
		環境の科学	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
		免疫学	2
		植物生理学	2
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎	生物学実験	2
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎	地学実験	2
合計（56科目）			112

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）

●高等学校教諭１種免許状（理科）

対象学科：生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
化学	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		コンピュータ化学	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		高分子化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		資源エネルギー化学	2
		生活の科学	2
		生態環境科学	2
		環境分析	2
生物学		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		生化学Ⅲ	2
		タンパク質科学	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能学	2
		神経生物学	2
		環境の科学	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
		免疫学	2
		植物生理学	2
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
「物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験」（コンピュータ活用を含む。）		基礎物理実験	2
	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
		生物学実験	2
		地学実験	2
合計（56科目）			112

（注）

１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。

２．「　」内に表示された免許法の規定科目の修得は，その科目の１以上にわたって行うものとする。

３．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）

●中学校教諭１種免許状（数学）及び高等学校教諭１種免許状（数学）
対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
代数学		基礎数学および演習Ⅰ	2
		線形代数および演習Ⅰ	2
		線形代数および演習Ⅱ	2
	◎	暗号の代数学	2
		線形代数およびコンピュータ演習	2
		離散数学	2
幾何学		基礎数学および演習Ⅱ	2
		コンピュータビジョン	2
	◎	視覚の幾何学	2
		応用数学	2
解析学	◎	微積分および演習Ⅰ	2
	◎	微積分および演習Ⅱ	2
		微積分およびコンピュータ演習	2
		電気数学	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		数値計算法	2
「確率論，統計学」	◎	統計処理Ⅰ	2
		統計処理Ⅱ	2
コンピュータ	◎	シミュレーション工学	2
		プログラム入門	2
		情報・符号理論	2
合計（24科目）			48

（注）

１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。

２．「　」内に表示された免許法の規定科目の修得は，その科目の１以上にわたって行うものとする。

３．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）
●中学校教諭１種免許状（技術）
対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工（製図及び実習を含む。）	◎	木材加工	2
金属加工（製図及び実習を含む。）	◎	工学実習Ⅰ	1
機械（実習を含む。）	◎	工学実習Ⅱ	1
		工業力学	2
		メカトロニクス	2
電気（実習を含む。）	◎	電気回路演習Ⅰ	2
	◎	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎	電子回路演習	2
		電気機器学	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	回路概論	2
		インテリジェントマテリアル	2
		電気回路Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電子回路Ⅰ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		電磁波工学	2
		ディジタル回路	2
		伝送システム理論	2
		発変電工学	2
		電子回路Ⅱ	2
		半導体工学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		ディジタル信号処理	2
		ディジタル信号解析	2
栽培（実習を含む。）	◎	栽培	2
		生物学	2
情報とコンピュータ（実習を含む。）	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ソフトウェア設計	2
		人工知能	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気材料	2
		MATLABプログラミング	2
		情報とエネルギー	2
合計（39科目）			76

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）
●高等学校教諭１種免許状（情報）
対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
情報社会及び情報理論	◎	知的財産権	2
		情報セキュリティ概論	2
コンピュータ情報処理（実習を含む。）	◎	応用プログラミング演習	2
		応用プログラム言語	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		オペレーティングシステム	2
		計測工学	2
		制御工学	2
情報システム（実習を含む。）	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
		分散処理システム	2
		データベース	2
		システム工学	2
情報ネットワーク（実習を含む。）	◎	展開プログラミング演習	2
	◎	ネットワーク概論	2
		展開プログラム言語	2
		データ通信	2
		ネットワーク構築と管理	2
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	◎	情報システム概論Ⅰ	2
	◎	コンピュータグラフィックスと可視化	2
		基礎プログラミング演習	2
		基礎プログラム言語	2
		フィジカルコンピューティング	2
		生体信号処理	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		知能ロボット	2
情報と職業	◎	情報と職業	2
合計（28科目）			56

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）
●高等学校教諭１種免許状（工業）
対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
工業の関係科目	◎	電気回路演習Ⅰ	2
	◎	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎	電子回路演習	2
	◎	回路概論	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
		工業力学	2
		電気機器学	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ソフトウェア設計	2
		インテリジェントマテリアル	2
		人工知能	2
		伝送システム理論	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気材料	2
		MATLABプログラミング	2
		電気回路Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電子回路Ⅰ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		電磁波工学	2
		情報とエネルギー	2
		メカトロニクス	2
		ディジタル回路	2
		発変電工学	2
		電子回路Ⅱ	2
		半導体工学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		ディジタル信号処理	2
		ディジタル信号解析	2
		プレゼンテーション技法	2
職業指導	◎	職業指導Ⅰ	2
	◎	職業指導Ⅱ	2
合計（37科目）			74

（注）
１．教科に関する科目は，免許法の規定科目について，それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。
２．◎印は，免許取得上の必修科目である。

（教職に関する科目）
●中学校教諭１種免許状（技術）　対象学科：機械工学科及び情報システム学科
●中学校教諭１種免許状（理科）　対象学科：生命環境化学科
●中学校教諭１種免許状（数学）　対象学科：情報システム学科
●高等学校教諭１種免許状（工業）　対象学科：機械工学科及び情報システム学科
●高等学校教諭１種免許状（理科）　対象学科：生命環境化学科
●高等学校教諭１種免許状（数学・情報）対象学科：情報システム学科

必選	開設授業科目	単位数	備考
◎	教職論	2	
◎	教育原理	2	
◎	発達・学習論	2	
◎	教育制度論	2	
◎	技術科教育法Ⅰ	2	中１種免
	技術科教育法Ⅱ	2	中１種免
	技術科教育法Ⅲ	2	中１種免
	技術科教育法Ⅳ	2	中１種免
	工業科教育法Ⅰ	2	高１種免
	工業科教育法Ⅱ	2	高１種免
	理科教育法Ⅰ	2	中・高１種免
	理科教育法Ⅱ	2	中・高１種免
	理科教育法Ⅲ	2	中１種免
	理科教育法Ⅳ	2	中１種免
	数学科教育法Ⅰ	2	中・高１種免
	数学科教育法Ⅱ	2	中・高１種免
	数学科教育法Ⅲ	2	中１種免
	数学科教育法Ⅳ	2	中１種免
	情報科教育法Ⅰ	2	高１種免
	情報科教育法Ⅱ	2	高１種免
◎	教育方法・技術論	2	
◎	道徳教育の理論と方法	2	中１種免のみ必修
◎	特別活動の理論と方法	2	
◎	生徒・進路指導の理論と方法	2	
◎	教育相談	2	
◎	教育実習Ⅰ	1	
◎	教育実習Ⅱ	2	高１種免
◎	教育実習Ⅲ	4	中１種免のみ必修
◎	教職実践演習(中・高)	2	
合計（29科目）		59	

（注）
１．◎印は，必修科目（中学校教諭１種免許状で３３単位，高等学校教諭１種免許状で２５単位）である。
２．教科教育法に関する科目は，取得しようとする免許教科の教育法の単位を修得しなければならない。
３．中１種免は教育実習Ⅲを必修とし，高１種免は教育実習Ⅱ又は教育実習Ⅲを選択必修とする。
４．教育実習Ⅱは２週間実習，教育実習Ⅲは３週間実習である。

（教科又は教職に関する科目）

●中学校教諭１種免許状（技術）　対象学科：機械工学科及び情報システム学科
●中学校教諭１種免許状（理科）　対象学科：生命環境化学科
●中学校教諭１種免許状（数学）　対象学科：情報システム学科
●高等学校教諭１種免許状（工業）　対象学科：機械工学科及び情報システム学科
●高等学校教諭１種免許状（理科）　対象学科：生命環境化学科
●高等学校教諭１種免許状（数学・情報）対象学科：情報システム学科

教科又は教職に関する科目	単位数
教育と社会	2
メディア教育論	2
学習指導Ⅰ	2
学習指導Ⅱ	2
ボランティアの研究	2
※　道徳教育の理論と方法	2
合　　計	12

※「道徳教育の理論と方法」は高等学校教諭一種免許状のみ選択

（注）

１．上記の「教科又は教職に関する科目」の単位又は各学科で定める「教科に関する科目」の最低修得単位以上修得した単位と併せて，中１種免８単位，高１種免16単位以上修得すること。

２．上記の「教科又は教職に関する科目」は，高等学校教諭一種免許状取得希望者は６科目12単位修得できます。中学校教諭一種免許状取得希望者は，「道徳教育の理論と方法」が必修となるため，それ以外の５科目10単位を修得できます。

３－１　工学部履修細則　〈平成29年度(2017)以降の入学者に適用〉

※ただし，第32条は平成22年度(2010)以降の入学者に適用する

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は，学則及び工学部規程に基づき，履修の基準を定めて，学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

（教育課程）

第２条　本学の教育課程として，基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目），専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）をおく。

（授業科目）

第３条　前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

２　年度によって前項の授業科目の一部を変更し，または設けないことがある。

３　授業科目は，必修科目，選択科目，選択必修科目及び自由単位科目にわける。

（単位）

第４条　前条の各授業科目について認定する単位数は，別表に示すとおりである。

（卒業条件）

第５条　本学を卒業するためには，第２章第１節から第２節に定める履修の要件に従い124単位以上を修得しなければならない。

２　機械工学科（機械工学専攻，ロボティクス専攻）においては，一般共通科目を32単位以上，共通基礎科目を28単位以上，専門科目64単位以上を修得しなければならない。

３　生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻，応用化学専攻）においては，一般共通科目を32単位以上，共通基礎科目を26単位以上，専門科目66単位以上を修得しなければならない。

４　情報システム学科（ＩＴ専攻，電子情報専攻）においては，一般共通科目を26単位以上，共通基礎科目を22単位以上，専門科目76単位以上を修得しなければならない。

第６条　各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

（履修学年）

第７条　各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第８条　在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第９条　（削除）

（履修手続）

第10条　学生は毎学年の初めに，当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

２　履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

３　必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条　届け出ていない授業科目を履修することはできない。

第２章　課程

第１節　基礎教育課程

（一般共通科目）

第12条　一般共通科目は，一般教養科目，外国語科目及びキャリア・デザイン科目にわける。

２　前項の一般教養科目，外国語科目及びキャリア・デザイン科目は，別表に示すとおりである。

第13条　一般共通科目については，各学科の課程に定めるところにより，単位を修得しなければならない。

２　機械工学科においては，外国語科目の必修科目８単位，キャリア・デザイン科目の必修科目６単

位，一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて18単位の計32単位以上を修得しなければならない。

3　生命環境化学科においては，外国語科目の必修科目８単位，キャリア・デザイン科目の必修科目８単位，一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計32単位以上を修得しなければならない。

4　情報システム学科においては，外国語科目の必修科目６単位，キャリア・デザイン科目の必修科目４単位，一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計26単位以上を修得しなければならない。

（共通基礎科目）

第14条　共通基礎科目を数学系科目と理学系科目にわける。

2　前項の数学系科目と理学系科目は，別表に示すとおりである。

第15条　共通基礎科目については，各学科の課程に定めるところにより，次の単位を修得しなければならない。

2　機械工学科においては，数学系科目の必修科目４単位，理学系科目の必修科目６単位，数学系科目及び理学系科目の選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

3　生命環境化学科においては，数学系科目及び理学系科目から，必修科目12単位，選択必修科目と選択科目から14単位（うち選択必修科目４単位以上）の計26単位以上を修得しなければならない。

選択必修科目４単位については，生活の科学・生命の科学・環境の科学から４単位を修得しなければならない。

4　情報システム学科においては，数学系科目から選択必修科目４単位，数学系科目及び理学系科目の選択科目から合わせて18単位の計22単位以上を修得しなければならない。

第２節　専門課程

（専門科目）

第16条　各学科における専門科目は，別表に示すとおりである。

第17条　専門科目は，各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

2　機械工学科機械工学専攻においては，必修科目32単位，選択必修科目と選択科目から32単位（うち選択必修科目12単位以上）の計64単位以上を修得しなければならない。

機械工学科ロボティクス専攻においては，必修科目32単位，選択必修科目と選択科目から32単位（うち選択必修科目10単位以上）の計64単位以上を修得しなければならない。

3　生命環境化学科においては，必修科目 20 単位，選択必修科目と選択科目から 46 単位（うち選択必修科目 12 単位以上）の計 66 単位以上を修得しなければならない。

4　情報システム学科においては，必修科目40単位のほか，選択科目36単位の計76単位以上を修得しなければならない。

第17条の２　早期卒業に関する専門科目は，各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第３節　教職課程

（履修願）

第18条　教職課程の履修を希望する学生は，履修を開始する学期の初めに，学則別表Ｉに定める教職授業料を添えて教職課程履修願を提出し，許可を受けなければならない。

（教職に関する科目）

第19条　教職に関する科目に関しては，工学部規程別表Ⅳにしたがって，中学校教諭１種免許状を取得する場合は必修科目33単位，高等学校教諭１種免許状を取得する場合は必修科目25単位を修得しなければならない。

（教科に関する科目）

第20条　中学校教諭１種免許状（技術）を取得する場合の教科に関する科目については，工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から，それぞれ１単位以上計20単位を修得しなければならない。

２　高等学校教諭１種免許状（工業）を取得する場合の教科に関する科目については，職業指導Ⅰ・Ⅱの各２単位，工業の関係科目16単位を修得しなければならない。

第20条の２　中学校教諭１種免許状（理科）及び高等学校教諭１種免許状（理科）を取得する場合の教科に関する科目については，工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から，それぞれ１単位以上計20単位を修得しなければならない。

第20条の３　中学校教諭１種免許状（数学）及び高等学校教諭１種免許状（数学）又は高等学校教諭１種免許状（情報）を取得する場合の教科に関する科目については，工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から，それぞれ１単位以上計20単位を修得しなければならない。

（教科又は教職に関する科目）

第21条　教科又は教職に関する科目は，工学部規程別表Ⅳに定める教科又は教職に関する科目を含め，前３条に規定する教科に関する科目又は第19条に規定する教職に関する科目から，中学校教諭１種免許状を取得する場合は８単位，高等学校教諭１種免許状を取得する場合は16単位を修得しなければならない。

（教育実習）

第22条　教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには，あらかじめ教育実習Ⅱ，教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教職に関する科目の必修科目をすべて修得しておかなければならない。

ただし，教科教育法に関する科目については，免許教科の種類に応じて，技術科教育法Ⅰ～Ⅳ各２単位又は工業科教育法Ⅰ～Ⅱ各２単位，理科教育法Ⅰ～Ⅳ（高１種免の場合は理科教育法Ⅰ～Ⅱ）各２単位，数学科教育法Ⅰ～Ⅳ（高１種免の場合は数学科教育法Ⅰ～Ⅱ）各２単位又は情報科教育法Ⅰ～Ⅱ各２単位を修得しておかなければならない。

第23条　（削除）

（教員免許に関する日本国憲法及び体育等の履修）

第24条　教員免許状取得の資格を得るためには，日本国憲法に関する科目２単位及び体育に関する科目２単位以上を修得しなければならない。

２　前項のほかに，外国語コミュニケーションに関する科目２単位及び情報機器の操作に関する科目２単位を修得しなければならない。

第３章　進級及び留年

（進級）

第25条　第２学年に進級するためには，各学科の定める要件をみたしていなければならない。

２　機械工学科の学生が第２学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，34単位以上を修得していなければならない。

３　生命環境化学科，情報システム学科の学生が第２学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，30単位以上を修得していなければならない。

第26条　第３学年に進級するためには，各学科の定める要件をみたしていなければならない。

２　機械工学科の学生が第３学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，69単位以上を修得していなければならない。

３　生命環境化学科の学生が第３学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，68 単位以上を修得していなければならない。

４　情報システム学科の学生が第３学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，66単位以上を修得していなければならない。

第27条　第４学年に進級するためには，各学科の定める要件をみたしていなければならない。

２　機械工学科機械工学専攻の学生が第４学年に進級するためには，一般共通科目の必修科目12単位及び選択科目18単位，共通基礎科目の必修科目10単位，選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上），専門科目の必修科目24単位，選択必修科目と選択科目から22単位（うち選択必修科目12単位以上）の計104単位以上を修得していなければならない。

機械工学科ロボティクス専攻の学生が第４学年に進級するためには，一般共通科目の必修科目

12 単位及び選択科目 18 単位，共通基礎科目の必修科目 10 単位，選択必修科目と選択科目から 18 単位（うち選択必修科目 14 単位以上），専門科目の必修科目 24 単位，選択必修科目と選択科目から 22 単位（うち選択必修科目 10 単位以上）の計 104 単位以上を修得していなければならない。

3　生命環境化学科の学生が第４学年に進級するためには，実験科目の必修 12 単位及び生命環境化学ゼミの必修２単位を含め，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，104 単位以上を修得していなければならない。

4　情報システム学科の学生が第４学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関して，自由単位を除き，98 単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち必修科目が 40 単位以上含まれなければならない。

（留年）

第28条　第25条，第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は，前年度に引き続き，それぞれ第１学年，第２学年，または第３学年に在籍するものとする。

（留年生，転入生及び編入生の履修）

第29条　留年生，転入生及び編入生は，第８条にかかわらず，次の各号により，上級学年の授業科目を履修することができる。

(1) 第１学年の留年生は，第２学年のための授業科目。

(2) 第２学年の留年生は，第３学年のための授業科目。

(3) 第３学年の留年生は，卒業研究（生命環境化学科においてはキャリア・デザインⅣを含める），及び教育実習Ⅱ，教育実習Ⅲ，教職実践演習を除く第４学年のための授業科目。

(4) 転入学，編入学又は転学科により第２学年に転入又は編入した学生の履修については，前第２号と同様に取り扱うものとする。

(5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には，上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

（留年生，転入生及び編入生の復級）

第30条　留年した学生及び第２学年に転入又は編入した学生が，留め置かれた学年で，自由単位を除き，所定の単位を修得した場合は，教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

（雑則）

第31条　第25条，第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には，進級を許可することがある。

第４章　不正行為

（試験の不正行為）

第32条　試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には，別に定めるとおり，当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

附則　1　この細則は昭和54年４月１日から施行する。

2　従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年３月31日限り廃止する。

3　外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は，必要な移行措置を講じるものとする。

附則　この細則は，昭和55年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和57年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和57年10月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和59年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和60年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和61年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和62年４月１日から施行する。

附則　この細則は，昭和63年４月１日から施行する。

附則　この細則は，平成元年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成２年３月２日から施行する。
附則　この細則は，平成４年４月１日から施行する。
ただし，平成３年度以前の入学者については，なお従前の細則を適用する。
附則　この細則は，平成５年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成８年４月１日から施行する。
ただし，平成７年度以前の入学者については，なお従前の細則を適用する。
附則　この細則は，平成10年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成11年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成12年４月１日から施行する。
ただし，平成11年度以前の入学者については，なお従前の細則条項によるものとする。
〔平成８年度から平成10年度までの環境工学科入学生は，新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕
附則　この細則は，平成13年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成14年４月１日から施行する。
ただし，平成13年度以前の入学者については，なお従前の細則条項によるものとする。
附則　１．この細則は，平成15年４月１日から施行する。
２．第１条第２項については，平成14年度入学生から適用する。
附則　この細則は，平成16年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成17年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成18年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成19年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成20年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成21年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成22年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成23年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成24年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成25年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成26年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成28年４月１日から施行する。
附則　この細則は，平成29年４月１日から施行する。
ただし，第32条については，平成22年度入学生から適用する。

３－２　他学科及び他学部の科目履修に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は，学生が所属以外の学科（以下「他学科」という。）又は学部（以下「他学部」という。）の授業科目を履修する場合に必要な事項を定める。

（履修方法）

第２条　学生は，他学科又は他学部が開講する授業科目を履修し単位を修得することができる。

２　学生が在籍中に他学科の授業科目を履修できる単位数は，自由単位を含め 20 単位を限度とする。

３　工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は，附表１に定める。

４　工学部各学科が履修を認める他学部の授業科目は，附表２に定める。

（修得単位）

第３条　他学科又は他学部において修得した単位は，10 単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。上限を超えた単位は自由単位とする。

２　他学科において修得した単位の取扱いは，工学部各学科が附表３に定める。

３　他学部において修得した単位の取扱いは，工学部各学科が附表４に定める。

４　生命環境化学科においては，当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科の開講科目（自由単位科目及び読替科目を除く）を，他学科及び他学部履修と合わせて上限 10 単位の範囲内で，卒業要件の単位に参入することができる。

５　情報システム学科においては，情報システム学科にて開講される科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り，他学科履修の上限 10 単位とは別に 16 単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

（履修手続）

第４条　他学科又は他学部の授業科目を履修しようとする者は，所属の学科長及び授業担当教員の許可を得た上で，履修登録期間内に「他学科他学部科目履修許可願」を届け出なければならない。

（雑則）

第５条　この内規の変更は，教務委員会の議を経て，教授会が決定する。

附則　この内規は，平成 18 年４月１日から施行する。

附則　この内規は，平成 19 年４月１日から施行する。

附則　この内規は，平成 20 年４月１日から施行する。

附則　この内規は，平成 24 年４月１日から施行し，平成 23 年度入学生から適用する。

附則　この内規は，平成 27 年４月１日から施行し，平成 23 年度入学生から適用する。

附則　この内規は，平成 28 年４月１日から施行し，平成 23 年度入学生から適用する。

附則　この内規は，平成 29 年４月１日から施行し，平成 27 年度入学生から適用する。

他学科他学部履修内規附表　〈平成27年度(2015)以降の入学者に適用〉

附表１
１．工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は，以下のとおりとする。

機械工学科	①　一般共通科目及び共通基礎科目については，所属する学科内での履修が困難な場合に限り，履修を認める。ただし，キャリア・デザイン科目の選択科目（インターンシップⅠ，インターンシップⅡ）の履修は認めない。 ②　専門科目については，実験・実習・演習科目を除き，履修を認める。
生命環境化学科	①　一般共通科目については，キャリア・デザイン科目の４科目（キャリア・デザインⅡ，キャリア・デザインⅢ，キャリア・デザインⅣ，インターンシップ）を除き，履修を認める。 ②　共通基礎科目については，必修科目（基礎化学実験を除く），及び選択１科目（地学実験）を除き，履修を認める。 ③　専門科目については，必修科目を除き，履修を認める。ただし，コンピュータ・プログラミングの履修は認める。
情報システム学科	①　一般共通科目については，キャリア・デザイン科目の２科目（キャリア・デザインⅠ，キャリア・デザインⅡ）を除き，履修を認める。 ②　共通基礎科目については，全科目の履修を認める。 ③　専門科目については，必修科目を除き，履修を認める。 さらに，コンピュータ実習Ⅰ，Ⅱは履修を認める。

附表２
１．工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は，以下のとおりとする。

機械工学科	①　人間社会学部共通の教養科目については，選択科目の履修を認める。 ②　人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については，選択科目の履修を認める。
生命環境化学科	①　人間社会学部共通の教養科目については，選択科目の履修を認める。 ②　人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については，選択科目の履修を認める。
情報システム学科	①　人間社会学部共通の教養科目については，選択科目の履修を認める。 ②　人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については，選択科目の履修を認める。

附表３
１．他学科において修得した単位の取扱いは，以下のとおりとする。

機械工学科	①　他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については，機械工学科での履修が困難な場合に限り，履修を認める。ただし，キャリア・デザイン科目の必修科目３科目（キャリア・デザインⅠ，キャリア・デザインⅡ，キャリア・デザインⅢ）の履修は認めない。情報システム学科の基礎数学および演習Ⅰ，基礎数学および演習Ⅱを除き，卒業要件単位に含める。 ②　コンピュータ・プログラミングを除き，他学科の専門科目の履修を認め，修得した単位は選択科目として卒業要件単位に含める。
生命環境化学科	①　他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は，卒業要件単位に認定する。ただし，キャリア・デザイン科目の必修科目３科目（キャリア・デザインⅡ，キャリア・デザインⅢ，キャリア・デザインⅣ）の履修は認めない。機械工学科のキャリア・デザイン入門，情報システム学科のキャリア・デザインⅠを除き，卒業要件単位に含める。 ②　他学科の専門科目で修得した単位は，選択単位として認定し，卒業要件単位に含める。ただし，コンピュータ・プログラミングは必修単位として認定する。
情報システム学科	①　他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は，原則として選択単位として認定し，卒業要件単位に認定する。ただし，キャリア・デザイン科目は認めない。 ②　他学科の専門科目で修得した単位は，選択単位として認定し，卒業要件単位に含める。

※自由単位科目で修得した単位は，各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表４
１．他学部（人間社会学部）において修得した単位の取扱い

機械工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は，すべて自由単位とする。
生命環境化学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は，他学科科目と合わせて10単位を上限として，卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。 ただし，平成29年度においては，平成27年度（2015）の入学者にのみ，働くことの科学と実践Ⅱの履修を認め，他学科科目と合わせて10単位を上限として，卒業要件単位（一般共通科目選択科目）として認定する。
情報システム学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は，他学科科目と合わせて10単位を上限として，卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。

別表

１．人間社会学部において修得した単位のうち，工学部の生命環境化学科及び情報システム学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は，以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか１科目）
一般共通科目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理
	国際関係論	20世紀の世界史 グローバル社会と地誌 英語圏文化論 国際法 国際関係論 国際交流史
	文化論	文化人類学
	心理学	自己理解の心理学 心理学入門
	哲学	哲学概論
	思想と宗教	世界の宗教と歴史 仏教の歴史と思想
	歴史	20世紀の日本史 西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	スポーツ文化論
	経済学	ビジネス関連法 現代経済論
	経営学	経営管理論

※1　上記に該当しない人間社会学部修得単位は，すべて自由単位とする。

他学科他学部科目履修許可願

提出日	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

窓口受付	記　入	確　認	
/ /	/ /	/ /	/ /

工 学 部	科	コース名	
学籍番号		第＿＿学年	
氏　　名		連絡先	

	期 別	曜日	時限	講義番号	開講学科名	授 業 科 目 名	科目の履修条件 (該当する項目のチェック欄に○をつけてください)	学科長の承認	担当教員の承認
1	前期・後期・通年						□卒業要件単位科目 □自由単位科目 □教職科目		
2	前期・後期・通年						□卒業要件単位科目 □自由単位科目 □教職科目		
3	前期・後期・通年						□卒業要件単位科目 □自由単位科目 □教職科目		
4	前期・後期・通年						□卒業要件単位科目 □自由単位科目 □教職科目		
5	前期・後期・通年						□卒業要件単位科目 □自由単位科目 □教職科目		

＊希望する理由(該当する項目のチェック欄に○をつけてください)

□自学科で開講されていないため。　□必修科目と重複したため。　□卒業要件単位を修得するため。　□興味があるため。

□その他(　　)

〔注意①〕■枠内を記入すること。　〔注意②〕担当教員の履修承認(押印又はサイン)がないものは受付られない。

３－３　定期試験等における不正行為者処分規程

第１条　この規程は，工学部履修細則第32条に基づき，定期試験，レポート等における不正行為者の処分に関し，必要な事項を定めるものとする。

第２条　不正行為者の処分は，教授会の議を経て学長が行う。

第３条　本規程における不正行為を，次のように定める。

一　代人受験（依頼した者・受験した者）

二　答案交換および複製

三　カンニングをすること

(1) 他の受験者の答案を見ること

(2) 他の人から答えを教わること

(3) カンニングペーパー等の使用

(4) 使用が許可されていない参考書・電子機器，その他の物品の使用

四　カンニングを手助けすること

五　インターネットサイト等の剽窃行為

六　本人以外が作成したファイル，あるいは文章等の複製使用

七　その他，試験等にあたって公正を損なう様々な行為

第４条　不正行為を行った者は，当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第５条　前条にかかわらず，情状酌量の余地があると判断された場合は，下記の軽減処置をとることがある。

一　当該試験期の必修科目，および選択必修科目を除く全履修科目の単位を無効とする。

二　当該授業科目のみの単位を無効とする。

第６条　第4条，第5条により処分を受けた者が，再度不正行為をした場合は，理由の如何を問わず当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第７条　不正行為者の処分は，速やかに掲示し，本人に通知する。

附則　この細則は，平成29年４月１日から施行する。

４．工学部単位認定規程

（趣旨）

第１条　学則第13条に基づく単位の認定については，工学部規程に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（認定）

第２条　単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

第３条　当該授業科目の授業に授業実施回数の３分の２以上出席し，かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

（評定及び判定）

第４条　学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

２　優・良及び可の成績を合格とし，不可の成績を不合格とする。

（評定の方法）

第５条　学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

２　実技・実験・実習及び演習にかかわる授業科目の学業成績の評定は平常の学習情況によることができる。

３　卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

第６条　学業成績の評定に定期試験及び平常の学習情況を併せ用いることができる。

（定期試験）

第７条　定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

２　授業の担当者は，必要に応じて口述試験を筆記試験に加え，又は筆記試験に替えることができる。

第８条　定期試験実施の時期は学期末とする。

第９条　定期試験実施の授業科目及び日時は，実施する１週間より以前に公示するものとする。

（臨時試験）

第10条　授業担当者が教育上必要と認めるときは，臨時に試験を行うことがある。

（追試験）

第11条　病気又はやむを得ない事故のため，定期試験に欠席した学生にたいして追試験を行う。

第12条　追試験を受験するものは，医師の診断書又は事故を証明するに足る書類を添付して，追試験受験願を提出しなければならない。

２　前項の受験願は，定期試験終了後７日以内に教務課へ提出しなければならない。

（再試験）

第13条　定期試験による学業成績の評定によって，不可の判定を受けた学生は，学部長に再試験の受験を願い出ることができる。

第14条　前条の願い出があったときは，学部長は授業担当者と協議してその同意を得たときは許可する。

第15条　再試験出願の期日及び実施の期日は，その度ごとに定める。

第16条　再試験による成績の評定は，良・可又は不可とする。

（受験料）

第17条　追試験の受験料は無料，再試験の受験料は１科目3,000円とする。

（雑則）

第18条　試験に不正行為をしたときは，当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることがある。

第19条　学費未納により退学又は除籍された者が，学費未納期間に修得した単位は，取り消す。

附則　この規程は，昭和54年４月１日から施行する。

附則　この規程は，昭和59年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成３年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成21年４月１日から施行する。

５．埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学学則第 39 条の規定に基づき，埼玉工業大学（以下「本学」という。）の学生が，外国の大学に留学するときの取り扱いについて定める。

（留学の定義）

第２条　この規程において「外国の大学」とは，外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの，又はこれに相当する教育研究機関をいう。

２　この規程において「留学」とは，本学が教育上有益であると認め，学生が休学することなく，外国の大学で学修することをいう。

（留学の資格）

第３条　留学できる者は，２年次以上の学生とする。

（出願手続）

第４条　留学しようとする者は，所定の留学願に留学しようとする大学の入学許可証又は受入承諾書等を添えて，学長に願い出なければならない。

２　学科が教育上有益と認めるときは，学部の教授会の議を経て，学長が留学を許可する。

（留学期間）

第５条　在学中に留学できる期間は，１年以内とする。ただし，特別の事情があるときは，通算して２年を超えない範囲内で許可することがある。

（学費）

第６条　留学期間中の本学における学費は，所定の額を納付するものとする。

（留学終了）

第７条　留学が終了したときは，所定の留学終了届に留学した大学が発行する単位修得に関する証明書を添えて，学長に申し出なければならない。

（修得単位の取り扱い）

第８条 留学期間中に修得した授業科目の単位は，学部の教授会の議を経て，当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなす単位数は，国内の他大学等で修得した単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

３　修得したものとみなす授業科目の成績評価は「認定」とし，「G」と表示する。

（事務の所管）

第９条　学生の留学に関する事務は，教学部学生課が所管する。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は，学部の教授会の議を経て，協議会が決定する。

附則　この規程は，平成 25 年４月１日から施行する。

６．埼玉工業大学工学部再入学規程

（目的）

第１条　この規程は、学則第 34 条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

（出願資格）

第２条　次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

一　学則 42 条によって退学した者（依願退学者）

二　学則 54 条第四号に該当し除籍された者（行方不明の届け出があった者）

２　次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。

一　学則 53 条第 3 項によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）

二　学則 54 条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）

三　学則 54 条第二号に該当し除籍された者（履修届未提出者）

四　学則 54 条第三号に該当し除籍された者（在学 8 年を超えた者）

（出願書類）

第３条　再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

一　再入学願（志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと）

二　履歴書

三　健康診断書

四　住民票記載事項証明書

五　写　真　（2 枚、４×３㎝）

（出願の時期）

第４条　出願書類は、学期の始まる２ヶ月以前に提出しなければならない。

（再入学時期）

第５条　再入学の時期は、学期の初めとする。

（選考方法）

第６条　再入学を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

２　選考は書類審査と面接による。

３　面接の時期は願い出のあった学科が指定する。

（手続き期間）

第７条　再入学を許可された者は、許可日より７日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

（納付金）

第８条　再入学者の学費は、当該再入学者の属する学生の在学生のかかる額と同額とし、入学金は、新入学生にかかる額と同額とする。

（再入学許可）

第９条　再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

（再入学の学年）

第 10 条　再入学の学年は、原則、退学または除籍時の学年とし、教授会の議を経て学部長が定める。

（既得単位）

第 11 条　再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

（在学期間）

第 12 条　再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して８年を超えることはできない。

附則　この規程は、昭和 54 年 10 月 12 日から施行する。

附則　この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1　この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2　工学部の改組に伴い、第2条第1項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

附則

1　この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2　工学部の改組に伴い、第2条第1項に掲げる者のうち、以前、ヒューマンロボット学科に在籍した者は機械工学科、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

７．埼玉工業大学工学部転入学・編入学規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第35条並びに埼玉工業大学工学部規程（以下「規程」という。）第21条に規定する転入学及び学則第36条並びに規程第22条に規定する編入学について，その取扱いを規定することを目的とする。

（出願資格）

第２条　本学工学部に転入学を志願できる者は，現に他の大学に在学する者とする。

２　本学工学部に編入学を志願できる者は，次のいずれかに該当する者とする。ただし，社会人又は外国人留学生で編入学を志願できる者については別に定める。

一　大学，短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は卒業見込みの者

二　専修学校の専門課程のうち，文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者又は修了見込の者

三　高等学校の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込の者

四　修業年限が４年以上の大学に２年以上在籍又は在籍見込で，志願する各学科の定める単位以上を修得し退学した者又は退学見込の者

（出願書類）

第３条　転入学または編入学を出願する者は，所定の検定料を添えて，次の書類を学長に提出しなければならない。

一　転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願

二　履歴書

三　在学する学校又は卒業した学校の成績証明書，退学者については在籍した期間の成績証明書

四　在学証明書又は卒業（見込）証明書，退学者については在籍期間を証明する書類

五　健康診断書

六　写真（２枚，４×３㎝）

（入学時期）

第４条　転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

（出願期間）

第５条　出願の時期は別に定める。

（入学許可）

第６条　転入学・編入学は工学部教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

２　選考は書類審査，面接，筆記試験等による。

（入学手続）

第７条　転入学・編入学を許可された者の入学手続きは別に定める。

（学年決定）

第８条　転入学生及び編入学生の学年は，既に修得した単位の一部又は全部を認定の上，その単位数に応じて工学部教授会の議を経て学部長が定める。

（在学期間）

第９条　転入学生は従前在学した学校と通算して８年を超えて本学に在学することはできない。

２　編入学生の在学期間は，２年編入学生は６年，３年編入学生は４年を超えることはできない。

附則　この規程は，昭和54年10月12日から施行する。

附則　この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成11年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成26年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成29年４月１日から施行する。

８．埼玉工業大学転学部規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき，埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

（願出）

第２条 転学部を願い出る者は，その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

２　転学部を願い出る者は，在籍する学年にかかわらず，転学部願を提出することができる。ただし，本学に１年以上在籍し，学費を納付していなければならない。

３　転学部願には，保証人の同意書を添付し，現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

４　学部長は，転学部の願い出のあった者について，教育上支障のない限り，教授会の議を経て，転学部を許可することがある。

（選考料）

第３条　転学部を願い出る者は，選考料として5,000円を納付しなければならない。

（期限）

第４条　転学部願は，毎年２月末日までに提出しなければならない。

（選考）

第５条　転学部を願い出た者の選考は，願い出のあった学科において行う。

（単位認定）

第６条　本学での既修得単位については，願い出のあった学科の選考会議において，その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

（学年）

第７条　転学部を許可された者の学年は，前条により認定された単位数に基づき，学部長が定める。

（在籍期間）

第８条　転学部を許可された者の在籍期間は，現に所属する学部に在籍した期間を含めて８年を超えることはできない。

（入学金）

第９条　転学部を許可された者の入学金については，納付することを要しない。

（学費）

第10条　転学部を許可された者の入学金を除く学費については，学則第45条によるものとする。

附則　この細則は平成14年４月１日から施行する。

ただし，第４条の規程にかかわらず，平成14年４月１日をもって転学部を希望する者については，平成14年３月20日までに転学部願を提出しなければならない。

９．工学部転学科細則

（目的）

第１条　この細則は，学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

（出願）

第２条　転学科を志願する者は，その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

２　転学科を志願する者は，現に在籍する学年にかかわらず，転学科願を提出することができる。

３　転学科願には，現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない

（期限）

第３条　転学科願は，選考料5,000円を添えて，学期の始まる２か月前に提出しなければならない。

（選考）

第４条　転学科願は，願い出のあった学科において選考の上，教授会の議を経て，学部長が許可する。

２　転学科を許可された者の学年は，学部長が定める。

（在学期間）

第５条　転学科を許可された者の在学期間は，現に所属する学科に在籍した期間を含めて８年を超えることはできない。

（学費）

第６条　転学科を許可された者の学費は，当該転学科者が属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

附則　この細則は，昭和52年2月18日から施行する。

附則　この細則は，昭和54年11月16日から施行する。

附則　この細則は，平成5年4月１日から施行する。

附則　この細則は，平成10年4月1日から施行する。

附則　この細則は，平成11年4月1日から施行する。

〔平成10年度以前の環境工学科入学生は，新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕

附則　この細則は，平成14年４月１日から施行する。

ただし，第5条，第6条及び第8条にかかわらず，平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については，工学部長が別に定める。

附則　この細則は，平成15年4月1日から施行する。

附則　この細則は，平成18年4月1日から施行する。

附則　この細則は，平成19年4月1日から施行する。

10. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学 外部研究生の取扱い規程

（目的）

第１条　この規程は，学校法人智香寺学園埼玉工業大学（以下「本学」という）の４年生に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他大学，大学院及び研究所等の教育・研究機関（以下「他大学等」という）において行う実習指導を受ける外部研究生（以下「外研生」という）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（事前の協議）

第２条　外研生を派遣しようとする場合，学長は教授会の議に付し，あらかじめ本学と他大学等との間で次に掲げる事項について協議を実施する。

(1) 外研生の実習指導の範囲

(2) 派遣する外研生の総人数及び一回に受入れる外研生の人数

(3) 単位の認定方法

(4) 外研生派遣の時期及び期間

(5) 外研生派遣の手続き（派遣期間の延長を含む）に関すること

(6) その他必要と認める事項

２　本学または他大学等で指導教員や責任者の交代など，重要な案件で変更発生の場合には速やかに再度の協議を実施して対処しなければならない。

（外研生の申請）

第３条　外研生を志願する学生は，所定の願書に健康診断証明書を添えて所属する学科の長に願い出を行い，教務委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

２　学長は，外研生の派遣を認めたときには他大学等の長に対し，必要書類を添えて受入の依頼を行うものとする。

（派遣期間）

第４条　外研生の派遣期間は１年以内とし，第２条に定める他大学等との間の協議により定めた期間とする。

２　前項の規定にかかわらず，特別の事由があると認めたときは派遣期間延長願を提出して学長の許可が得られた場合に限り，期間を延長することができる。ただし，派遣期間は通算して２年を超えることができない。

（在学期間への算入）

第５条　派遣されている外研生の出欠状況は，他大学等の指導教員から定期的に報告を受け管理を行うものとし，前条の規定による派遣期間は，本学の在学期間に算入する。

（実習報告と単位認定）

第６条　外研生は，実習が終了した日から起算して３０日以内に所定の様式による実習報告書及び評価を学長に提出しなければならない。

（授業料）

第７条　外研生は，派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。

（派遣の取消し）

第８条　学長は，派遣した外研生が次の各号の一に該当する場合は，他大学等の長と協議のうえ派遣による実習指導の許可を取り消すことがある。

(1) 実習または研究の成果が上がらないと認められるとき

(2) 外研生として，他大学等の規則等に違反する行為があると認められるとき

(3) 本学及び他大学等の信用を傷つける行為や利益を害する行為があると認められるとき

(4) 本学及び他大学等の秘密を漏らす或いは秩序又は規律を乱す行為が認められるとき

(5) 外研生として，その本分に反する行為があると認められるとき
(6) 授業料等の納付の義務を怠ったとき
(7) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

（実習環境）

第９条　派遣期間中の外研生は，他大学等の秘密漏洩防止のため他大学等の文書管理規程，秘密文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等を理解し遵守しなければならない。

２　外研生は，派遣期間中，他大学等の定めた安全，衛生及び保安等に関する定めを理解して遵守し，その施設等を次の各号に従い利用することができる。

(1) 外研生は，研究施設，設備及び装置等を利用する場合には，派遣受入部署の長又はその長が指名する者の許可を得るものとし，指示に従って使用する。
(2) 外研生は，図書館や食堂等の他大学等の共通施設を利用するときは，施設主管課室の指示に従う。
(3) 外研生は，事件，事故及び災害等の事象が生じた際には，直ちに当該事象に至った経緯等について他大学等の長及び本学の学長に報告を行う。

（派遣中の休日）

第１０条　日曜祝日及び他大学等が定める休日は，派遣中の外研生の休養日となり原則として実習をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず，他大学等における指導教員の許可があり，外研生受入部署の長又はその長が指名した者が常時随伴する場合には，休日であっても外研生として実習をすることができる。

（旅費の支給）

第１１条　実習中の外研生は，他大学等の長が特に必要と認めた場合には，他大学等の規定に基づいて旅費の支給を受けることができる。なお，用途が適切でないと認められた旅費等の経費については，すべて返還をしなければならない。

（損害賠償）

第１２条　外研生が関係する事件や事故等において，故意又は重大な過失により或いは第８条及び第９条の禁止行為等を行って損害を及ぼした場合，他大学等は当該外研生及び本学に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

（災害補償）

第１３条　外研生が派遣期間中に負傷並びに疾病による災害に見舞われた場合，他大学等は外研生に対する補償を行わない。

２　前項の規定にかかわらず，他大学等の責めに帰すべき事由での災害においては，本学，他大学等及び当該外研生による協議を行ってその補償について検討する。

３　外研生は，派遣期間中の災害及び損害賠償に備え，原則として自ら次の各号の何れかの保険により死亡傷害保険金額３００万円以上と賠償責任保険金額１億円以上の補償が受けられる保険に加入する。

(1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帯学生生活総合保険」
(2) 本学が認める前号に掲げた保険と同等の傷害保険と賠償責任保険

（実習成果の発表）

第１４条　外研生は，実習の内容及び得られた成果を外部に発表しようとする場合，あらかじめ他大学等における所定の手続きを行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，本学の開催する卒業研究発表会での発表に関しては，本学の規定に従って発表することができるものとする。

（特許権等）

第１５条　外研生が本規程に基づき行った実習によって発見，発明及び考案をした場合，当該発明及び考案に係

わる権利は他大学等に継承するものとし，他大学等の教職員に対する定めが当該外研生に対して準用される。

（外研生受入契約の解除）

第１６条　外研生が本学学生の身分を失った場合，他大学等は派遣中の当該外研生について実習を停止するものとし，次の各号の何れかに該当する場合，他大学等は外研生受入の契約を解除することができる。

(1) 本学の指導教員が，外研生の教育指導水準を著しく低下させる又は教育指導を行わなくなったとき。

(2) 他大学等の指導教員が，協議した実習のテーマを業務として実施しなくなったとき。

(3) 外研生が計画通り実習しないなど，受入契約上の約束に違反したとき。

２　外研生受入の契約終了又は解除をした後においても，第１２条，第１３条，第１４条及び第１５条の効力は存続する。

（規程の改廃）

第１７条　この規程の改廃は，教授会の審議を経て，常務理事会が決定する。

附　則

１　この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

11. 研究生規程

（目的）

第１条　この規程は，学則第61条に規定する研究生について，その取扱を規定することを目的とする。

（出願資格）

第２条　本学の研究生を出願できる者は，次の資格を備えた者でなければならない。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 本学において研究能力があると認めた者

（入学時期）

第３条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，特別の事情があるときは，この限りでない。

（出願手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は，あらかじめ研究課題を定め，研究指導を希望する教員の承認を得ておかなければならない。

２　前項の志願者は，所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 研究願

(2) 履歴書

(3) 健康診断書

(4) 住民票記載事項証明書

(5) 官公庁，その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書

(6) 写　真（２枚，４×３㎝）

３　学則第63条に定める外国人留学生で，出願時に日本に入国していない者については，住民票記載事項証明書に限り，入国後及び住民登録後の提出とすることができる。なお，住民登録後14日以内に提出しなければならない。

（入学許可）

第５条　研究生は，学部教授会において選考し，学長が入学を許可する。

（納付金）

第６条　研究生として入学を許可された者は，７日以内に所定の入学金・授業料（研究料）を納付し，所定の入学手続きをしなければならない。

（実験実習費）

第７条　研究生の実験実習等に要する費用は，本人の負担とする。

（聴講）

第８条　研究生は開講中の授業科目を，学長の承認を得て，聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴収しない。

（在学延期）

第９条　研究期間は１年以内とする。ただし，指導者が研究を継続する必要があると認めたときは，願出によって１年以内に限り，在学延期を許可することがある。

（終了届及び中止届）

第10条　予定の研究が終了したときは，終了届を学長に提出しなければならない。

２　予定期間の中途で研究が終了したときも，終了届を学長に提出しなければならない。

３　予定期間の中途で研究を中止したときは，中止届を学長に提出しなければならない。

（研究報告）

第11条　研究期間が終了したときは，研究報告を学長に報告しなければならない。

附則　この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

附則　この規程は，平成 29 年１月１日から施行する。

12. 科目等履修生規程

（目的）

第１条　この規程は，学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について，その取扱を規定することを目的とする。

（出願資格）

第２条　出願し得る者は，次に掲げる者とする。

(1) 学則第26条に定める入学資格を有する者

(2) 学校教育法施行規則第98条第１号の規定により，高等学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒

（授業科目）

第３条　履修できる授業科目の数は，毎学期８科目以内とする。

２　授業科目によっては，教室の収容人数や授業の運営上，一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

３　履修期間は，学年又は学期の始めから１年以内とする。

４　履修登録は，毎学期の指定する期間内に，履修しようとする授業科目を届け出て，許可を受けなければならない。

５　受講要件を定めている科目においては，要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

（入学時期）

第４条　入学は毎学年初めとする。ただし，後期に開始する授業科目のみを履修するときは，後期初めに入学することができる。

（出願書類）

第５条　出願する者は，所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 科目等履修生志願書

(2) 履歴書

(3) 住民票記載事項証明書

(4) 成績証明書

(5) 写真（２枚，４×３㎝）

２　現に他の大学，短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は，前項の書類のほか，当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

３　現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は，当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

４　学則第 63 条に定める外国人留学生で，出願時に日本に入国していない者については，住民票記載事項証明書に限り，入国後及び住民登録後の提出とすることができる。なお，住民登録後 14 日以内に提出しなければならない。

（出願期間）
第６条　前条の願書等は学期の始まる２か月以前に提出しなければならない。ただし，特別の事由がある場合には，申し出により，出願期限の延長を認めることがある。
２　学期の開始日は，学則第６条に定める学期の１日目とする。ただし，後期の開始日は，実際の後期授業開始日に同じとする。
（入学許可）
第７条　出願があった時は，教務委員会の考査を経て，教授会の選考に基づき，学長がこれを許可する。
２　前項の考査においては，書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。
（納付金）
第８条　入学を許可された者は，14日以内に所定の手続きをとり，学則別表Ⅱの入学料を納付しなければならない。なお，同表の授業料については，入学後に納付する。納付期限については，学費納付細則の第３条第１項の規定を準用する。
２　前項のほか，実験・実習等に係わる授業科目の履修については，その費用を科目等履修生の負担とする。
（単位認定）
第９条　履修を終了したものについて，教授会は単位を認定する。
２　単位認定は，学則第13条の規定を準用する。
３　認定された単位については，本人の請求により，単位修得証明書を交付する。
（継続）
第10条　継続して履修を希望する者は，改めて出願しなければならない。
２　継続して履修を許可された者については，入学料を免除する。
（教育連携協定）
第11条　教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては，別に定める。

附則　１　この規程は，平成23年４月１日から施行する。
　　２　平成 22 年度以前から継続している科目等履修者については，従前の規程を適用する。
附則　１　この規程は，平成 29 年４月１日から施行する。
　　２　平成 28 年度以前から継続している科目等履修者については，従前の規程を適用する。

13. 教職課程科目等履修生規程

（目的）

第１条　この規程は，学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について，教育職員免許状取得を目的とした科目等履修生（以下「教職課程科目等履修生」という。）の取扱を規定することを目的とする。

（出願資格）

第２条　出願し得る者は，次に掲げる者とする。

(1) 学士の学位を有する者および学士の学位を取得見込の者

(2) 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は，本学の卒業生に限る。

（授業科目）

第３条　履修できる授業科目の数は，毎学期８科目以内とする。

２　授業科目によっては，教室の収容人数や授業の運営上，一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

３　履修期間は，学年又は学期の始めから１年以内とする。

４　履修登録は，毎学期の指定する期間内に，履修しようとする授業科目を届け出て，許可を受けなければならない。

５　受講要件を定めている科目においては，要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

（入学時期）

第４条　入学は毎学年初めとする。ただし，後期に開始する授業科目のみを履修するときは，後期初めに入学することができる。

（出願書類）

第５条　出願する者は，所定の検定料を添えて，次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 教職課程科目等履修生志願書

(2) 学位取得（見込）証明書

(3) 履歴書

(4) 住民票記載事項証明書

(5) 教職課程履修者登録票

(6) 教職課程履修計画書

(7) 教職課程課題レポート

(8) 学力に関する証明書（教育職員免許申請専用証明書）

(9) 写真（２枚，４×３㎝）

２　現に他の大学院，通信制の大学の教育機関に在学する者は，前項の書類のほか，当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

３　現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は，当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

（出願期間）

第６条　前条の願書等は学期の始まる２か月以前に提出しなければならない。ただし，特別の事由がある場合には，申し出により，出願期限の延長を認めることがある。

２　学期の開始日は，学則第６条に定める学期の１日目とする。ただし，後期の開始日は，実際の後期授業開始日に同じとする。

（入学許可）

第７条　出願があった時は，教職委員会及び教務委員会の考査を経て，教授会の選考に基づき，学長がこれを許可する。

２　前項の考査においては，書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

（納付金）

第８条　入学を許可された者は，14日以内に所定の手続きをとり，学則別表Ⅱの入学料を納付しなければならない。なお，同表の授業料については，入学後に納付する。納付期限については，学費納付細則の第３条第１項の規定を準用する。

２　前項のほか，実験・実習等に係わる授業科目の履修については，その費用を科目等履修生の負担とする。

３　前２項に加え，学則別表Ⅰの教職課程登録料を納付しなければならない。

（単位認定）

第９条　履修を終了したものについて，教授会は単位を認定する。

２　単位認定は，学則第13条の規定を準用する。

３　認定された単位については，本人の請求により，単位修得証明書を交付する。

（継続）

第10条　継続して履修を希望する者は，改めて出願しなければならない。

２　継続して履修を許可された者については，入学料を免除する。

（教育連携協定）

第11条　教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては，別に定める。

附則　１　この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

２　平成 28 年度以前から継続している科目等履修生については，従前の規程を適用する。

14. 学生の諸活動に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

（適用範囲）

第２条　学生は，本学の内外を問わず，また個人たると団体たるとを問わず，正規の教育学習以外の諸活動においては，本規程を守らなければならない。

（団体の結成）

第３条　学内において団体を結成しようとする時は，代表責任者を定め，規約および構成員名簿と共に，所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

２　団体の構成員は本学の学生でなければならない。

（学外団体への加盟および参加）

第４条　学内団体が学外団体に加盟しようとする時は，所定の許可願に加盟員名簿を添え，学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

（報告）

第５条　各団体は毎年４月末日現在で，前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え，５月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし，学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

第６条　各団体の予算および決算は，毎会計年度ごとの報告書を，４月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。

（規約の変更）

第７条　規約を変更しようとする時は，理由を明記した規約変更願を，旧規約および新規約案に添えて，学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。

（解散）

第８条　団体が解散しようとする時は，代表責任者は理由を明記した解散願を，役員名簿および構成員名簿に添えて，学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。

第９条　第３条において承認せられた団体において，その行為が本学の機能を害し，または秩序を乱し，およびその恐れがあると認められた時は，その活動を禁止し，またはその団体の解散を命ずることがある。

（掲示）

第10条　学生または団体が学内外に掲示しようとする時は，所定の許可願にその写しを添え，事前に学生部長に提出して，その承認を受けなければならない。

２　学内における掲示は指定した場所において行い，その期間および大きさは別に定めるところによる。

３　掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

４　提示期間が終了すれば，責任者は直ちに撤去しなければならない。

第11条　団体または団体員が前条に違反した掲示を行った時は，その責任者または，団体員は共同してその責任を負わなければならない。

２　前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

（集会）

第12条　学内外において，集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は，所定の許可願に必要事項を記入し，事前に学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。

第13条　特定の人を対象とする同窓会・講習会，または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き，学外者の参加は許可しない。ただし，特別の場合で学長が必要と認める時は，許可することがある。

（部室）
第14条　学生の課外活動を盛んにし，その運営を円滑にするために部室を設ける。
２　部室に関する細則は別に定める。
（印刷物）
第15条　学内外を問わず，印刷物（部報，会報，研究誌，新聞，ビラ，その他これに類する一切のもの）を発行し，または配布回覧しようとする時は，所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるものを添え，事前に学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。
（施設・備品の使用）
第16条　本学の施設・備品を使用する時は，所定の許可願に必要事項を記入し，事前に学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。
（金銭を伴う行為）
第17条　学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。
２　秋桜祭に関しては別に定める。
（放送）
第18条　学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は，所定の許可願にその要旨を添え，事前に学生部長を経て学長に提出し，その承認を受けなければならない。
第19条　放送は授業時間中に行うことはできない。
２　授業時間外に行う場合であっても，学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。
３　前条および前２項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。
（その他禁止行為）
第20条　学生または，学生団体は次の行為をしてはならない。
(1) 学内における政治活動
(2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
(3) 個人または集団が暴力を用い，または用いることを示唆する行為
(4) 教育・研究を妨げるような行為
(5) その他学生の本分に反する行為

附則　この規程は，昭和52年１月21日から施行する。

15. 学生の諸活動に関する規程細則

（目的）

第１条　この細則は，学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

（許可願）

第２条　規程第３，４，７，８，10，12，15，16，18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し，許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として，附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

（掲示の期間および寸法）

第３条　規程第10条に定める掲示の期間は，掲示許可後原則として２週間とする。掲示物の寸法は81×55㎝（Ａ１判）以内とする。

（禁止事項）

第４条　下記内容の掲示は許可しない。

(1) 政治的中立を逸脱するもの
(2) 虚偽の事実
(3) 特定の個人または団体の中傷，誹謗
(4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
(5) 学生としての品位をけがすもの

第５条　規程第３，４条の活動が下記項目に該当する時は，これを許可しない。

(1) 政治活動
(2) 授業および研究の障害となるもの
(3) 学外住民の迷惑となるもの
(4) 学生活動として不適当と認められるもの

（施設及び備品の使用）

第６条　規程第16条に定める本学の施設，備品の使用にあたっては，下記項目を守らねばならない。

(1) 備品の借用に際しては，借用書を提出しなければならない。ただし，施設使用の場合で，その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
(2) 借用した備品を紛失または破損した場合には，弁償しなければならない。
(3) 施設の使用できる時間は原則として９：00～17：00までとする。
(4) 施設の使用にあたっては，火気を使用すること，喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
(5) 施設の使用にあたっては，備え付けの備品を許可なく持ち出し，または配置変更してはならない。
(6) 施設の使用を終えた時は，速やかに係員に報告しなければならない。
(7) 施設を破損または汚損した時は，使用責任者は弁償しなければならない。

第７条　規程第18条に以って放送を行う場合には本細則第４条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則　この規程は，昭和52年７月15日から施行する。

附表

※（　）内提出期限

団体結成願……団体規約，構成員名簿，責任者氏名，団体の名称と目的，活動計画，（クラブ・同好会の場合）（１週間前迄）

団体解散届……解散の理由，責任者氏名，学外団体加盟の有無（解散後１週間以内）

規約変更願……変更規約，変更前後の名称，変更の理由，変更後の責任者氏名（１週間前迄）

団体加盟許可願……学外団体規約，加盟の目的，加盟員名簿，責任者氏名，学外団体責任者，学外団体の名称，（１週間前迄）　顧問の承認

学外団体行事参加願…参加者名簿，行事名，参加場所，活動計画，現地責任者，残留責任者，緊急時の連絡方法，（１週間前迄）クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願……掲示物の写し，責任者氏名，希望掲示期間（前日迄）
学内外集会許可願……集会の目的，名称，場所と日時，参加者氏名，参加責任者氏名，残留責任者氏名，緊急の場合の（学内３日前迄）　連絡方法，講演会の場合に講師名と職業（学外１週間前迄）
印刷物発行配布願……印刷物原稿，責任者氏名，配布対象者，発行部数，場所（前日迄）
施設・物品借用願……使用目的，使用日時，使用施設名，責任者氏名，団体名，人員，使用場所，光熱設備使用の有無（３日前迄）

16. 大乗殿利用心得

（使用手続）

1　大乗殿を利用する際には，「大乗殿使用許可願」を使用３日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

（使用時間）

2　使用時間は，次のとおりとする。

月曜日～金曜日　　９時から16時30分まで

土曜日　　９時から13時まで

ただし，次の場合には，「休日・時間外施設使用許可願」を使用する３日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

(1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）

(2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

（遵守事項）

3　使用者は，使用にあたり，次の事項を厳守しなければならない。

(1) 使用時間を守ること

(2) 目的外の用途に使用しないこと

(3) 館内では火気の使用または，喫煙をしないこと

(4) 飲食の持込はしないこと

(5) 土足及び外履での入館はしないこと

(6) 掲示その他これに類することはしないこと

(7) 使用後はただちに原状に復するとともに清掃を行い，火気，水道栓の点検及び消灯，戸締りを厳重に励行すること

（使用許可の取消・使用の停止及び禁止）

4　次の各号に該当する場合には，使用許可の取消し，使用の停止または禁止することがある。

(1) 使用願に虚偽の記載をしたとき

(2) 遵守事項を守らず，使用させることは適当でないと認めた場合

（使用者の責任）

5　使用者は，故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは，その損害についての弁済責任を負うものとする。

17. 部室使用細則

（目的）

第１条　この細則は，部室の適切な利用を規定することを目的とする。

（貸与）

第２条　部室は，公認されている部のみ，その使用を許可するものとする。

第３条　部室の使用は，部本来の活動のために限る。

第４条　部室の使用を希望する部は，毎年３月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第５条　部室の使用許可期間はその年度限りとし，継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

２　継続使用願を提出しない時は，次年度の使用を認めない。

（返還）

第６条　部の解散，その他により使用目的が消滅した時は，速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

２　規定に違反した場合は，その室の使用を取り消すことがある。

（使用心得）

第７条　部室の使用を許可された部は，次のことを守らなければならない。

(1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
(2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。
(3) 部室内においての飲酒をしないこと。
(4) 部室の使用時間は，９時から20時までとし，この時間を超える時は，学生課に願出て許可を受けること。
(5) 休業日の部室使用は，前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし，使用時間は９時から20時までとする。
(6) 休業日の部活動を行う時は，登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。
(7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
(8) 室内の提示，その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
(9) 一室を数部で使用する場合，互いに協調し合うこと。

（禁止事項）

第８条　部室の使用を許可された部は，次のことをしてはならない。

(1) 部室内での暖房器具の使用
(2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
(3) 部員以外の者の使用。
(4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

（留意事項）

第９条　各部室の鍵は，各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条　部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

第11条　事故防止に各自心掛け，万一事故のあった時は，速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条　部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は，学生課に届け出て，その指示を受けること。

第13条　管理の必要上，教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則　この細則は，昭和52年９月29日から施行する。

18. 休学者の学費に関する細則

（目的）
第１条　この細則は，学則第 47 条に基づき，休学者の学費について定める。

（休学者の学費）
第２条　休学者の学費は，その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の学費
前期中 ４月１日 ～ ９月 30 日	１か年 （翌学年前期末まで）	120,000 円
	後　期 （当学年末まで）	60,000 円
	前期末まで	
後期中 10 月１日 ～ 翌年３月 31 日	１か年 （翌学年末まで）	120,000 円
	前　期 （翌学年前期末まで）	60,000 円
	当学年末まで	

２　学費は，休学願出の翌学期から起算するものとする。

（復学）
第３条　休学期間を中断して復学した場合は，実際の休学期間に応じて，所定の学費を納入する。

附則　１　この細則は，平成 24 年４月１日から施行する。
２　この細則の施行に際して，埼玉工業大学休学者学費免除に関する細則（昭和 52 年３月８日制定）は廃止する。
３　この細則は，大学院の休学者にも適用する。

19．埼玉工業大学学費納付細則

（目的）

第１条　学費の納付については，学則に定めるもののほか，本細則によるものとする。

（学費）

第２条　学費とは，授業料，実験実習費，施設設備費，卒業研究費をいう。

２　学費の納付額は，本細則別表１に定める年額とする。ただし，授業料，実験実習費，施設設備費の年額を前期額及び後期額に２分割することができる。

（納付期限）

第３条　学費の納付は，次に掲げる期限までに納付しなければならない。

一　年額一括納付の期限　　４月３０日

二　年２回分割納付の期限　前期額　　４月３０日

　　後期額　　９月３０日

２　入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は，前項の規定にかかわらず，入学手続要項に定めた期日までとする。

（学費の返還）

第４条　既納の学費は，返還しない。ただし，学費を納付した在学生で，前期又は後期の初日の前日（その日が休日の場合はその翌日）までに退学（学則第４２条）を願い出たとき，又は除籍（学則第５４条４項）となったときには，在籍しない学期の学費を返還する。

（納付方法）

第５条　学費の納付方法は，指定の振込用紙による銀行振込とする。

（学費の延納）

第６条　保証人は，特別な理由により延納を希望するときは，第３条の納付期限までに，願い出て許可を得なければならない。延納期間は，前期，後期の納付期限から起算して３か月以内とする。

（卒業延期者の学費）

第７条　単位未修得のため卒業を延期された者で，９月に卒業を認められたときは，後期額の納付を要しない。

２　１０月入学者については，９月を３月，後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

（学費の免除）

第８条　４年を超えて在学し，卒業研究又は実験実習科目の単位をすでに修得した者については，卒業研究費又は実験実習費を免除する。

附則１　この細則は，平成１５年４月１日から施行する。

２　埼玉工業大学工学部学費納付細則（平成１２年４月１日制定）は，廃止する。

３　旧細則適用者は，別表１に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則　この細則は，平成１７年４月１日から施行する。

附則　この細則は，平成２２年４月１日から施行する。

附則　この細則は，平成２３年４月１日から施行する。

附則　この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

ただし，平成２７年度以前の入学者については，なお従前の細則を適用する。

別表1

工学部　　全学科

学費明細表（平成27年度以前の入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学2年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学3年目	授業料	660,000	660,000	1,320,000
在学4年目以降	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費（注1）	100,000		
	調査研究・卒業研究費（注2）	100,000		

（注1）　機械工学科，電子工学科，情報システム学科，ヒューマン・ロボット学科
生命環境化学科（平成22年度以降の入学者）の学生に適用する。
ただし，卒業研究Ⅱのみ履修するときは，半期当たり50,000円とする。

（注2）　応用化学科，情報工学科，生命環境化学科（平成21年度以前の入学者）
の学生に適用する。
ただし，卒業研究のみ履修するときは，半期当たり50,000円とする。

学費明細表（平成28年度以降入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学2年目	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学3年目	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学4年目以降	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費（注1）	100,000		

（注1）　卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは，半期当たり50,000円
とする。

人間社会学部　情報社会学科

学費明細表（平成27年度以前の入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学3年目	授業料	585,000	585,000	1,170,000
在学4年目以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

学費明細表（平成28年度以降入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学2年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学3年目	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学4年目以降	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	

人間社会学部　心理学科

学費明細表（平成27年度以前の入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	595,000	595,000	1,190,000
在学3年目	授業料	610,000	610,000	1,220,000
在学4年目以降	授業料	610,000	610,000	1,220,000

学費明細表（平成28年度以降入学者）　（単位：円）

	種　別	前期額	後期額	年　額
在学1年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学2年目	授業料	360,000	360,000	1,040,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
在学3年目	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
在学4年目以降	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	

20．学校法人智香寺学園特別奨学金制度規程

（目的）

第１条　学校法人智香寺学園特別奨学金制度は，埼玉工業大学（以下「本学」と称する）学部学生で学業・人物ともに優秀なものに奨学金を授与し，これを奨励することを目的とする。

（資格）

第２条　本奨学金の授与を受ける者は，在学前年次までの成績が優秀かつ健全な学生と認められたものでなければならない。

２　学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者，埼玉工業大学奨学生を含む。）は，この規程で定める奨学生の対象とならない。

（審査及び決定時期）

第３条　本奨学生の審査は，常務理事会で行い，毎年度始めに決定する。

（選考方法）

第４条　本奨学金候補者の選考は，各学科において行い，学科長が推薦するものとする。

２　毎年度4月末日現在の普通進級者数に応じて,本奨学生の推薦人数を常務理事会で定める。

３　前項にかかわらず平成17年度，18年度に入学した学生の奨学生候補者推薦人数は，毎年度各学科5名とする。

（奨学金推薦手続）

第５条　本奨学生を推薦しようとするときは,年度始めに所定の推薦書に次の書類を添えて,学長宛提出しなければならない。

(1) 成績証明書

(2) その他必要な書類

（授与金額）

第６条　本奨学金の授与する金額は，次のとおりとする。

(1) 奨学生一人　10万円

（決定通知）

第７条　本奨学生の採用を決定したときは，推薦のあった各学科長を通じて本人に通知するものとする。

（奨学金の支給）

第８条　本奨学金の支給は，５月に一括して行うものとする。

附　則　この規程は，昭和62年4月1日から施行し，昭和61年度入学生から適用する。

附　則　この規程は，平成11年4月1日から施行する。ただし，第２条の規定にかかわらず，「入学者に対する特待生制度」が整備されるまでの間，３年次生及び４年次生に対して，平成11年度から同規程を準用する。この場合において，同条中「1年次」を「在学前年次」にそれぞれ読み替えるものとする。

附　則　この規程は，平成15年4月1日から施行する。

附　則　この規程は，平成20年4月1日から施行し，平成19年度入学生より適用する。

21．外国人留学生規程

（目的）
第１条　この規程は，学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して，その取扱を規定することを目的とする。
（出願資格）
第２条　外国人留学生として出願し得る者は，次のいずれかの資格を備えている者でなければならない。ただし日本で高等学校３年間の教育を受けた者，在留資格の「定住者」は出願することはできない。
一 外国において，学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者，及び国際バカロレア資格，アビトゥア資格またはバカロレア資格（フランス共和国）の保有者で18歳に達した者，またはこれらと同等以上の学力があると認められた者
二 出入国管理及び難民認定法第２条の２の第２項別表第１の４に規定する「留学」の在留資格を得て入国した者，または取得見込みの者
２　日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者
（入学時期）
第３条　外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。
（入学学年）
第４条　入学を許可する学年は原則として１年次のみとする。
（選考）
第５条　入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。
２　日本語能力に関しては，筆記・口述その他適当な方法により審査する。
（出願書類）
第６条　外国人留学生として志願する者は，所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。
一 入学願書（本学所定のもの）
二 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）
三 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書
四 日本語能力証明書
五 健康診断書
六 住民票または旅券の写し
七 日本入国後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類
２　前項各号の書類は日本語を使用するかもしくは日本語訳を添付しなければならない。
３　第１項に規定する検定料及び 六・七 の提出については入国後でもよい。
（保証人）
第７条　外国人留学生は，入学に際し保証人を定めなければならない。
２　前項保証人は，身元確実な者で，留学生の身分及び在学中の経費等について，一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
（入学許可）
第８条　外国人留学生の入学は，教授会の選考を経て，学長がこれを許可する。
（納付金）
第９条　入学を許可された者は，学則第44・46条により，入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。
（外国人科目等履修生）
第10条　他大学に在学する外国人留学生は，研究上の必要に基づき，本学の科目等履修生となることができる。
２　この場合，本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。
（外国人研究生）
第11条　学則第61条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては，本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則　この規程は，昭和54年10月12日から施行する。
附則　この規程は，平成２年10月19日から施行する。
附則　この規程は，平成23年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成26年４月１日から施行する。

22. 私費外国人留学生の学費減免に関する規程

（目的）

第１条　埼玉工業大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の学費（授業料，実験実習費，施設設備費）を減免するときは，この規程に基づいて行うものとする。

（対象）

第２条　対象とする留学生は，本学の正規の課程に在籍する留学生とする。ただし，国費外国人留学生，研究生，科目等履修生及び外国政府の派遣する留学生は，その対象としない。

２　次に該当する者は，次年度以降，授業料免除の対象としない。

一　出席日数を勘定し，学業継続の意志がないと認められる者

二　学業成績が不振で，成業の見込みがないと認められる者

三　経済的に恵まれていると認められる者

四　留年した者。ただし，病気その他やむを得ない事由によると認められたときは，この限りでない。

（減免の額）

第３条　減免の額は，学費に正規課程の入学年度に対応する減免率を乗じて得た額とする。ただし，１００円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

２　減免率は，学費の３０％とする。

（学費の減免の方法）

第４条　学費の減免は，学費の納付時期において，正規の学費から差し引くものとする。

ただし，分割納入の場合は，前・後期それぞれの学費額から各期の学費減免額を差し引いた額とする。

（減免の申請）

第５条　減免を受けようとする留学生は，所定の申請書（別紙）を指定された期日までに学校法人智香寺学園（以下「法人」という。）の理事長に提出するものとする。

（減免額の決定及び通知）

第６条　法人は，第５条（減免の申請）にかかる書類に基づき審査のうえ，減免の額を決定して留学生に通知する。

（減免の取消）

第７条　法人は，留学生が虚偽の申告等に基づき，学費の減免に該当しないと認められたときは，減免の取消を行うことができるものとする。

（減免金額の返還請求）

第８条　法人は，減免を取り消した場合には期限を定めて，すでに実施されている学費の減免金額の返還を請求する。

附　則　この規程は，昭和62年10月１日から施行する。

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

この規程は，平成15年４月１日から施行する。

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

23. 埼玉工業大学奨学生規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学の入学試験において，試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても，学業成績が優秀と認められる者の，授業料等を免除するために必要な事項を定める。

（適用）

第２条　奨学生の対象となる入学試験は，次のとおりとする。

一　奨学生入試

二　一般入試Ａ日程

三　センター利用Ａ試験

第３条　奨学生の種類は，次のとおりとする。

一　Ａ奨学生　授業料・実験実習費・施設設備費の全額免除

二　Ｂ奨学生　授業料・実験実習費・施設設備費の半額免除

三　Ｃ奨学生　入学金相当額の返還

（対象者の決定）

第４条　各入学試験の結果において，総配点の７割以上(ただし，センター利用Ａ試験については６割以上)の獲得を最低基準とし，かつ，各学科受験者数の30％を目途に奨学生の対象者を決定するが，試験結果等により，弾力的な運用を行うことができる。

ただし，奨学生入試における入学時の奨学生は，入学試験要項の定めによる。

２　奨学生対象者の中から，目途として，Ａ奨学生20％，Ｂ奨学生30％，その他をＣ奨学生に分類し適用する。

３　Ａ奨学生及びＢ奨学生については，１年から３年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)，下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。

一　工学部・人間社会学部とも，各学科在籍者に対し，Ａ奨学生　上位５％以内，Ｂ奨学生　上位10％以内を目途とする。

（適用条件）

第５条　Ａ奨学生については，審査によりＡ奨学生の基準から外れ，Ｂ奨学生の基準を満たすこととなった場合には，Ｂ奨学生の適用を行う。

２　Ｂ奨学生については，審査によりＢ奨学生の基準を満たした場合のみ，Ｂ奨学生の適用を行う。

３　それぞれについて，Ｂ奨学生までの基準から外れた者は，翌年度以降奨学生の対象とならない。

（選考）

第６条　奨学生の選考は，学長の推薦に基づき，常務理事会で決定する。

（通知）

第７条　選考の結果は，本人及び保護者に対して，書面で行う。

（運営事務）

第８条　この規程の運営事務は，入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い，入学後からの免除手続きは，教学部学生課が行う。

（その他）
第９条　学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は，この規程で定める奨学金の対象とならない。
２　この規程により，Ｃ奨学生を除く奨学生の対象となった者は，学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。
（雑則）
第10条　この規程の変更は，常務理事会の議に基づき，理事長が行う。

附則　この規程は，平成21年１月21日から改正施行し，平成21年度入学者から適用する。
この規程は，平成21年10月 6日より施行する。
この規程は，平成27年 4月14日より施行する。

24. 埼玉工業大学後援会奨学金制度規程

（目的）

第１条 この規程は，埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて，埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

（資格）

第２条 埼玉工業大学後援会奨学金（以下「奨学金」という。）を授与することができる者は，学業・人物ともに優秀で，経済的理由により学業の継続困難と認められる者でなければならない。ただし，日本学生支援機構以外の団体から奨学金を受けている者を除く。

（授与金額）

第３条 奨学生への授与金額は，一人当たり年額１０万円とする。

２　奨学金は返済の必要がない。

（期間）

第４条 奨学金を支給する期間は１年とする。

（手続）

第５条 奨学金の授与を希望する者は，所定の奨学金申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

一　学業成績証明書

二　健康診断書

三　学費支弁者の所得証明書

２　申請は，毎年１回年度初めとする。

３　継続して奨学金の授与を希望する者は，改めて申請の手続を行わなければならない。

（選定）

第６条 奨学金を授与される者の選定は，日本学生支援機構奨学生推薦基準をもとに，本学学生委員会において行う。

（授与の時期）

第７条 奨学金は，１０月に授与する。

（返還）

第８条 後援会は，奨学金を授与された者が，次の各号の一に該当するときは，奨学金を返還させることがある。

一　休学又は退学したとき。

二　学業成績又は性行が不良となったとき。

三　懲戒処分を受けたとき。

四　その他奨学金を授与することが適当でないと認められたとき。

（運用）

第９条 この規程に定めるもののほか，奨学金について必要な事項は，後援会役員会において定めるものとする。

附則

この規程は，昭和53年４月１日から施行する。

この規程は，平成６年４月５日から施行する。

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

この規程は，平成15年４月５日から施行し，平成15年４月１日から適用する。

この規定は，平成 21 年４月１日から施行する。

25. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，本学学生の学業継続を支援することを目的とし，無利子で貸付金を交付する。

（対象者）

第２条　この制度の対象者は，卒業見込の本学学生で，本人及び学費支弁者の経済状態から判断して学業の継続困難で，学費等を納入することが困難と認められ者とする。

（貸付金の額）

第３条　貸付金の額は，原則として当該年度の各期に納入すべき学費等納入金（以下「学費という。」）の二分の一に相当する額とする。

（貸付人数）

第４条　貸付を受ける者の数は，毎年度，若干名とする。

（貸付申込の時期と手続）

第５条　貸付の申込を希望する者は，所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

(1) 学業成績証明書

(2) 学費支弁者の所得証明書

(3) その他必要と認めた書類

２　申込は，毎年前期，後期２回とする。

（貸付の決定）

第６条　貸付の決定は，学生委員会が選考し，後援会長は副会長と協議のうえ，遂行し，事後次の役員会で報告する。

２　前項の決定の結果は，貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

（返還）

第７条　返還は，貸付を受けた者が，学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって，原則として卒業後５年以内に完了するものとする。

２　貸付を受けた者が，本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは，貸付金の全額を返還しなければならない。但し，死亡の場合は，返還を免除する。

３　貸付を受けた者が，正当の事由なく，返還を遅滞したときは，本会は，未済の貸付金の全額を求めることができる。

４　貸付金の返還の細則については，別に定めるものとする。

（返還猶予）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は，原則として一年を限度として，返還期限を猶予することがある。

(1) 貸付を受けた者が，災害や病気などで，著しく返還困難な状態に陥った場合

(2) その他，後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

（返還猶予の決定及びその通知）

第９条　返還猶予の願いが提出されたときは，その可否を後援会長が決定する。

２　前項の決定の結果は，貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

附則　この規程は，平成６年４月５日に施行する。

附則　この規程は，平成12年４月１日に施行する。

26. 埼玉工業大学学部生の学会発表にかかる旅費の取扱要項

1　本学学部生が担当教員の了解を得て学会発表する場合は,それに要する旅費について，学部教育研究経費からの支出を認める。

2　旅費は，学部生 1 名につき年間 4 万円を限度額として打切る。
日当は支給しない。宿泊費は 1 泊につき 8,000 円以内とする。

3　学部生の学会発表にかかる旅費を申請するときは，事前に，担当教員を通じ学長の承認を得る。
申請手続きを行う際には，当該学会からの案内状等を添付する。

4　旅費は，帰着後 1 週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。

5　学部生にかかる旅費申請事務については，教務課が担当する。

6　教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から，学部生の学会発表にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
ただし,当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附　則　この要項は，平成 29 年 4 月 1 日から施行し，平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

大 学 の 校 舎 配 置

埼玉工業大学施設案内図

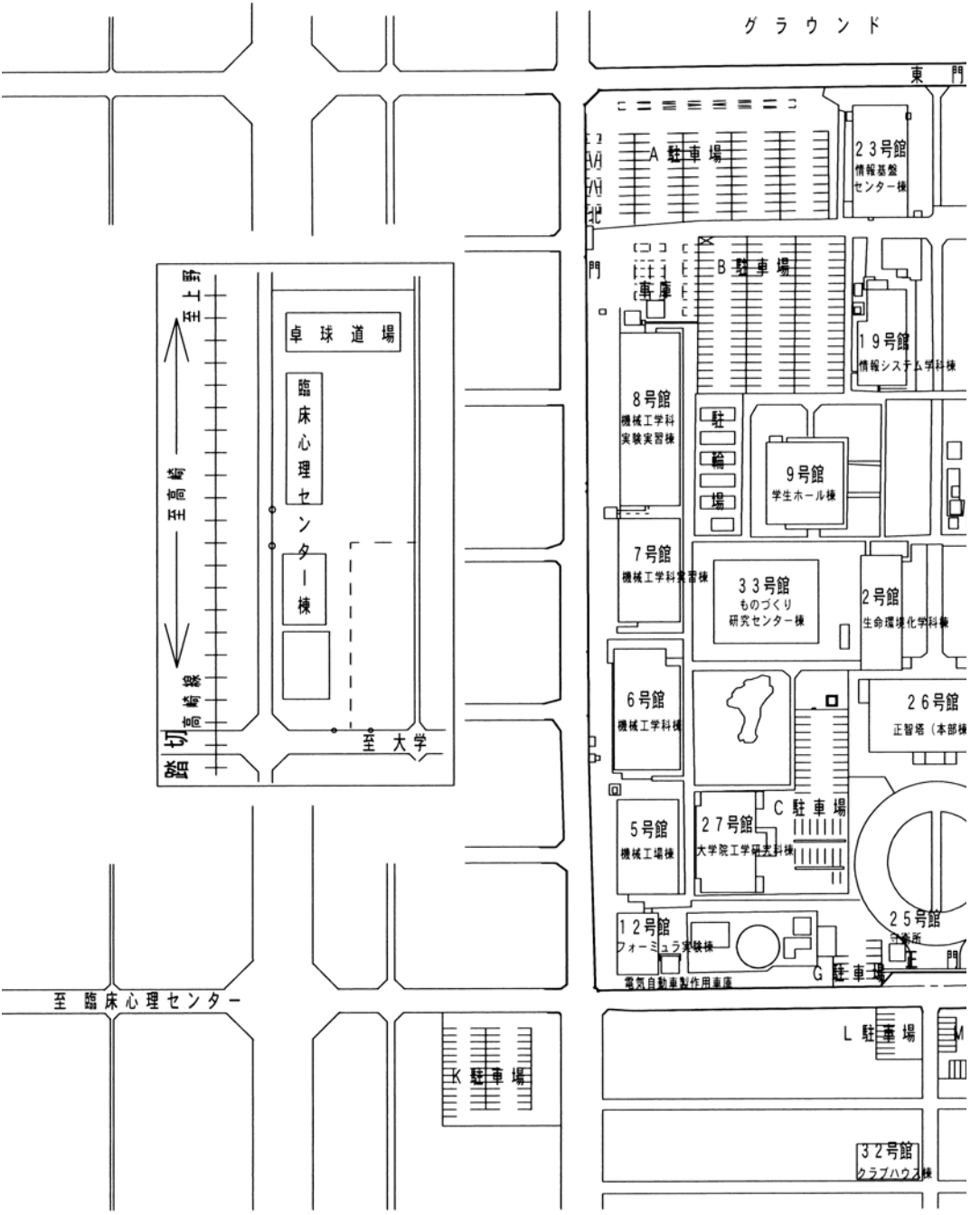

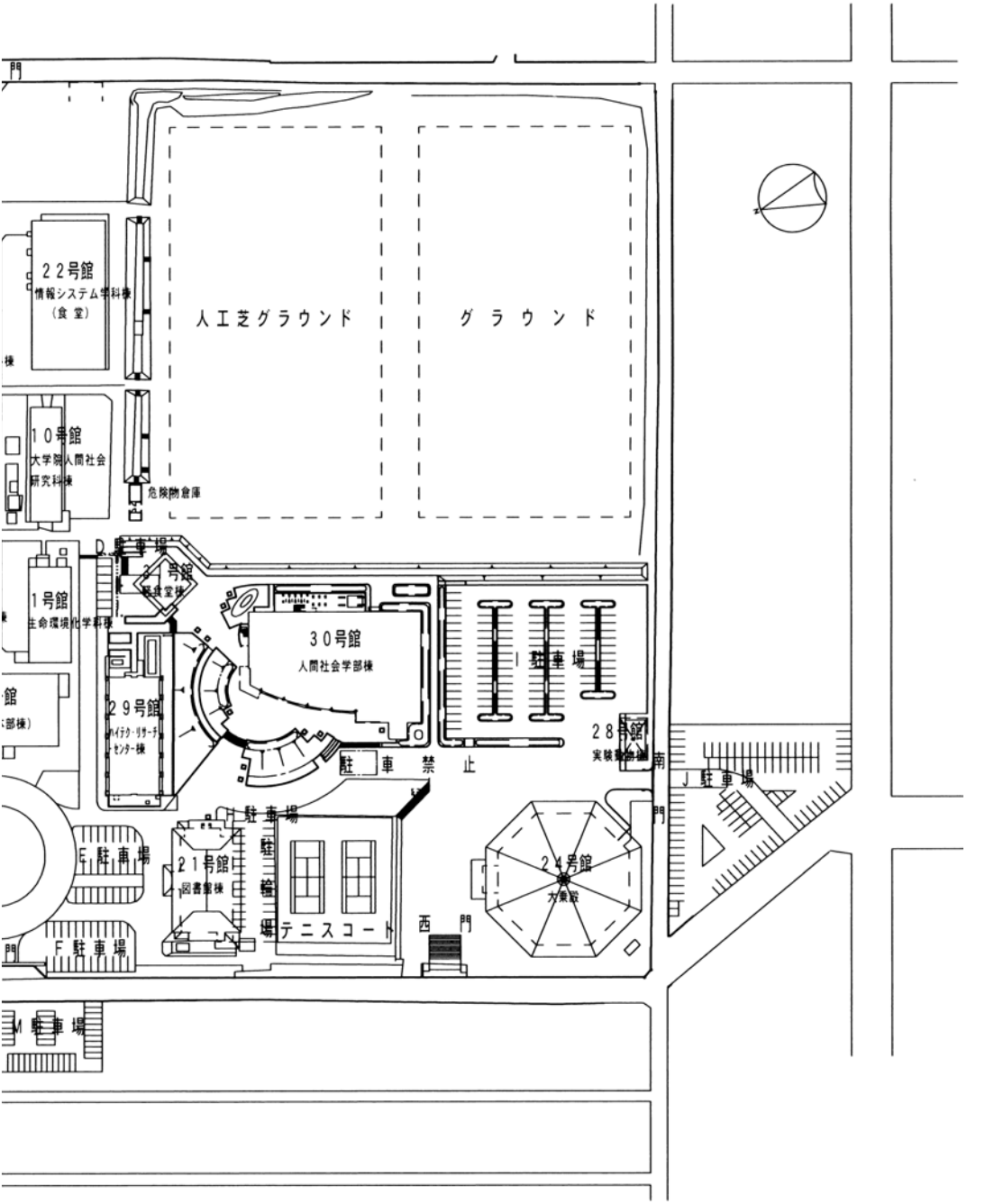
門
22号館
情報システム学科棟
（食堂）
人工芝グラウンド
グラウンド
10号館
大学院人間社会
研究科棟
危険物倉庫
D駐車場
2号館
1号館
生命環境化学科棟
30号館
人間社会学部棟
I駐車場
29号館
28号館
実験動物棟
駐車禁止
南門
J駐車場
E駐車場
21号館
図書館棟
駐車場
駐輪場
テニスコート
24号館
大講堂
西門
F駐車場
M駐車場

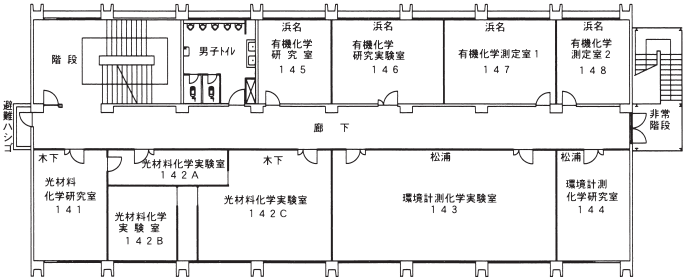

4階　平面図

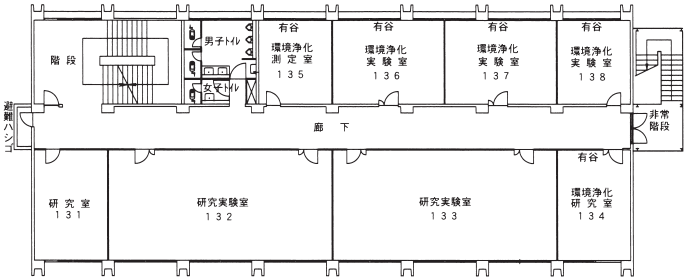

3階　平面図

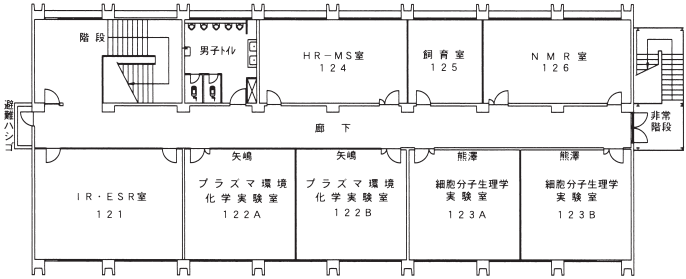

2階　平面図

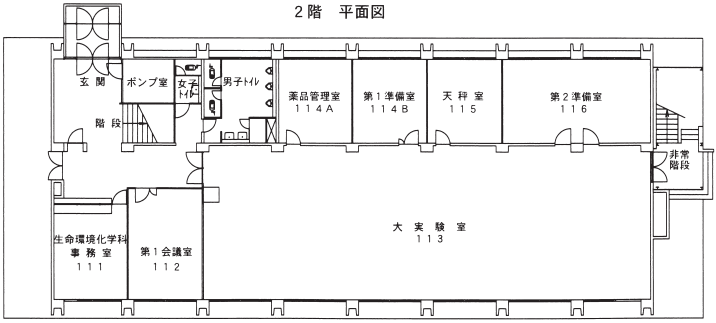

1階　平面図

1号館　生命環境化学科棟

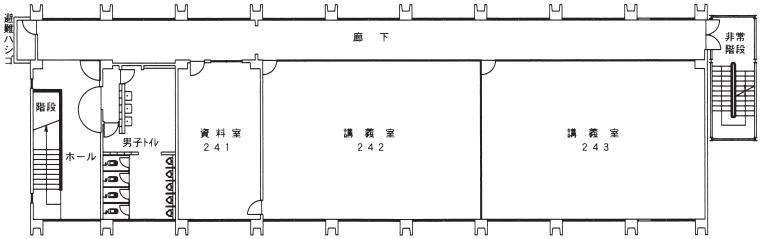

4階　平面図

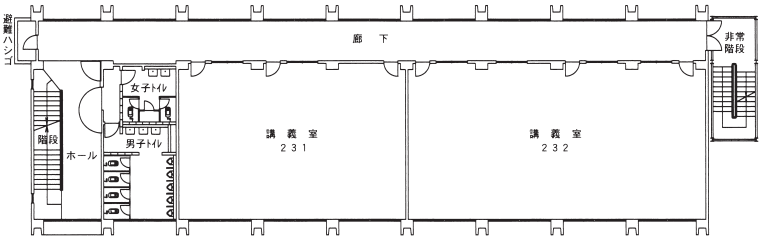

3階　平面図

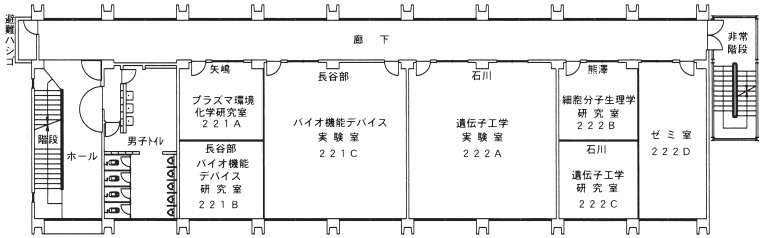

2階　平面図

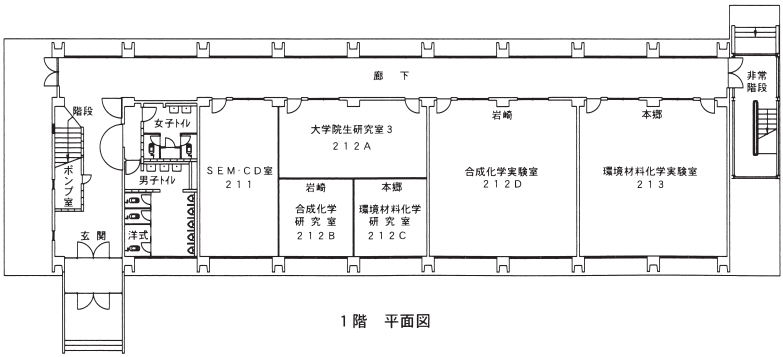

1階　平面図

2号館　生命環境化学科棟

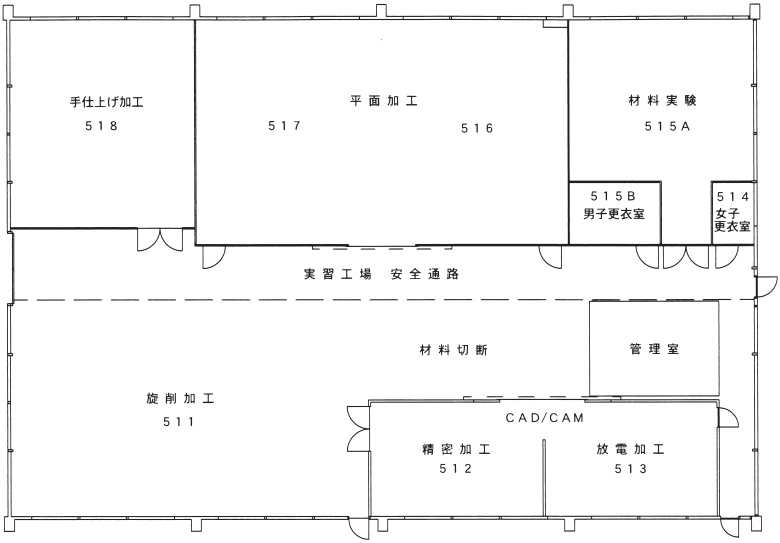

５号館　機械工場棟

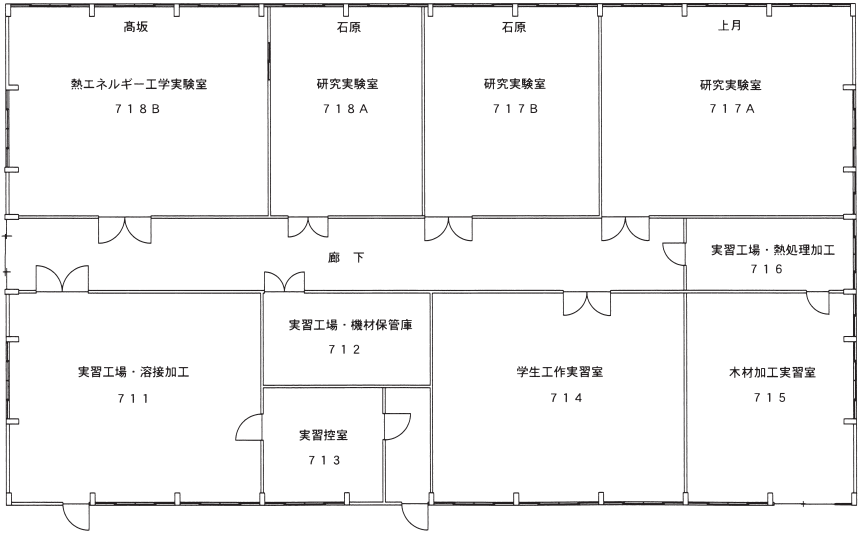

７号館　機械工学科実習棟

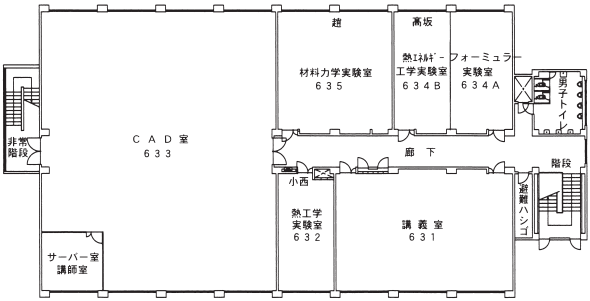

３階　平面図

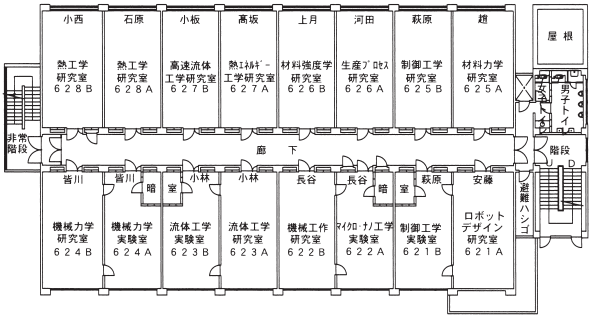

２階　平面図

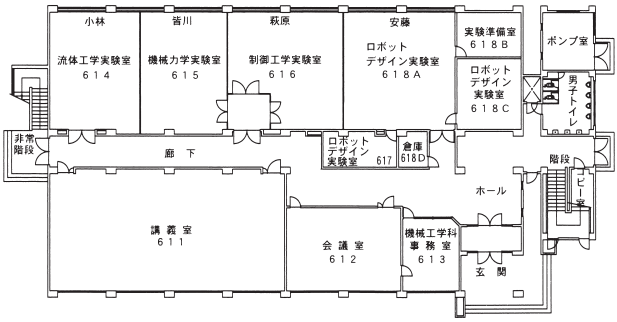

１階　平面図

６号館　機械工学科棟

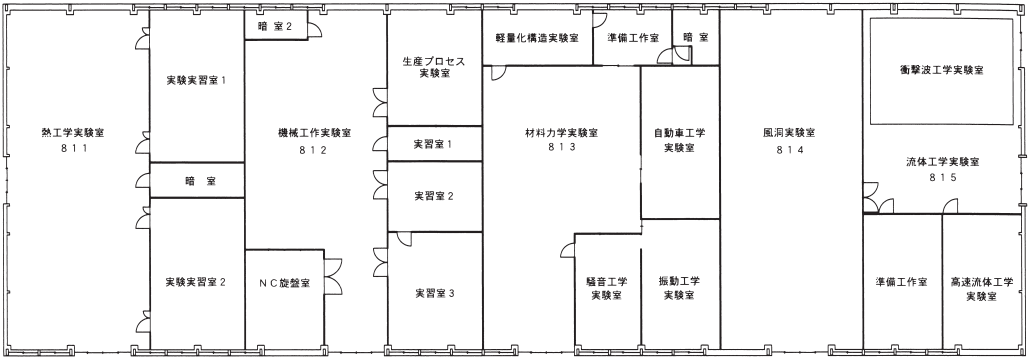

８号館　機械工学科実験実習棟

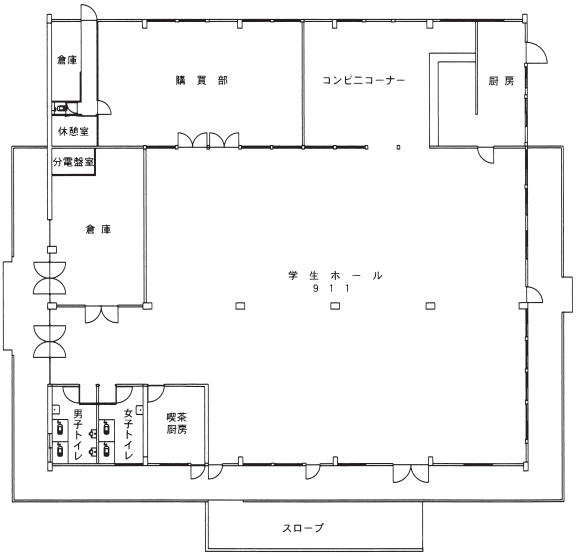

９号館　学生ホール棟

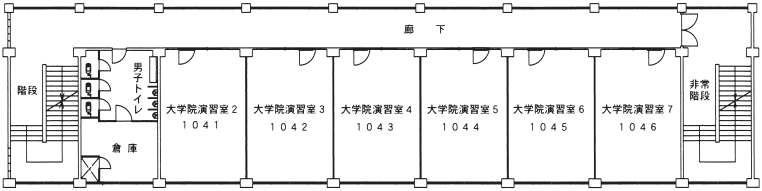

４階　平面図

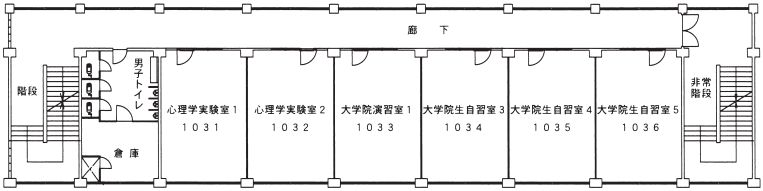

３階　平面図

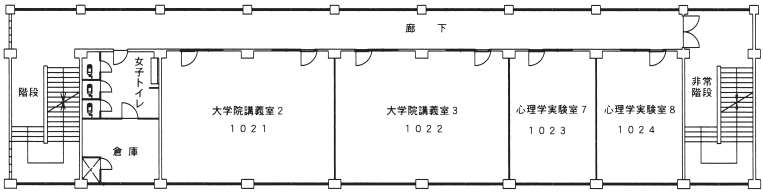

２階　平面図

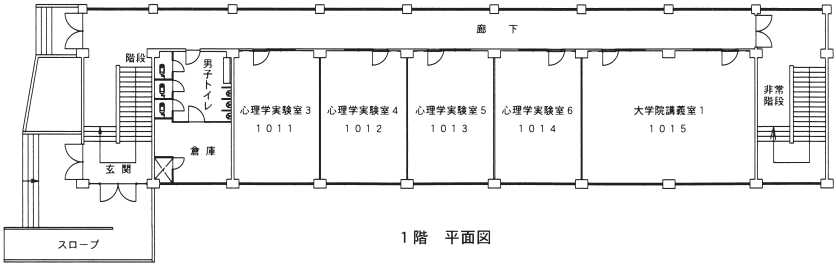

１階　平面図

１０号館　大学院人間社会研究科棟

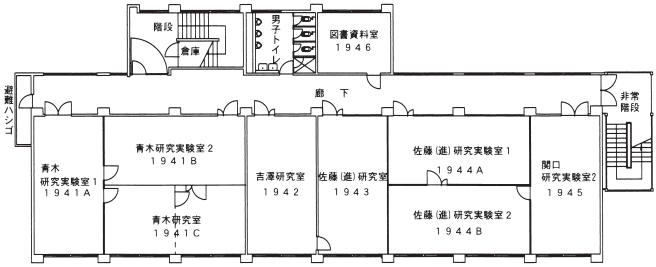

4階　平面図

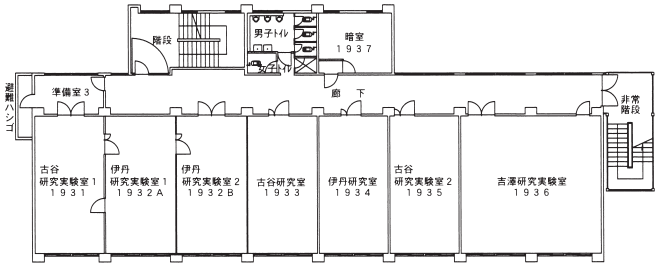

3階　平面図

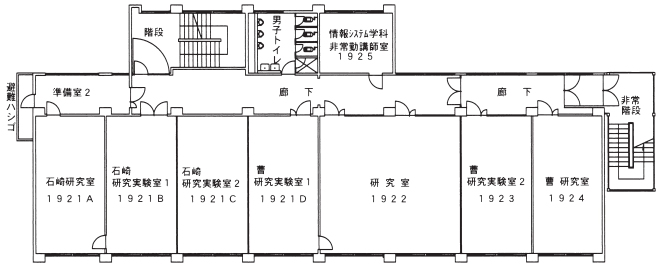

2階　平面図

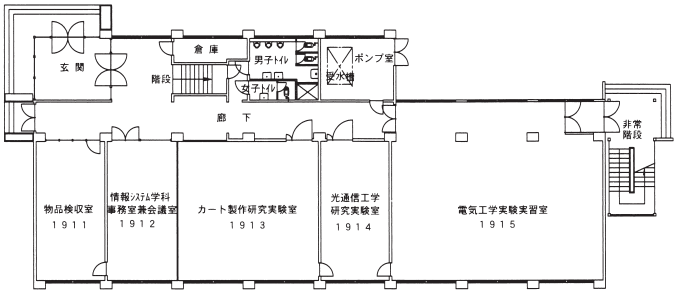

1階　平面図

１９号館　情報システム学科棟

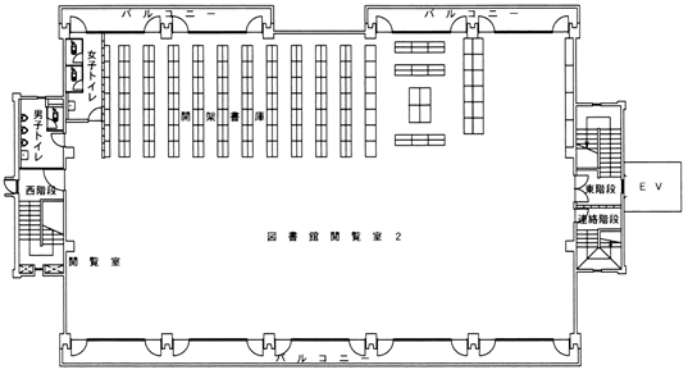

3階　平面図

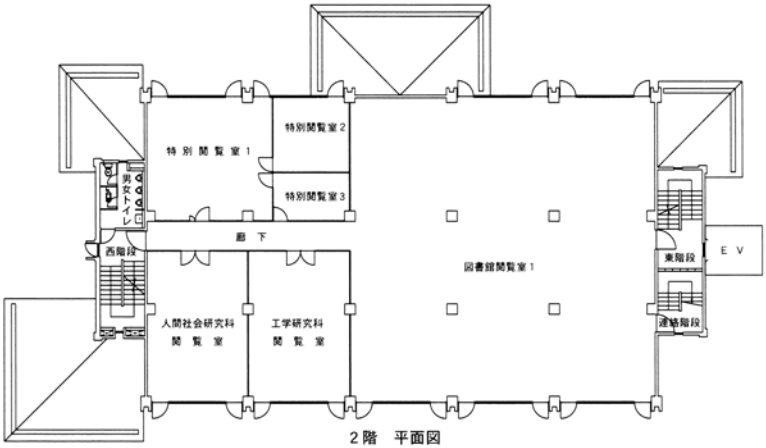

2階　平面図

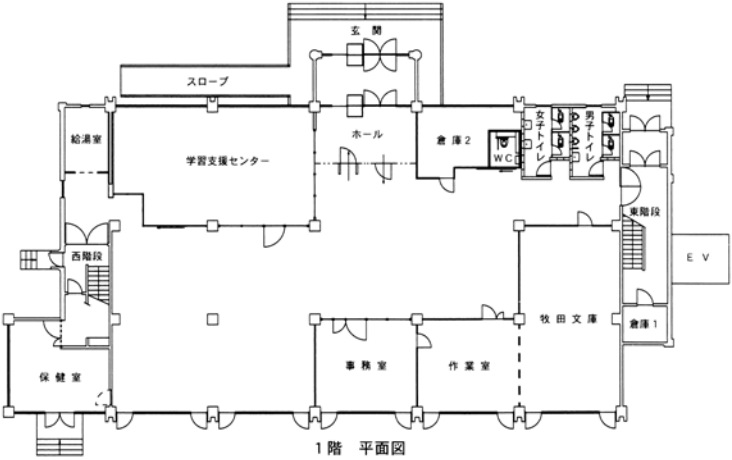

1階　平面図

２１号館　図書館棟

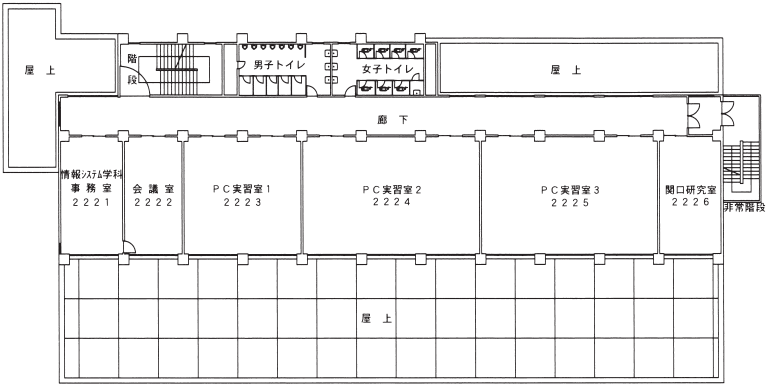

２階　平面図

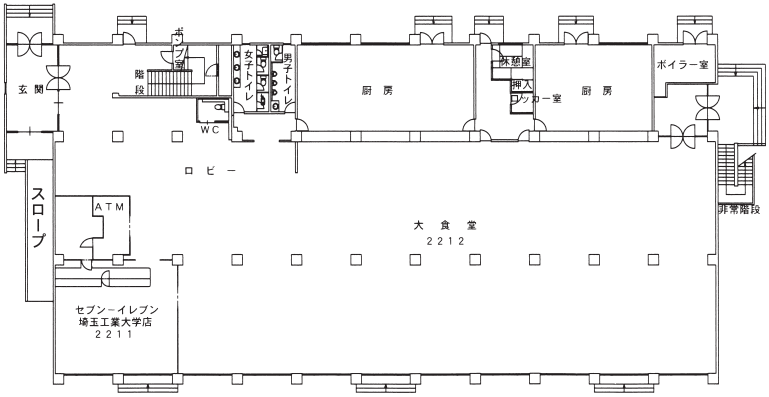

１階　平面図

２２号館　情報システム学科棟

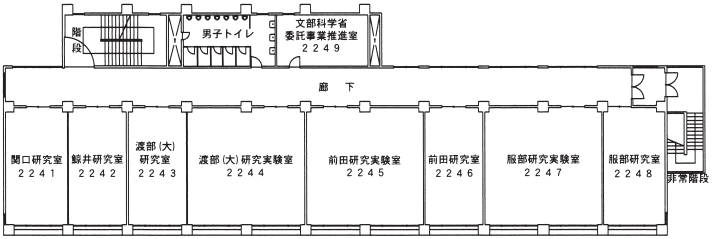

４階　平面図

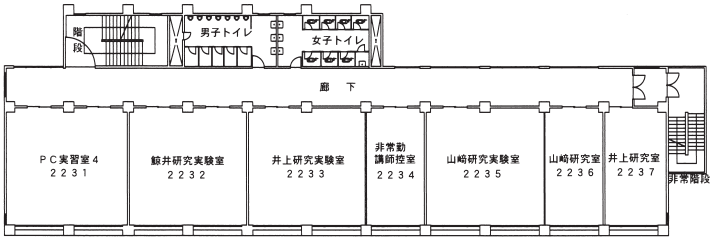

３階　平面図

２２号館　情報システム学科棟

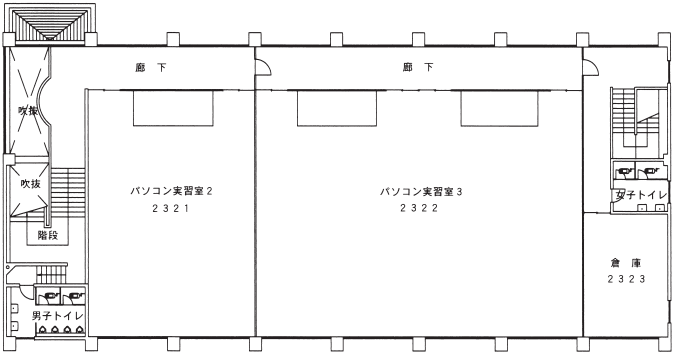

２階　平面図

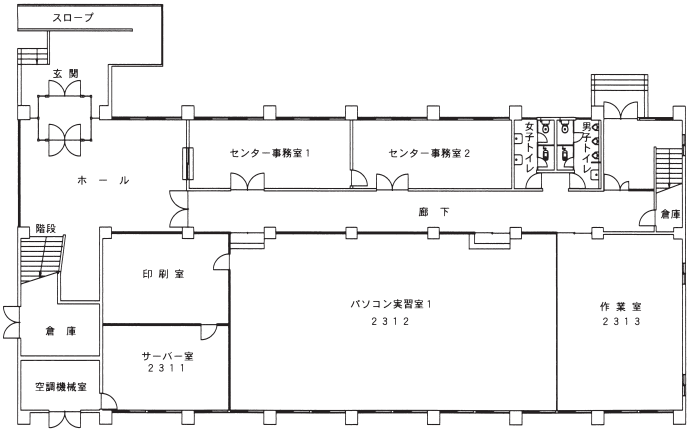

１階　平面図

２３号館　情報基盤センター棟

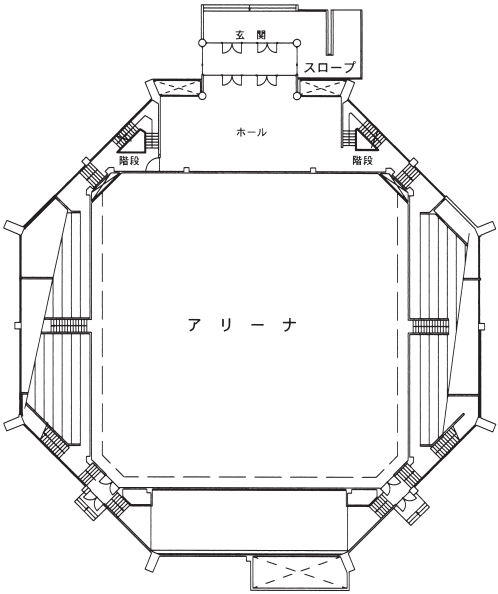

1階　平面図

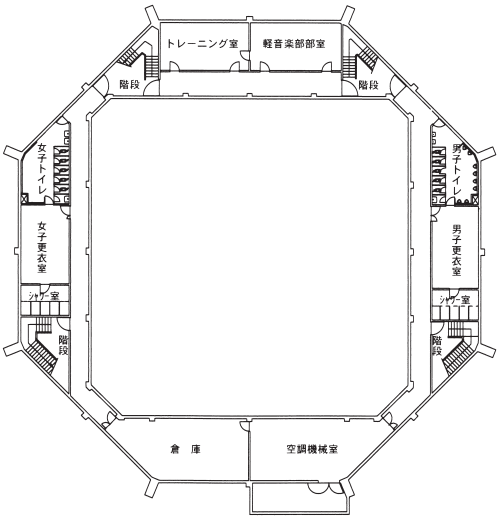

地階　平面図

２４号館　大 乗 殿

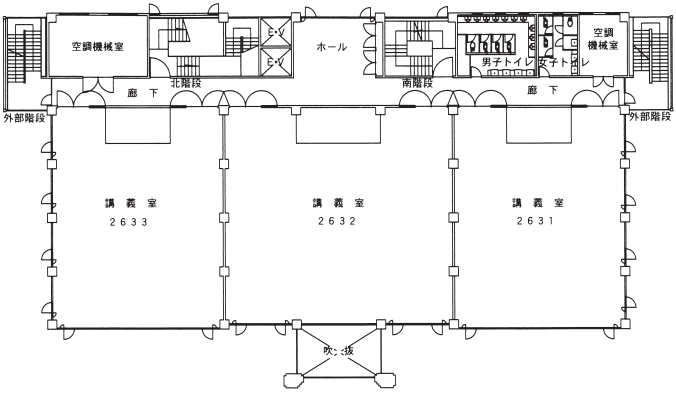

3階　平面図

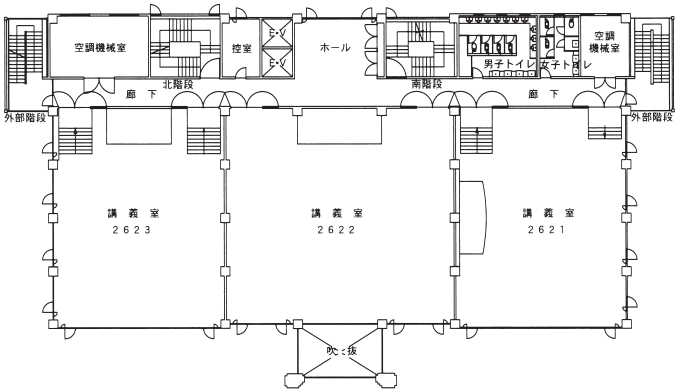

2階　平面図

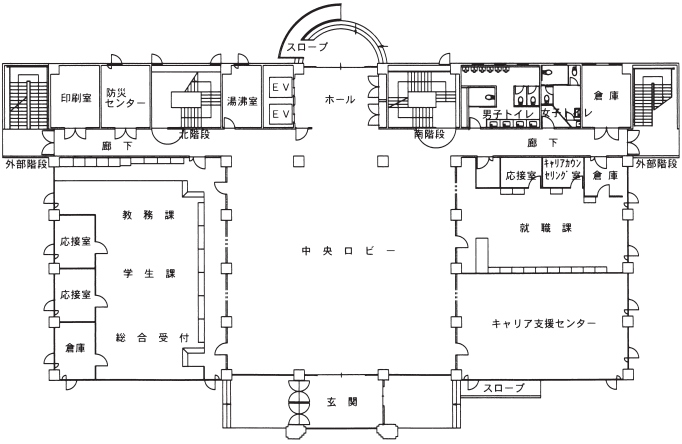

1階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

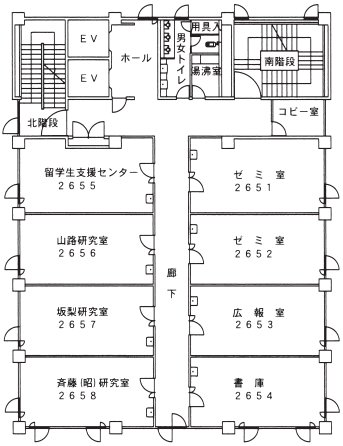

5階　平面図

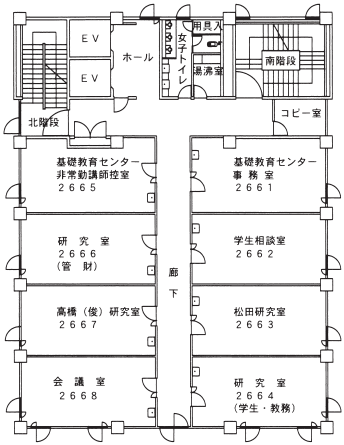

6階　平面図

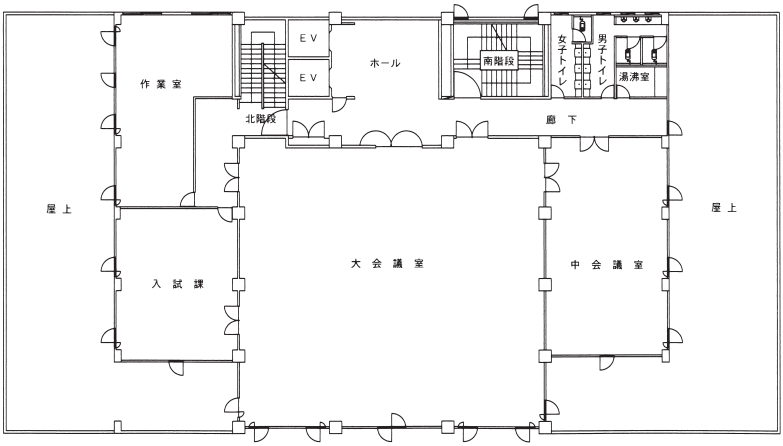

4階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

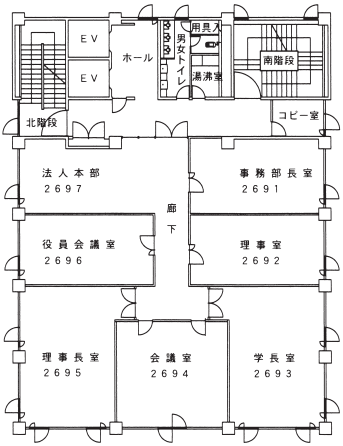

9階　平面図

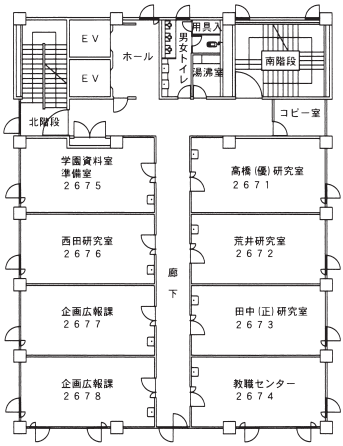

7階　平面図

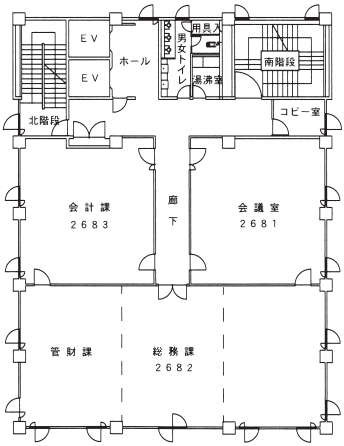

8階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

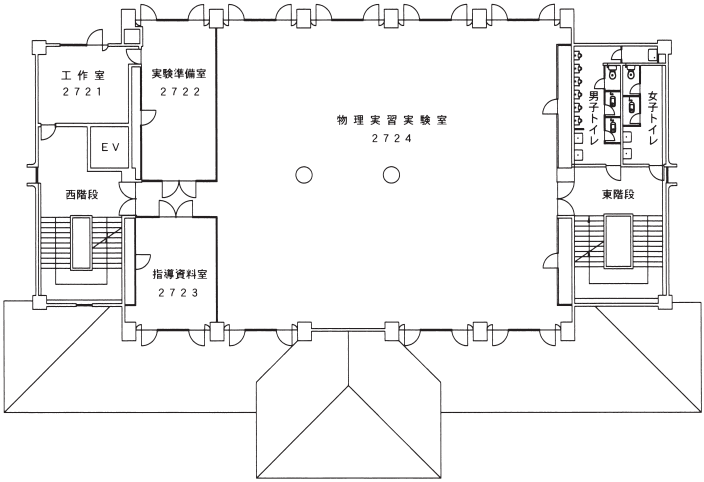

2階　平面図

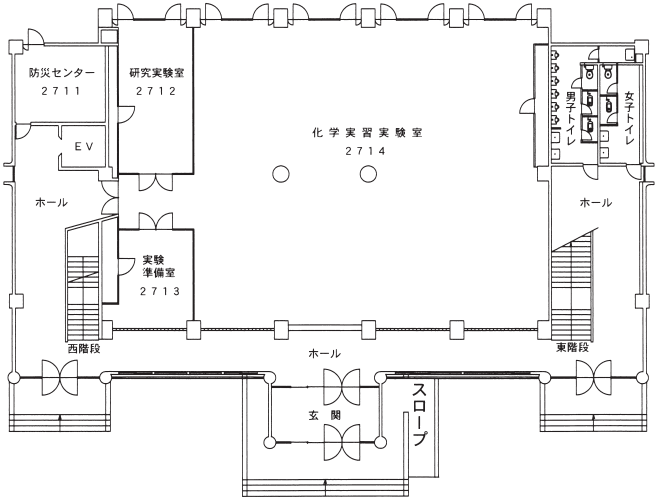

1階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

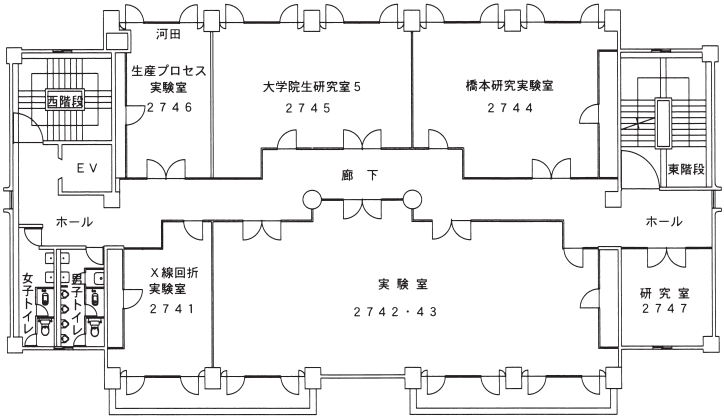

４階　平面図

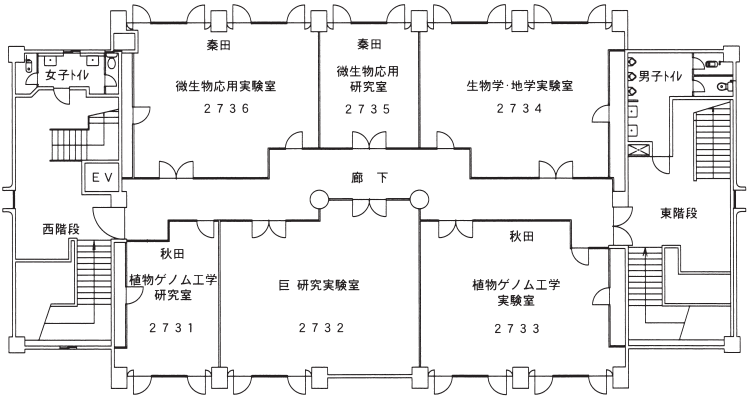

３階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

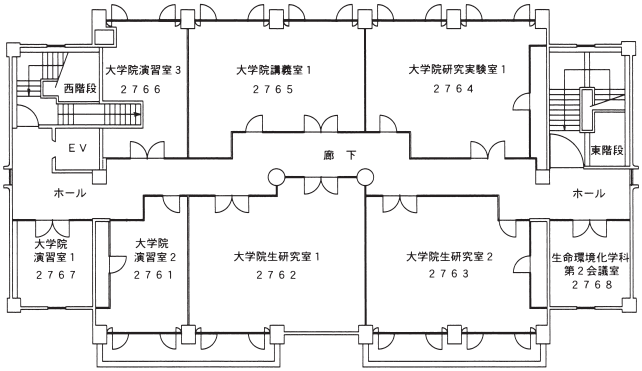

６階　平面図

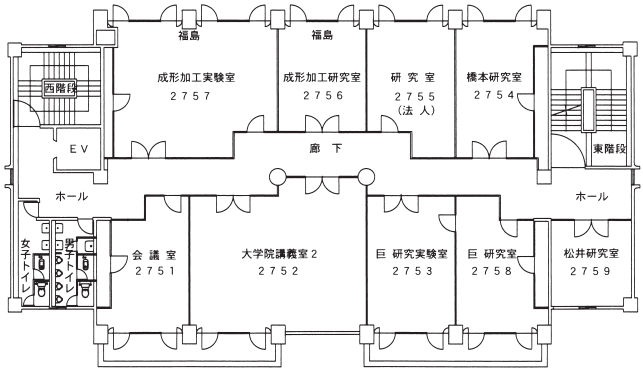

５階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

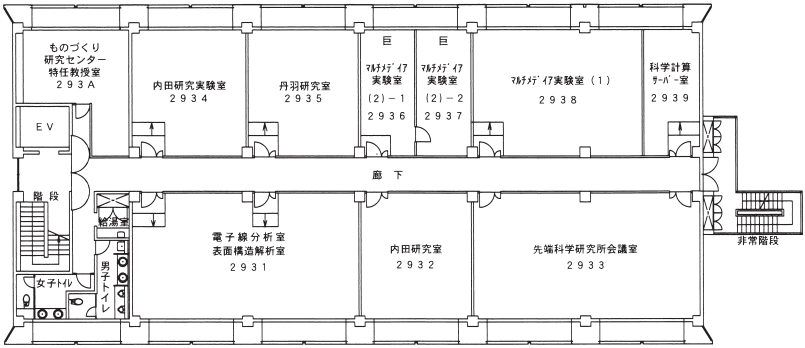

３階　平面図

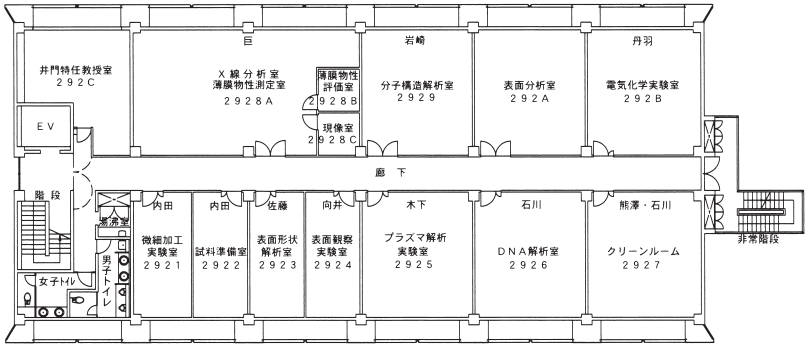

２階　平面図

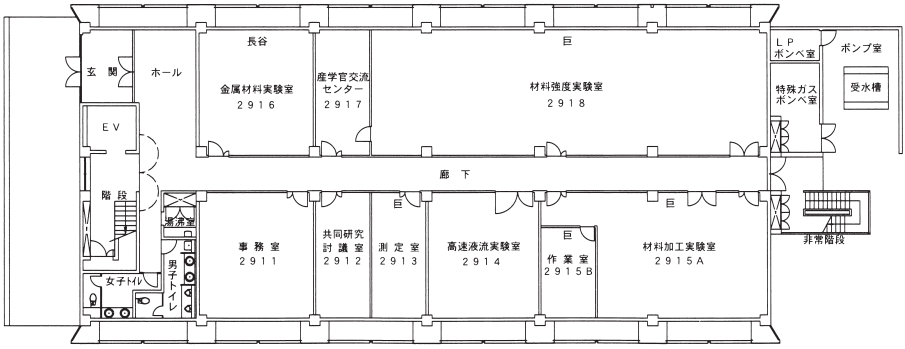

１階　平面図

２９号館　ハイテク・リサーチ・センター棟

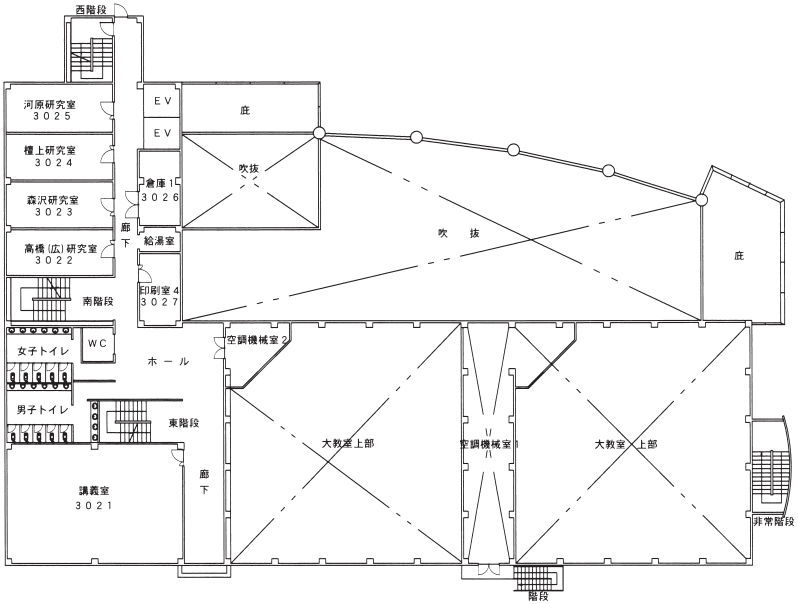

2階　平面図

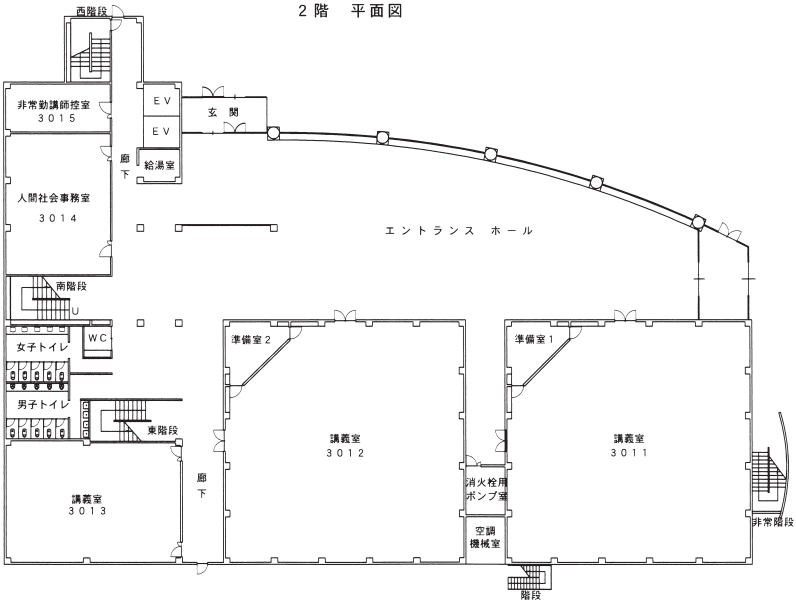

1階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

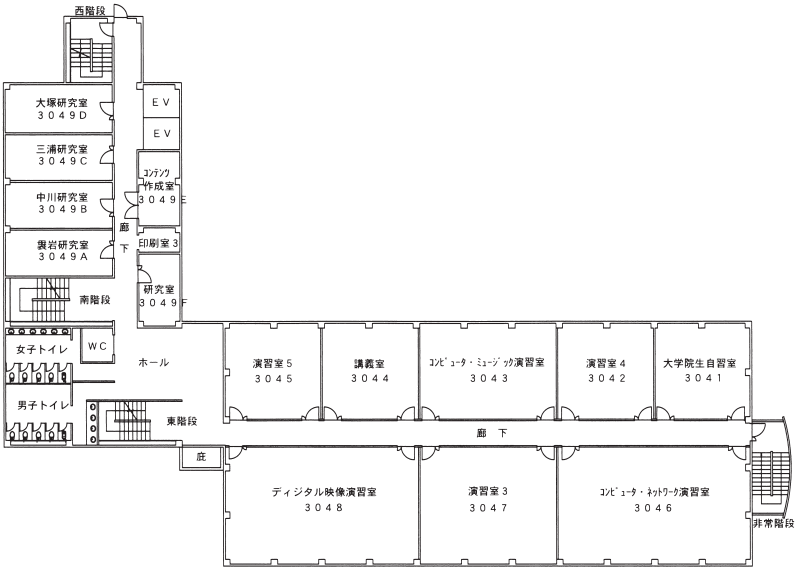

4階　平面図

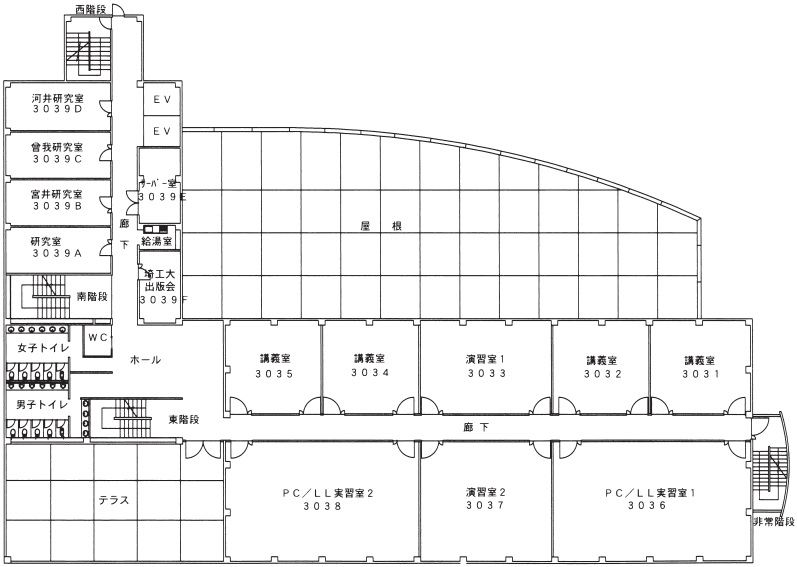

3階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

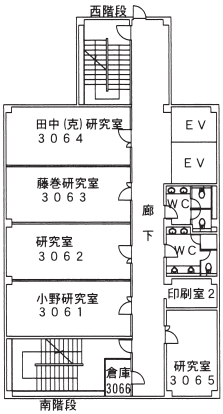

６階　平面図

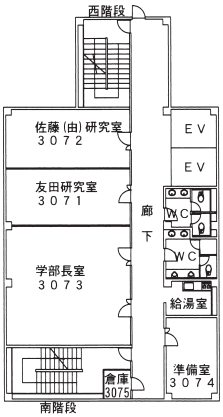

７階　平面図

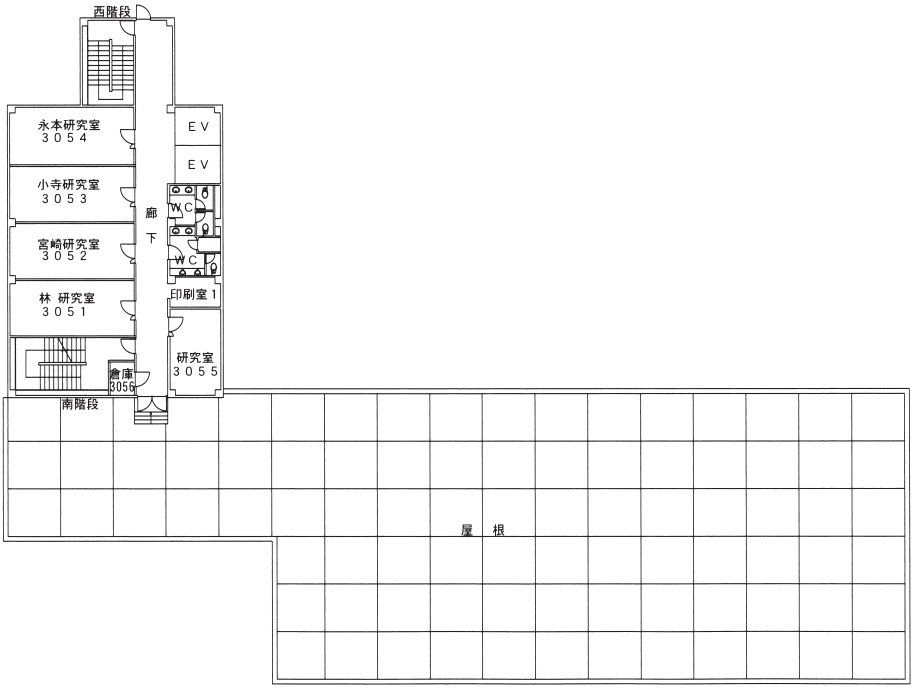

５階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

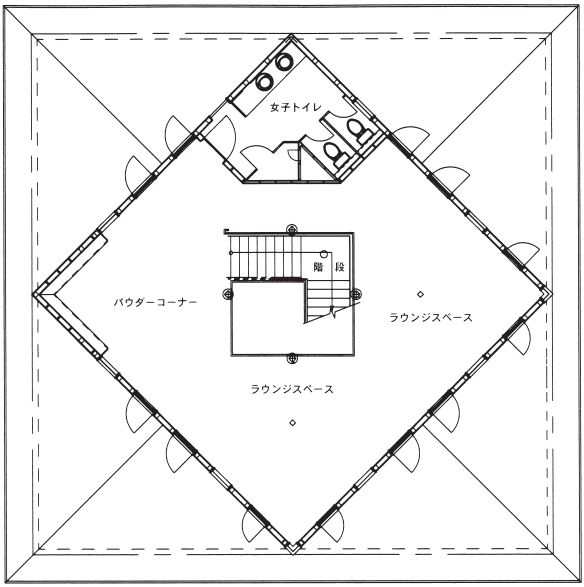

2階　平面図

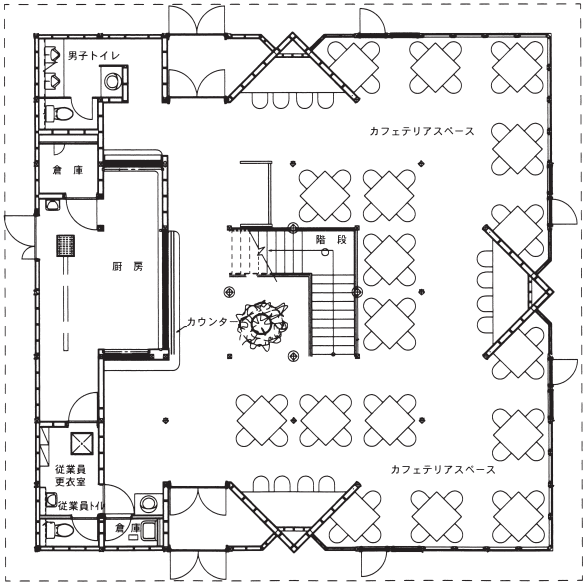

1階　平面図

３１号館　軽食堂棟

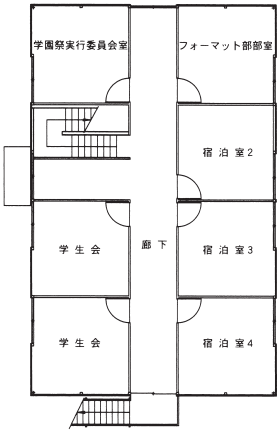

2階　平面図

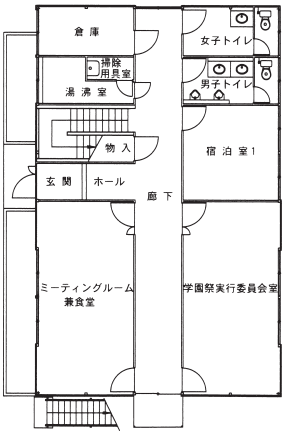

1階　平面図

３２号館　クラブハウス棟

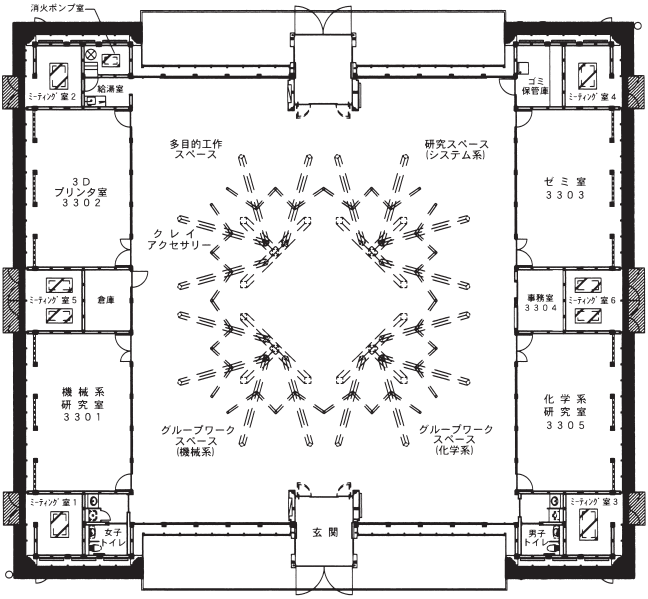

３３号館　ものづくり研究センター棟

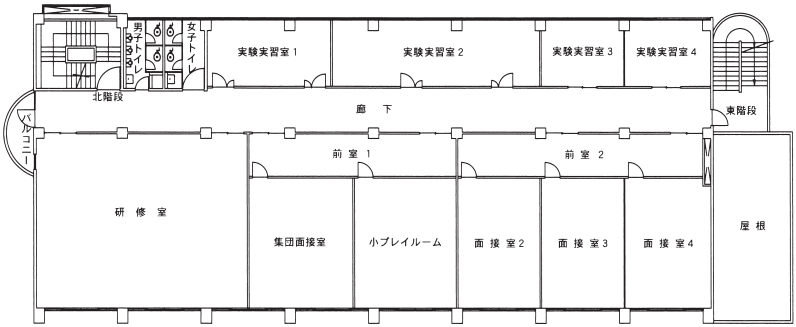

2階　平面図

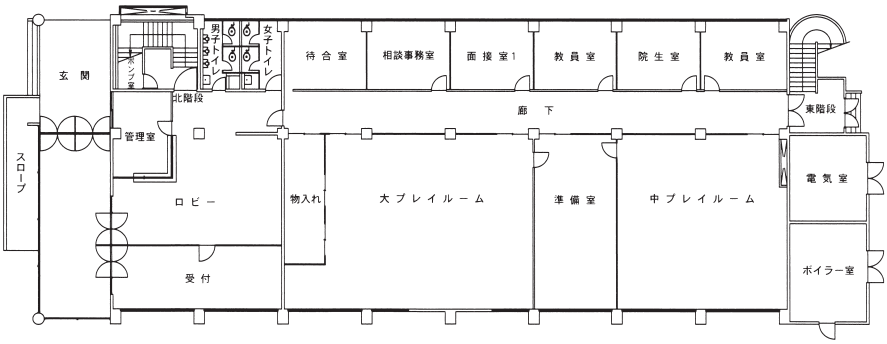

1階　平面図

臨 床 心 理 セ ン タ ー 棟

埼玉工業大学 工学部　学生便覧 369-0293　埼玉県深谷市普済寺 1690 TEL　048（585）6813（直通） FAX　048（585）5939（直通）	学籍番号 フリガナ 氏　名

編集・発行　　埼玉工業大学　教学部　教務課　【工学部】

SAIKO

2017

埼玉工業大学 工学部

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
FACULTY OF ENGINEERING